病院・診療所向け

オンライン資格確認等システム

運用マニュアル

■ 令和８年10月１日　4.10版

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
Japan Healthcare Payment & Digital Transformation Services

改訂履歴

日付	版数	改訂内容
令和２年７月 31 日	β版	-
令和２年 11 月 30 日	初版	・関連情報のアップデートに伴う内容の更新 ・対象者別（病院・診療所、薬局）に「運用マニュアル」を作成
令和３年１月 21 日	1.01 版	・第１章に「本書の改訂について」を追加 ・マイナンバーカードでの本人確認手順の記載において、「暗証番号」の用語定義内容を変更 ・関連文書の名称変更に伴い、本文中の当該文書名を変更 ・関連文書の新規追加に伴い、本書の位置付け全般を更新 ・第６章④「電話」にお問い合わせ先電話番号を追加し、営業時間を更新
令和３年３月４日	1.10 版	・関連情報のアップデートに伴う内容の更新 ・第２章 A（7）「患者情報の取り込み」に「レセプトコンピュータ用端末の操作」をコラムとして追加
令和３年７月２日	1.20 版	・第２章に「資格確認結果の取扱い・留意事項」を追加 ・関連情報のアップデートに伴う内容の更新
令和３年８月 25 日	1.30 版	・資格確認端末で医療情報を閲覧できる仕組みの実現に伴う修正 ・第２章「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（初回登録）が未実施の場合」に留意事項を追加 ・第２章「病院・診療所が受領する電子レセプトに関する連絡内容」に記載の注釈の軽微な修正
令和３年 10 月 27 日	1.40 版	・第１章④厚生労働省 HP に保険者別の特定健診情報・後期高齢者健診情報のデータ登録状況が掲載されたことに伴う内容の修正 ・第３章（２）同上
令和３年 12 月 20 日	1.50 版	・第２章（２）②照合番号（B）がロックされた際の対応について、内容を追記 ・第５章の質問と回答について、内容を追記
令和４年３月 31 日	1.60 版	・第５章「概要」文中のマニュアル名称を修正
令和４年６月 30 日	1.70 版	・診療情報を閲覧する機能の追加に伴う内容の更新
令和４年８月 31 日	1.80 版	・電子処方箋管理サービスの運用を追記（電子処方箋管理サービス運用マニュアルβ版）
令和４年 11 月 25 日	1.90 版	・第５章の質問と回答について、内容を修正
令和４年 12 月 22 日	2.00 版	・第３章に「重複投薬等チェックの結果の主な表示項目」を追加 ・第３章に「注意事項　処方箋情報登録時の枝番の取扱いについて」を追加 ・第５章の質問と回答について、内容を追記・修正
令和５年１月 25 日	2.10 版	・第５章に「その他　よくある質問」を追加し、セキュリティインシデントの発生が疑われる場合の対応等について追記。
令和５年３月８日	2.20 版	・顔認証付きカードリーダーの画面追加（手術情報）に伴う内容の追記
令和５年４月 18 日	2.30 版	・第５章の質問と回答について、内容を修正
令和５年６月２日	2.40 版	・第５章の質問と回答について、内容を修正
令和５年８月 25 日	2.50 版	・第５章の質問と回答について、内容を修正
令和５年 11 月 14 日	2.60 版	・医療扶助対応に伴う内容の更新 ・「本書の位置づけ」を最新情報に更新 ・第１章の「運営からのお知らせについて」を更新 ・第２章、第３章の軽微な修正

令和 5 年 11 月 30 日	2.70 版	・顔認証マイナンバーカードの運用について、内容を追記 ・マイナ在宅受付 Web（テスト運用）に伴う内容の更新 ・リフィル処方箋、口頭同意、マイナンバーカード署名に関する機能の追加に伴う内容の更新 ・第 5 章の質問と回答について、内容を修正 ・「モバイル端末等の安全管理に関するチェックリスト」の追加
令和 5 年 12 月 25 日	2.80 版	・「本書の位置づけ」のドキュメントの掲載場所に関する表を修正 ・訪問診療等・オンライン診療等、電子処方箋の内容に係る第 2 章、第 3 章の軽微な修正 ・40 歳未満の事業者健診及び第 4 期特定健診の運用開始にう内容の更新
令和 6 年 2 月 13 日	2.90 版	・医療扶助の電子処方箋対応に伴う内容の更新 ・医療扶助対応に係る軽微な修正
令和 6 年 4 月 1 日	3.00 版	・マイナ在宅受付 Web、マイナポータルの仕様変更による更新 ・マイナ在宅受付 Web の電子処方箋対応に伴う内容の追記 ・第 2 章の「医療扶助において患者が来院した後に実施する資格確認」を更新 ・第 5 章の質問と回答について、内容を修正 ・ポータルサイト移行によるお問い合わせ先の更新 ・医療扶助、訪問診療等・往診、オンライン診療等におけるオンライン資格確認等システムの本格運用開始に伴う更新
令和 6 年 9 月 9 日	3.01 版	・第 2 章「資格確認結果の取扱い・留意事項」について、内容を追記 ・第 5 章の回答について、内容を追記
令和 6 年 10 月 1 日	3.10 版	・訪問診療等・往診におけるマイナ資格確認アプリの利用開始に伴う内容の更新 ・医療機関等の通常の窓口とは異なる動線におけるマイナ在宅受付 Web 利用開始に伴う内容の更新 ・顔認証付きカードリーダーの同意画面の改善（限度額適用認定証情報の提供同意画面の省略・薬剤情報等の提供同意の包括同意）に伴う内容の更新 ・第 4 章の軽微な修正
令和 6 年 10 月 25 日	3.20 版	・救急時医療情報閲覧機能の提供開始に伴う内容の更新
令和 6 年 11 月 5 日	3.30 版	・保険証一体化に伴う内容の更新 ・自衛官診療証対応に係る軽微な修正 ・訪問診療等・往診におけるマイナ資格確認アプリの詳細な利用方法の追記
令和 6 年 11 月 29 日	3.40 版	・顔写真なしマイナンバーカードの新規導入に係る更新
令和 6 年 12 月 10 日	3.50 版	・電子処方箋管理サービスにおける院内処方対応の運用を追加
令和 7 年 1 月 31 日	3.60 版	・第 2 章の顔認証付きカードリーダーの同意画面の改善（薬剤情報等の提供同意の過去の同意情報の確認・引継ぎ）に伴う内容の更新
令和 7 年 4 月 6 日	3.70 版	・電子カルテ情報共有サービスの運用について内容を追記（本書の位置づけ、第１章、第２章、第９章、第１０章） ・電子カルテ情報共有サービスの運用について章を新設（第５章、第６章、第７章、第８章） ・医療機関等の通常の窓口とは異なる動線におけるマイナ資格確認アプリ利用開始に伴う内容の更新 ・第 2 章（２）目視確認モードの仕様改善による追記

		・マイナ在宅受付 Web 及びマイナ資格確認アプリの同意画面の改善（限度額適用認定証情報の提供同意画面の省略）に伴う内容の更新 ・保険証一体化に係る医療扶助に関する軽微な修正
令和 7 年 9 月 18 日	3.80 版	・スマートフォンのマイナ保険証利用開始に伴う内容の更新 ・電子カルテ情報共有サービスの機能改修に伴う内容の更新
令和 7 年 12 月 1 日	3.90 版	・令和 7 年 12 月 2 日以降、従来の健康保険証が使用できなくなることに伴う内容の更新
令和 8 年 3 月 23 日	4.00 版	・マイナ資格確認アプリのアップデート（スマートフォンのマイナ保険証利用開始への対応等）に伴う内容の更新 ・電子カルテ情報共有サービスの機能改修に伴う内容の更新 ・資格情報等に含まれる「●（黒丸）」表示の低減に向けた改修（Shift-JIS 設定の医療機関等向け文字変換対応）に伴う内容の更新 ・電子処方箋管理サービスにおける院内処方対応の運用に関する説明の追記 ・第 2 章の軽微な修正
令和 8 年 10 月 1 日	4.10 版	・電子カルテ情報共有サービスの機能改修に伴う内容の更新 ・構成の変更 従来、健診結果報告書の閲覧と臨床情報の閲覧としてそれぞれ第 6 章と第 7 章に記載していた部分を第 4 章に移動 ・可読性の向上のために、第 5 章～第 8 章を大幅に修正 ・令和 8 年 8 月 25 日のマイナポータルアプリの呼称変更に伴う更新 ・令和 8 年 10 月 1 日の社会保険診療報酬支払基金の改組及び名称変更等に係る内容の更新

目次

本書の位置付け 6

第１章　はじめに 10

第２章　オンライン資格確認 21

第３章　電子処方箋管理サービス（電子処方箋管理サービス対応病院･診療所向け）186

第４章　薬剤情報等、特定健診等情報、臨床情報の閲覧 203

第５章　診療情報提供書の登録･閲覧（電子カルテ情報共有サービス対応病院･診療所向け） 209

第６章　健康診断結果報告書の登録（電子カルテ情報共有サービス対応病院･診療所向け） 221

第７章　臨床情報の登録（電子カルテ情報共有サービス対応病院･診療所向け） 228

第８章　患者サマリーの登録（電子カルテ情報共有サービス対応病院･診療所向け） 241

第９章　困った時には 246

第１０章　お問い合わせ 288

モバイル端末等の安全管理に関するチェックリスト 290

【別紙】参考資料

本書の位置付け

本書は、オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスを導入した病院・診療所の受付担当者や医師・歯科医師（以下「医師等」という。）、薬剤師、看護師向けに、業務の流れや留意事項等を記載しています。

具体的なシステム操作方法について知りたい場合は「操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）」、「操作マニュアル（医療情報閲覧編）」、「顔認証付きカードリーダー操作マニュアル」や「マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル」、「医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」、災害時の対応について知りたい場合は「操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」をご確認いただくなど、必要に応じて各ドキュメントをご参照ください。

※　救急時医療情報閲覧は、病院向けの機能となるため本書には業務の流れや留意事項等を記載しておりません。救急時医療情報閲覧の詳細については「救急時医療情報閲覧クイックガイド」をご参照ください。

下図に示すドキュメントの掲載場所については次頁の表をご参照ください。

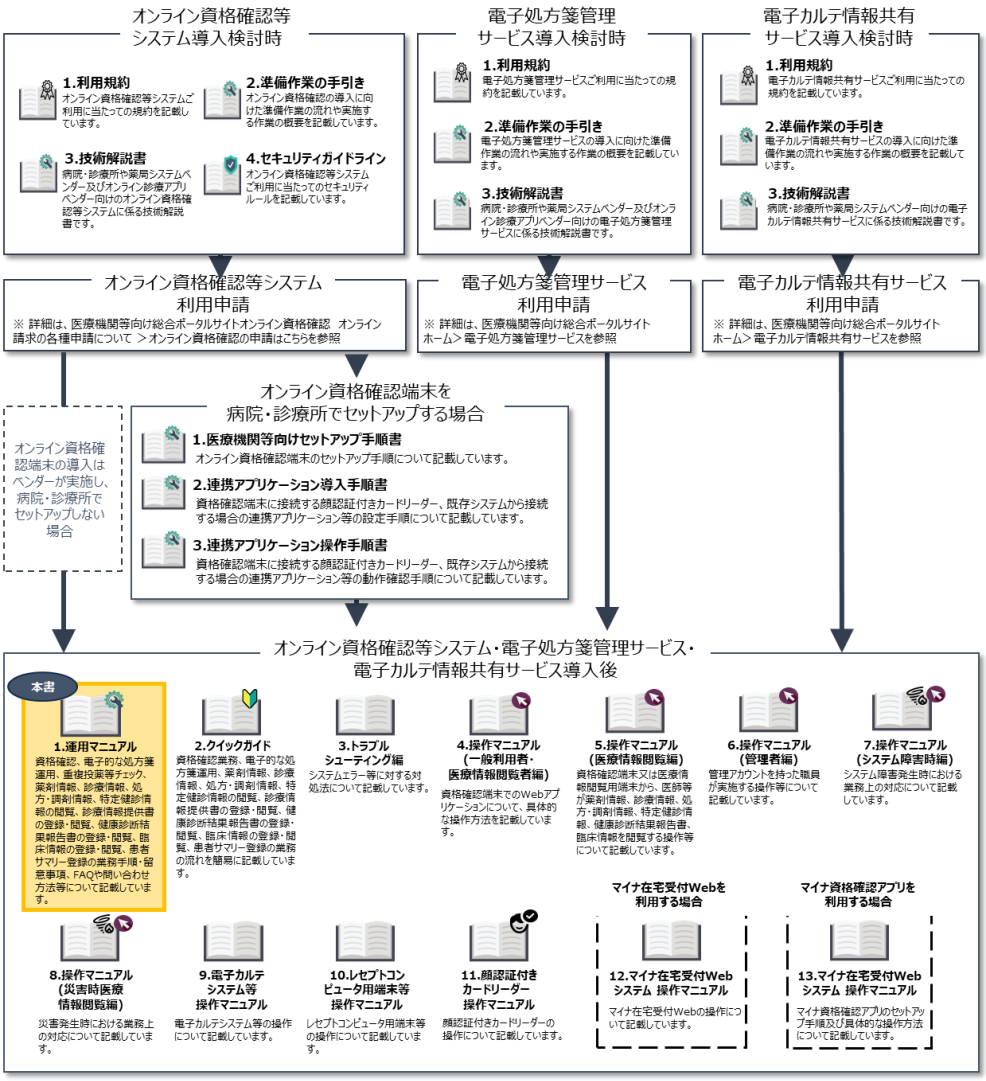

前頁の図で示しているドキュメントの掲載名と正式ドキュメント名の関係は以下の表を参照してください。掲載場所/ドキュメントリンクをクリックすると、対象のドキュメントに遷移します。

〇オンライン資格確認等システム導入検討時

No	掲載名 正式ドキュメント名	掲載場所／ ドキュメントリンク
1	利用規約 オンライン資格確認等システム利用規約	医療機関等向け総合ポータルサイト（【オン資】利用開始・変更申請）
2-1	準備作業の手引き オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き	医療機関等向け総合ポータルサイト(【オン資】はじめに)
2-2	準備作業の手引き ネットワーク整備を含むオンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き	
3	技術解説書 オンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書	ドキュメントリンク
4	セキュリティガイドライン オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び 健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン	医療機関等向け総合ポータルサイト（「手順書・マニュアル」の一覧）

〇電子処方箋管理サービス導入検討時

No	掲載名 正式ドキュメント名	掲載場所／ ドキュメントリンク
1	利用規約 電子処方箋管理サービス利用規約	医療機関等向け総合ポータルサイト電子処方箋の利用申請のページ
2	準備作業の手引き 電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き	
3	技術解説書 電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書	ドキュメントリンク

〇電子カルテ情報共有サービス導入検討時

No.	掲載名 正式ドキュメント名	掲載場所／ ドキュメントリンク
1	利用規約 電子カルテ情報共有サービス利用規約	医療機関等向け総合ポータルサイト電子カルテ情報共有サービスの利用申請のページ

No.	掲載名 正式ドキュメント名	掲載場所／ ドキュメントリンク
2	準備作業の手引き 電子カルテ情報共有サービス導入に向けた準備作業の手引き	医療機関等向け総合ポータルサイト（【電カル共有】導入・運用方法）
3	技術解説書 電子カルテ情報共有サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書	ドキュメントリンク

〇オンライン資格確認端末を病院・診療所でセットアップする場合

No	掲載名 正式ドキュメント名	掲載場所／ ドキュメントリンク
1	医療機関等向けセットアップ手順書 医療機関等向けセットアップ手順書(資格確認端末編)	医療機関等向け総合ポータルサイト（「手順書・マニュアル」の一覧）
2	連携アプリケーション導入手順書 連携アプリケーション導入手順書	
3	連携アプリケーション操作手順書 連携アプリケーション操作手順書	

〇オンライン資格確認等システム・電子処方箋管理サービス・電子カルテ情報共有サービス導入後

No	掲載名 正式ドキュメント名	掲載場所／ ドキュメントリンク
1	運用マニュアル(本書) 病院・診療所向けオンライン資格確認等システム運用マニュアル	医療機関等向け総合ポータルサイト（「手順書・マニュアル」の一覧）
2-1	クイックガイド 病院・診療所向け　オンライン資格確認クイックガイド	
2-2	クイックガイド 病院・診療所向け　オンライン資格確認・電子処方箋・電子カルテ情報共有サービスクイックガイド	
2-3	クイックガイド 病院向け　救急時医療情報閲覧クイックガイド	
3-1	トラブルシューティング編 トラブルシューティング編	
3-2	トラブルシューティング編 マイナ資格確認アプリのトラブルシューティング編	
4	操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編) オンライン資格確認等システム操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)	
5	操作マニュアル(医療情報閲覧編) オンライン資格確認等システム操作マニュアル(医療情報閲覧編)	
6	操作マニュアル(管理者編)	

No	掲載名 正式ドキュメント名	掲載場所／ ドキュメントリンク
	オンライン資格確認等システム操作マニュアル(管理者編)	
7	操作マニュアル(システム障害時編)	
	オンライン資格確認等システム操作マニュアル(システム障害時編)	
8	操作マニュアル(災害時医療情報閲覧編)	
	オンライン資格確認等システム操作マニュアル(災害時医療情報閲覧編)	
9	電子カルテシステム等操作マニュアル	—
	(担当ベンダにご確認ください。)	
10	レセプトコンピュータ用端末等操作マニュアル	—
	(担当ベンダにご確認ください。)	
11	顔認証付きカードリーダー操作マニュアル	—
	(担当ベンダにご確認ください。)	

No	掲載名 正式ドキュメント名	掲載場所／ ドキュメントリンク
マイナ在宅受付 Web を利用する場合(12-1,12-2)		
12-1	マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル	医療機関等向け総合ポータルサイト（「手順書・マニュアル」の一覧）
	マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル(訪問診療等編)	
12-2	マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル	
	マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル(オンライン診療等編)	
マイナ資格確認アプリを利用する場合(13-1,13-2,13-3)		
13-1	医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方	医療機関等向け総合ポータルサイト（「手順書・マニュアル」の一覧）
	医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方_Android 編	
13-2	医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方	
	医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方_iOS 編	
13-3	医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方	
	医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方_Windows 編	

第１章　はじめに

オンライン資格確認・電子処方箋・電子カルテ情報共有サービス導入のメリット

オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスを導入することで、主に以下のようなメリットを享受することができます。

なお、オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスは 24 時間 365 日いつでも利用可能です。

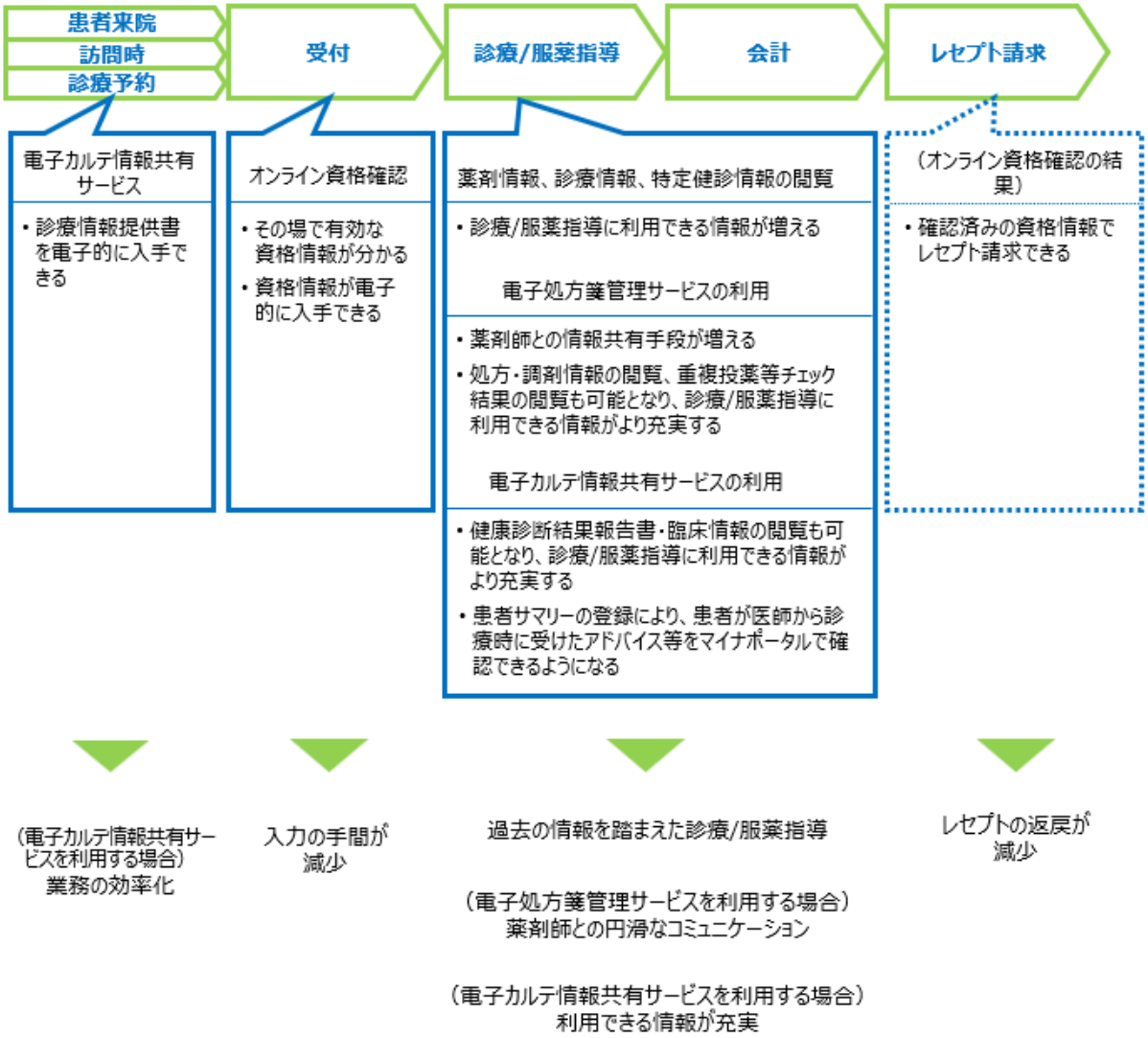

受付においては、受付担当者がオンライン資格確認を行えるようになります。オンライン資格確認とは、患者の有効な公的医療保険や生活保護（医療扶助）の資格をその場で電子的に確認できる仕組みであり、資格情報入力の手間を削減します。また、オンラインで有効な資格情報を確認した上でレセプト請求が可能になることから、レセプト返戻の削減が期待されます（レセプト振替機能については公費負担及び高額療養費該当等以外の電子レセプトが対象です）。

診療/服薬指導においては、診察室等で薬剤情報、手術情報を含む診療情報（以下「診療情報」という。）、特定健診等情報、臨床情報を閲覧できるようになるため、過去のこれらの情報を踏まえた診療/服薬指導が可能になります。

さらに、電子処方箋管理サービスを導入することで、重複投薬・併用禁忌のチェック（以下当機能を「重複投薬等チェック」という。）を行うことができ、重複投薬・併用禁忌の薬剤の処方の防止が可能となります。加えて、処方・調剤情報を閲覧することができるようになるため、処方・調剤情報を踏まえた診療/服薬指導/入院患者の持参薬の効率的な確認が可能になります。処方・調剤情報は、レセプト由来の薬剤情報と異なり、医師等、薬剤師が電子処方箋管理サービスに登録した処方情報、調剤した薬剤の情報のほか、医療機関内で処方・調剤・投薬された薬剤の情報（以下「院内処方等情報」という。）を基にしており、登録の都度データとして反映されるため、より最新の情報に基づいた診療/服薬指導/入院患者の持参薬の効率的な確認が可能です。また、電子的な処方箋の運用により、薬局薬剤師との情報共有が効果的に行えます。

電子カルテ情報共有サービスを導入した場合は、診療情報提供書の電子化により、送付（郵送や FAX）、受取時のデータ化の手間が削減できる上に、情報漏えいのリスク軽減や診療情報提供書の持参忘れによる診療開始の遅れを防ぐことが期待できます。健康診断結果報告書、傷病名やアレルギー等の情報が電子的に病院・診療所、薬局へ共有されることで診療に活用できるようになります。また、患者サマリーの登録により、医師から診療時に受けたアドバイスをマイナポータルを通じて確認できるようになります。

オンライン資格確認等システム・電子処方箋管理サービス・電子カルテ情報共有サービスの全体像

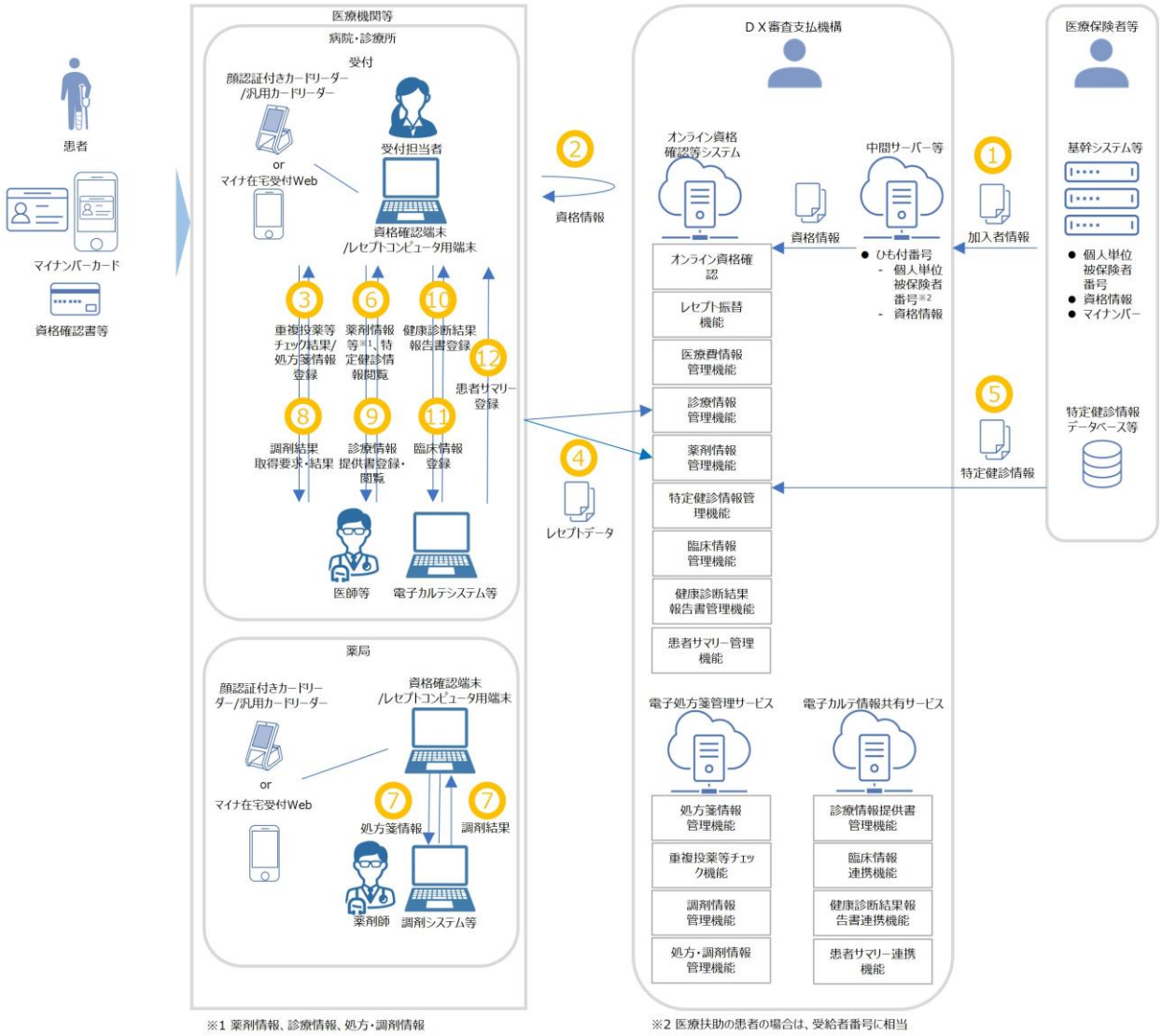

①資格情報の登録（オンライン資格確認等システム）

医療保険者等は個人単位の加入者情報（資格情報を含む）を中間サーバー等に登録します。中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに資格情報が連携されます。

②資格情報の照会（オンライン資格確認等システム）

病院・診療所は、医療保険者等が登録した資格情報を照会します。マイナンバーカード※1 による資格確認の際には、利用者証明用電子証明書※2 を利用します。

※1 当マニュアルにおいては、実物のマイナンバーカード及びスマートフォンのマイナンバーカードの総称とします。（第２章 オンライン資格確認 P22 参照）
※2 マイナンバーカードに搭載されている、「利用者本人であること」を証明する電子証明書です。

③重複投薬等チェック結果の確認・処方箋情報/院内処方等情報の登録（電子処方箋管理サービス）

医師等や薬剤師は、処方箋や院内処方等情報の登録前に重複投薬等チェック結果を確認します。患者が同意した場合は、関連する過去の処方・調剤情報も閲覧できます。チェック結果を確認の上、電子処方箋管理サービスに患者の処方箋情報や院内処方等情報を登録します。

④薬剤情報、診療情報の抽出（オンライン資格確認等システム）

オンライン資格確認等システムでは、毎月 5～10 日までに受け付けたレセプトから薬剤情報・診療情報が一括して 11 日の朝までに抽出されます。11～12 日に受け付けたレセプトはそれぞれ翌朝までに登録されます。

⑤特定健診情報の登録（オンライン資格確認等システム）

医療保険者等は、個人単位被保険者番号※3 を含む特定健診情報を登録します。健診受診年度の翌年度 11 月 1 日までに全保険者が法定報告を実施し、報告された特定健診情報がオンライン資格確認等システムに登録されます。法定報告が行われるまでに、保険者によっては実施された特定健診の情報が順次登録される場合もあるため、個人ごとに特定健診情報の表示時期が異なる場合もあります。保険者が最新の特定健診情報を登録する時期につきましては、厚生労働省 HP 掲載の各保険者の特定健診情報登録予定をご参照ください。

40 歳未満の事業者健診の場合は、医療保険者等によって健診情報がオンライン資格確認等システムに随時登録されます。

生活保護受給者に対して実施された健診の場合は、福祉事務所等によって健診情報がオンライン資格確認等システムに随時登録されます。

※3 被保険者資格に係る記号・番号（世帯単位）に 2 桁の枝番がついた番号で、医療扶助においては、受給者番号がこれに相当します。

⑥薬剤情報等、特定健診等情報、臨床情報の閲覧（オンライン資格確認等システム）

患者が来院時、訪問診療等時、往診時、オンライン診療等時において受付時及び入院中に同意した場合、診察室等の電子カルテシステム等の端末やセキュリティ基準を満たした閲覧用端末及び資格確認端末から薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報、健康診断結果報告書、臨床情報※4 を閲覧できます※5。

※4 傷病名、感染症、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等、検査の 5 種類の情報を指す総称です。

※5 利用目的以外の用途で使用するなどの行為は禁止されています。違反が判明した場合、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構へ直ちに報告してください。一定期間違反行為の是正がされない場合、サービス提供停止等となる場合があります。また、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構は報告等の提出を求めることができます。詳細は「オンライン資格確認等システム利用規約」第 25 条、第 26 条、「電子処方箋管理サービス利用規約」第 24 条、第 25 条、「電子カルテ情報共有サービス利用規約」第 22 条、第 23 条をご参照ください。

⑦処方箋の取得・調剤結果の登録（電子処方箋管理サービス）

薬局において薬剤師は、電子処方箋管理サービスから患者の処方箋情報を取得し、調剤を行い、調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録します。

⑧調剤結果の取得（電子処方箋管理サービス）

医師等は、自医療機関の処方に対する調剤結果を取得し、調剤結果及び薬剤師からの伝達事項を確認します。

⑨診療情報提供書の登録・閲覧（電子カルテ情報共有サービス）

病院・診療所は、診療情報提供書を電子カルテ情報共有サービスに登録します。また、退院時サマリーやキー画像、各種検査レポートを併せて送付する必要がある場合は、診療情報提供書に添付することができます※6。紹介先の病院・診療所は、電子カルテ情報共有サービスに登録された自医療機関宛ての診療情報提供書を取得し、記載内容を閲覧します※7。

※6　退院時サマリー登録機能の導入は任意です。お使いの電子カルテシステム等が退院時サマリーに対応しているかを必要に応じて確認してください。

※7　利用目的以外の用途で使用するなどの行為は禁止されています。違反が判明した場合、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構へ直ちに報告してください。一定期間違反行為の是正がされない場合、サービス提供停止等となる場合があります。また、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構は報告等の提出を求めることができます。詳細は「電子カルテ情報共有サービス利用規約」第 22 条、第 23 条をご参照ください。

⑩健康診断結果報告書の登録（電子カルテ情報共有サービス）

病院・診療所は、健康診断結果報告書を電子カルテ情報共有サービスに登録します。

電子カルテ情報共有サービスにおいて取り扱う健診種別は、以下のとおりです。

なお、「⑤特定健診情報の登録」と「⑩健診結果報告書の登録」は、いずれも健診情報を登録するものですが、「⑤特定健診情報の登録」は医療保険者が、「⑩健診結果報告書の登録」は病院・診療所が登録する点が異なります。

健診種別	電子カルテ情報共有サービスの登録対象
特定健康診査（特定健診）	対象
後期高齢者医療健康診査（後期高齢者健診）	対象
事業者健診（一般定期健康診断等）	対象
学校保健安全法、及び労働安全衛生法に基づく職員健診	対象
保険者が実施する特定健診等以外の健診	対象
保険者以外が行う特定健診等に相当する健診	対象
健康増進法施行規則に基づき実施する健康診査のうち生活保護法に規定する被保護者に対して行う健康診査	対象外
健康増進法に基づき自治体が制度として実施する検診	
胃がん検診	対象外
肺がん検診	対象外
大腸がん検診	対象外
乳がん検診	対象外
子宮頸がん検診	対象外
肝炎ウイルス検診	対象外
骨粗しょう症検診	対象外
歯周疾患検診	対象外
母子保健法に基づき自治体が制度として実施する健診	
妊婦健診	対象外
乳幼児健診	対象外

⑪臨床情報の登録（電子カルテ情報共有サービス）

病院・診療所は、電子カルテシステム等に入力した臨床情報を電子カルテ情報共有サービスに登録します。

⑫患者サマリーの登録（電子カルテ情報共有サービス）

病院・診療所は、自医療機関に来院した患者の患者サマリーを電子カルテ情報共有サービスに登録します。登録された患者サマリーはマイナポータルに掲載され、患者が療養上の計画・アドバイス等を閲覧します。

ポイント　**医療機関等コードの変更に伴う承継申請の必要性**

病院・診療所の開設者変更や移転等により医療機関等コードが変更となる場合には、医療機関等向け総合ポータルサイトで承継申請を行う必要があります。医療機関等向け総合ポータルサイトにおける承継とは、顔認証付きカードリーダーの所有権、オンライン資格確認関係補助金の申請権等、承継元機関のオンライン資格確認・電子処方箋管理サービス・電子カルテ情報共有サービスに関する全ての権利及び義務を承継先の病院・診療所に引き継ぐことを指します。承継元機関と承継先機関の医療機関等コードが同一である場合は承継申請不要です。

・承継元機関：医療機関等コードが廃止となる病院・診療所
・承継先機関：医療機関等コードが廃止となる病院・診療所から引継ぎを受ける病院・診療所

承継申請の詳細は医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください。

運営からのお知らせについて

オンライン資格確認等システムの運営に関わるお知らせについては、①ポータルサイトへのお知らせの掲載、②ポータルサイトのアカウント取得時に登録したメールアドレス宛にお知らせの送信、③オンライン資格確認端末の Web ブラウザへの表示の３つの方法で実施しております。また、マイナ資格確認アプリを使用している場合は④マイナ資格確認アプリのログイン時に表示されるポップアップからお知らせを確認することができます。それぞれの掲載内容、方法について以下に記載しておりますので、ご参照の上、日々お知らせをご確認ください。

災害時や緊急時のお知らせは、ポータルサイトのほか、メールにおいてお知らせいたしますので併せてご確認ください。

① ポータルサイトへのお知らせの掲載

オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスの運営に関わるお知らせは医療機関等向け総合ポータルサイト※に掲載されます。二次元コード

※　医療機関等向け総合ポータルサイト
URL:https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm

② ポータルサイトのアカウント取得時に登録いただいたメールアドレスへのお知らせ送信

「災害時医療情報閲覧」機能の利用開始案内や各種申請結果等は、医療機関等向け総合ポータルサイトへのアカウント取得時にご登録いただいたメールアドレス宛に送信されます。

③ オンライン資格確認端末の Web ブラウザへの表示

各病院・診療所のお知らせは、資格確認端末においてオンライン資格確認等システムのログイン時にポップアップにおいて表示されます。

④ マイナ資格確認アプリのログイン時に表示されるポップアップ

日々のお知らせに加え、障害時のお知らせはマイナ資格確認アプリのログイン時にポップアップにおいて表示されます。ポップアップに表示されているリンクをクリックすると、ポータルサイトのお知らせページに遷移します。

本書の改訂について

本書は、オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスを導入した病院・診療所において、業務理解のためにご利用いただくことを想定し作成しています。内容に変更があった場合は、適宜改訂を行う予定です※。

※　電子カルテ情報共有サービスは、令和８年度冬頃を目途に運用可能な状態を目指しています。本書では、それまでのテスト利用期間において電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所における業務の流れや留意事項等を記載していますが、これらの内容は運用開始に向けて随時見直しを行います。

- 本文中に記載されている会社名、サービス名等は、一般に各社の登録商標又は商標です。
- 本文中では TM、(R)マーク等は明記しておりません。

  ※　iPhone の商標は、アイホン株式会社のライセンスにもとづき使用されています。

本書の閲覧対象箇所について

オンライン資格確認等システムのみを利用する病院・診療所、同システムに加えて電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所では、本書の閲覧対象箇所が異なります。

- オンライン資格確認等システムのみを利用する病院・診療所
  閲覧対象：第２章、第４章、第９章、第１０章

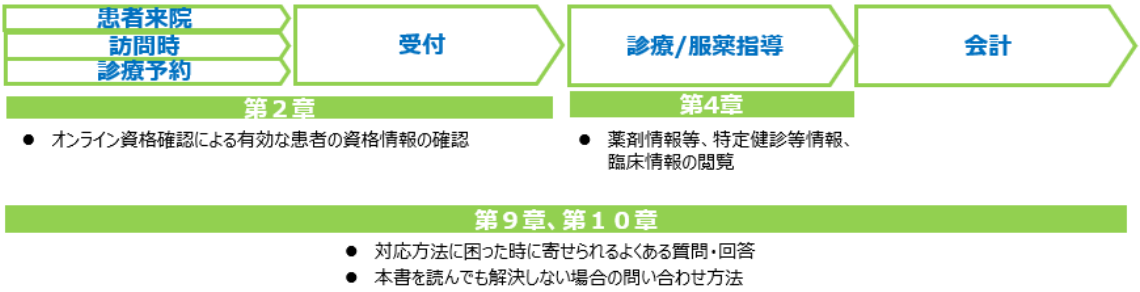

- オンライン資格確認等システム及び電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所
  閲覧対象：第２章、第３章、第４章、第９章、第１０章

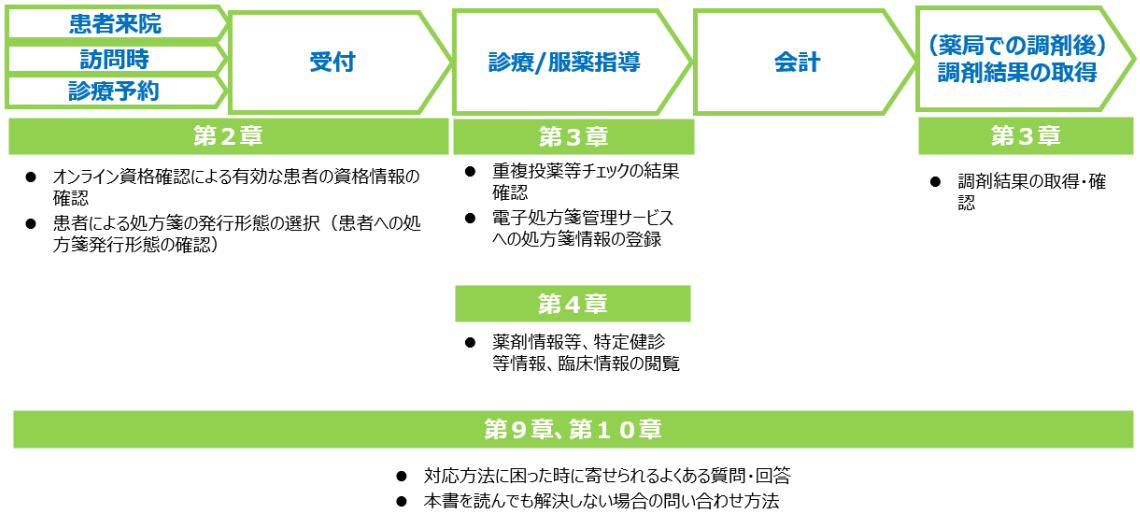

- オンライン資格確認等システム及び電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所
  閲覧対象：第２章、第４章、第５章、第６章、第７章、第８章、第９章、第１０章

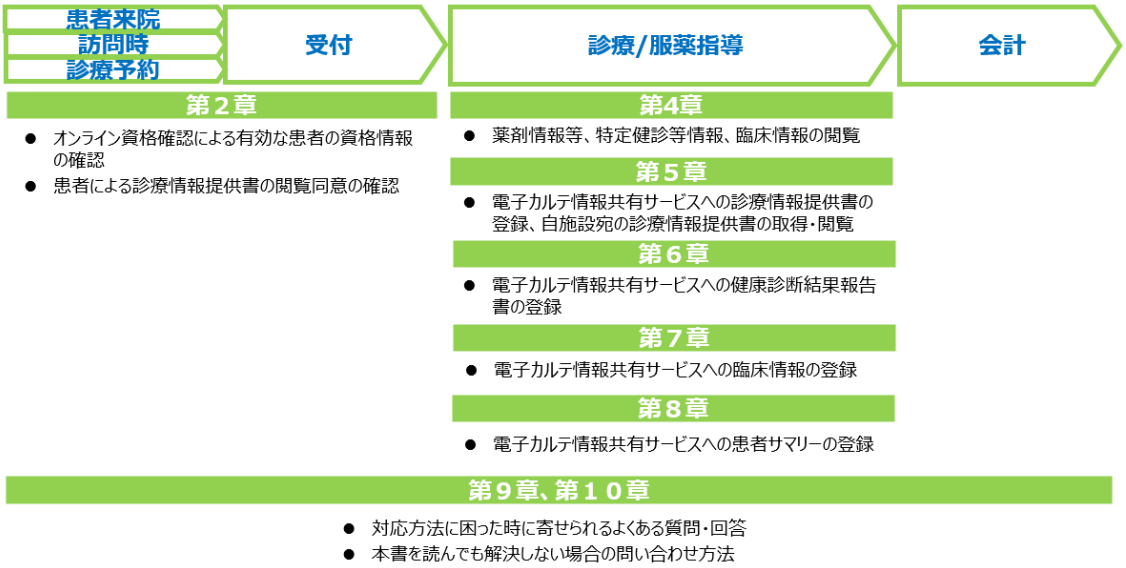

- オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所
  閲覧対象：第２章から第１０章すべて

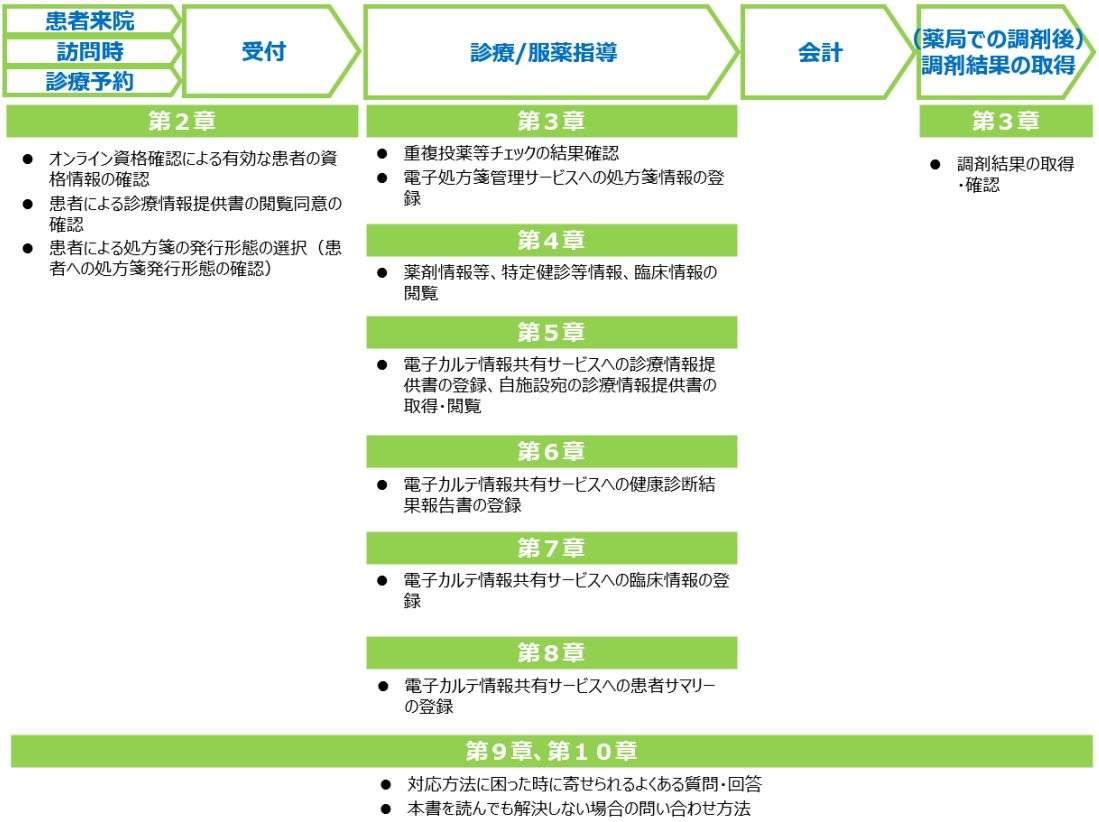

第２章　オンライン資格確認

概要

オンライン資格確認等システムでの資格確認には、「医療機関等の通常の窓口における資格確認（マイナンバーカード、又は資格確認書等）」、「医療機関等の通常の窓口とは異なる動線における資格確認（マイナンバーカード）」、「訪問診療等・往診時の資格確認（マイナンバーカード）」、「継続的な診療等が行われている場合の２回目以降の訪問診療等前に行う資格確認（再照会）」、「オンライン診療等時の資格確認（マイナンバーカード）」があります。

〇業態一覧

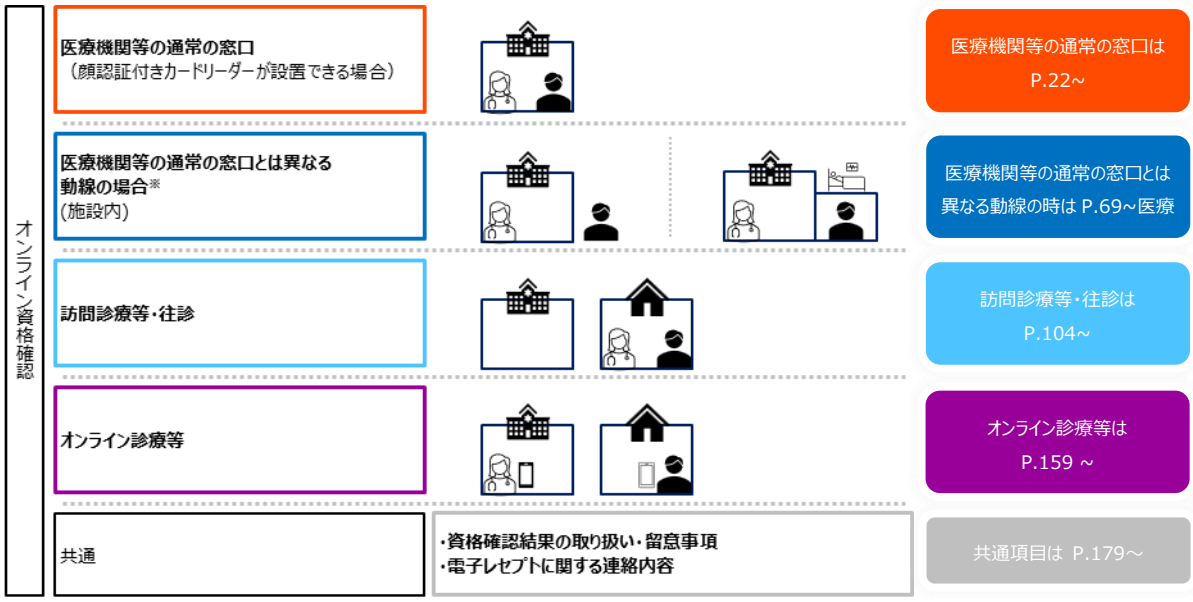

※入院中の病室や発熱、風邪症状のある患者に対して、医療機関における通常の窓口とは異なる動線における資格確認になります。医療機関ごとの状況に合わせてご参照ください。

また、オンライン資格確認等システムでは、運用上の機能として、「患者が受診する前に実施する個人単位被保険者番号による資格確認（一括照会）」、「医療扶助において患者が来院した後に実施する資格確認（一括照会）」があります。

なお、業務上で問題が発生した場合には「第９章　困った時には」をご確認ください。

医療機関等の通常の窓口における資格確認

高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証を提示された場合でも資格確認を行ってください。なお、オンライン資格確認を実施した場合には、これらの証の提示が不要になります。また、患者が来院時に持参する物によって、対応手順が異なります。

A- **実物のマイナンバーカード**

※ 券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されたプラスチック製の IC チップ付きカード

A- **スマートフォンのマイナンバーカード**

※ マイナンバーカードの電子証明書機能が追加されたスマートフォン

B **資格確認書等**

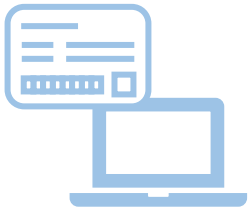

※ 以降、マイナンバーカードは実物のマイナンバーカードとスマートフォンのマイナンバーカードの総称とします。

A 患者がマイナンバーカードを持参した場合

A-1 実物のマイナンバーカードの場合

A-2 スマートフォンのマイナンバーカードの場合

B 患者が資格確認書等を持参した場合

※電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ

A 患者がマイナンバーカードを持参した場合

※ 顔認証付きカードリーダーを用いて資格確認を行う場合の手順・画面例です。
顔認証機能を伴わない汎用カードリーダーを用いる場合や資格確認端末で資格確認を行う場合は操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）を参照してください。

（１）来院

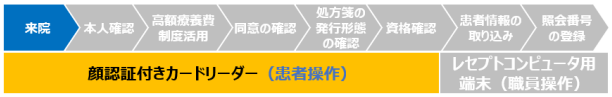

A-1 実物のマイナンバーカードの場合

患者が来院し、マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置きます。

ポイント 実物のマイナンバーカードの取扱い

個人情報保護の観点から、原則として患者本人がカードリーダーに置くようにしてください。職員は実物のマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

ただし、患者本人が自身で実物のマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人の実物のマイナンバーカードをカードリーダーに置く等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

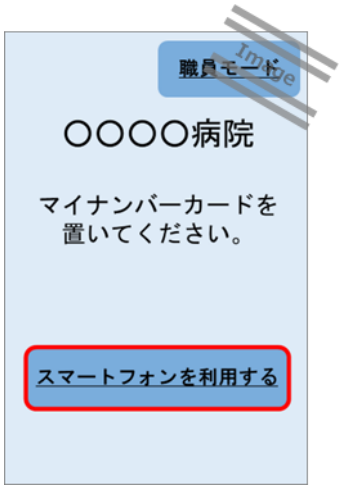

A-2 スマートフォンのマイナンバーカードの場合

患者が来院し、顔認証付きカードリーダー画面の「スマートフォンを利用する」を押下します。

（２）本人確認

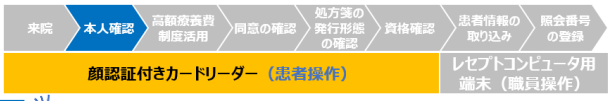

A-1 実物のマイナンバーカードの場合

顔認証付きカードリーダーによる無人運転モードでの顔認証、暗証番号認証によって、マイナンバーカードが患者本人のものであることを確認します※1,2。

※1 資格確認端末から設定することで、モードを固定することも可能です。

※2 顔認証、暗証番号認証ができない場合、職員在席時のみ目視確認も可能です。

顔認証の手順

Image：Image のアイコンが付いている操作画面はイメージ画像であり、実際の操作画面とは異なる場合があります。

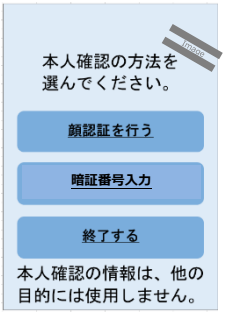

① 患者は顔認証付きカードリーダーの画面から「顔認証を行う」を選択します。

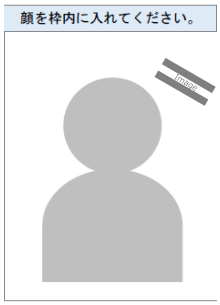

② 患者は自身の顔を顔認証付きカードリーダー画面の枠内に映し、顔認証を実施します※。

※ 顔認証では券面の照合番号（B）を活用します。券面がかすれているなどの理由で照合番号（B）の読み取りに失敗することがあります。
照合番号（B）の読み取りに連続で失敗すると、照合番号（B）がロックされます。ロックされた場合は暗証番号認証又は目視確認に移行してください。
なお、ロックを解除するには住民票がある市区町村の窓口での券面事項確認アプリケーションの解除手続等が必要となります。
詳しくは下記のリンクをご参照いただき、「別紙１_医療機関等において顔認証付きカードリーダーを用いた際にロックがかかったマイナンバーカードに対するご対応について」を印刷し、市区町村窓口に印刷物を提示することで解除手続等がスムーズに行えることを患者にお伝えください。
「マイナンバーカードの照合番号（B）ロックとなった方への医療機関等受付窓

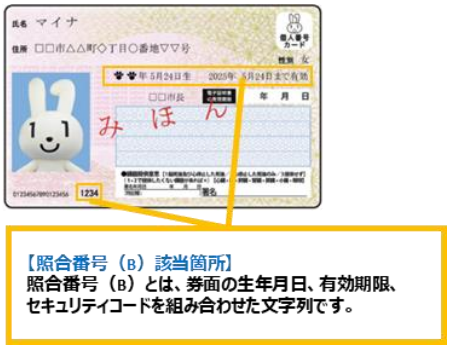

口でのご対応について」 https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010902

ポイント **顔認証に失敗するケース**

顔認証ではマイナンバーカードの IC チップに格納された顔写真と撮影した顔写真を照合するため、患者が子ども等で顔に変化がある場合や、マスクをしている場合には顔認証に失敗することがあります。顔認証に失敗した場合は、暗証番号認証又は目視確認に移行してください。なお、顔写真の照合が不一致であっても 4 桁の暗証番号がロックとなることはありません。

注意事項 **顔写真なしマイナンバーカードの場合**

申請時に 1 歳未満の場合、顔写真が不要となり、顔写真のないマイナンバーカード（顔写真なしマイナンバーカード）が発行されます。顔写真なしマイナンバーカードは、顔認証・目視確認モードを行うことができないため、暗証番号による認証を行うよう患者および法定代理人にご案内ください※。

※ 顔写真なしマイナンバーカードの場合の運用は、35 ページ「患者が顔写真なしマイナンバーカード（顔写真のないマイナンバーカード）を持参した場合」をご確認

暗証番号認証の手順

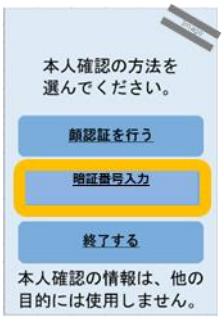

① 患者は顔認証付きカードリーダーの画面から「暗証番号入力」を選択します。

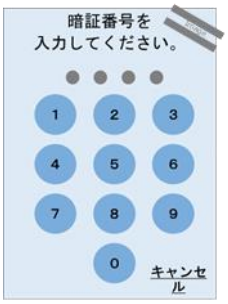

② 患者は暗証番号を入力します。

暗証番号とは

マイナンバーカードを市区町村の窓口などで受け取った際に、利用者証明用電子証明書に設定した数字 4 桁の暗証番号のことです。

ポイント **患者本人が暗証番号を入力できない場合**

暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。

例外として、乳幼児又は成年被後見人については、法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。

マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。

なお、患者本人による暗証番号の入力が難しい場合は、顔認証又は職員の目視による本人確認により、資格確認を行うことも可能です。

ポイント **暗証番号がロックされたら**

暗証番号の入力を連続で 3 回間違えると暗証番号がロックされます。ロック解除及び暗証番号の初期化は、住民票がある市区町村の窓口でのみ実施可能です。

⚠注意事項 **<u>顔認証マイナンバーカードの場合</u>**

顔認証マイナンバーカードは、暗証番号認証を行うことができないため、顔認証又は目視確認による認証を行うよう患者にご案内ください※。

※ 顔認証マイナンバーカードの場合の運用は、34 ページ「患者が顔認証マイナンバーカード（暗証番号設定のないマイナンバーカード）を持参した場合」をご確認ください。

目視確認の手順

※ 顔認証・暗証番号認証ができない場合

以下のような場合に医療機関等の職員が顔認証付きカードリーダーを目視モードに切り替え、目視確認を行ってください。

- 顔認証がうまくいかず、かつ患者本人が暗証番号を忘れてしまった(又は暗証番号を３回連続で間違えてロックがかかった)場合
- 患者ご本人が認知症・障害等により、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
- 体調・状況が悪化して、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
- 機械のトラブル等で顔認証や暗証番号の入力操作ができない場合

ポイント **目視確認の留意事項**

目視確認は、本人確認作業を病院・診療所職員の判断で行うため、第三者の利用を防止する上でも本人確認に相違がないようお願いします。

注意事項 **顔写真なしマイナンバーカードの場合**

申請時に １ 歳未満の場合、顔写真が不要となり、顔写真のないマイナンバーカード（顔写真なしマイナンバーカード）が発行されます。顔写真なしマイナンバーカードは、顔認証・目視確認モードを行うことができないため、暗証番号による認証を行うよう患者および法定代理人にご案内ください。

※ 顔写真なしマイナンバーカードの場合の運用は、35 ページ「患者が顔写真なしマイナンバーカード（顔写真のないマイナンバーカード）を持参した場合」をご確認

① 顔認証付きカードリーダーのみの操作で目視確認を行う場合

ポイント **顔認証付きカードリーダーの操作で目視確認を実施する際の事前準備**

「職員用ボタン」から目視確認を行うに当たり、オンライン資格確認等システムにおいて目視確認用パスコードを発行する必要があります。詳細は「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」の「第１０章　顔認証機能付き目視確認を行う方法」を参照ください。

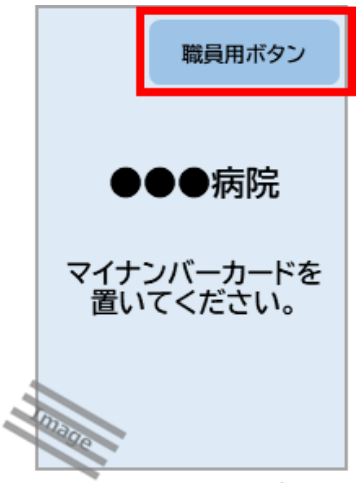

① 職員は顔認証付きカードリーダーの初期画面にある「職員用ボタン」を押下します※。

※ 「職員用ボタン」は目視確認用パスコードが発行されている場合に表示されます。

② 職員は目視確認用パスコードを入力します。

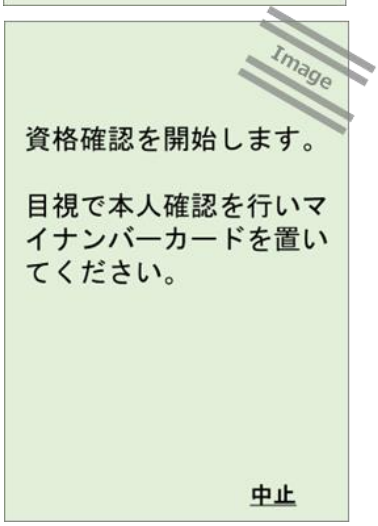

③ 顔写真を目視で確認し本人確認を行います※。

患者がマイナンバーカード所有者本人であれば、マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置きます。

※ 原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。

② 資格確認端末で目視確認モードに切り替えて目視確認を行う場合

① 患者を資格確認端末がある窓口へ案内します。

② 資格確認端末からオンライン資格確認等システムにログインし、「顔認証付きカードリーダー操作」を押下します。

③ 「目視確認」ボタンを押下し、顔認証付きカードリーダーの設定を目視確認モードに切り替えます※。

※ 職員の目視による本人確認が終了したら、目視確認モードを無人運転（又は暗証番号認証固定）に切り替えてください。

④ 顔写真を目視で確認し本人確認を行います※。

患者がマイナンバーカード所有者本人であれば、資格確認端末画面の「目視で本人確認完了」にチェックを入れます。

※ 原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。

⑤ マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置きます。

患者が顔認証マイナンバーカード（暗証番号設定のないマイナンバーカード）を持参した場合

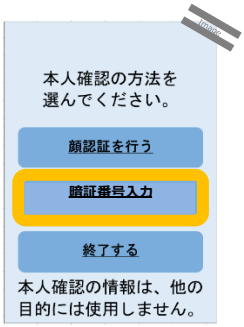

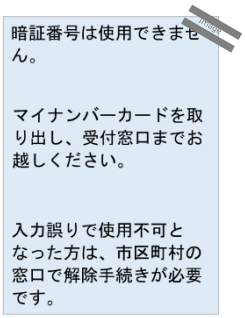

マイナンバーカードの追記欄に「顔認証」と記載されている場合は顔認証マイナンバーカード（暗証番号設定のないマイナンバーカード）であるため、顔認証又は目視確認による認証を行ってください。

顔認証マイナンバーカードを持参した患者が顔認証付きカードリーダーの画面から「暗証番号入力」を選択した場合、左図のような画面が表示され、暗証番号認証はできません。

患者が顔写真なしマイナンバーカード（顔写真のないマイナンバーカード）を持参した場合

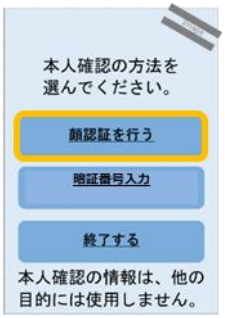

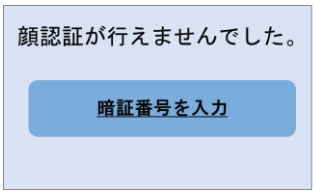

申請時に １ 歳未満の場合、顔写真が不要となり、顔写真のないマイナンバーカード（顔写真なしマイナンバーカード）が発行されます。

マイナンバーカードに顔写真がなく、「有効　申請時１歳未満のため顔写真省略」と記載されている場合は「顔写真なしマイナンバーカード」であるため、暗証番号による認証を行うよう患者および法定代理人にご案内ください。

顔写真なしマイナンバーカードを持参した法定代理人が顔認証付きカードリーダーの画面から「顔認証を行う」を選択した場合、左図のような画面が表示され、顔認証はできません。

A-2 スマートフォンのマイナンバーカードの場合

顔認証付きカードリーダーでの暗証番号認証又はスマートフォンでの生体認証等※1 によってマイナンバーカードが患者本人のものであることを確認します※2。

※1 スマートフォンの機種により対応する認証方法が異なります。詳細は後続の手順を参照ください。

※2 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを用いて本人確認する場合、目視確認モードの使用はできません。

スマートフォンのマイナンバーカードを用いた本人確認方法

機種	本人確認方法	
	顔認証付きカードリーダーでの暗証番号認証	スマートフォンでの生体認証等
Android	○	×
iPhone	×	○

ポイント **スマートフォンのマイナンバーカードの取扱い**

個人情報保護の観点から、原則として患者本人がカードリーダーにかざすようにしてください。

ただし、患者本人が自身でスマートフォンのマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のスマートフォンのマイナンバーカードをカードリーダーにかざす等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

ポイント **スマートフォン用カードリーダーについて**

スマートフォン用カードリーダーとは、スマートフォンのマイナンバーカードの読み取りが可能なカードリーダーのことです。

汎用カードリーダーを設置している場合は、汎用カードリーダーでスマートフォンのマイナンバーカードを読み取ります。

スマートフォンの読み取りに対応している顔認証付きカードリーダーを設置している場合は、顔認証付きカードリーダー本体のカードリーダーでスマートフォンのマイナンバーカードを読み取ります。

Android の場合の手順

① 患者は顔認証付きカードリーダーの画面から「Android」を選択します。

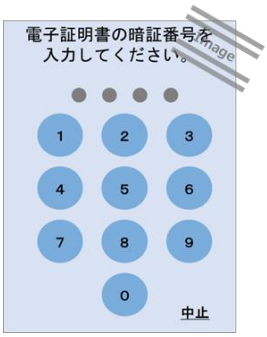

② 患者はスマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力します。

> **スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号とは**
>
> マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書に設定した数字 4 桁の暗証番号のことです。

③ 画面に従って Android スマートフォンをスマートフォン用カードリーダー※にかざします。

※ 画面ロック解除が必要な機種もあります。

ポイント **患者本人が暗証番号を入力できない場合**

暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。

例外として、成年被後見人については、法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。

スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。

ポイント **スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号がロックされたら**

暗証番号の入力を連続で３回間違えると暗証番号がロックされます。ロック解除及び暗証番号の初期化は、マイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）のマイページから実施可能です。

iPhone の場合の手順

① 患者は顔認証付きカードリーダーの画面から「iPhone」を選択します。

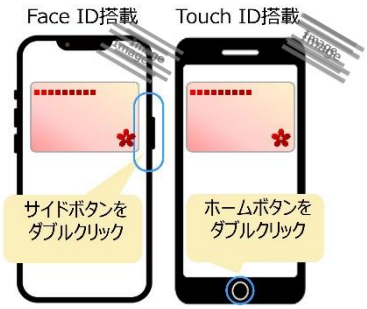

② 患者は iPhone のサイドボタン又はホームボタンをダブルクリックするなどして、Apple ウォレットを表示し、スマートフォンのマイナンバーカードを選択します。

③ iPhone 上で生体認証等を実施し、スマートフォンのマイナンバーカードを表示させ、iPhone をスマートフォン用カードリーダーにかざしてください。

ポイント **スマートフォン用カードリーダー利用時のチェックポイント**

1. 設置場所の材質
   - 汎用カードリーダーを設置する場所が金属製でないことをご確認ください。
   - 金属製の場所に設置すると、読み取り不良や通信障害が発生する場合があります。
   - 金属製の場所に設置する場合は、電気を通しにくい、金属製でないものを敷いてください。
2. スマートフォンのかざし位置
   - スマートフォンのマイナンバーカードをカードリーダーにかざす際は、スマートフォンの NFC アンテナの位置をカードリーダーに合わせる必要があります。
     - ➢ 各機種の NFC 位置の詳細については、以下の公的個人認証サービスポータルサイトの「スマートフォンの IC カードセット位置について」をご参照ください。
       https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer/android.html
   - かざし位置の目安は以下の画像をご参照ください。
     - ➢ Android の場合：端末背面のおサイフケータイマーク※1 付近をカードリーダーにかざしてください。
       ※1 おサイフケータイマークがない機種もあります。おサイフケータイマークがない場合は、端末の上部中央付近を目安にかざしてください。
     - ➢ iPhone の場合：端末の上部をカードリーダーにかざしてください。

3. スマートフォンのかざし方（距離の調整）
   - スマートフォンをカードリーダーにかざす際は、約 1 センチ程度浮かせてください※2。
     ※2 スマートフォンをカードリーダーに密着させると、反応が悪くなる場合があります。

ポイント **スマートフォンの読み取りエラーが発生した際のチェックポイント**

患者がカードリーダーにスマートフォンをかざす際、読み取りに失敗する場合があります。以下の内容に起因する可能性があるため、患者へ確認を行ってください。

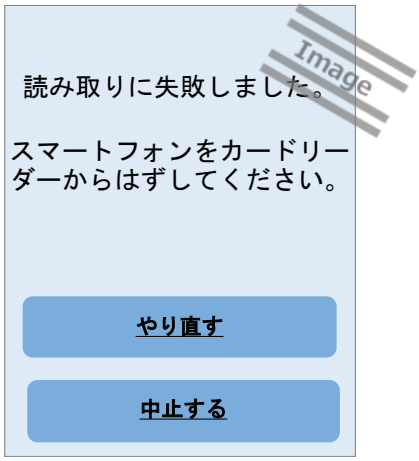

1. マイナンバーカードがスマートフォンに追加されているか確認してください。
   - 医療機関でスマートフォンのマイナンバーカードを利用するには、事前にマイナンバーカードをスマートフォンに追加しておく必要があります。

2. スマートフォンが正しいスマートフォン用カードリーダー※にかざされているか確認してください。

   ※スマートフォン用カードリーダーについては、本マニュアル 37 ページの「スマートフォン用カードリーダーについて」をご参照ください。

3. 顔認証付きカードリーダーの画面で選択したスマートフォンの機種と、患者が持参しているスマートフォンの機種が異なっていないか確認してください。
   - 顔認証付きカードリーダーの受付画面の案内に従って、患者の利用するスマートフォンが iPhone の場合は iPhone を、Android の場合は Android を選択してください。
     - ➢ 誤った例：Android を持参した患者が iPhone を選択して、カードリーダーにかざした。
   - 顔認証付きカードリーダーで選択する機種を変更する場合は、「中止する」を選択の上で最初から操作を行ってください。

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が未実施の場合

A-1 実物のマイナンバーカードの場合

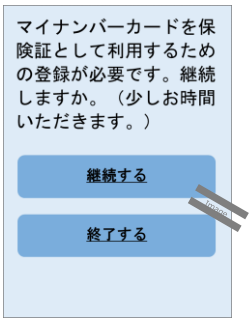

① 「継続する」を選択します。

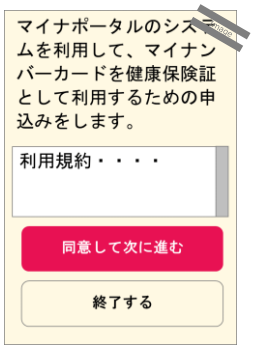

② マイナポータルのシステムを利用した、実物のマイナンバーカードを健康保険証等として利用するための申込みについて、患者から同意を取得します。

③ マイナンバーカードの健康保険証利用を登録します※1,2。

健康保険証利用の申込み（利用登録）に成功した場合

システム処理に 25 秒以上掛かった場合

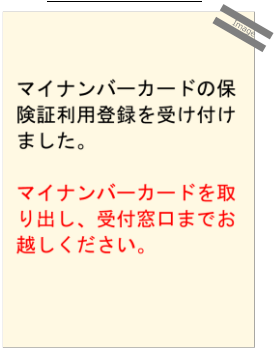

※1 健康保険証利用の申込み（利用登録）には、目安として 15 秒前後要します（令和３年２月 15 日時点）。また、システム処理に 25 秒以上掛かった場合、数分たって処理が完了すれば、次回以降は通常どおり資格確認をご利用いただけるため、数分たってからもう一度マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置き、利用できるかご確認ください。

※2 ただし、メンテナンス等によるシステム停止の際は健康保険証利用の申込み（利用登録）をご利用いただけないため、資格確認書等を用いて資格確認を実施してください。

- 毎日午前 3 時から午前 6 時はご利用いただけません。
- メンテナンスの予定は医療機関

等向け総合ポータルサイト等を　　ご確認ください。

A-2 スマートフォンのマイナンバーカードの場合

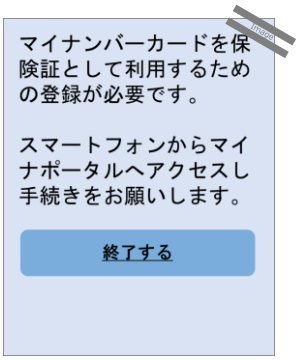

画面に従い、患者のスマートフォンからマイナポータルへアクセスし、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）を実施してください※。

※　健康保険証利用の申込み（利用登録）には、最長５分要します。

（３）高額療養費制度活用

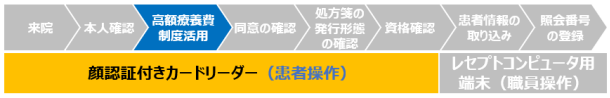

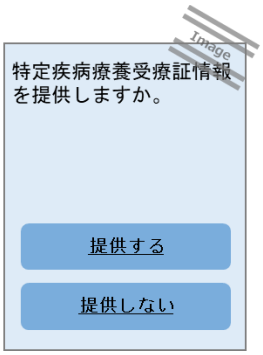

患者が高額療養費制度を利用している場合、左のような画面が表示されます。制度の活用を患者が希望する場合、高額療養費制度の特定疾病療養受療証情報※1 について取得できます※2。

※1 特定疾病療養受療証情報を使用する病院・診療所の場合のみ、特定疾病療養受療証の情報を提供します。

※2 限度額適用認定証情報の取得について、マイナンバーカードを用いて資格確認を行った際は患者による同意は不要です。

（４）同意の確認

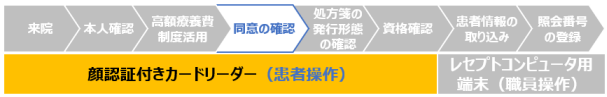

一括同意/個別同意の選択

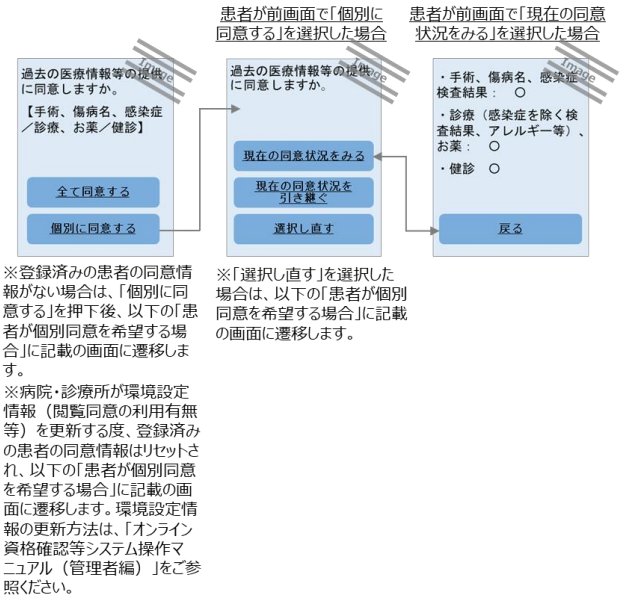

患者が個別同意を希望する場合

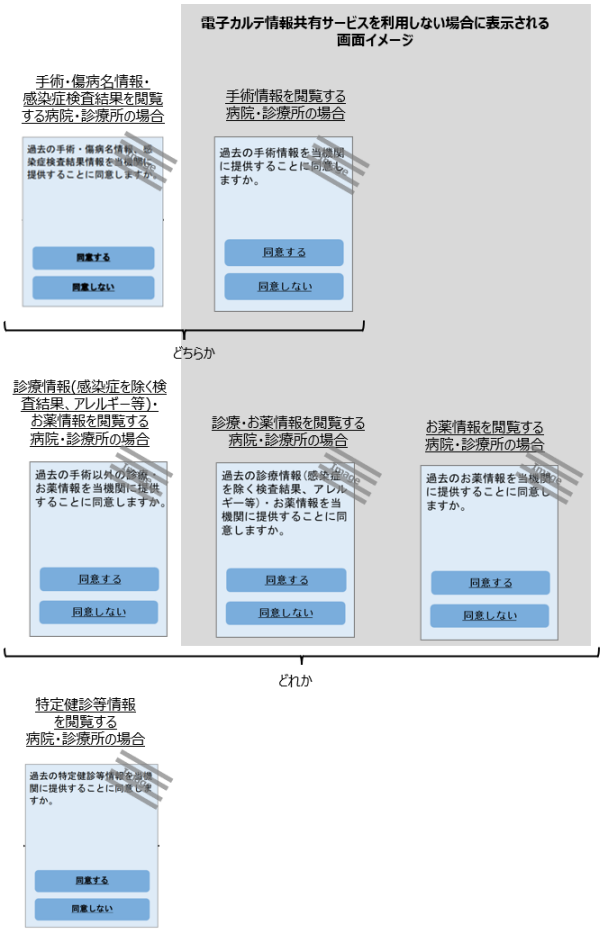

医師等や薬剤師が患者の手術情報、診療情報、薬剤情報、処方・調剤情報、特定健診情報、健康診断結果報告書及び臨床情報を閲覧することについて患者から同意を取得します。

患者は、各情報の同意の確認方法について一括同意か個別同意※を選択します。

【一括同意を選択する場合】

患者は、過去の手術情報、診療情報、薬剤情報、処方・調剤情報、特定健診情報、健康診断結果報告書及び臨床情報といった医療情報等の提供にまとめて同意することができます。

【個別同意を選択する場合】

患者は、情報ごとにそれぞれ同意を行います。登録されている個別同意がある場合は、その同意状況について確認でき、同意状況の引継ぎ・変更が可能です。

※ 個別同意を選択する場合、閲覧する情報ごとに、それぞれ同意を取得します。

【手術情報】

- 手術情報と臨床情報の一部（傷病名、感染症）を「手術・傷病名情報・感染症検査結果」として一括して同意を取得します。
- なお、電子カルテ情報共有サービスを利用しない病院・診療所では、手術情報は「手術情報」として同意を取得します。

【診療情報、薬剤情報】

- 診療情報と薬剤情報及び臨床情報の一部（検査、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等）を「診療情報

（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・お薬情報」として一括して同意を取得します。

- なお、電子カルテ情報共有サービスを利用しない病院・診療所では、診療情報と薬剤情報は、「診療・お薬情報」として一括して同意を取得します。ただし、診療情報の閲覧に対応していない場合は「お薬情報」として薬剤情報のみに対して同意を取得します。

【処方・調剤情報】

- 処方・調剤情報の閲覧同意は、「診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・お薬情報」「診療・お薬情報」「お薬情報」のいずれかの薬剤情報の閲覧の同意と合わせて取得します。
- なお、処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

【特定健診情報、健康診断結果報告書】

- 特定健診情報と健康診断結果報告書は、「特定健診等情報」として一括して同意を取得します。
- なお、健康診断結果報告書は、病院・診療所（健診実施機関）が電子カルテ情報共有サービスに登録する情報であり、電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

閲覧同意の取得単位と閲覧可能になる情報項目

No.	閲覧同意の取得単位		閲覧可能になる情報
1	手術・傷病名情報・感染症検査結果		✓ 手術情報 ✓ 臨床情報の一部（傷病名、感染症）
	（電子カルテ情報共有サービスを利用しない場合）		
	手術情報		✓ 手術情報
2	診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・お薬情報		✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※1 ✓ 臨床情報の一部（検査、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等）
	（電子カルテ情報共有サービスを利用しない場合）		
		診療情報の閲覧に対応	
		診療・お薬情報	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※1
		診療情報の閲覧に未対応	
		お薬情報	✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※1
3	特定健診等情報		✓ 特定健診情報

		✓ 健康診断結果報告書※2
4	特定疾病療養受療証情報	✓ 特定疾病療養受療証情報

※1 電子処方箋管理サービスを利用する場合のみ

※2 電子カルテ情報共有サービスを利用する場合のみ

ポイント **書面を用いた同意取得**

汎用カードリーダーを用いて同意を取得したい場合は、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲げている同意書等の書面を用いて、患者に対し情報閲覧に関する説明を行い、同意を取得してください。同意取得後は、資格情報照会画面で同意を取得した医療情報の横にあるチェック欄を押下してください※。オンライン資格確認端末での操作後、同意取得が完了になりますので、お使いの電子カルテシステム等の仕様に従って医療情報を閲覧してください。

※ 同意取得後のオンライン資格確認端末上での操作方法は、「操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）」第２章をご参照ください。

ポイント **マイナポータル上での同意設定**

病院・診療所が患者の診療情報、薬剤情報、処方・調剤情報、特定健診情報、健康診断結果報告書及び臨床情報を閲覧することについて、患者は来院時に顔認証付きカードリーダーで同意内容の登録を行えるほか、来院前にマイナポータルで同意内容を事前に設定しておくことができます。

来院前に同意設定を行う場合、患者はマイナポータルで病院・診療所を選択し、各医療情報について選択した病院・診療所の閲覧を許可するかを事前に設定します。その後、来院時に顔認証付きカードリーダーで操作をすることで、マイナポータルで事前に設定した同意内容が確定します。また、顔認証付きカードリーダーにおいて、マイナポータルで事前に設定した同意内容の確認・変更も可能です。

ポイント **閲覧可能時間**

同意情報登録後の 24 時間に限り、オンライン資格確認等システムにおいて診療情報、薬剤情報、処方・調剤情報、特定健診情報、健康診断結果報告書及び臨床情報の閲覧が可能です。

（5）処方箋の発行形態の確認
（電子処方箋管理サービス対応かつ院外処方箋を発行する場合）

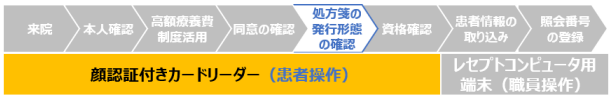

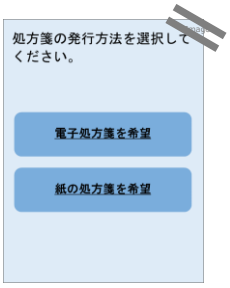

患者は、電子処方箋、紙の処方箋のどちらを希望するか選択します。※

※　左の処方箋の発行形態の選択画面を表示する場合は、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面で設定を行ってください。診察時等に医師等が患者に直接確認し、電子カルテシステム等に発行形態を登録する場合や、電子処方箋管理サービスを利用するものの院内処方のみ行う場合、顔認証付きカードリーダーに本画面を表示しない設定を行うことも可能です。詳しい設定方法は、操作マニュアル（管理者編）をご確認ください。

ポイント　**処方箋の発行形態の変更**

患者が医師等とコミュニケーション等の中で、発行形態の変更を希望した場合は、医師等が電子カルテ上で発行形態を変更できます。

（6）資格確認

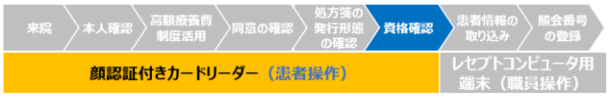

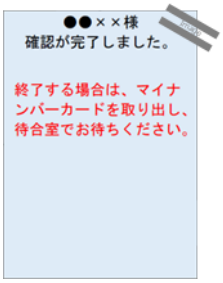

オンライン資格確認で最新の資格情報を確認します※1,2。

※1 有効開始年月日が同一の資格が複数存在する場合は、
・保険制度の市町村国保以外のもの
・有効終了日が遠いもの
を条件に資格を自動的に特定します。

※2 医療扶助の場合は、
・資格取得年月日が直近のもの
・資格喪失年月日が遠いもの
を条件に資格を自動的に特定します。

ポイント **限度額適用認定証情報の取得**

限度額適用認定証情報の取得について、マイナンバーカードを用いて資格確認を行った際は患者による同意は不要です。資格確認書等を用いて資格確認を行った際は窓口職員等による口頭等での同意確認が必要です。

オンライン資格確認により取得可能な資格情報の項目例※

- 氏名
- 性別
- 生年月日
- 保険者番号
- 被保険者資格に係る記号・番号・枝番
- 有効開始年月日
- 有効終了年月日

※ 全項目については本マニュアル「第２章 オンライン資格確認」の「資格確認結果の取扱い・留意事項」をご参照ください。

ポイント　**電子証明書の有効期限切れ**

実物のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の更新を失念している人や何らかの事情で更新手続きができていない人が、医療機関等において資格確認が行えず、困らないための救済措置として、電子証明書の有効期間満了日の属する月の末日から３ヵ月間（以下「猶予期間」という。）においては、資格情報、処方箋の発行形態のみ、オンライン資格確認等システムで確認が可能です。

猶予期間中においては下図のような画面が表示され、資格情報のみ提供する旨と、早めに市区町村窓口に問い合わせるメッセージが表示されます。

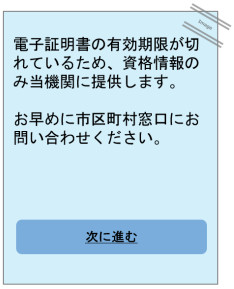

なお、猶予期間の間に患者がマイナンバーカードの更新手続きを実施しなかった場合は、マイナ保険証の利用登録が解除され、医療保険者等から資格確認書が交付されます。

＜実物のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の猶予期間を過ぎている場合＞

実物のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の猶予期間が過ぎている場合は以下の方法で資格確認を行ってください。

資格確認ができない場合は資格確認書等か、実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示するか、又は、マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）と実物のマイナンバーカードを併せて提示することで、資格確認を行ってください[※1,2]。

※1 医療扶助において、実物のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効期限が過ぎており、資格確認ができない場合は、以下の対応を行ってください。

- 患者が紙の医療券を所持している場合は、医療券に記載された公費負担者番号・受給者番号でオンライン資格確認を実施します。中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに資格情報が連携されていない場合は、患者の所持する医療券に記載された資格情報等を確認し、会計してください。
- 患者が紙の医療券を所持していない場合は、現行の運用に基づき、患者の属する福祉事務所へ照会してください。

※2 第 9 章の「オンライン資格確認等システムよくある質問」下の「コラム　資格確認の流れと、資格確認が出来ない場合の対応方法について」も参照ください。

⚠ 注意事項 **スマホ用利用者証明用電子証明書の場合**

スマートフォンのマイナンバーカードの場合は猶予期間を設けていないため、スマホ用利用者証明用電子証明書の有効期間満了日以降、スマートフォンのマイナンバーカードでのオンライン資格確認はできなくなります※1,2。

※1 スマホ用利用者証明用電子証明書の有効期限が切れている場合は、まず患者に実物のマイナンバーカードを所持していないか確認してください。所持している場合は実物のマイナンバーカードでオンライン資格確認を実施するよう案内してください。

※2 マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の猶予期間が過ぎている場合は、上記「ポイント 電子証明書の有効期限切れ」の「実物のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の猶予期間を過ぎている場合」を参照ください。

マイナンバーカードでの資格確認時に有効な資格が存在しない場合の照会結果

照会結果	想定されるケース
資格を喪失している（資格が無効）と表示される	✓ 転職等で月末に資格を喪失しているが、転職先の保険者でデータ登録が間に合っていないケース
該当する資格がないと表示される	✓ 令和 2 年 10 月 1 日以前から現在まで同一の勤務先に勤務しているが、該当保険者においてオンライン資格確認等システムで利用するデータの登録が行われていないケース ✓ スマートフォンのマイナンバーカード利用時、保険証利用申請から 5 分経たずにカードリーダーにかざしているケース
有効（未登録）と表示される	✓ オンライン資格確認等システムに資格情報が登録されている生活保護受給者が、福祉事務所から未委託の状態（医療券未発行）で医療機関を受診したケース

資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧※

No.	資格証類	オンライン資格確認 （可能:○、不可:×）
1	高齢受給者証	○
2	限度額適用認定証	○
3	限度額適用・標準負担額減額認定証、標準負担額減額認定証	○
4	特定疾病療養受療証	○
5	自衛官診療証、自衛官限度額適用認定証、自衛官限度額適用・標準負担額減額認定証、自衛官特定疾病療養受療証	○
6	被保険者受給資格者票	×
7	船員保険療養補償証明書/船員組合員療養補償証明書	×
8	船員保険継続療養受療証明書/船員組合員継続療養受療証明書	×
9	一部負担金等減免（免除・徴収猶予）証明書	×
10	公費負担・地域単独事業の受給証	×
11	生活保護受給者に交付される医療券等	○

※ 順次対象範囲を拡大していく予定です。

電子処方箋の対象医療保険者等

No.	対象となる医療保険者等
1	全国健康保険協会
2	健康保険組合
3	国民健康保険組合
4	後期高齢者医療広域連合
5	国家公務員共済組合
6	地方公務員共済組合
7	日本私立学校振興・共済事業団
8	市町村国民健康保険
9	福祉事務所（生活保護）
10	防衛省（自衛官）

（7）患者情報の取り込み

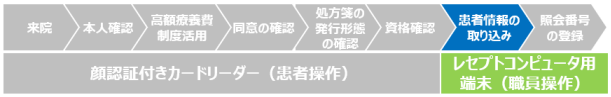

自動的に取り込まれる患者の資格情報をレセプトコンピュータ用端末で確認します。※

※　レセプトコンピュータ用端末への資格情報の取り込み方法はレセプトコンピュータ用端末の仕様により異なる可能性があります。

コラム：レセプトコンピュータ用端末の操作

患者情報をレセプトコンピュータ用端末から確認する際の標準的な手順を示します。なお、レセプトコンピュータ用端末によって手順や画面に差異がある場合があります。詳細な操作手順は、「レセプトコンピュータ用端末等操作マニュアル」を参照してください。

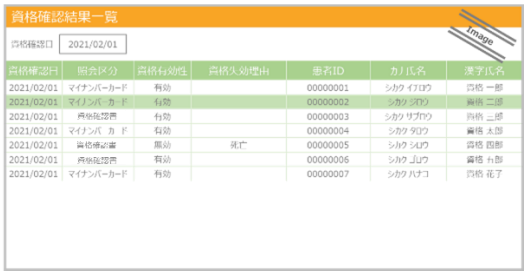

①資格確認済みの患者のリストから、レセプトコンピュータ用端末に資格情報を取り込む患者を選択します。

②初回の来院の場合、オンライン資格確認により取得した資格情報が表示されます。

③2 回目以降の来院の場合、オンライン資格確認により取得した資格情報と、レセプトコンピュータ用端末に登録済みの資格情報が表示されます。情報に差異がある項目がハイライトされます。

④オンライン資格確認により取得した資格情報をレセプトコンピュータ用端末に登録します。※

※　各項目のイレギュラーケースにおいては、179 ページの「資格確認結果の取扱い・留意事項」に記載の所定の手順で業務を行ってください。

（8）照会番号の登録

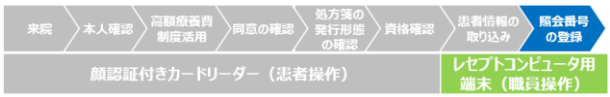

病院・診療所ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。

照会番号とは

電子カルテシステムやレセプトコンピュータ用端末等と連携される、患者を特定する番号です。

ポイント **照会番号の登録のメリット**

照会番号の登録は任意ですが、登録しておくことで前回の来院時点から保険者等を異動した患者が再度来院した場合でも、スムーズに患者を特定できます。

A-1 患者が実物のマイナンバーカードを持参した場合の対応手順フロー

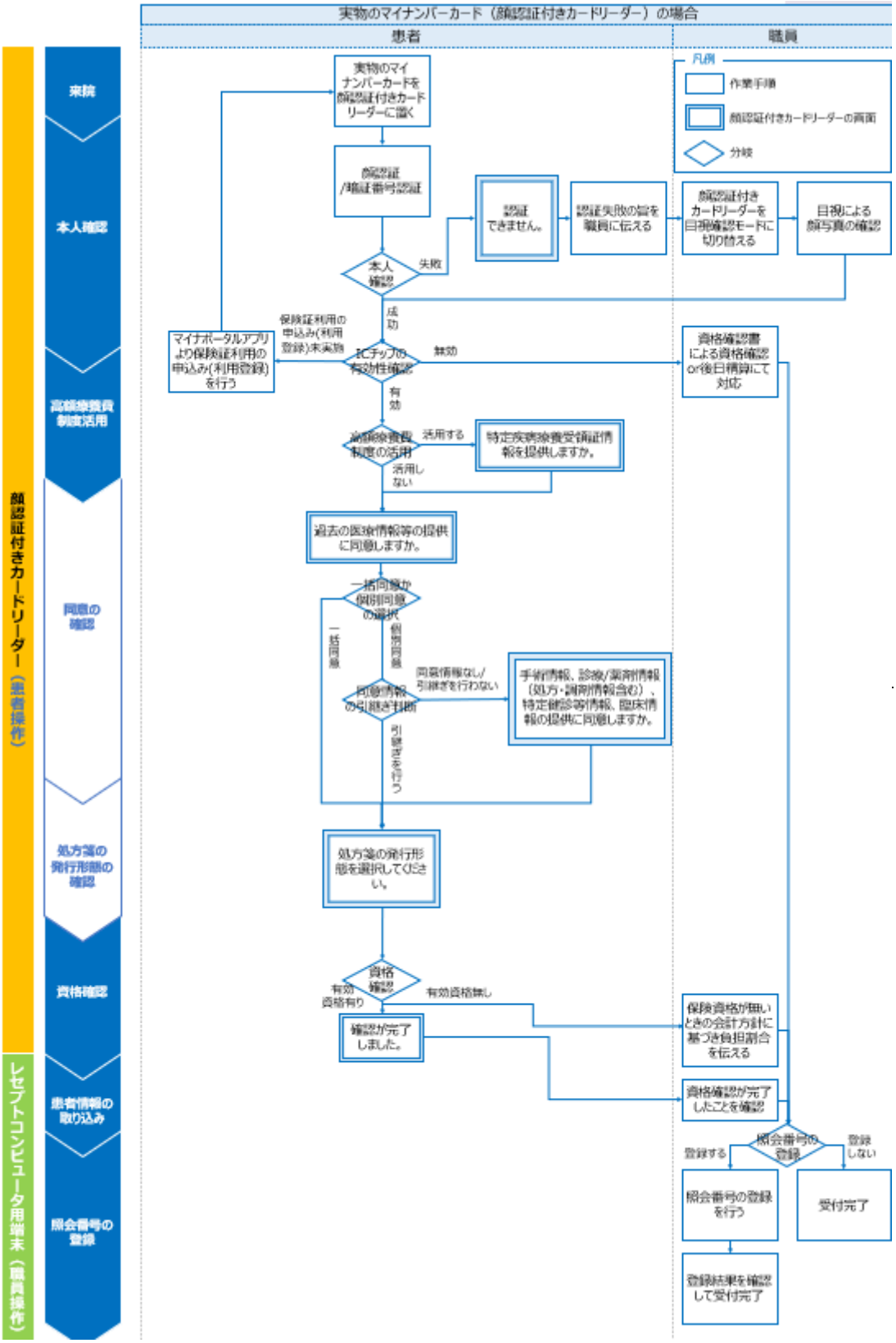

補足　顔認証機能を伴わない汎用カードリーダー（公的個人認証サービスに対応した IC カードリーダー）を設置している場合は、暗証番号認証又は目視確認にて本人確認を実施してください。

A-2 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを持参した場合の対応手順フロー

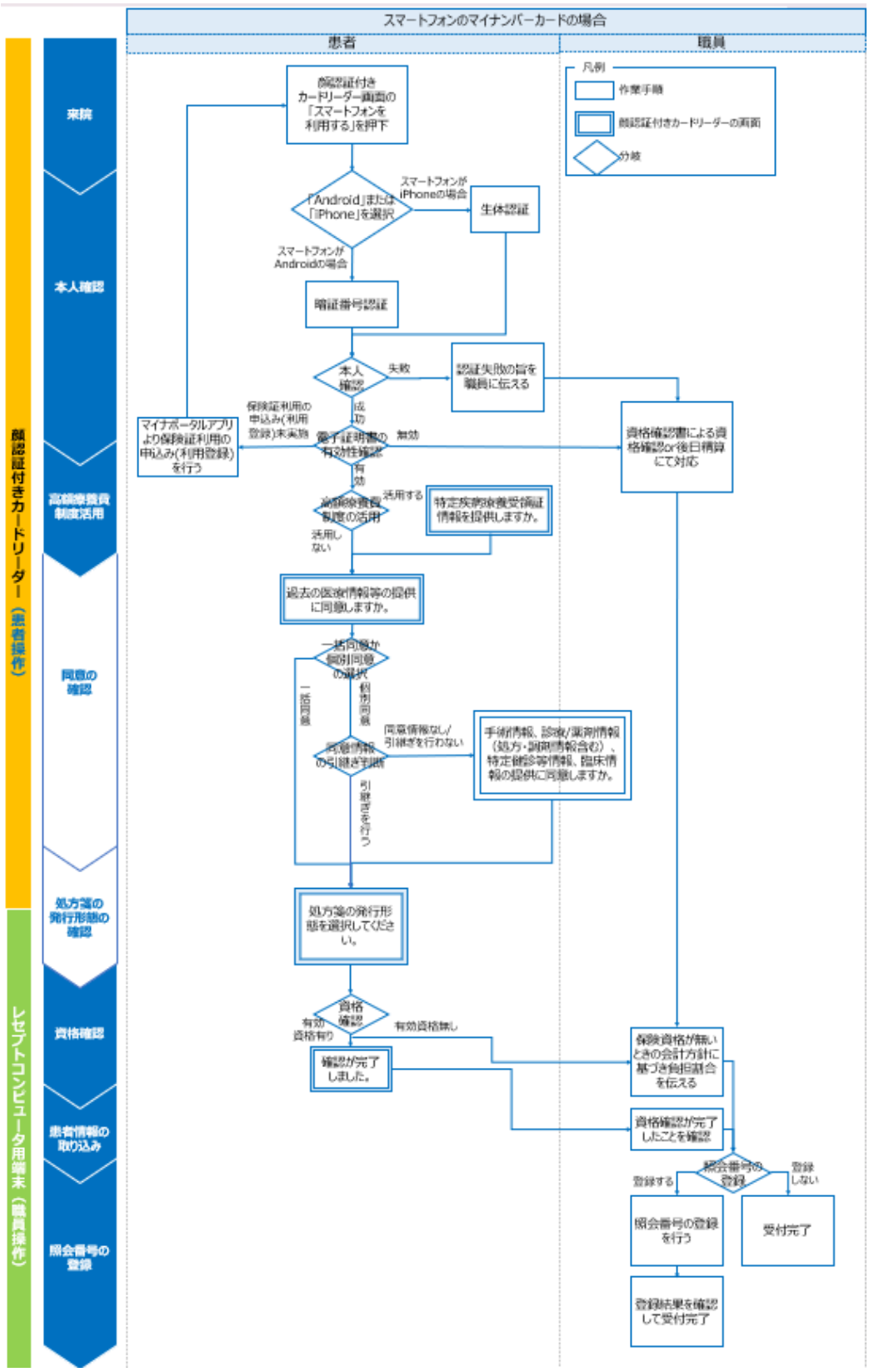

B

患者が資格確認書等を持参した場合

※ レセプトコンピュータ用端末を用いて資格確認を行う場合の手順・画面例です。
資格確認端末を用いて資格確認を行う場合は操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）を参照してください。

（１）来院

患者が来院し、資格確認書等を提示します。

（２）現物確認

資格確認書等の現物を確認します。

患者が高額療養費制度の活用を希望する場合は、受付時に患者から口頭において同意を取得した上で以下の情報をオンラインで取得できます※。

※ 70 歳未満で適用区分が（ウ）又は（エ）、70 歳以上 75 歳未満で一般所得者（現役並み所得者は除く）のいずれかに該当する患者の場合、入院/手術が決まった時に保険者へ非課税申告することで患者の費用負担が軽くなることがあります。

オンライン取得が可能な高額療養費制度情報（資格確認書等の場合）※

対象となる証類	主に表示される内容
限度額適用認定証	適用区分
限度額適用・標準負担額減額認定証、標準負担額減額認定証	適用区分（長期入院該当年月日）

※特定疾病療養受療証の情報取得には、マイナンバーカードが必要です。

（３）資格確認

資格確認書等に記載された保険者番号、被保険者資格に係る記号・番号・枝番、生年月日をレセプトコンピュータ用端末に入力[※1,2,3]し、オンラインで資格情報を照会します。

※1 被保険者資格に係る記号と番号が分かれていない場合には、どちらも番号欄に入力してください。

※2 検索がヒットしない場合、資格確認書等の印字がかすれているなどの理由で入力に誤りがないか今一度ご確認ください（“C”と“０”等）。

※3 医療扶助における「公費負担者番号」は「保険者番号」、「受給者番号」は「被保険者資格に係る記号・番号・枝番」に相当します。

ポイント **枝番なしでの資格確認**

保険者番号、被保険者資格に係る記号・番号、生年月日を入力することで、枝番を含む情報の照会が可能です。

資格確認書等での資格確認時に有効な資格が存在しない場合の照会結果

照会結果	想定されるケース
資格を喪失している（資格が無効）と表示される	✓ 転職等で月末に資格を喪失しているケース ※ 患者が提示した資格証類が無効でも、オンライン資格確認等システム上でほかに有効な資格が存在する場合には、その旨がレセプトコンピュータ用端末の画面に表示されます。
該当する資格がないと表示される	✓ 令和 2 年 10 月 1 日以前から現在まで同一の勤務先に勤務しているが、該当保険者においてオンライン資格確認等システムで利用するデータの登録が行われていないケース

紙の医療券での資格確認時に有効な医療券情報が登録されていない場合の照会結果

照会結果	想定されるケース
有効（未登録）と表示される	✓ 生活保護受給者が属する福祉事務所でデータ登録が間に合っていないケースのため、福祉事務所へ照会してください。

（４）患者情報の取り込み

自動的に取り込まれる患者の資格情報を
レセプトコンピュータ用端末で確認します※。
（患者がマイナンバーカードを持参した場合と同様です。）

※　患者情報をレセプトコンピュータ用端末から確認する際の標準的な手順は本マニュアル 57 ページの「コラム：レセプトコンピュータ用端末の操作」を参照してください。

（５）照会番号の登録

病院・診療所ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録することができます。
（患者がマイナンバーカードを持参した場合と同様です。）

（６）処方箋の発行形態の確認・登録
（電子処方箋管理サービス対応かつ院外処方箋を発行する場合）

患者から、口頭や問診票等で処方箋の発行形態（電子処方箋を希望するか、紙の処方箋を希望するか）の申出を受けている場合は、レセプトコンピュータ用端末へ発行形態を登録します※1,2。

※1 病院・診療所の運用に応じて、レセプトコンピュータ用端末へ登録せず、既存の帳票等で医師等へ伝達する方法でも問題ありません。

※2 患者に処方箋の発行形態を確認する方法は、病院・診療所内で定めた方法で問

題ありません。（例：口頭確認、問診票　　等が患者に確認）
等、再来受付機の利用、診察時に医師

B 患者が資格確認書等を持参した場合の対応手順フロー

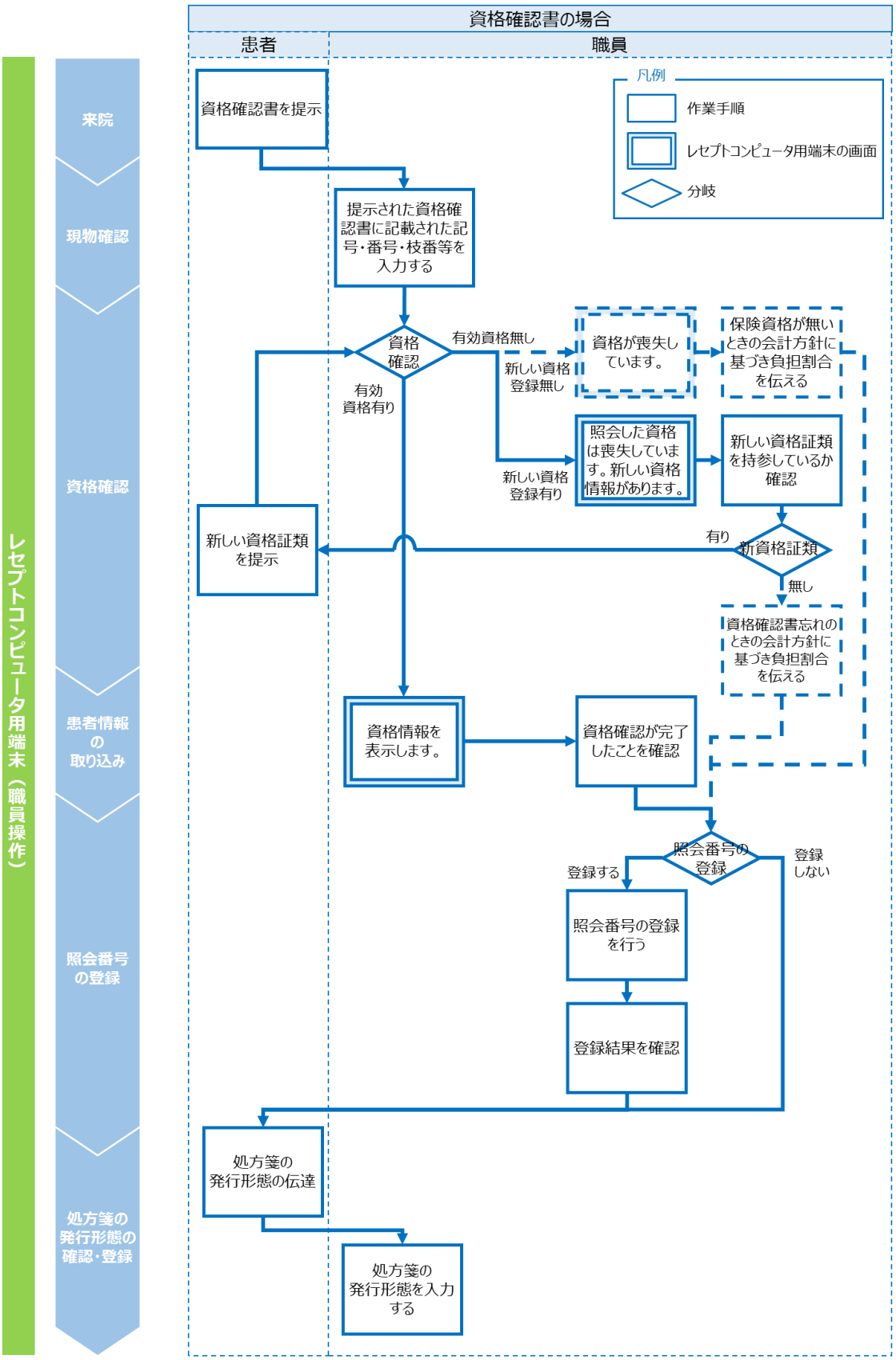

患者が受診する前の資格情報の確認

患者が事前に予約している場合には、資格情報の有効性や変更の有無などを一括照会機能において確認することができます。

一括照会は、保険者番号・個人単位被保険者番号・生年月日が既にレセプトコンピュータ用端末に登録されている患者に対して実施可能です※。

※　医療扶助における「公費負担者番号」は「保険者番号」、「受給者番号」は「個人単位被保険者番号」に相当します。

ポイント　**枝番なしでの一括照会**

一括照会は、レセプトコンピュータ用端末に枝番の情報がなくても照会可能です。ただし枝番の情報がない場合には、１件の照会に対し複数（双子等）の資格が該当した際に確認できません。

注意事項　**重複投薬等チェックの事前処理のタイミング（電子処方箋管理サービス導入病院・診療所向け）**

重複投薬等チェックに関しても、来院前に事前処理を要求することが可能ですが、直近の処方・調剤情報の内容が反映された状態でチェックを行うことが重要であるため、診察前のタイミングで実施することを推奨します。

一括照会における制限事項

項目	制限事項
回答される資格情報	照会時点の情報
限度額適用認定証関連情報	照会可（変更有無のみ） ※　照会要求時に病院・診療所が保有する「限度額適用認定証区分」「限度額適用認定証適用区分」を入力することで、最新の資格情報と比較し、各区分の変更の有無を照会できます。
特定疾病療養受療証情報	照会不可 ⇒　患者の来院時にご確認ください。
利用回数	原則１回/日
照会可能件数	1～5000 件/回

照会結果の表示制限 （Web 画面）	過去 3 回分の照会結果を表示 ※ 照会から 14 日以上経過した情報は表示できません。

医療扶助において患者が来院した後に実施する資格確認

医療扶助の場合は、医療機関コード単位で、自機関が委託先になっている患者の資格情報や医療券情報を一括照会機能において確認することができます。

医療扶助の患者が、未委託の病院・診療所で受診した場合や福祉事務所の情報登録が遅延した場合には、患者の医療券情報を閲覧できません。その場合は、福祉事務所が医療券情報を登録した後に、委託先資格情報の一括取得を実施し、生活保護受給者の再来院を不要とした上で事後的に資格確認を実施してください。

なお、福祉事務所に対しては、医療扶助の患者が、未委託の病院・診療所で受診した場合、医療券情報を月末まで（月末に未委託の病院・診療所での受診に関する照会を受けた場合はレセプト請求期限まで）に登録するよう周知されています。

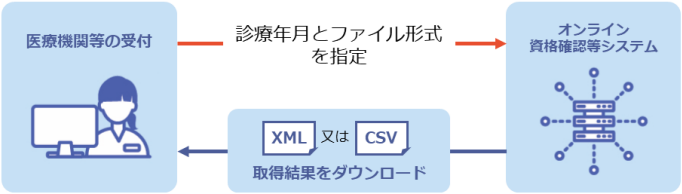

⚠注意事項 **<u>未委託かつ初診での一括照会</u>**

医療扶助の患者が、未委託かつ初診の病院・診療所を受診した場合、一括取得で取得した医療券情報と患者情報をひも付ける照会番号が存在しません。そのため、診察時に登録した患者情報と一括取得で取得した医療券情報を確認し、氏名・年齢・性別等から情報のひも付けを実施してください。

医療機関等の通常の窓口とは異なる動線における資格確認

医療機関等の通常の窓口とは異なる動線で資格確認を行う場合では、モバイル端末等（スマートフォン、タブレット、ノート PC 等）からマイナ在宅受付 Web（オンライン診療等機能）やマイナ資格確認アプリ（外来診療等（通常とは異なる動線）機能）を利用することで、オンライン資格確認を実施することが可能になります。

マイナ在宅受付 Web は、医療機関等の通常の窓口とは異なる動線においても、マイナンバーカードに設定された暗証番号の入力やスマートフォンでの生体認証等による本人確認を行うことで、患者の資格情報の取得や診療情報等の閲覧に関する同意の取得（登録）を可能とするサービスです※1,2。

マイナ資格確認アプリは、医療機関等の通常の窓口とは異なる動線においても、マイナンバーカードに設定された暗証番号の入力による本人確認に加えて、目視による本人確認も可能とするアプリケーションです。

※1 顔認証付きカードリーダーの故障時についても、外来診療等（通常とは異なる動線）としてマイナ在宅受付 Web の利用が可能です。

※2 マイナ在宅受付 Web で顔認証マイナンバーカードは使用できません。

マイナ在宅受付 Web・マイナ資格確認アプリでの本人確認方法

対応サービス	本人確認方法	
	暗証番号	目視確認
A マイナ在宅受付Web	○	×
B マイナ資格確認アプリ	○	○

A マイナ在宅受付 Web の場合

A-1 医療機関の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

A-2 患者の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

※1　スマートフォンでマイナ在宅受付 Web へアクセスした場合の画面例。

※2　電子処方箋管理サービスを利用している病院・診療所のみ。

B マイナ資格確認アプリの場合

※1　マイナ資格確認アプリをスマートフォンで利用した場合の画面例。

※2　電子処方箋サービスを利用している病院・診療所のみ。

A マイナ在宅受付 Web の場合

ポイント **マイナ在宅受付 Web においてオンライン資格確認をする際の事前準備**

マイナ在宅受付 Web を用いたオンライン資格確認を行うにあたり、「マイナ在宅受付 Web」の URL・二次元コードを生成・取得する必要があります。詳細は、「操作マニュアル(管理者編)」の「第 5 章 マイナ在宅受付 web 管理」を参照してください。

医療機関の端末を用いて資格確認を行う場合は、取得した URL を端末で開き、お気に入り登録をしておくと、いつでもアクセスすることができて便利です。また、利用する端末用のマイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）をインストールしてください。詳細及び操作方法は「マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル（オンライン診療等編）」をご確認ください。

患者の端末を用いて資格確認を行う場合は、取得した二次元コードを患者が読み取れるようにご準備ください。

（１）マイナ在宅受付 Web（オンライン診療等機能）へアクセス

A-1 医療機関の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

URL をクリックするなどしてマイナ在宅受付 Web にアクセスします。※

※ 医療機関の端末がスマートフォンの場合、スマートフォンのマイナンバーカードを用いた同意登録はできません。また、患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合は、患者の端末からマイナ在宅受付 Web へアクセスする方が便利です。

A-2 患者の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

職員は患者に二次元コード又は URL を連携し、患者は自身の端末で読み込み、マイナ在宅受付 Web にアクセスします。

⚠注意事項 **顔認証マイナンバーカードの場合**

マイナ在宅受付 Web で顔認証マイナンバーカードは使用できません。

（２）同意登録準備

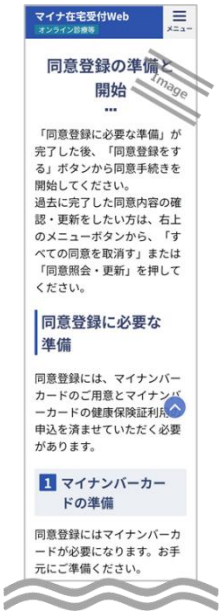

職員は患者がマイナンバーカードを持っているか、マイナンバーカードへの健康保険証利用登録が完了しているかを確認してください。患者のマイナンバーカードの健康保険証利用登録が未実施の場合は、同意登録の準備と開始画面にあるマイナポータルのリンクから登録申込が可能です。

（３）同意内容の選択

患者がマイナ在宅受付 Web において「あなたが予約した診療日」へ診療日当日の入力を行うとともに、医師等が患者の手術情報※1、診療情報、薬剤情報※2、処方・調剤情報※3、特定健診情報※4、健康診断結果報告書、臨床情報及び特定疾病療養受療証情報※5 を閲覧することについて、同意の選択をします。

※1 手術情報と臨床情報の一部（傷病名、感染症）を「手術・傷病名情報・感染症検査結果」として一括して同意を取得します。なお、電子カルテ情報共有サービスを利用しない病院・診療所では、手術情報は「手術情報」として同意を取得します。

※2 画面上、診療情報と薬剤情報及び臨床情報の一部（検査、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等）を「診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・薬剤情報」として一括して同意を取得します。なお、電子カルテ情報共有サービスを利用しない病院・診療所では診療情報と薬剤情報は、「診療・薬剤情報」として一括して同意を取得しますが、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面にある閲覧同意の利用有無において診療情報を「利用しない」と設定している病院・診療所の場合は、薬剤情報のみに対して同意を取得します。

※3 処方・調剤情報の閲覧同意は、「診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・薬剤情報」「診療・薬剤情報」「薬剤情報」のいずれかの薬剤情報の閲覧の同意と合わせて取得します。なお、処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

※4 特定健診情報と健康診断結果報告書は、「特定健診等情報」として一括して同意を取得します。なお、健康診断結果報告書は病院・診療所（健診実施機関）が電子カルテ情報共有サービスに登録する情報であり、電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

※5 限度額適用認定証情報の取得について、マイナン
バーカードを用いて資格確認を行った際は患者による同意は不要です。

閲覧同意の取得単位と閲覧可能になる情報項目

<table>
<tr><th>No.</th><th colspan="2">閲覧同意の取得単位</th><th>閲覧可能になる情報</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td colspan="2">手術・傷病名情報・感染症検査結果</td><td>✓ 手術情報
✓ 臨床情報の一部（傷病名、感染症）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（電子カルテ情報共有サービスを利用しない場合）</td></tr>
<tr><td colspan="2">手術情報</td><td>✓ 手術情報</td></tr>
<tr><td rowspan="6">2</td><td colspan="2">診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・薬剤情報</td><td>✓ 診療情報
✓ 薬剤情報
✓ 処方・調剤情報※1
✓ 臨床情報の一部（検査、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（電子カルテ情報共有サービスを利用しない場合）</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td colspan="2">診療情報の閲覧に対応</td></tr>
<tr><td>診療・薬剤情報</td><td>✓ 診療情報
✓ 薬剤情報
✓ 処方・調剤情報※1</td></tr>
<tr><td colspan="2">診療情報の閲覧に未対応</td></tr>
<tr><td>薬剤情報</td><td>✓ 薬剤情報
✓ 処方・調剤情報※1</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">特定健診等情報</td><td>✓ 特定健診情報
✓ 健康診断結果報告書※2</td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="2">特定疾病療養受療証情報</td><td>✓ 特定疾病療養受療証情報</td></tr>
</table>

※1 電子処方箋管理サービスを利用する場合のみ

※2 電子カルテ情報共有サービスを利用する場合のみ

（４）処方箋の発行形態の選択
（電子処方箋管理サービス対応かつ院外処方箋を発行する場合）

患者は、電子処方箋、紙の処方箋のどちらを希望するか選択します※。

※　左の処方箋の発行形態の選択画面を表示する場合は、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面で設定を行ってください。ただし、診察時等に医師等が患者に直接確認し、電子カルテシステム等に発行形態を登録する場合や、電子処方箋管理サービスを利用するものの院内処方のみを行う場合、マイナ在宅受付 Web に本画面を表示しない設定を行うことも可能です。詳しい設定方法は、操作マニュアル(管理者編)を確認してください。

（５）登録内容の確認

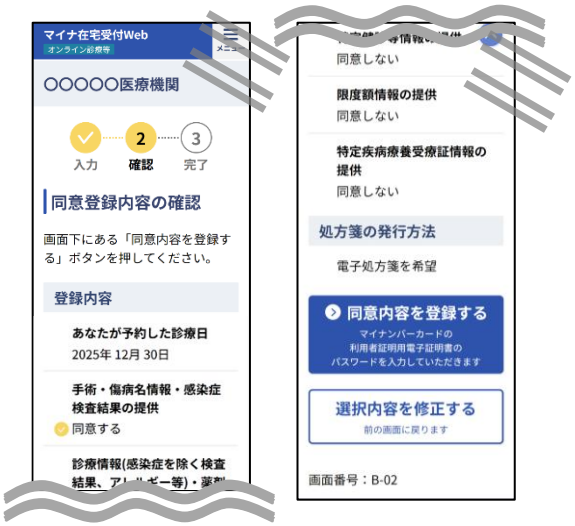

患者が診療日・同意登録内容・処方箋の発行形態の確認を行い、「同意内容を登録する」ボタンを押下します。

（６）マイナンバーカード認証

A-1 医療機関の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

認証方法のパターンは以下の通りです。

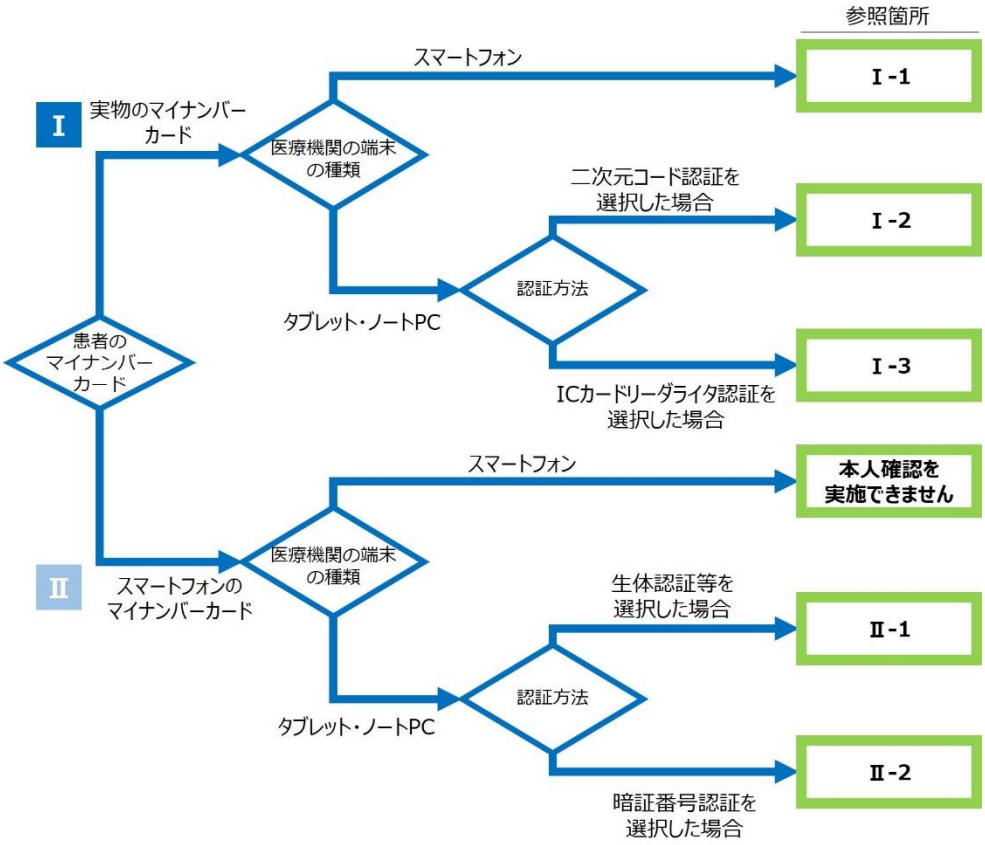

Ⅰ. 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

Ⅰ-1）医療機関の端末がスマートフォンの場合

＜Android の場合＞

＜iPhone の場合＞

① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。

② 患者がマイナンバーカードの４桁の暗証番号を入力します※1。

③ 患者がマイナンバーカードをスマートフォンにかざします。

④ 本人確認完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」を押下する又はブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります※2。

※1 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご留意ください。

※2 医療機関の端末からマイナポータルで患者のマイナンバーカードを読み取った場合、医療機関の端末のマイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）に患者の個人情報は連携されません。

Ⅰ-2）医療機関の端末がタブレット・ノート PC で二次元コード認証を選択した場合

① 患者はタブレット・ノート PC 画面に表示された二次元コードを患者自身のスマートフォンのマイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）で読み込みます。

② マイナンバーカードの４桁の暗証番号を入力してください（最新のマイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）をご利用ください。）※。

※ 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご留意ください。

Ⅰ-3) 医療機関の端末がタブレット・ノート PC で IC カードリーダライタ認証を選択した場合

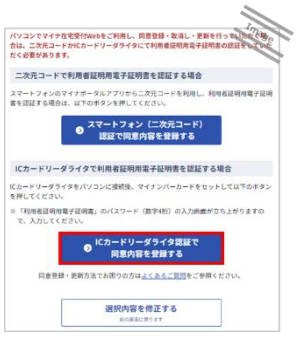

① タブレットやノート PC にあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。

② 患者がマイナンバーカードの４桁の暗証番号を入力します。※

③ 患者がマイナンバーカードを IC カードリーダーにかざし、「読み取り開始」ボタンを押下すると利用者証明用電子証明書の照合が行われます。

④ ブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

※ 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご留意ください。

II. 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

※ 医療機関の端末がスマートフォンの場合、スマートフォンのマイナンバーカードを用いての同意登録はできません。タブレット・ノート PC の場合は二次元コード認証を選択し本人確認を実施してください。

Ⅱ-1）本人確認方法で生体認証等を選択した場合

＜医療機関端末(タブレット・ノート PC)画面＞

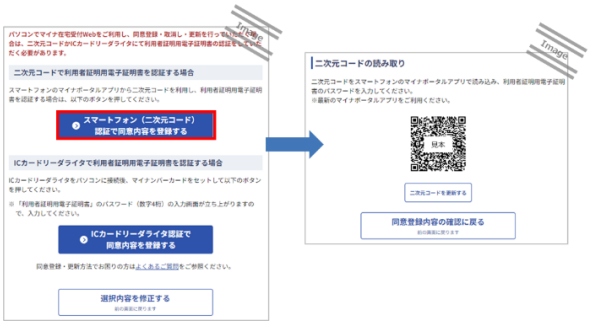

① 職員は画面に表示された「スマートフォン（二次元コード）認証で同意内容を登録する」を押下し、患者はタブレット・ノート PC 画面に表示された二次元コードを患者自身のスマートフォンのマイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）で読み込みます。

＜患者のスマートフォンが Android の場合＞

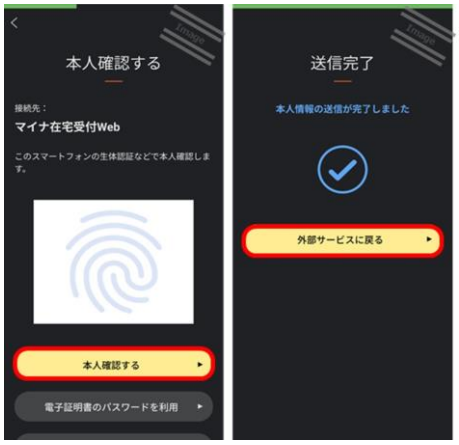

② 患者はマイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）を用いて生体認証等で本人確認を実施します。

＜患者のスマートフォンが iPhone の場合＞

Ⅱ-2）本人確認方法で暗証番号認証を選択した場合

＜医療機関端末(タブレット・ノート PC)画面＞

① 職員は画面に表示された「スマートフォン（二次元コード）認証で同意内容を登録する」を押下し、患者はタブレット・ノートPC画面に表示された二次元コードを患者自身のスマートフォンのマイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）で読み込みます。

＜患者のスマートフォンが Android の場合＞

② 患者はマイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）にてスマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力します。

＜患者のスマートフォンが iPhone の場合＞

スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号とは

マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書に設定した数字 4 桁の暗証番号のことです。

A-2 患者の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

認証方法のパターンは以下の通りです。

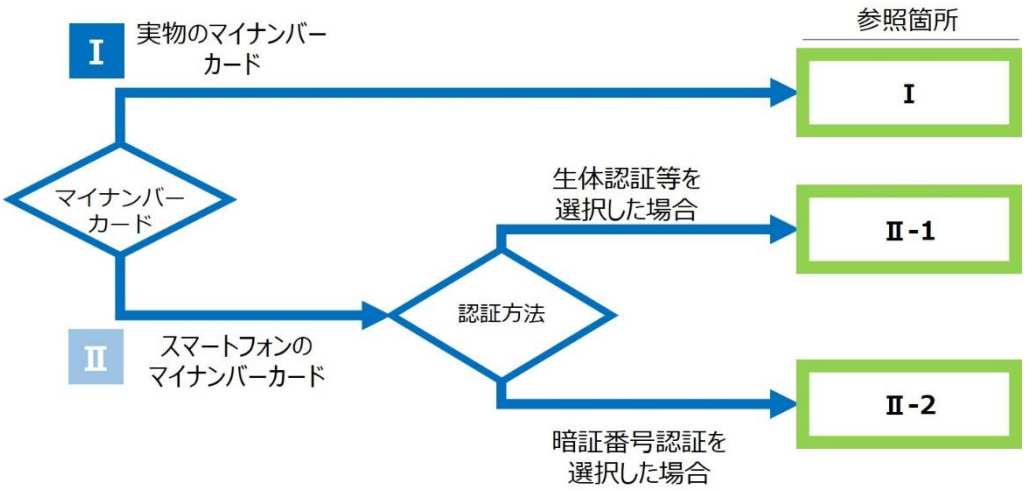

Ⅰ. 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

＜Android の場合＞

＜iPhone の場合＞

① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。

② 患者がマイナンバーカードの４桁の暗証番号を入力します※。

③ 患者がマイナンバーカードをスマートフォンにかざします。

④ 本人確認完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

※ 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご留意ください。

II. 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

Ⅱ-1）本人確認で生体認証を選択した場合

＜Android の場合＞

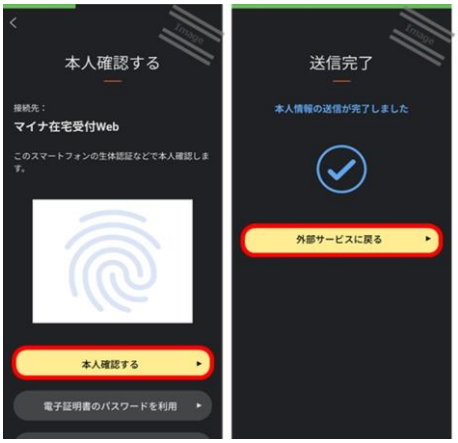

＜iPhone の場合＞

① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
② 患者はマイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）を用いて生体認証等で本人確認を実施します。
③ 本人確認が完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下し、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

Ⅱ-2）本人確認で暗証番号認証を選択した場合

＜Android の場合＞

＜iPhone の場合＞

① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
② 患者はマイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）にてスマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力します。

> **スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号とは**
> マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書に設定した数字 4 桁の暗証番号のことです。

③ 本人確認が完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下し、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

ポイント **マイナンバーカードの取扱い**

個人情報保護の観点から、原則として患者本人が、医療機関等のモバイル端末等にマイナンバーカードをかざすようにしてください。職員は実物のマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

ただし、患者本人が自身でマイナンバーカードをモバイル端末等にかざすことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のマイナンバーカードをモバイル端末等にかざす等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

ポイント **患者本人が暗証番号を入力できない場合**

暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。

例外として、乳幼児又は成年被後見人については、法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。

マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。

（７）登録完了

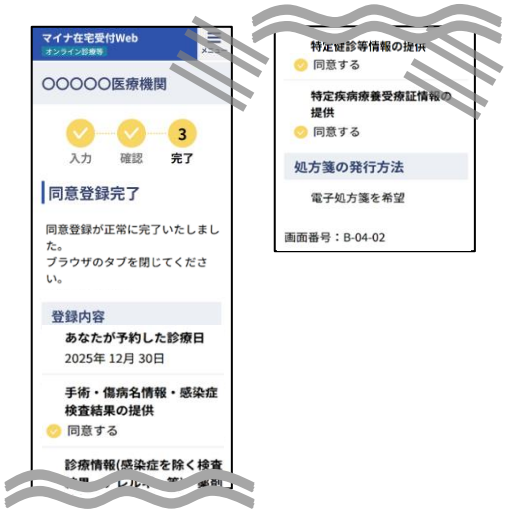

資格情報の取得・同意内容・処方箋の発行形態の登録が正常に完了した場合、同意登録完了画面が表示されます※。ブラウザのタブを閉じてください。

※　同意登録完了画面に患者の資格情報は表示されません。

ポイント　**来院前の予約時等にオンライン資格確認を行う場合**

医療機関等の通常の窓口とは異なる動線において来院前の予約時等に患者が自身の端末を使用して事前にオンライン資格確認を患者の居宅等の遠隔で行った場合は原則として、患者の来院時に顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）を確認し、身分証明書に記載された患者の情報と予約した患者本人であることを確認してください。

（８）患者の情報の要求・資格確認

職員はレセプトコンピュータ等から、医療機関等コードをキーにオンライン資格確認等システムに登録されている資格情報等を照会します※。

※　医療機関等の通常の窓口とは異なる動線においては診療日の翌日末まで、診療情報・薬剤情報等の照会が可能です。（照会した情報をダウンロードし、その情報をレセプトコンピュータや電子カルテシステムで照会する場合を除く。）

（９）照会番号の登録

病院・診療所ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。

A マイナ在宅受付 Web の場合の対応手順フロー

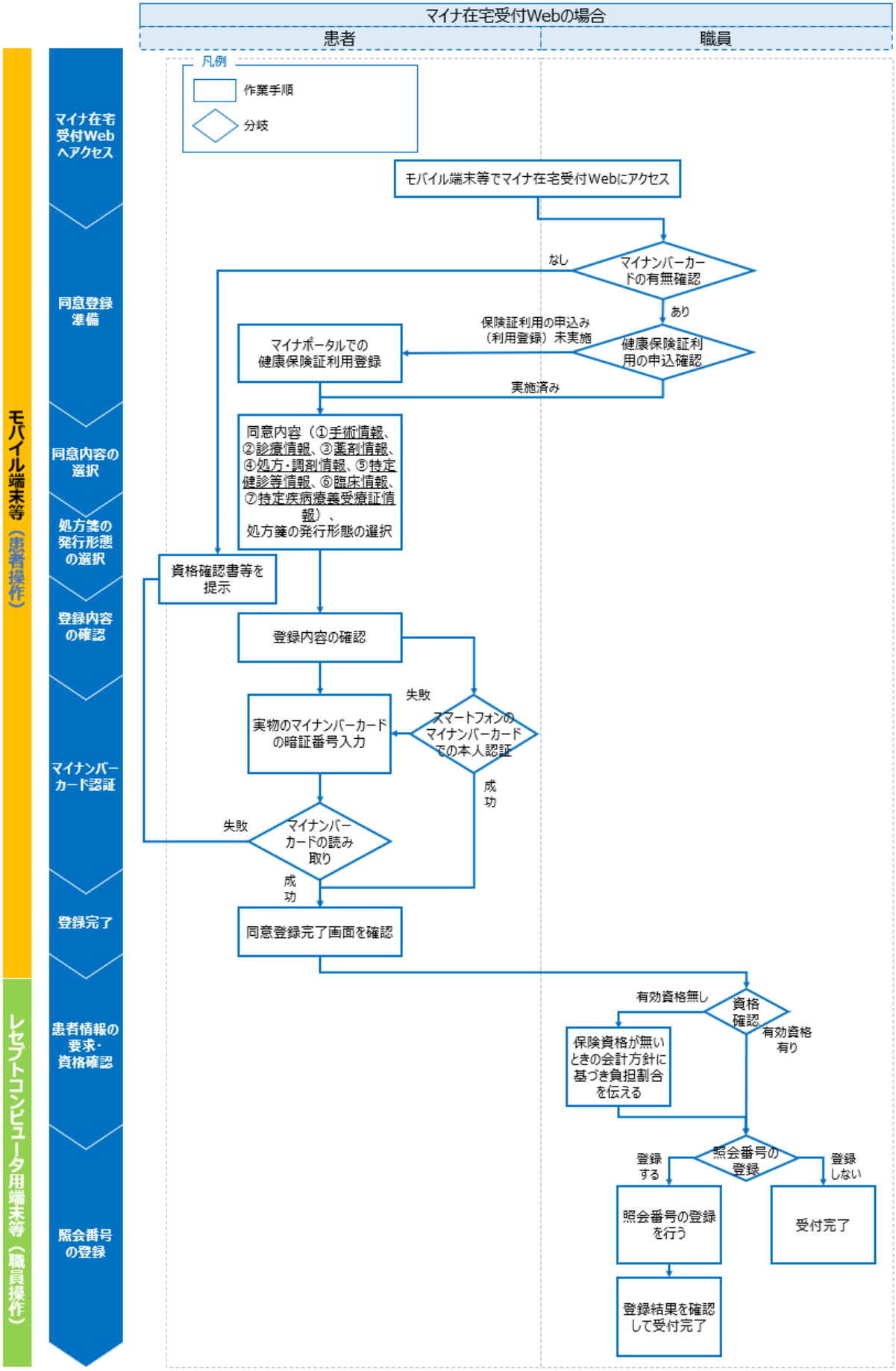

B マイナ資格確認アプリの場合

ポイント **マイナ資格確認アプリにおいてオンライン資格確認をする際の事前準備**

マイナ資格確認アプリを用いたオンライン資格確認を行うに当たり、モバイル端末へのマイナ資格確認アプリのインストール、初回ログイン及びシステム設定を事前に実施します。手順の詳細は「医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」、操作マニュアル(管理者編)「第６章 マイナ資格確認アプリ管理」をご確認ください。

（１）ログイン

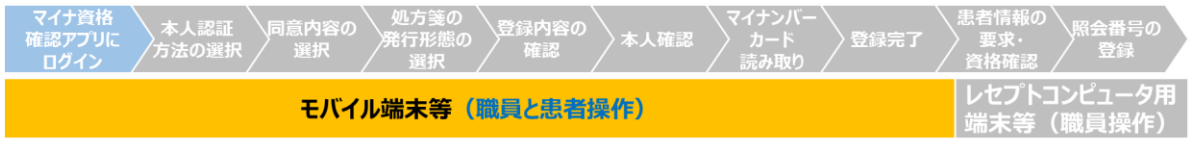

職員は生体認証又はパスコードでログインします※。

※ 設定により生体認証又はパスコードでのログインとなります。設定の詳細は「医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認ください。

（２）本人認証方法の選択

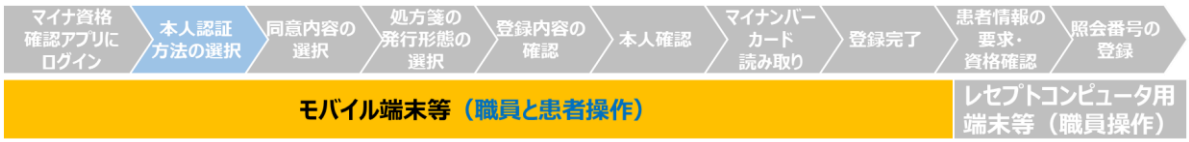

本人認証方法を変更する場合、職員は画面右上の歯車マーク を押下してマイナ資格確認アプリメニューを表示し、「セキュリティ設定」を選択してください。

患者のマイナンバーカードの種類を確認した上で、本人認証方法を選択してください。

○目視による本人確認を行う場合

「目視確認で本人認証」が有効になっていることを確認します。

○4 桁の暗証番号の入力による本人確認を行う場合

「目視確認で本人認証」が無効になっていることを確認します。

（３）同意内容の選択

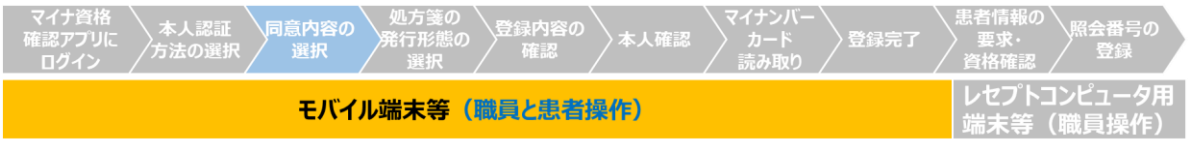

マイナ資格確認アプリにおいて医師等が患者の手術情報※1、診療情報、薬剤情報※2、処方・調剤情報※3、特定健診情報※4、健康診断結果報告書、臨床情報及び特定疾病療養受療証情報※5 を閲覧することについて、患者は同意内容を選択します。

※1　手術情報と臨床情報の一部（傷病名、感染症）を「手術・傷病名情報・感染症検査結果」として一括して同意を取得します。なお、電子カルテ情報共有サービスを利用しない病院・診療所では、手術情報は「手術情報」として同意を取得します。

※2　画面上、診療情報と薬剤情報及び臨床情報の一部（検査、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等）を「診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・薬剤情報」として一括して同意を取得します。なお、電子カルテ情報共有サービスを利用しない病院・診療所では診療情報と薬剤情報は、「診療・薬剤情報」として一括して同意を取得しますが、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面にある閲覧同意の利用有無において診療情報を「利用しない」と設定している病院・診療所の場合は、薬剤情報のみに対して同意を取得します。

※3　処方・調剤情報の閲覧同意は、「診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・薬剤情報」「診療・薬剤情報」「薬剤情報」のいずれかの薬剤情報の閲覧の同意と合わせて取得します。なお、処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

※4　特定健診情報と健康診断結果報告書は、「特定健診等情報」として一括して同意を取得します。なお、健康診断結果報告書は、病院・診療所（健診実施機関）が電子カルテ情報共有サービスに登録する情報であり、電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

※5　限度額適用認定証情報の取得について、マイナンバーカードを用いて資格確認を行った際は患者による同意は不要です。

※6　画面上部に「外来診療等（通常とは異なる動線）」と表示され、正しい動作モードに設定されていることをご確認ください。表示が異なる場合は、「医療機関等向

け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」の「セキュリティ設定__動作モード選択」を参照してください。

閲覧同意の取得単位と閲覧可能になる情報項目

<table>
<tr><th>No.</th><th colspan="2">閲覧同意の取得単位</th><th>閲覧可能になる情報</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td colspan="2">手術・傷病名情報・感染症検査結果</td><td>✓ 手術情報
✓ 臨床情報の一部（傷病名、感染症）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（電子カルテ情報共有サービスを利用しない場合）</td></tr>
<tr><td colspan="2">手術情報</td><td>✓ 手術情報</td></tr>
<tr><td rowspan="7">2</td><td colspan="2">診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・薬剤情報</td><td>✓ 診療情報
✓ 薬剤情報
✓ 処方・調剤情報※1
✓ 臨床情報の一部（検査、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（電子カルテ情報共有サービスを利用しない場合）</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td colspan="2">診療情報の閲覧に対応</td></tr>
<tr><td colspan="2">診療・薬剤情報</td><td>✓ 診療情報
✓ 薬剤情報
✓ 処方・調剤情報※1</td></tr>
<tr><td colspan="2">診療情報の閲覧に未対応</td></tr>
<tr><td colspan="2">薬剤情報</td><td>✓ 薬剤情報
✓ 処方・調剤情報※1</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">特定健診等情報</td><td>✓ 特定健診情報
✓ 健康診断結果報告書※2</td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="2">特定疾病療養受療証情報</td><td>✓ 特定疾病療養受療証情報</td></tr>
</table>

※1 電子処方箋管理サービスを利用する場合のみ

※2 電子カルテ情報共有サービスを利用する場合のみ

（４）処方箋発行形態の選択（電子処方箋管理サービス対応の場合）

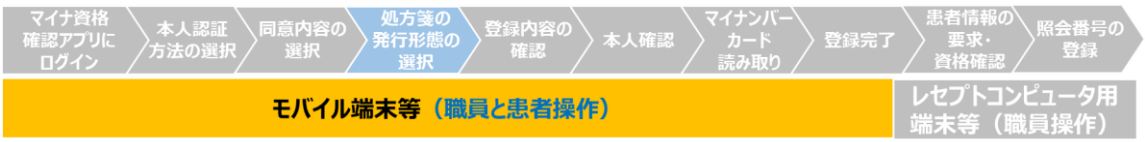

患者は、電子処方箋、紙の処方箋のどちらを希望するか選択します。

※　左の処方箋の発行形態の選択画面を表示する場合は、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面で設定を行ってください。マイナ資格確認アプリで処方箋の発行形態を選択せず、診察時等に医師等が患者に直接確認し、電子カルテシステム等に発行形態を登録しても問題ありません。その場合、マイナ資格確認アプリに本画面を表示しない設定を行うことも可能です。詳しい設定方法は、操作マニュアル(管理者編)をご確認ください。

（５）登録内容の確認

職員は患者と同意登録内容・処方箋の発行形態の確認を行います。また、患者自身が操作できる場合には、患者自身が確認・押下することが可能です。

Ⅰ患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

「マイナンバーカード（目視）」又は「マイナンバーカード（暗証番号）」のボタンを押下します。

Ⅱ患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

患者のスマートフォンの機種に応じて「iPhone」又は「Android」を押下します。

（６）本人確認

「（２）本人認証方法の選択」で設定した方法で、職員は患者の本人確認を実施します。

Ⅰ患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

○目視による確認を行う場合

職員は患者のマイナンバーカードの顔写真を目視で確認し、本人確認を行います※。

※　原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。

○4 桁の暗証番号の入力による本人確認を行う場合

「患者に暗証番号の入力をお願いしてください」とポップアップが出るため、職員は OK ボタンを押下後に、患者に暗証番号※の入力を依頼します。

患者は暗証番号を入力し「次へ」を選択します。

※　マイナンバーカードを市区町村の窓口などで受け取った際に、利用者証明用電子証明書に設定した数字４桁の暗証番号です。

用する場合

〇患者のスマートフォンが iPhone の場合

「患者ご自身のスマートフォンで Apple ウォレットを立ち上げ、マイナンバーカードが表示されていることを確認し、生体認証(Face ID もしくは Touch ID)することをお願いしてください」とポップアップが出るため、職員は OK ボタンを押下後に、患者にスマートフォンのマイナンバーカードの生体認証を依頼します。

〇患者のスマートフォンが Android の場合

「患者に４桁の暗証番号(スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号)の入力をお願いしてください」とポップアップが出るため、職員はOKボタンを押下後に、患者に暗証番号※の入力を依頼します。

患者は暗証番号を入力し「次へ」を選択します。

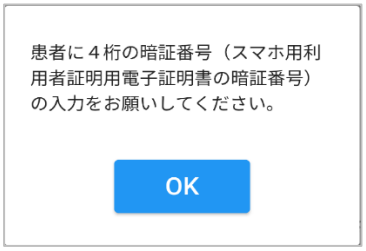

※ マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書の数字４桁の暗証番号です。

Ⅱ 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使

ポイント **目視による確認の留意事項**

目視による確認は、本人確認作業を職員の判断で行うため、第三者の利用を防止するためにも本人確認に相違がないようお願いします。

ポイント **患者本人が暗証番号を入力できない場合**

暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。

例外として、乳幼児又は成年被後見人については、法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。

マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。

なお、患者本人による暗証番号の入力が難しい場合は、職員の目視による本人確認により、資格確認を行うことも可能です。

ポイント **暗証番号がロックされたら**

暗証番号の入力を連続で３回間違えると暗証番号がロックされます。ロック解除及び暗証番号の初期化は、住民票がある市区町村の窓口でのみ実施可能です。

（７）マイナンバーカード読み取り

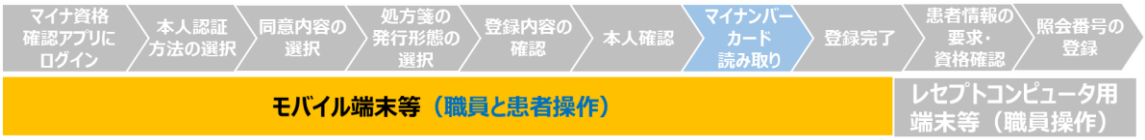

患者はマイナンバーカードの読み取りを行います※。

※ マイナンバーカードの読み取りを行うことができない一部の機種のスマートフォンとタブレット・PC については、汎用カードリーダーを用意してマイナンバーカードを読み取ってください。

ポイント **マイナンバーカードの取扱い**

個人情報保護の観点から、原則として患者本人が、職員が持参したモバイル端末等にかざすようにしてください。職員は実物のマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

ただし、患者本人が自身でマイナンバーカードをモバイル端末等にかざすことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のマイナンバーカードをモバイル端末等にかざす等の必要な支援を行うことは差し支えありません。

ポイント **スマートフォンでスマートフォンのマイナンバーカードを読み取る場合**

１．スマートフォンをかざす位置

患者のスマートフォンのマイナンバーカードを、マイナ資格確認アプリで読み取る際は、NFC アンテナの位置を合わせて職員のスマートフォンにかざす必要があります。

- 職員又は患者のスマートフォンが iPhone の場合
  - ➢ iPhone の NFC アンテナは端末上部にあります。
    - ※ 職員と患者のスマートフォンが iPhone どうしの場合、2 台の端末の上部分を近づけてください。

- 職員又は患者のスマートフォンが Android の場合
  - ➢ Android の NFC アンテナはおサイフケータイマーク付近にあります※。
    - ※ おサイフケータイマークがない機種は、端末の上部中央付近を目安にかざしてください。
  - ➢ 双方の端末の NFC アンテナ位置が近づくように、患者のスマートフォンをかざしてください。
  - ➢ かざし位置の目安は右の画像をご参照ください。
  - ➢ 各機種の NFC 位置の詳細については、以下の公的個人認証サービスポータルサイトの「スマートフォンの IC カードセット位置について」をご参照ください。

https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer/android.html

２．スマートフォンのかざし方

- 患者のスマートフォンが iPhone の場合
  - ① 患者に iPhone 上で生体認証等を実施し、スマートフォンのマイナンバーカードを表示すよう依頼します。
  - ② 患者の iPhone にスマートフォンのマイナンバーカードが表示されていることを確認したうえで、患者の iPhone の上部を職員のスマートフォンに近づけてください※。
    - ※ 職員と患者のスマートフォンが iPhone どうしの場合、スマートフォンのマイナンバーカードが表示されていない状態でかざすと、連絡先の共有画面等が表示される場合があるため、職員の iPhone では AirDrop をオフにする等ご注意ください。
- 患者のスマートフォンが Android の場合
  - ① 患者にマイナ資格確認アプリへ 4 桁の暗証番号の入力を依頼します。
  - ② 患者が入力完了後、患者の Android を職員のスマートフォンに近づけてください。

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が未実施の場合

Ⅰ患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

① 実物のマイナンバーカードの健康保険証の利用登録が未実施の場合、左図のような画面が表示されます。健康保険証の利用登録を行う場合は、「健康保険証利用登録する」ボタンを押下してください。

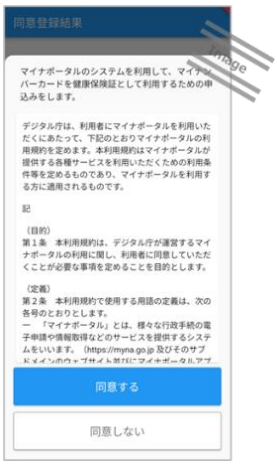

② マイナポータルのシステムを利用した、実物のマイナンバーカードを健康保険証等として利用するための申込みについて、患者から同意を取得します。

③ 実物のマイナンバーカードの健康保険証利用を登録します※1,2。

※1 健康保険証利用の申込み（利用登録）には、目安として 15 秒前後要します（令和３年２月 15 日時点）。また、システム処理に 25 秒以上掛かった場合、数分たって処理が完了すれば、次回以降は通常どおり資格確認をご利用いただけるため、数分たってからもう一度マイナンバーカードをモバイル端末にかざし、利用できるかご確認ください。

※2 ただし、メンテナンス等によるシステム停止の際は健康保険証利用の申込み（利用登録）をご利用いただけないため、資格確認書等を用いて資格確認を実施してください。

・ 毎日午前 3 時から午前 6 時はご利用いただけません。

・ メンテナンスの予定は医療機関等向け総合ポータルサイト等をご確認ください。

Ⅱ患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

画面に従い、患者のスマートフォンからマイナポータルへアクセスし、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）を実施してください※。

※ 健康保険証利用の申込み（利用登録）には、最長５分要します。

（８）登録完了

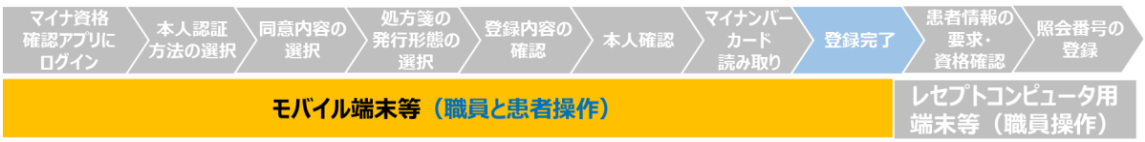

資格情報の取得・同意内容・処方箋の発行形態の登録が正常に完了した場合、同意登録完了画面が表示されますので、患者の資格情報※をご確認ください。

なお、画面一番下にある「閉じる」ボタンを押下すると、資格確認結果画面から認証選択画面に戻るため、ご注意ください。

※ 生活保護受給者の場合、資格情報は福祉事務所名・フリガナ・氏名・生年月日・性別・区分が表示されます。
患者の医療券/調剤券情報は表示されないため、現行の運用に沿って、必要な提出書類等の確認や福祉事務所への照会を行ってください。

（９）患者情報の要求･資格確認

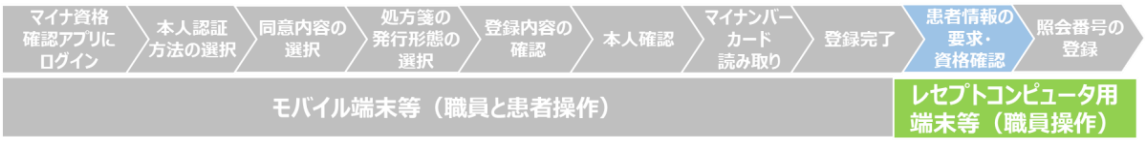

職員はレセプトコンピュータ等から、医療機関等コードをキーにオンライン資格確認等システムに登録されている資格情報等を照会します。

（１０）照会番号の登録

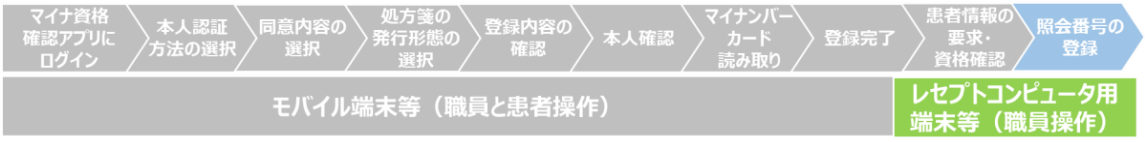

病院・診療所ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。

B マイナ資格確認アプリの場合の対応手順フロー

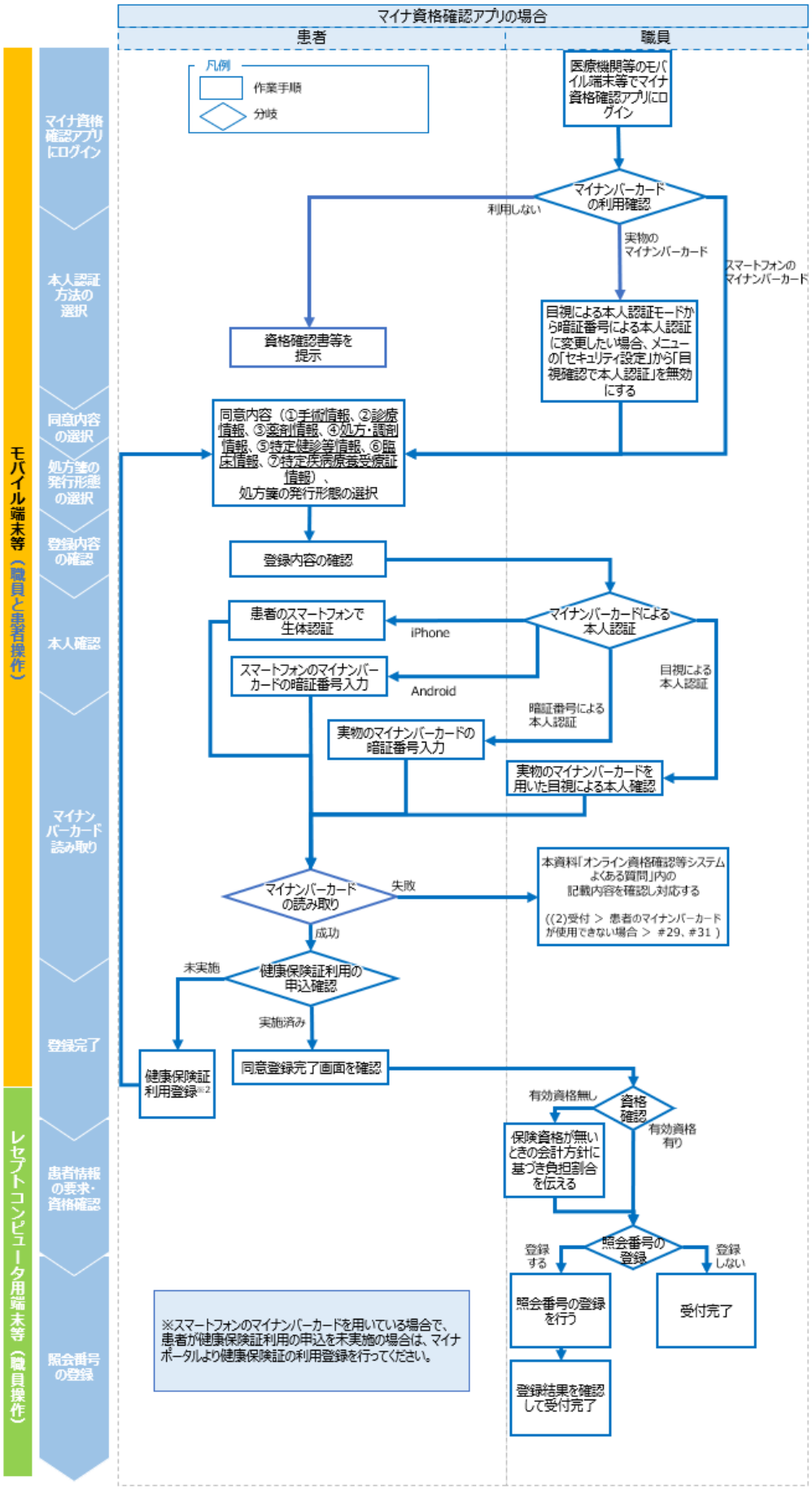

訪問診療等・往診時の資格確認

訪問診療等（本書では訪問診療、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導、訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導、訪問歯科衛生指導などの居宅等でのサービスをいう。）、往診ではモバイル端末等（スマートフォン、タブレット、ノート PC 等）からマイナ在宅受付 Web（訪問診療等機能）やマイナ資格確認アプリを利用することで、患者の自宅等でオンライン資格確認を実施することが可能になります。

マイナ在宅受付 Web は、マイナンバーカードに設定された暗証番号の入力やスマートフォンでの生体認証等による本人確認を行うことで、患者の自宅等において患者の資格情報の取得や診療情報等の閲覧に関する同意の取得（登録）を可能とする Web サービスであり、このほか同意内容の照会・更新や同意の取消しを行うことができます※。

マイナ資格確認アプリは、マイナンバーカードに設定された暗証番号の入力やスマートフォンの生体認証による本人確認に加えて、目視による本人確認も可能とするアプリケーションであり、資格情報の確認や同意内容の照会や同意の取消しを行うことができます※2。

※　マイナ在宅受付 Web で顔認証マイナンバーカードは使用できません。

マイナ在宅受付 Web・マイナ資格確認アプリでの本人確認方法

対応サービス	本人確認方法	
	暗証番号	目視確認
A　マイナ在宅受付Web	○	×
B　マイナ資格確認アプリ	○	○

A マイナ在宅受付 Web の場合

A-1 医療機関の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

A-2 患者の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

※1　スマートフォンでマイナ在宅受付 Web へアクセスした場合の画面例。

※2　電子処方箋管理サービスを利用している病院・診療所のみ。

B マイナ資格確認アプリの場合

※1　マイナ資格確認アプリをスマートフォンで利用した場合の画面例。

※2　電子処方箋管理サービスを利用している病院・診療所のみ。

A マイナ在宅受付 Web の場合

ポイント **マイナ在宅受付 Web においてオンライン資格確認をする際の事前準備**

マイナ在宅受付 Web を用いたオンライン資格確認を行うに当たり、「マイナ在宅受付 Web」の URL・二次元コードを生成・取得する必要があります。詳細は、「操作マニュアル(管理者編)」の「第 5 章 マイナ在宅受付 web 管理」を参照してください。

医療機関の端末を用いて資格確認を行う場合は、取得した URL をご利用の端末のブラウザで開き、お気に入り登録をしておくと、いつでもアクセスすることができて便利です。また、利用する端末にマイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）をインストールしてください。詳細及び操作方法は「マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル（訪問診療等編）」をご確認ください。

患者の端末を用いて資格確認を行う場合は、取得した二次元コードを患者が読み取れる

（１）マイナ在宅受付 Web（訪問診療等機能）へアクセス

職員は初回訪問時に患者の資格確認、同意登録を実施します。

A-1 医療機関の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

URL をクリックするなどしてマイナ在宅受付 Web にアクセスします※1。

※1 医療機関の端末がスマートフォンの場合、スマートフォンのマイナンバーカードを用いた同意登録はできません。また、患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合は、患者の端末からマイナ在宅受付 Web へアクセスする方が便利です。

A-2 患者の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合※2

職員は患者に二次元コード※3又はURLを連携し、患者は自身の端末で読み込み、マイナ在宅受付 Web にアクセスします。

※2 患者の端末を利用する場合、同意内容の照会・更新、取消しが容易となるといった面もあります。

※3 事前に取得した二次元コードを印刷して訪問先に持っていく方法や医療機関端末でマイナ在宅受付 Web にアクセスし、メニュー画面下部にある二次元コードを利用する方法があります。

⚠ 注意事項 **<u>顔認証マイナンバーカードの場合</u>**

マイナ在宅受付 Web で顔認証マイナンバーカードは使用できません。

（２）同意登録準備

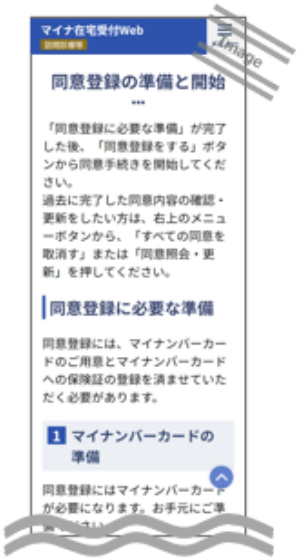

職員は患者がマイナンバーカードを持っているか、マイナンバーカードへの健康保険証利用登録が完了しているかご確認ください。患者のマイナンバーカードの健康保険証利用登録が未実施の場合は、同意準備画面にあるマイナポータルのリンクから登録申込が可能です。

（３）同意内容の選択

マイナ在宅受付 Web において医師等が患者の手術情報※1、診療情報、薬剤情報※2、処方・調剤情報※3、特定健診情報※4、健康診断結果報告書、臨床情報及び特定疾病療養受療証情報※5 を閲覧することについて、患者は同意内容を選択します。

同意有効期間内に病院・診療所が電子カルテ情報共有サービス利用を開始した場合、電子カルテ情報共有サービスの利用開始に伴い同意対象が新たに追加されるため※6、患者に対して改めて同意登録の実施を依頼してください。

※1 手術情報と臨床情報の一部（傷病名、感染症）を「手術・傷病名情報・感染症検査結果」として一括して同意を取得します。なお、電子カルテ情報共有サービスを利用しない病院・診療所では、手術情報は「手術情報」として同意を取得します。

※2 画面上、診療情報と薬剤情報及び臨床情報の一部（検査、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等）を「診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・薬剤情報」として一括して同意を取得します。なお、電子カルテ情報共有サービスを利用しない病院・診療所では診療情報と薬剤情報は、「診療・薬剤情報」として一括して同意を取得しますが、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面にある閲覧同意の利用有無において診療情報を「利用しない」と設定している病院・診療所の場合は、薬剤情報のみに対して同意を取得します。

※3 処方・調剤情報の閲覧同意は、「診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー

等）・薬剤情報」「診療・薬剤情報」「薬剤情報」のいずれかの閲覧の同意と合わせて取得します。なお、処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

※4 特定健診情報と健康診断結果報告書は、「特定健診等情報」として一括して同意を取得します。なお、健康診断結果報告書は病院・診療所（健診実施機関）が電子カルテ情報共有サービスに登録する情報であり、電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

※5 限度額適用認定証情報の取得について、マイナンバーカードを用いて資格確認を行った際は患者による同意は不要です。

閲覧同意の取得単位と閲覧可能になる情報項目

No.	閲覧同意の取得単位	閲覧可能になる情報
1	手術・傷病名情報・感染症検査結果	✓ 手術情報 ✓ 臨床情報の一部（傷病名、感染症）
	（電子カルテ情報共有サービスを利用しない場合）	
	手術情報	✓ 手術情報
2	診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・薬剤情報	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※1 ✓ 臨床情報の一部（検査、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等）
	（電子カルテ情報共有サービスを利用しない場合）	
	診療情報の閲覧に対応	
	診療・薬剤情報	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※1
	診療情報の閲覧に未対応	
	薬剤情報	✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※1
3	特定健診等情報	✓ 特定健診情報 ✓ 健康診断結果報告書※2
4	特定疾病療養受療証情報	✓ 特定疾病療養受療証情報

※1 電子処方箋管理サービスを利用する場合のみ

※2 電子カルテ情報共有サービスを利用する場合のみ

（４）処方箋の発行形態の選択
（電子処方箋管理サービス対応かつ院外処方箋を発行する場合）

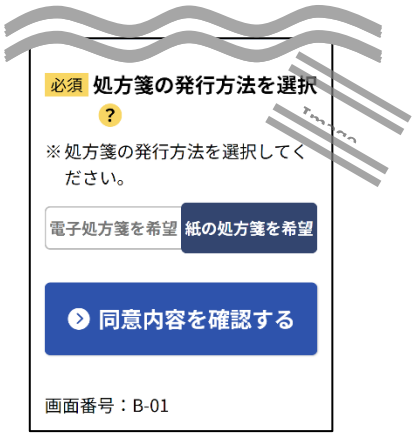

患者は、電子処方箋、紙の処方箋のどちらを希望するか選択します。
※左の処方箋の発行形態の選択画面を表示する
場合は、オンライン資格確認等システムの環境設
定情報更新画面で設定を行ってください。診察時
等に医師等が患者に直接確認し、電子カルテシス
テム等に発行形態を登録する場合や、電子処方
箋管理サービスを利用するものの院内処方のみを
行う場合、マイナ在宅受付 Web に本画面を表示
しない設定を行うことも可能です。詳しい設定方
法は、操作マニュアル(管理者編)をご確認ください。

（５）登録内容の確認

職員は患者と同意登録内容・処方箋の発行形態の確認を行い、「同意内容を登録する」ボタンを押下します。また、患者自身が操作できる場合には、患者自身が確認・押下することが可能です※。

※訪問診療等では、継続的な関係のもと訪問診療

等が行われている間、登録された同意に基づき、

患者の診療情報・薬剤情報等の照会を行うこと

が可能となり、患者はいつでも同意を取り消すこと

が可能です。

職員はこれらのことについて患者等に説明を行って

ください。また、患者等が 2 回目以降の訪問時に

ついて診療情報・薬剤情報等の閲覧を希望しな

い場合には、2 回目以降において、取得・活用する

ことの確認を行うことが重要です。

（６）マイナンバーカード認証

A-1 医療機関の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

認証方法のパターンは以下の通りです。

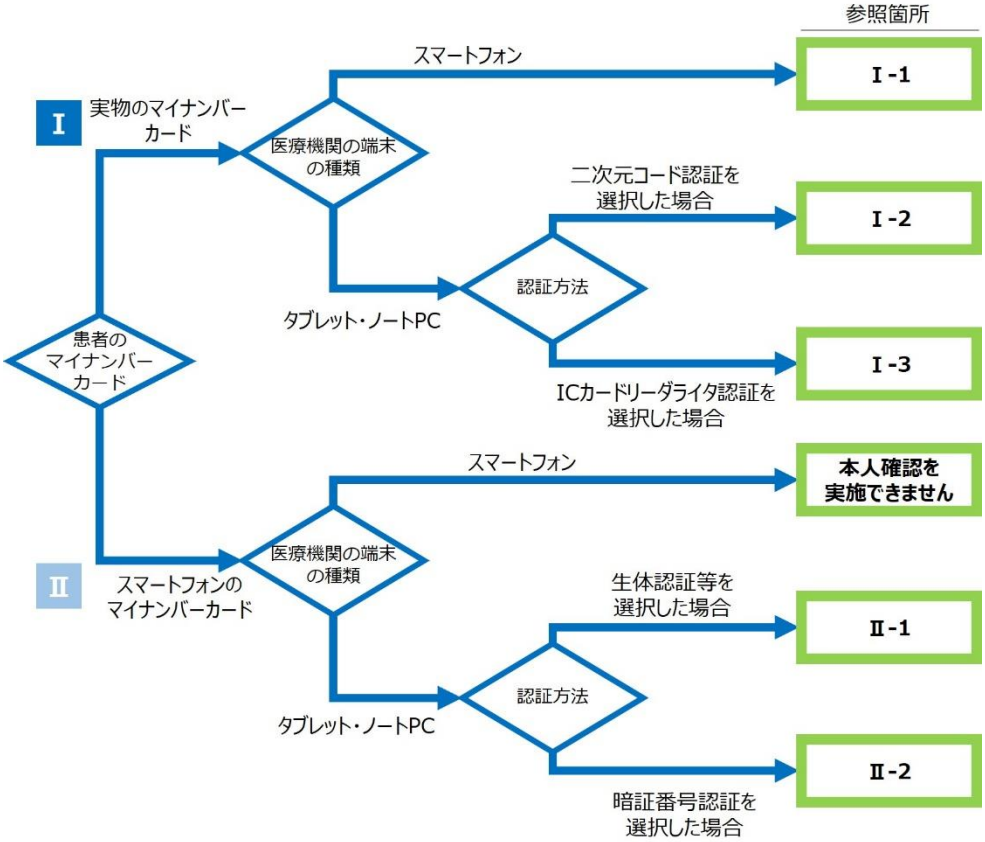

Ⅰ. 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

Ⅰ-1）医療機関の端末がスマートフォンの場合

＜Android の場合＞

＜iPhone の場合＞

① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。

② 患者がマイナンバーカードの４桁の暗証番号を入力します※。

③ 患者がマイナンバーカードをスマートフォンにかざします。

④ 本人確認完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」を押下する又はブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

※ 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご留意ください。

Ⅰ-2）医療機関の端末がタブレット・ノート PC で二次元コード認証を選択した場合

① 患者はタブレット・ノート PC 画面に表示された二次元コードを患者自身のスマートフォンのマイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）で読み込みます。

② マイナンバーカードの４桁の暗証番号を入力してください（最新のマイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）をご利用ください。）※。

※ 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご留意ください。

Ⅰ-3) 医療機関の端末がタブレット･ノート PC で IC カードリーダライタ認証を選択した場合

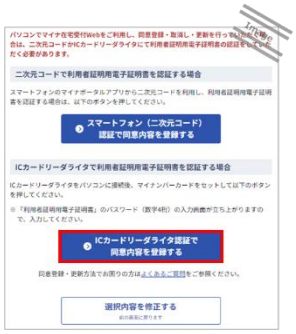

① タブレットやノート PC にあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。

② 患者がマイナンバーカードの４桁の暗証番号を入力します※。

③ 患者がマイナンバーカードをICカードリーダーにかざし、「読み取り開始」ボタンを押下すると利用者証明用電子証明書の照合が行われます。

④ ブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

※ 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご留意ください。

患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

※ 医療機関の端末がスマートフォンの場合、スマートフォンのマイナンバーカードを用いての同意登録はできません。タブレット・ノート PC の場合は二次元コード認証を選択し本人確認を実施してください。

Ⅱ-1）本人確認方法で生体認証等を選択した場合

＜医療機関端末(タブレット・ノート PC)画面＞

① 職員は画面に表示された「スマートフォン（二次元コード）認証で同意内容を登録する」を押下し、患者はタブレット・ノート PC 画面に表示された二次元コードを患者自身のスマートフォンのマイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）で読み込みます。

＜患者のスマートフォンが Android の場合＞

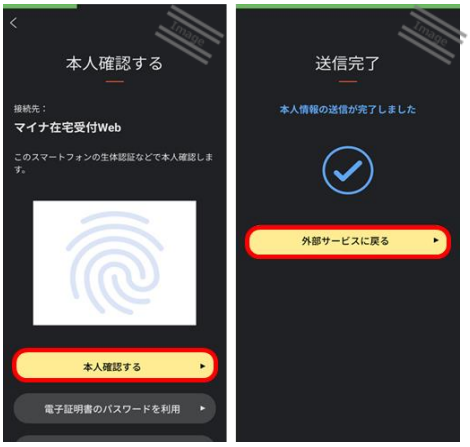

② 患者はマイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）を用いて生体認証等で本人確認を実施します。

＜患者のスマートフォンが iPhone の場合＞

Ⅱ-2）本人確認方法で暗証番号認証を選択した場合

＜医療機関端末(タブレット・ノート PC)画面＞

① 職員は画面に表示された「スマートフォン（二次元コード）認証で同意内容を登録する」を押下し、患者はタブレット・ノート PC 画面に表示された二次元コードを患者自身のスマートフォンのマイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）で読み込みます。

＜患者のスマートフォンが Android の場合＞

＜患者のスマートフォンが iPhone の場合＞

② 患者はマイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）にてスマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力します。

> **スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号とは**
>
> マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書に設定した数字 4 桁の暗証番号のことです。

A-2 患者の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

認証方法のパターンは以下の通りです。

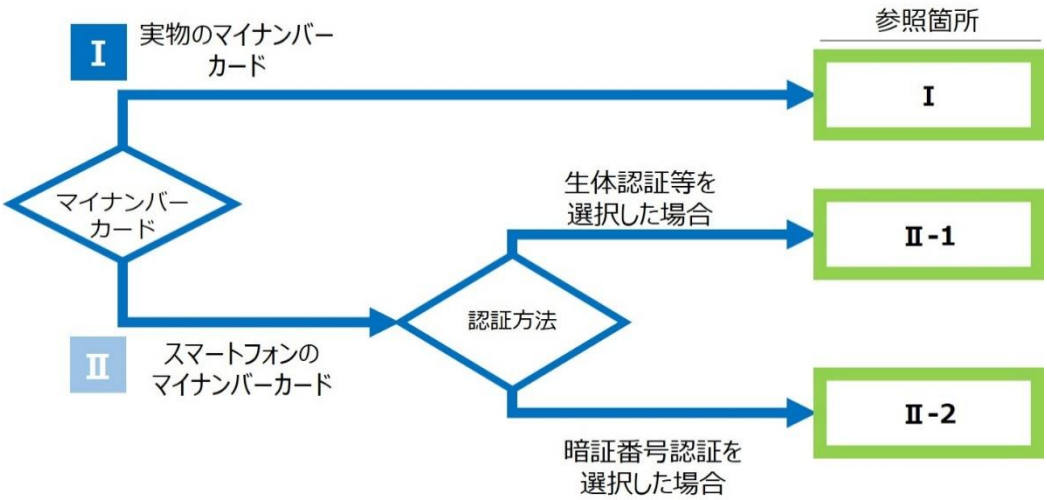

Ⅰ. 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

＜Android の場合＞

＜iPhone の場合＞

① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。

② 患者がマイナンバーカードの４桁の暗証番号を入力します※。

③ 患者がマイナンバーカードをスマートフォンにかざします。

④ 本人確認完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

※ 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご留意ください。

II. 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

Ⅱ-1）本人確認で生体認証等を選択した場合

＜Android の場合＞

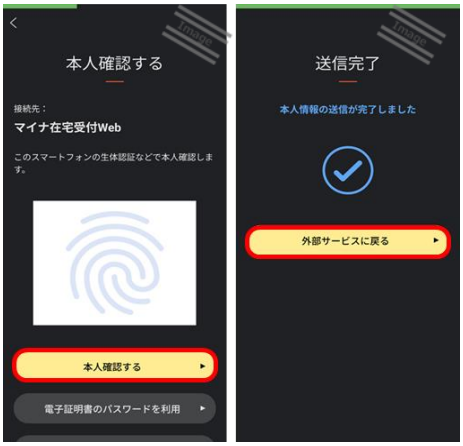

＜iPhone の場合＞

① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。

② 患者はマイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）を用いて生体認証等で本人確認を実施します。

③ 本人確認が完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下し、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

Ⅱ-2）本人確認で暗証番号認証を選択した場合

＜Android の場合＞

＜iPhone の場合＞

① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。

② 患者はマイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）にてスマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力します。

> **スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号とは**
>
> マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書に設定した数字 4 桁の暗証番号のことです。

③ 本人確認が完了後、画面に示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下し、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

ポイント **マイナンバーカードの取扱い**

個人情報保護の観点から、原則として患者本人が、職員が持参したモバイル端末等にマイナンバーカードをかざすようにしてください。職員は実物のマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

ただし、患者本人が自身でマイナンバーカードをモバイル端末等にかざすことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のマイナンバーカードをモバイル端末等にかざす等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

ポイント **患者本人が暗証番号を入力できない場合**

暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。

例外として、乳幼児又は成年被後見人については、法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。

マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。

なお、患者本人による暗証番号の入力が難しい場合は、マイナ資格確認アプリを用いた職員の目視による本人確認により、資格確認を行うことも可能です。

（７）登録完了

資格情報の取得・同意内容・処方箋の発行形態の登録が正常に完了した場合、同意登録完了画面が表示されますので、患者の資格情報※をご確認ください。終了後はブラウザのタブを閉じていただいても問題ありません。

※　医療扶助の場合、資格情報は患者の氏名と区分のみ表示されます。患者の医療券情報は表示されません。

（８）患者情報の要求・資格確認

職員はレセプトコンピュータ等から、医療機関等コードをキーにオンライン資格確認等システムに登録されている資格情報等を照会します。

（９）照会番号の登録

病院・診療所ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。

A

(２)マイナ在宅受付 Web の場合の対応手順フロー

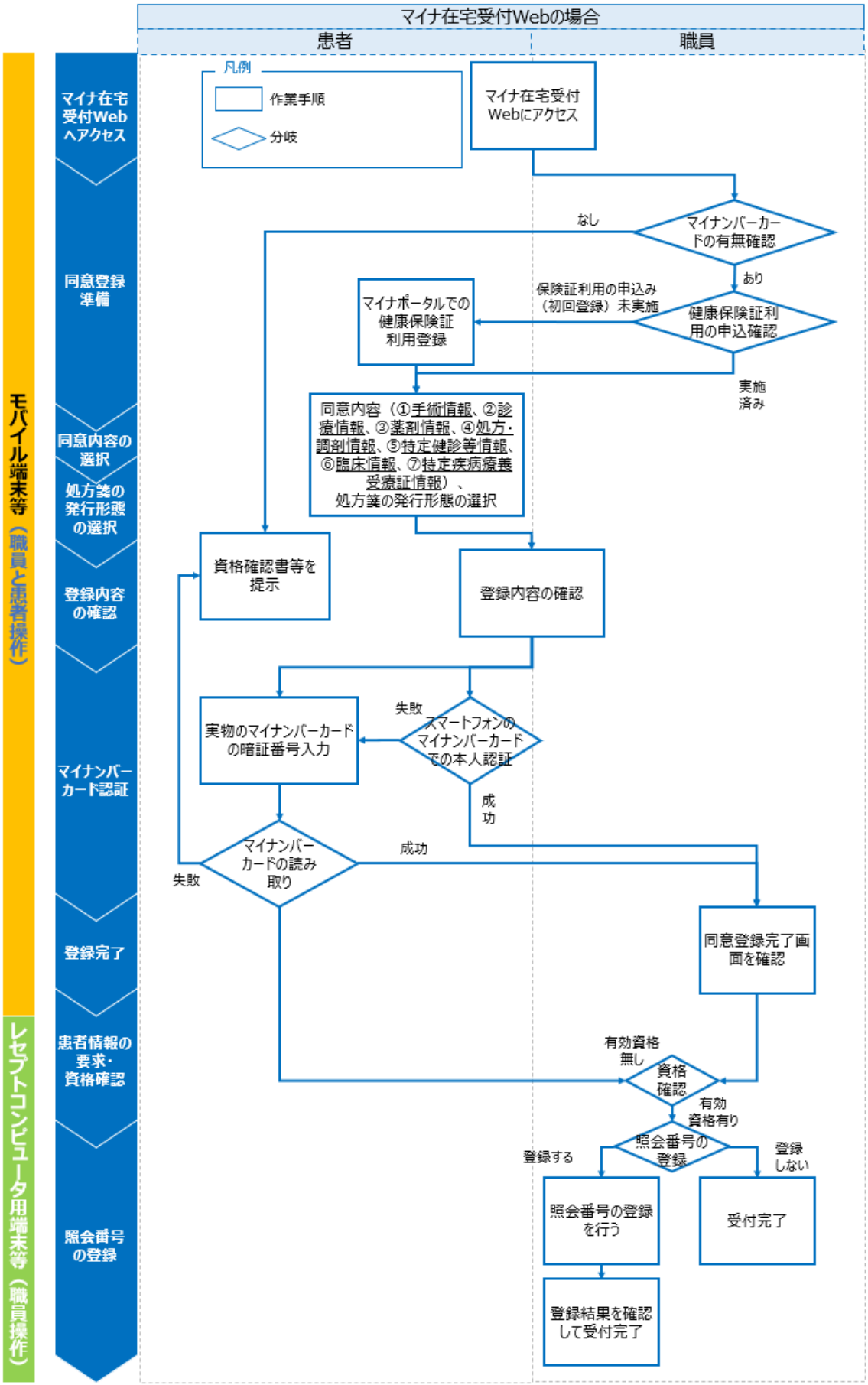

B マイナ資格確認アプリの場合

ポイント **マイナ資格確認アプリにおいてオンライン資格確認をする際の事前準備**

マイナ資格確認アプリを用いたオンライン資格確認を行うに当たり、モバイル端末へのマイナ資格確認アプリのインストール、初回ログイン及びシステム設定を事前に実施します。手順の詳細は「医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」、操作マニュアル(管理者編)「第６章 マイナ資格確認アプリ管理」をご確認ください。

（１）ログイン

職員は生体認証又はパスコードでログインします※。

※ 設定により生体認証又はパスコードでのログインとなります。設定の詳細は「医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認ください。

（２）本人認証方法の選択

本人認証方法を変更する場合、職員は画面右上の歯車マーク を押下してマイナ資格確認アプリメニューを表示し、「セキュリティ設定」を選択してください。

患者のマイナンバーカードの種類を確認した上で、本人認証方法を選択してください。

○目視による本人確認を行う場合

「目視確認で本人認証」が有効になっていることを確認します。

○4 桁の暗証番号の入力による本人確認を行う場合

「目視確認で本人認証」が無効になっていることを確認します。

（３）同意内容の選択

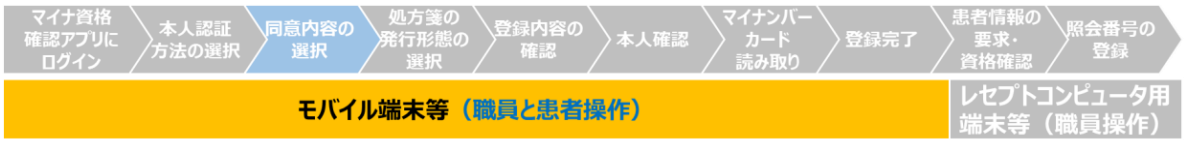

マイナ資格確認アプリにおいて医師等が患者の手術情報※1、診療情報、薬剤情報※2、処方・調剤情報※3、特定健診情報※4、健康診断結果報告書、臨床情報、及び特定疾病療養受療証情報※5 を閲覧することについて、患者は同意内容を選択します。

※1 手術情報と臨床情報の一部（傷病名、感染症）を「手術・傷病名情報・感染症検査結果」として一括して同意を取得します。なお、電子カルテ情報共有サービスを利用しない病院・診療所では、手術情報は「手術情報」として同意を取得します。

※2 画面上、診療情報と薬剤情報及び臨床情報の一部（検査、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等）を「診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・薬剤情報」として一括して同意を取得します。なお、電子カルテ情報共有サービスを利用しない病院・診療所では診療情報と薬剤情報は、「診療・薬剤情報」として一括して同意を取得しますが、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面にある閲覧同意の利用有無において診療情報を「利用しない」と設定している病院・診療所の場合は、薬剤情報のみに対して同意を取得します。

※3 処方・調剤情報の閲覧同意は、「診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・薬剤情報」「診療・薬剤情報」「薬剤情報」のいずれかの薬剤情報の閲覧の同意と合わせて取得します。なお、処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能で

す。

※4 特定健診情報と健康診断結果報告書は、「特定健診等情報」として一括して同意を取得します。なお、健康診断結果報告書は、病院・診療所（健診実施機関）が電子カルテ情報共有サービスに登録する情報であり、電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

※5 限度額適用認定証情報の取得について、マイナンバーカードを用いて資格確認を行った際は患者による同意は不要です。画面上部に「訪問診療等」と表示され、正しい動作モードに設定されていることをご確認ください。表示が異なる場合は、マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方「セキュリティ設定＿動作モード選択」を参照してください。

閲覧同意の取得単位と閲覧可能になる情報項目

No.	閲覧同意の取得単位	閲覧可能になる情報
1	手術・傷病名情報・感染症検査結果	✓ 手術情報 ✓ 臨床情報の一部（傷病名、感染症）
	（電子カルテ情報共有サービスを利用しない場合）	
	手術情報	✓ 手術情報
2	診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・薬剤情報	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※1 ✓ 臨床情報の一部（検査、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等）
	（電子カルテ情報共有サービスを利用しない場合）	
	診療情報の閲覧に対応	
	診療・薬剤情報	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※1
	診療情報の閲覧に未対応	
	薬剤情報	✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※1
3	特定健診等情報	✓ 特定健診情報 ✓ 健康診断結果報告書※2
4	特定疾病療養受療証情報	✓ 特定疾病療養受療証情報

※1 電子処方箋管理サービスを利用する場合のみ

※2 電子カルテ情報共有サービスを利用する場合のみ

（４）処方箋発行形態の選択
（電子処方箋管理サービス対応かつ院外処方箋を発行する場合）

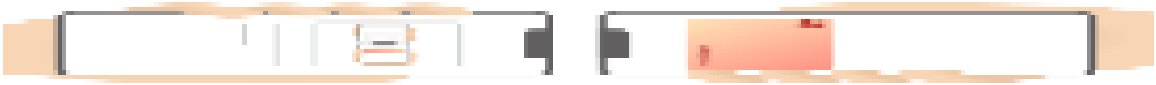

患者は、電子処方箋、紙の処方箋のどちらを希望するか選択します※。

※　左の処方箋の発行形態の選択画面を表示する場合は、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面で設定を行ってください。診察時等に医師等が患者に直接確認し、電子カルテシステム等に発行形態を登録する場合や、電子処方箋管理サービスを利用するものの院内処方のみを行う場合、マイナ資格確認アプリに本画面を表示しない設定を行うことも可能です。詳しい設定方法は、操作マニュアル(管理者編)をご確認ください。

（５）登録内容の確認

職員は患者と同意登録内容・処方箋の発行形態の確認を行います。また、患者自身が操作できる場合には、患者自身が確認・押下することが可能です※。

※　訪問診療等では、継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間、登録された同意に基づき、患者の診療情報・薬剤情報等の照会を行うことが可能となり、患者はいつでも同意を取り消すことが可能です。職員はこれらのことについて患者等に説明を行ってください。また、患者等が 2 回目以降の訪問時について診療情報・薬剤

情報等の閲覧を希望しない場合には、2回目以降において、取得・活用することの確認を行うことが重要です。

Ⅰ患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

「マイナンバーカード（目視）」又は「マイナンバーカード（暗証番号）」のボタンを押下します。

Ⅱ患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

患者のスマートフォンの機種に応じて「iPhone」又は「Android」を押下します。

（６）本人確認

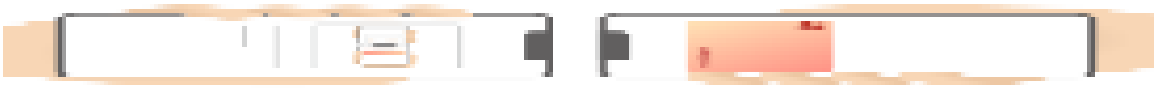

「（２）本人認証方法の選択」で設定した方法で、職員は患者の本人確認を実施します。

Ⅰ患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

○目視による確認を行う場合

職員は患者のマイナンバーカードの顔写真を目視で確認し、本人確認を行います※。

※　原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。

○4 桁の暗証番号の入力による本人確認を行う場合

「患者に暗証番号の入力をお願いしてください」とポップアップが出るため、職員はOKボタンを押下後に、患者に暗証番号※の入力を依頼します。

患者は暗証番号を入力し「次へ」を選択します。

※　マイナンバーカードを市区町村の窓口などで受け取った際に、利用者証

明用電子証明書に設定した数字 4 桁の暗証番号です。

Ⅱ患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

〇患者のスマートフォンが iPhone の場合

「患者ご自身のスマートフォンで Apple ウォレットを立ち上げ、マイナンバーカードが表示されていることを確認し、生体認証(Face ID もしくは Touch ID)することをお願いしてください」とポップアップが出るため、職員は OK ボタンを押下後に、患者にスマートフォンのマイナンバーカードの生体認証を依頼します。

〇患者のスマートフォンが Android の場合

「患者に 4 桁の暗証番号(スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号)の入力をお願いしてください」とポップアップが出るため、職員は OK ボタンを押下後に、患者に暗証番号※の入力を依頼します。

患者は暗証番号を入力し「次へ」を選択します。

※ マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書の数字 4 桁の暗証番号です。

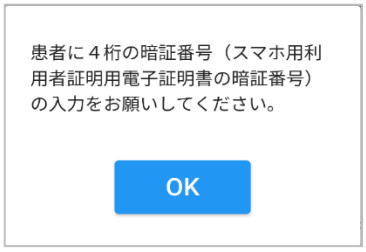

ポイント **目視による確認の留意事項**

目視による確認は、本人確認作業を職員の判断で行うため、第三者の利用を防止するためにも本人確認に相違がないようお願いします。

ポイント **患者本人が暗証番号を入力できない場合**

暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。

例外として、乳幼児又は成年被後見人については、法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。

マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。

なお、患者本人による暗証番号の入力が難しい場合は、職員の目視による本人確認により、資格確認を行うことも可能です。

ポイント **暗証番号がロックされたら**

暗証番号の入力を連続で３回間違えると暗証番号がロックされます。ロック解除及び暗証番号の初期化は、住民票がある市区町村の窓口でのみ実施可能です。

（７）マイナンバーカード読み取り

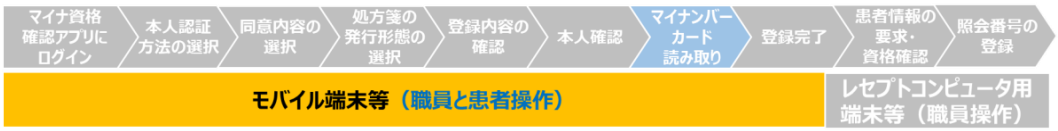

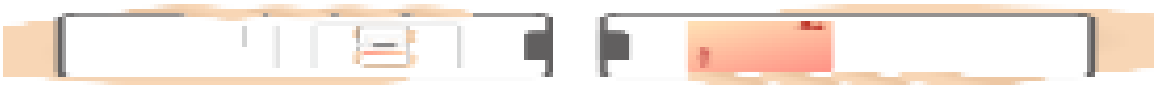

患者はマイナンバーカードの読み取りを行います※。

※ マイナンバーカードの読み取りを行うことができない一部の機種のスマートフォンとタブレット・PCについては、汎用カードリーダーを用意してマイナンバーカードを読み取ってください。

ポイント **マイナンバーカードの取扱い**

個人情報保護の観点から、原則として患者本人が、職員が持参したモバイル端末等にかざすようにしてください。職員はマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

ただし、患者本人が自身でマイナンバーカードをモバイル端末等にかざすことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のマイナンバーカードをモバイル端末等にかざす等の必要な支援を行うことは差し支えありません。

ポイント **スマートフォンでスマートフォンのマイナンバーカードを読み取る場合**

１．スマートフォンをかざす位置

患者のスマートフォンのマイナンバーカードを、マイナ資格確認アプリで読み取る際は、NFC アンテナの位置を合わせて職員のスマートフォンにかざす必要があります。

- 職員又は患者のスマートフォンが iPhone の場合
  - iPhone の NFC アンテナは端末上部にあります。
    - ※ 職員と患者のスマートフォンが iPhone どうしの場合、2 台の端末の上部分を近づけてください。

- 職員又は患者のスマートフォンが Android の場合
  - Android の NFC アンテナはおサイフケータイマーク付近にあります※。
    - ※ おサイフケータイマークがない機種は、端末の上部中央付近を目安にかざしてください。
  - 双方の端末の NFC アンテナ位置が近づくように、患者のスマートフォンをかざしてください。
  - かざし位置の目安は右の画像をご参照ください。
  - 各機種の NFC 位置の詳細については、以下の公的個人認証サービスポータルサイトの「スマートフォンの IC カードセット位置について」をご参照ください。

    https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer/android.html

２．スマートフォンのかざし方

- 患者のスマートフォンが iPhone の場合
  - ① 患者に iPhone 上で生体認証等を実施し、スマートフォンのマイナンバーカードを表示すよう依頼します。
  - ② 患者の iPhone にスマートフォンのマイナンバーカードが表示されていることを確認したうえで、患者の iPhone の上部を職員のスマートフォンに近づけてください※。
    - ※ 職員と患者のスマートフォンが iPhone どうしの場合、スマートフォンのマイナンバーカードが表示されていない状態でかざすと、連絡先の共有画面等が表示される場合があるため、職員の iPhone では AirDrop をオフにする等ご注意ください。
- 患者のスマートフォンが Android の場合
  - ① 患者にマイナ資格確認アプリへ 4 桁の暗証番号の入力を依頼します。
  - ② 患者が入力完了後、患者の Android を職員のスマートフォンに近づけてください。

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が未実施の場合

Ⅰ患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

① 実物のマイナンバーカードの健康保険証の利用登録が未実施の場合、左図のような画面が表示されます。健康保険証の利用登録を行う場合は、「健康保険証利用登録する」ボタンを押下してください。

② マイナポータルのシステムを利用した、マイナンバーカードを健康保険証等として利用するための申込みについて、患者から同意を取得します。

③ 実物のマイナンバーカードの健康保険証利用を登録します※1,2。

※1 健康保険証利用の申込み（利用登録）には、目安として 15 秒前後要します（令和３年２月 15 日時点）。また、システム処理に 25 秒以上掛かった場合、数分たって処理が完了すれば、次回以降は通常どおり資格確認をご利用いただけるため、数分たってからもう一度マイナンバーカードをモバイル端末にかざし、利用できるかご確認ください。

※2 ただし、メンテナンス等によるシステム停止の際は健康保険証利用の申込み（利用登録）をご利用いただけないため、資格確認書等を用いて資格確認を実施してください。

- 毎日午前３時から午前６時はご利用いただけません。

・ メンテナンスの予定は医療機関等向け総合ポータルサイト等をご確認ください。

Ⅱ患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

画面に従い、患者のスマートフォンからマイナポータルへアクセスし、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）を実施してください※。

※ 健康保険証利用の申込み（利用登録）には、最長５分要します。

（８）登録完了

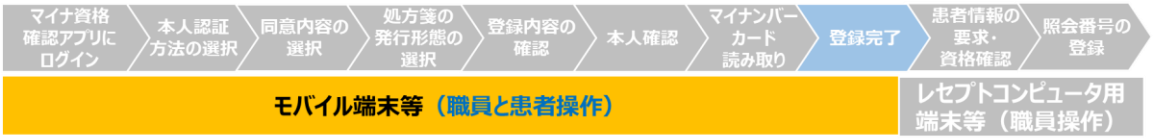

資格情報の取得・同意内容・処方箋の発行形態の登録が正常に完了した場合、同意登録完了画面が表示されますので、患者の資格情報※をご確認ください。

なお、画面一番下にある「閉じる」ボタンを押下すると、資格確認結果画面から認証選択画面に戻るため、ご注意ください。

※ 生活保護受給者の場合、資格情報は福祉事務所名・フリガナ・氏名・生年月日・性別・区分が表示されます。
患者の医療券/調剤券情報は表示されないため、現行の運用に沿って、必要な提出書類等の確認や福祉事務所への照会を行ってください。

（９）患者情報の要求・資格確認

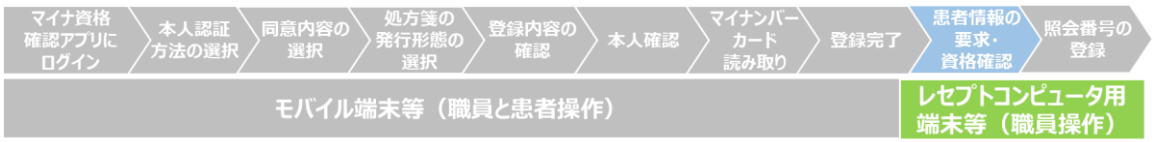

職員はレセプトコンピュータ等から、医療機関等コードをキーにオンライン資格確認等システムに登録されている資格情報等を照会します。

（１０）照会番号の登録

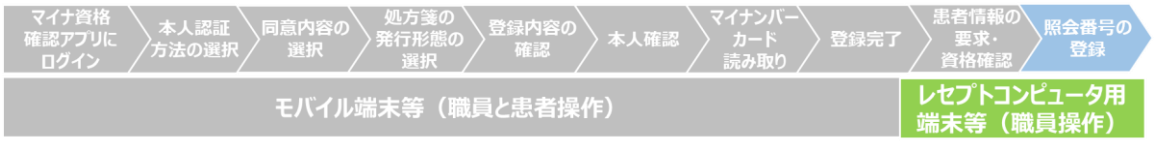

病院・診療所ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。

B マイナ資格確認アプリの場合の対応手順フロー

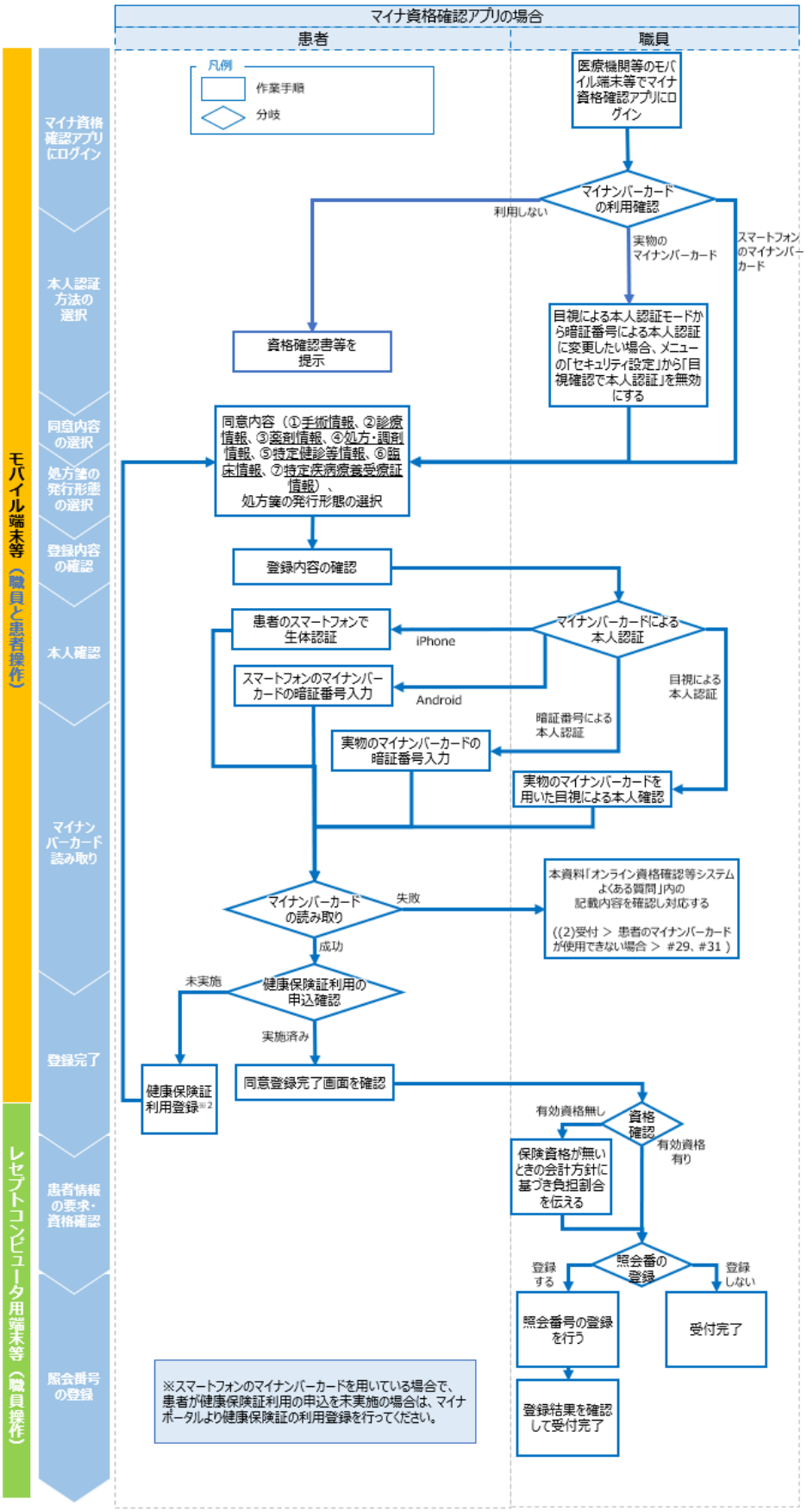

診療情報・薬剤情報等の健康・医療情報の照会可能期間

訪問診療等においては、初回訪問時の同意取得から当該病院・診療所との継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間(毎月訪問診療等(医療保険)が行われていることがレセプト請求の審査結果から確認できる必要がある)、患者による同意取消しやマイナ保険証の利用登録解除がなされない限り、訪問診療等の実施などの際に、オンライン資格確認等システムに対して患者の診療情報・薬剤情報等の照会を行うことが可能です。ただし、２回目以降の訪問診療等を行うに当たり、少なくとも例えば月に１回は、当該情報を照会・閲覧することについて患者本人に口頭により説明・確認し、その旨を記録することが望ましいです。

往診においては、往診を実施した際、同意情報の登録後 24 時間の間に、患者の診療情報・薬剤情報等の照会・取得を行うこととしています。

※　照会した情報をダウンロードし、その情報をレセプトコンピュータや電子カルテシステムで照会する場合を除きます。

業態	照会可能期間
訪問診療等	継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間※ （毎月訪問診療等（医療保険）が行われていること レセプト請求の審査結果から確認できる間） ※　患者による同意取消しがなされない限り
往診	同意情報登録後 24 時間

参照

以下の項目については「患者が来院した際の資格確認」の場合と同様のため、「A.患者がマイナンバーカードを持参した場合」の該当箇所を参照してください。

- 暗証番号とは
- 暗証番号がロックされたら
- 処方箋の発行形態の変更
- オンライン資格確認により取得可能な資格情報の項目例
- 電子証明書の有効期限切れ
- マイナンバーカードでの資格確認時に有効な資格が存在しない場合の照会結果
- 資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧
- 照会番号とは
- 照会番号の登録のメリット

継続的な診療等が行われている場合の 2 回目以降の訪問診療等前に行う資格確認

病院・診療所のレセプトコンピュータ等に既に登録されている患者について、2 回目以降の訪問診療等を行う前に、患者の被保険者資格に係る記号・番号等を用いて、オンライン資格確認等システムに対して、最新の資格情報、限度額適用認定証関連情報、特定疾病療養受療証情報の再照会を行います。

詳細は「操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）をご参照ください。

再照会における制限事項

項目	制限事項
回答される資格情報	照会時点の情報
利用回数	原則 1 回/日
照会可能件数	1～1000 件/回 ※訪問診療等でレセプトコンピュータから再照会する場合は 1～500 件/回
照会結果の表示制限 （Web 画面）	過去 3 回分の照会結果を表示 ※照会から 14 日以上経過した情報は表示できません。

訪問診療等時の同意内容・処方箋の発行形態の照会・更新

訪問診療等ではモバイル端末等からマイナ在宅受付 Web へアクセスすることで、同意内容や処方箋の発行形態の照会・更新を行うことが可能です。

A-1 医療機関の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

A-2 患者の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

※スマートフォンでマイナ在宅受付 Web へアクセスした場合の画面例。

（１）マイナ在宅受付 Web へアクセス

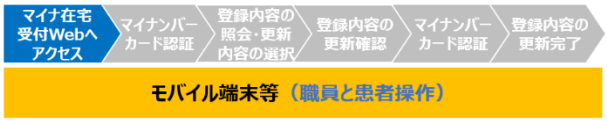

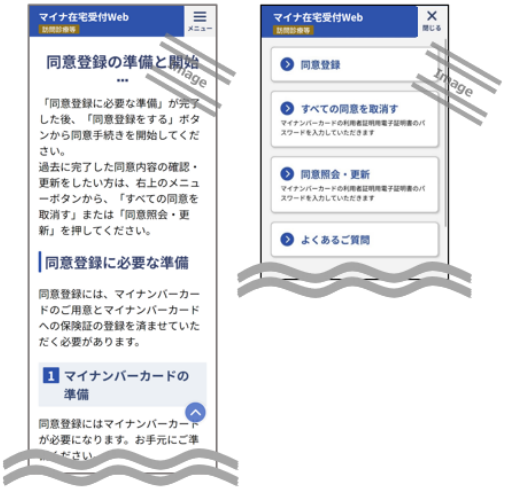

A-1 医療機関の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

URL をクリックするなどしてマイナ在宅受付 Web にアクセスします※1。職員は画面上部にあるメニューボタンを押下します。メニューの一覧が表示されますので、「同意照会・更新」を選択してください※2。

※1 医療機関の端末がスマートフォンの場合、スマートフォンのマイナンバーカードを用いた同意照会・更新はできません。また、患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合は、患者の端末からマイナ在宅受付 Web へアクセスする方が便利です。

※2 タブレット・PC をご利用の場合、職員は利用する認証方法に合わせてメニューの一覧にある「同意照会・更新」を押下してください。

A-2 患者の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

職員は患者に二次元コード又は URL を連携します。患者は自身の端末で読み込み、マイナ在宅受付 Web にアクセスし、画面上部にあるメニューボタンを押下します。メニューの一覧が表示されますので、「同意照会・更新」を選択してください。

（２）マイナンバーカード認証

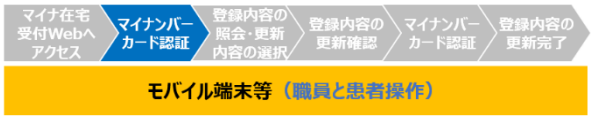

マイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）において、マイナンバーカード認証します。

詳細な流れは本マニュアル第 2 章の「訪問診療等・往診時の資格確認」の「（６）マイナンバーカード認証」をご参照ください。

（３）登録内容の照会・更新内容の選択

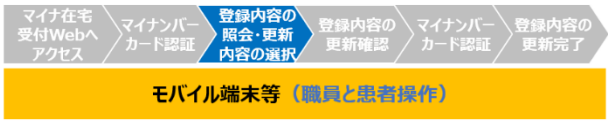

照会結果に基づいて、過去の登録内容が表示されます。※

職員は患者の更新したい項目について確認し、変更をご案内してください。画面下部の「更新内容を確認する」を押下すると確認画面に遷移します。

※電子カルテ情報共有サービス利用開始後、過去の同意登録内容に関わらず患者が再度同意登録を実施するまで以下の項目は「同意しない」が表示されます。

■手術・傷病名情報・感染症検査結果の提供

■診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・薬剤情報の提供

（４）登録内容の更新確認

職員は患者と登録内容の確認を行い、「同意内容を更新する」ボタンを押下します。また、患者自身が操作できる場合には、患者自身が確認・押下することが可能です。

（５）マイナンバーカード認証

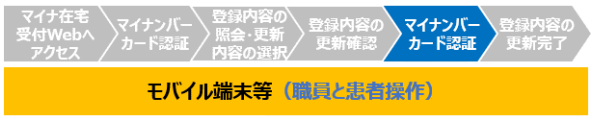

マイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）においてマイナンバーカード認証します。

詳細な流れは本マニュアル第 2 章の「訪問診療等・往診時の資格確認」の「（６）マイナンバーカード認証」をご参照ください。

（６）登録内容の更新完了

登録内容の更新が正常に完了した場合、同意内容の更新完了画面が表示されますので、更新情報をご確認ください。終了後はブラウザのタブを閉じていただいても問題ありません。

マイナ資格確認アプリで資格情報や登録内容を確認する場合

マイナ資格確認アプリでは資格情報の確認や同意内容、処方箋の発行形態の照会を行うことが可能です。登録内容の更新を行うことはできませんので、ご注意ください。

① 画面右上の歯車マーク を押下して表示されたメニューから「セキュリティ設定」を押下し、その画面内の「資格確認結果検索」を押下すると、過去に資格確認を行った患者の一覧が表示されます。

② 確認したい項目を選択すると資格確認結果の詳細と同意内容が表示されます。

※ 職員がこの画面から資格確認結果を閲覧できる期間は資格確認を行った日から翌日末までとなります。それ以降はレセプトコンピュータ用端末等から資格確認結果を閲覧してください。

※ 資格確認時に資格情報が表示された患者の情報のみ検索できます。該当する資格がない場合等は、検索結果に表示されません。

訪問診療等・往診時の同意登録の取り消し

A 病院・診療所で行う方法

継続的な訪問服薬指導の終了/患者からの同意取消し依頼 → オンライン資格確認システムへのログイン → 同意取消し照会 → 同意取消し完了

資格確認端末又はレセプトコンピュータ用端末（職員操作）

B 患者宅で行う方法

① マイナ在宅受付 Web の場合

マイナ在宅受付 Web への → 同意取消しの確認 → マイナンバーカード認証 → 同意取消し

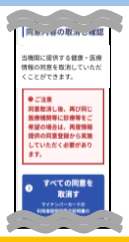

モバイル端末等（患者操作）

※　スマートフォンでマイナ在宅受付 Web へアクセスした場合の画面例。

② マイナ資格確認アプリの場合

※ マイナ資格確認アプリをスマートフォンで利用した場合の画面例。

※ 同意登録の取消しを行うと、継続的な診療等が行われている場合であっても、再照会による資格確認の機能も停止されます。訪問診療等の際に、改めてマイナンバーカードによる本人確認を行うと、再び再照会による資格確認を行うことができるようになります。

A 病院・診療所で行う方法

病院・診療所の職員は継続的な訪問診療等が終了した場合と、患者から依頼があった場合に、資格確認端末で同意取消を行います。（往診の際は、同意情報の登録後 24 時間以内の照会・取得の後、同意の取消しをお願いします。）

（１）継続的な訪問診療等の終了/患者からの同意取消依頼

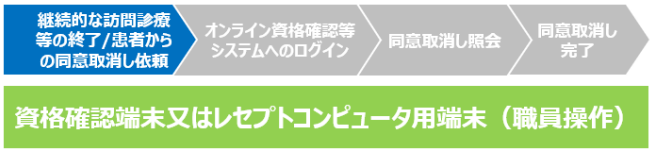

継続的な訪問診療等の終了時又は患者から同意登録の取消依頼があった場合、病院・診療所の職員は同意取消処理を実施します。

（２）オンライン資格確認等システムへのログイン

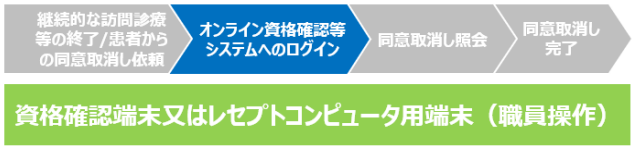

資格確認端末においてオンライン資格確認等システムにログインし、同意取消照会をクリックします。

（３）同意取消し照会

資格確認端末又はレセプトコンピュータ用端末（職員操作）

閲覧同意を取り消す患者の保険者番号、被保険者資格に係る番号※1、生年月日、枝番※2 を入力し、検索をかけます。患者の最新の資格情報と閲覧同意状況が表示されるので、対象患者に間違いがないか確認します。

※1 医療扶助における「公費負担者番号」は「保険者番号」、「受給者番号」は「被保険者資格に係る番号」に相当します。

※2 枝番は後期高齢者・医療扶助の場合は不要です。

（４）同意取消し完了

資格確認端末又はレセプトコンピュータ用端末（職員操作）

「同意取消」ボタンをクリックすることで、同意取消が完了します。

病院・診療所の職員は患者に同意取消しが完了した旨を連絡します。

B 患者宅で行う方法

訪問診療等においては基本的に病院・診療所の職員が同意登録の取消しを実施しますが、患者がマイナ在宅受付 Web やマイナ資格確認アプリを用いて同意登録の取消しを行うこともできます。

① マイナ在宅受付 Web の場合

（１）マイナ在宅受付 Web へのアクセス

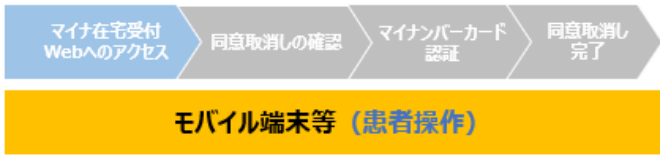

○スマートフォンからアクセスした場合

患者のスマートフォン又は職員が持参したスマートフォンで、マイナ在宅受付 Web にアクセスします※。メニューの中の「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

※ 医療機関の端末がスマートフォンの場合、スマートフォンのマイナンバーカードを用いた同意取消しはできません。また、患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合は、患者の端末からマイナ在宅受付 Web へアクセスする方が便利です。

○タブレット・PC からアクセスした場合

マイナンバーカード認証方法としてスマートフォン（二次元コード）又は IC カードリーダライタいずれかで同意取消しを選択することができます。

（２）同意取消しの確認

○スマートフォンからアクセスした場合

「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

○タブレット・PC からアクセスした場合

職員は一つ前の画面で選択した二次元バーコードで利用者証明用電子証明書を認証する場合、又は IC カードリーダライタで利用者証明用電子証明書を認証する場合のいずれかで「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

（３）マイナンバーカード認証

マイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）においてマイナンバーカード認証します。

詳細な流れは本マニュアル第 2 章の「訪問診療等・往診時の資格確認」の「（６）マイナンバーカード認証」をご参照ください。

（４）同意取消し完了

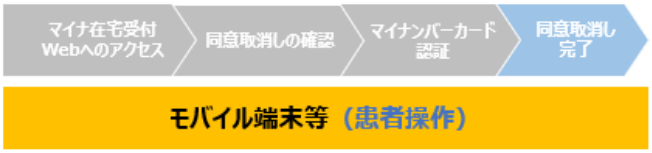

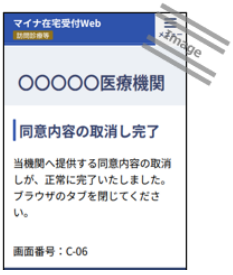

同意取消しが正常に完了した場合、同意取消し完了画面が表示されます。終了後、職員又は患者はブラウザのタブを閉じていただいて問題ありません。

② マイナ資格確認アプリの場合

（１）ログイン

職員は生体認証又はパスコードでログインします※。

※　設定により生体認証又はパスコードでのログインとなります。設定の詳細は「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認ください。

マイナンバーカード同意登録画面の下部の「登録をした同意を取消したい場合はこちら」ボタンを押下します。

（２）同意取消しの確認

ポップアップの「登録した同意を取消します。同意の取消しをする場合は取消しボタンを押して、同意内容の取消し確認へ進んでください。」のメッセージにおいて、「取消し」を選択します。

同意内容の取消し確認画面において、本人認証の方法を選択します。

（３）本人確認

モバイル端末等（患者操作）

本マニュアル第 2 章の「訪問診療等・往診時の資格確認」における「（２）本人認証方法の選択」で設定した方法で、職員は患者の本人確認を実施します。

Ⅰ患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

〇目視による確認を行う場合

職員は患者のマイナンバーカードの顔写真を目視で確認し、本人確認を行います※。

※ 原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。

〇４桁の暗証番号の入力による本人確認を行う場合

「患者に暗証番号の入力をお願いしてください」とポップアップが出るため、職員は OK ボタンを押下後に、患者に暗証番号※の入力を依頼します。

患者は暗証番号を入力し「次へ」を選択します。

※ マイナンバーカードを市区町村の窓口などで受け取った際に、利用者証明用電子証明書に設定した数字 4 桁の暗証番号です。

Ⅱ患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

〇患者のスマートフォンが iPhone の場合

「患者ご自身のスマートフォンで Apple ウォレットを立ち上げ、マイナンバーカードが表示されていることを確認し、生体認証(Face ID もしくは Touch ID)することをお願いしてください」とポップアップが出るため、職員は OK ボタンを押下後に、患者にスマートフォンのマイナンバーカードの生体認証を依頼します。

〇患者のスマートフォンが Android の場合

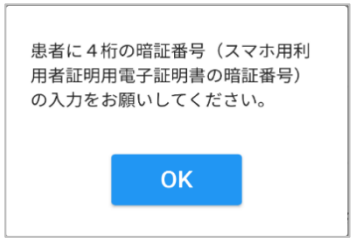

「患者に４桁の暗証番号(スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号)の入力をお願いしてください」とポップアップが出るため、職員は OK ボタンを押下後に、患者に暗証番号※の入力を依頼します。

患者は暗証番号を入力し「次へ」を選択します。

※ マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した数字 4 桁の暗証番号です。

（４）マイナンバーカード読み取り

患者はマイナンバーカードの読み取りを行います※。

※ マイナンバーカードの読み取りを行うことができない一部の機種のスマートフォンとタブレット・PCについては、汎用カードリーダーを用意してマイナンバーカードを読み取ってください。

（５）同意取消し完了

同意取消しが正常に完了した場合、同意取消し完了画面が表示されます。終了後、職員又は患者は「閉じる」ボタンを押下して、アプリケーションを閉じていただいて問題ありません。

オンライン診療等時の資格確認

オンライン診療等（オンライン服薬指導を含む。）ではモバイル端末等（スマートフォン、タブレット、ノート PC 等）からマイナ在宅受付 Web へアクセスすることで、患者の自宅等でオンライン資格確認を実施することが可能になります。

マイナ在宅受付 Web は、患者の自宅等においても患者の資格情報の取得や診療情報等の閲覧に関する同意の取得（登録）を可能とする Web サービスであり、このほか同意内容の照会・更新や同意の取消しを行うことができます※。

※ マイナ在宅受付 Web で顔認証マイナンバーカードは使用できません。

※1 スマートフォンでオンライン診療等アプリからマイナ在宅受付 Web へアクセスした場合の画面例。

※2 電子処方箋管理サービスを利用している病院・診療所のみ。

ポイント **マイナ在宅受付 Web においてオンライン資格確認する際の事前準備**

マイナ在宅受付 Web を用いたオンライン資格確認を行うにあたり、「マイナ在宅受付 Web」の URL・二次元コードを生成・取得する必要があります。詳細は、操作マニュアル(管理者編)の「第 5 章 マイナ在宅受付 web 管理」を参照してください。

オンライン診療等アプリをとおしてオンライン診療及びオンライン資格確認を行う場合は、あらかじめオンライン診療等アプリベンダへ取得した URL を連携してください。

オンライン診療等アプリを介さずオンライン診療を行う場合は、取得した URL を患者に送付できるようにご準備ください。

（１）マイナ在宅受付 Web へアクセス

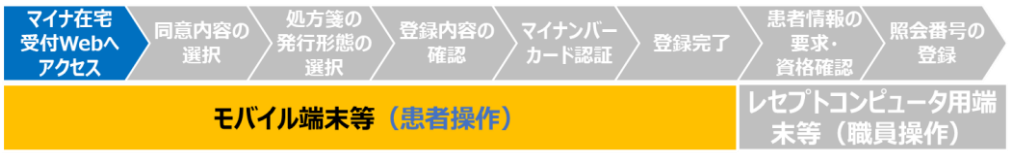

患者のモバイル端末等から、オンライン診療等アプリ又は URL・二次元コードからマイナ在宅受付 Web にアクセスします。

ポイント **初診でもスムーズにオンライン診療等を実施するために**

オンライン診療等では、患者の PC（市販の IC カードリーダライタが必要）やモバイル端末等からマイナポータルにアクセスしてマイナンバーカードを読み取る必要があるため、患者には、あらかじめ、ご自身の PC やモバイル端末等を用いて、マイナポータルにログインできることの確認を求めておくと安心です。

注意事項 **顔認証マイナンバーカードの場合**

マイナ在宅受付 Web で顔認証マイナンバーカードは使用できません。

（２）同意内容の選択

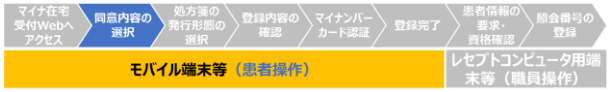

マイナ在宅受付 Web にて予約した診療日の入力※1 を行うとともに、医師等が患者の手術情報※2、診療情報、薬剤情報※3、処方・調剤情報※4、特定健診情報※5、健康診断結果報告書、臨床情報、及び特定疾病療養受療証情報※6 を閲覧することについて、患者が同意内容を選択します。

※1　診療日の入力は URL・二次元コードからアクセスした場合のみ必要です。

※2　手術情報と臨床情報の一部（傷病名、感染症）を「手術・傷病名情報・感染症検査結果」として一括して同意を取得します。なお、電子カルテ情報共有サービスを利用しない病院・診療所では、手術情報は「手術情報」として同意を取得します。

※3　画面上、診療情報と薬剤情報及び臨床情報の一部（検査、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等）を「診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・薬剤情報」として一括して同意を取得します。なお、電子カルテ情報共有サービスを利用しない病院・診療所では診療情報と薬剤情報は、「診療・薬剤情報」として一括して同意を取得しますが、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面にある閲覧同意の利用有無において診療情報を「利用しない」と設定している病院・診療所の場合は、薬剤情報のみに対して同意を取得します。

※4　処方・調剤情報の閲覧同意は、「診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・薬剤情報」「診療・薬剤情報」

「薬剤情報」のいずれかの薬剤情報の閲覧の同意と合わせて取得します。なお、処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

※5 特定健診情報と健康診断結果報告書は、「特定健診等情報」として一括して同意を取得します。なお、健康診断結果報告書は病院・診療所（健診実施機関）が電子カルテ情報共有サービスに登録する情報であり、電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

※6 限度額適用認定証情報の取得について、マイナンバーカードを用いて資格確認を行った際は患者による同意は不要です。

閲覧同意の取得単位と閲覧可能になる情報項目

No.	閲覧同意の取得単位	閲覧可能になる情報
1	手術・傷病名情報・感染症検査結果	✓ 手術情報 ✓ 臨床情報の一部（傷病名、感染症）
	（電子カルテ情報共有サービスを利用しない場合）	
	手術情報	✓ 手術情報
2	診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・薬剤情報	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※1 ✓ 臨床情報の一部（検査、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等）
	（電子カルテ情報共有サービスを利用しない場合）	
	診療情報の閲覧に対応	
	診療・薬剤情報	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※1
	診療情報の閲覧に未対応	
	薬剤情報	✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※1
3	特定健診等情報	✓ 特定健診情報 ✓ 健康診断結果報告書※2
4	特定疾病療養受療証情報	✓ 特定疾病療養受療証情報

※1 電子処方箋管理サービスを利用する場合のみ

※2 電子カルテ情報共有サービスを利用する場合のみ

（３）処方箋の発行形態の選択
（電子処方箋管理サービス対応かつ院外処方箋を発行する場合）

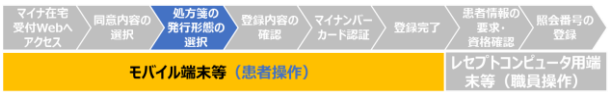

患者は、電子処方箋、紙の処方箋のどちらを希望するか選択します。※8

※　左の処方箋の発行形態の選択画面を表示する場合は、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面で設定を行ってください。ただし、オンライン診療等ではオンライン診療等アプリが電子処方箋に対応していない場合はオンライン資格確認等システムで設定を行っても表示されませんので、ご注意ください。診察時等に医師等が患者に直接確認し、電子カルテシステム等に発行形態を登録する場合や、電子処方箋管理サービスを利用するものの院内処方のみを行う場合、マイナ在宅受付 Web に本画面を表示しない設定を行うことも可能です。詳しい設定方法は、操作マニュアル(管理者編)を確認してください。

（４）登録内容の確認

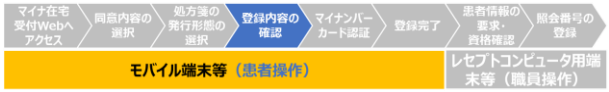

診療日・同意登録内容・処方箋の発行形態の確認を行い、「同意内容を登録する」ボタンを押下します。

（５）マイナンバーカード認証

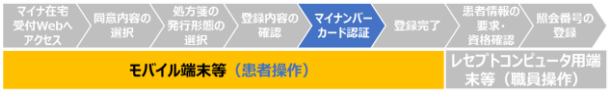

I. マイナンバーカード(実物のカード)を使用する場合

Ｉ-1）スマートフォンを使用した場合

＜Android の場合＞

＜iPhone の場合＞

① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。

② 患者がマイナンバーカードの ４ 桁の暗証番号を入力します。

③ 患者がマイナンバーカードをスマートフォンにかざします。

④ 本人確認完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

Ｉ-2）タブレット･PC 利用で二次元コード認証を選択した場合

① 患者はタブレット･PC 画面に表示された二次元コードを患者自身のスマートフォンのマイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）で読み込みます。

② マイナンバーカードの ４ 桁の暗証番号を

入力してください（最新のマイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）をご利用ください。）※9。

※ タブレット・PC の利用で IC カードリーダライタ認証を選択し、同意内容を登録することも可能です。詳細は詳細な流れは「訪問診療等・往診時の資格確認」の「（６）マイナンバーカード認証」の「タブレット・ノート PC の利用で IC カードリーダライタ認証を選択した場合」をご参照ください。

II. スマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

Ⅱ-1）本人確認方法で生体認証等を選択した場合

＜Android の場合＞

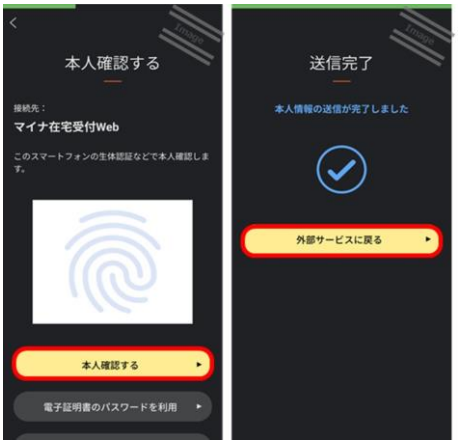

① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。

② 患者はマイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）を用いて生体認証等で本人確認を実施します。

③ 本人確認が完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下し、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

＜iPhone の場合＞

Ⅱ-2）本人確認で暗証番号認証を選択した場合

＜Android の場合＞

＜iPhone の場合＞

① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。

② 患者はマイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）にてスマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力します。

> **スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号とは**
>
> マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書に設定した数字 4 桁の暗証番号のことです。

③ 本人確認が完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下し、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

（６）登録完了

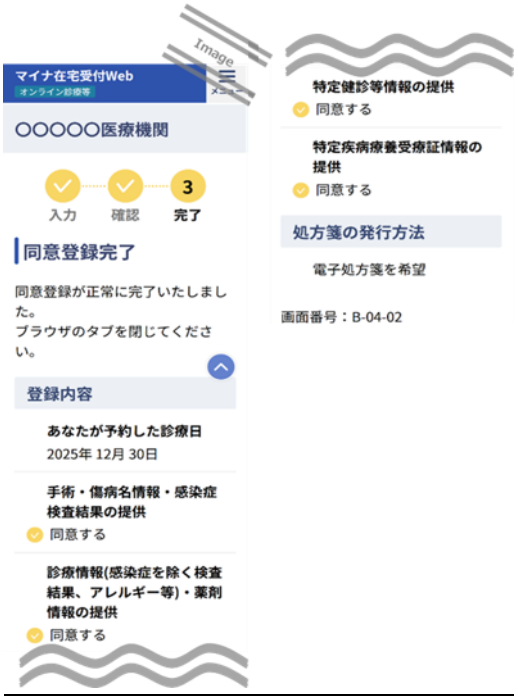

資格情報の取得・同意内容・処方箋の発行形態の登録が正常に完了した場合、同意登録完了画面が表示されます※1。「手続きを終了する」を押下するとオンライン診療等アプリに自動的に戻り、患者がオンライン診療等アプリで診療予約を確定することで予約情報が病院・診療所のオンライン診療システム等に送信されます※2。

※1　同意登録完了画面に患者の資格情報は表示されません。

※2　URL や二次元コードからマイナ在宅受付Web にアクセスした場合は自動的にオンライン診療等アプリに戻りません。

（７）患者情報の要求・資格確認

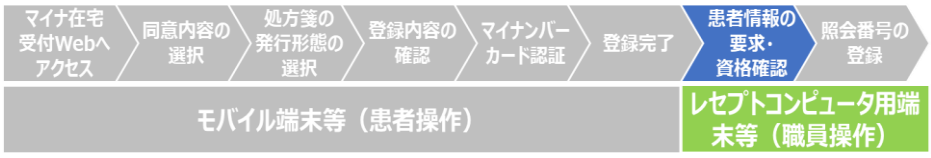

職員はレセプトコンピュータ等から、医療機関等コードをキーにオンライン資格確認等システムに登録されている資格情報等を照会します。

診療情報・薬剤情報等の健康・医療情報の照会可能期間

オンライン診療等においては同意取得から診療日の翌日末まで又は予約（同意）取り消しまで、診療情報・薬剤情報等の照会が可能です※。

※ 照会した情報をダウンロードし、その情報をレセプトコンピュータや電子カルテシステムで照会する場合を除きます。

（８）照会番号の登録

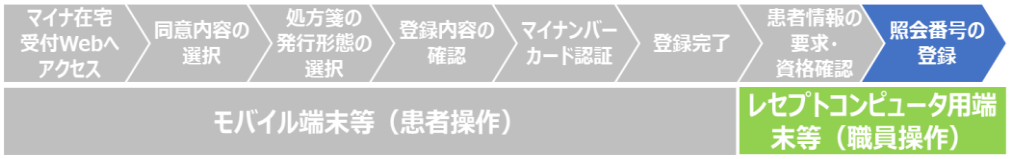

病院・診療所ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。

マイナ在宅受付 Web を使用したオンライン診療等の場合の対応手順フロー

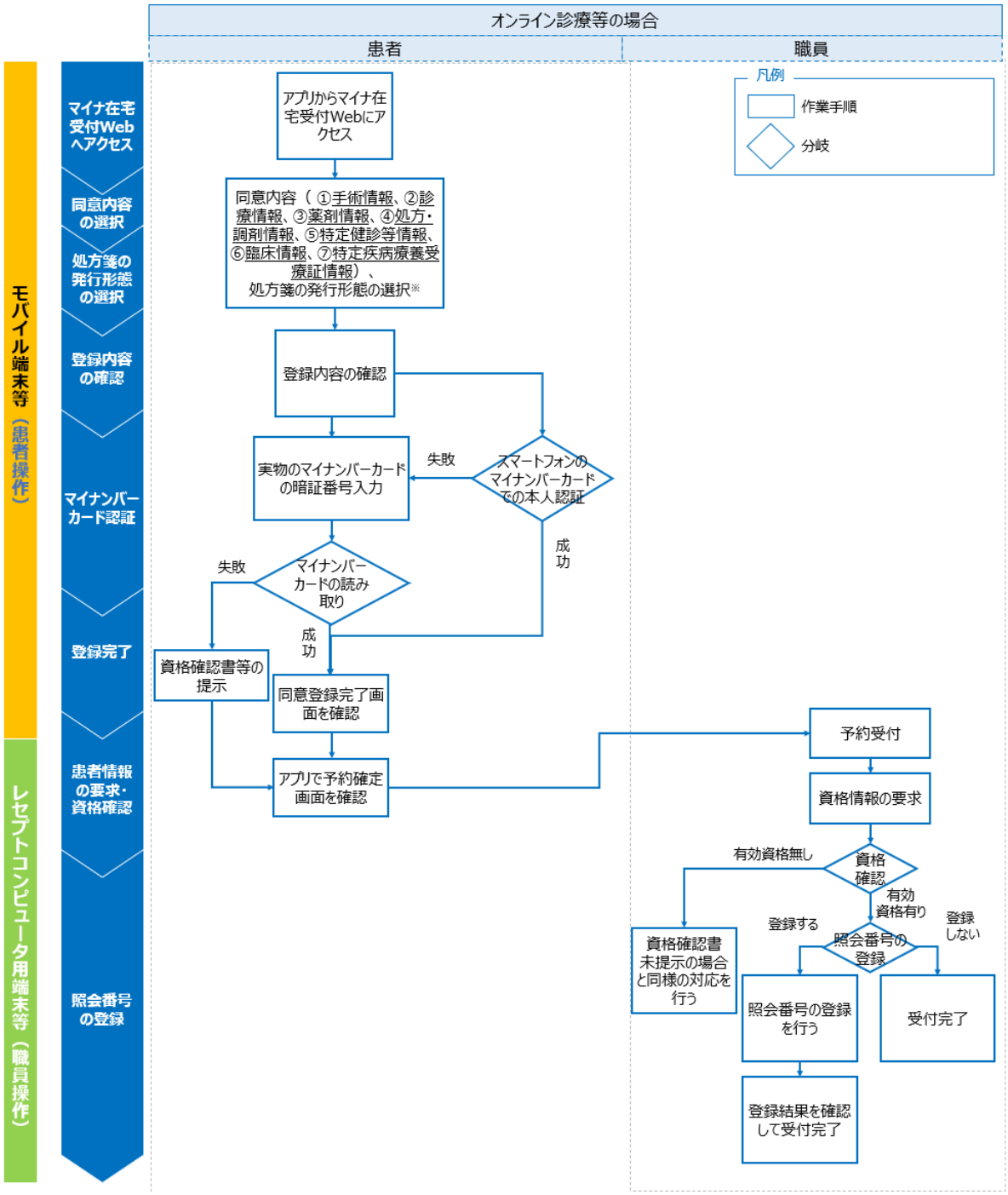

参照

以下の項目については「患者が来院した際の資格確認」の場合と同様のため、「A.患者がマイナンバーカードを持参した場合」の該当箇所を参照してください。

- 暗証番号とは
- 暗証番号がロックされたら
- 処方箋の発行形態の変更
- オンライン資格確認により取得可能な資格情報の項目例
- 電子証明書の有効期限切れ
- マイナンバーカードでの資格確認時に有効な資格が存在しない場合の照会結果
- 資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧
- 照会番号とは
- 照会番号の登録のメリット

オンライン診療等時の同意内容・処方箋の発行形態の照会・更新

オンライン診療等ではモバイル端末等からマイナ在宅受付 Web へアクセスすることで、同意内容や処方箋の発行形態の照会・更新を行うことが可能です。

※　スマートフォンでオンライン診療等アプリから本サービスへアクセスした場合の画面例。

（１）マイナ在宅受付 Web へアクセス

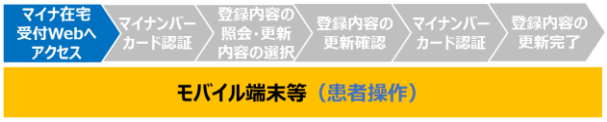

患者のモバイル端末等から、オンライン診療等アプリ又は URL・二次元コードからマイナ在宅受付 Web にアクセスします。同意内容の取消し確認画面が表示されます※1。

画面上部にあるメニューボタンを押下します。メニューの一覧が表示されますので、メニューの一覧にある「同意照会・更新」を押下してください※2。

※1　URL・二次元コードからアクセスした場合は同意登録の準備画面が表示されます。

※2　タブレット・PC をご利用の場合は利用する認証方法に合わせてメニューの一覧にある「同意照会・更新」を押下してください。

（２）マイナンバーカード認証

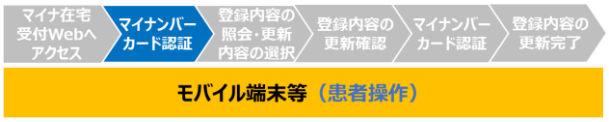

マイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）にて、マイナンバーカードと ４ 桁の暗証番号を用いてマイナンバーカード認証します。

詳細な流れは「オンライン診療等時の資格確認」の「（５）マイナンバーカード認証」をご参照ください。

（３）登録内容の照会･更新内容の選択

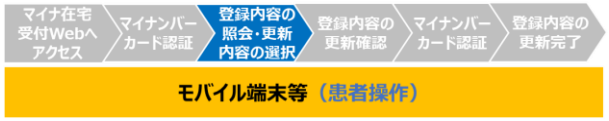

照会結果に基づいて、診療日･過去の登録内容が表示されます※1。

更新したい項目を変更してください。診療日の更新はできません※２。画面下部の「更新内容を確認する」を押下すると確認画面に遷移します。

※１URL･二次元コードからアクセスした場合は診療日の更新が可能です。

※２電子カルテ情報共有サービス利用開始後、過去の同意登録内容に関わらず患者が再度の同意登録を実施するまで以下の項目は「同意しない」が表示されます。

■手術･傷病名情報･感染症検査結果の提供

■診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）･薬剤情報の提供

（４）登録内容の更新確認

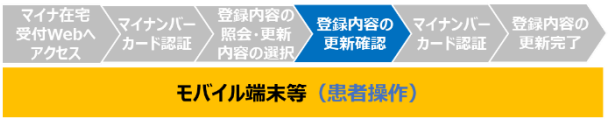

モバイル端末等（患者操作）

診療日・登録内容の確認を行い、「同意内容を更新する」ボタンを押下します。

（５）マイナンバーカード認証

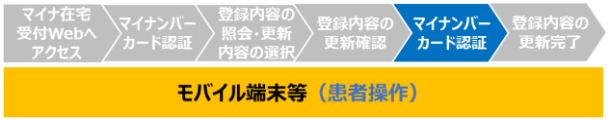

モバイル端末等（患者操作）

マイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）にてマイナンバーカード認証します。

詳細な流れは「オンライン診療等時の資格確認」の「（５）マイナンバーカード認証」をご参照ください。

（６）登録内容の更新完了

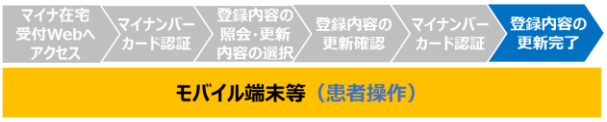

登録内容の更新が正常に完了した場合、同意内容の更新完了画面が表示されます。「手続きを終了する」を押下するとオンライン診療等アプリに自動的に戻ります※。

※ URL や二次元コードからマイナ在宅受付 Web にアクセスした場合は自動的にオンライン診療等アプリに戻りません。

オンライン診療等時の同意登録の取り消し

オンライン診療等の予約取消し時には、患者がマイナ在宅受付 Web で同意取消しを行います。

※ スマートフォンでオンライン診療等アプリから本サービスへアクセスした場合の画面例

（１）マイナ在宅受付 Web へのアクセス

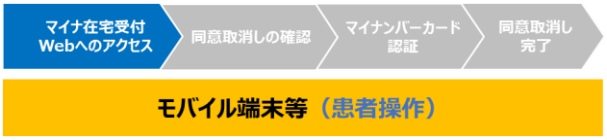

○スマートフォンからアクセスした場合

患者のスマートフォンで、マイナ在宅受付 Web にアクセスします。メニューの中の「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

○タブレット・PC からアクセスした場合

マイナンバーカード認証方法としてスマートフォン（二次元コード）又は IC カードリーダライタいずれかで同意取消しを選択することができます。

（２）同意取消しの確認

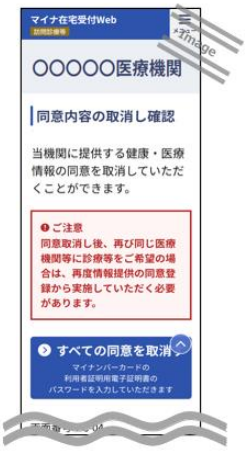

○スマートフォンからアクセスした場合

「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

○タブレット・PC からアクセスした場合

職員は一つ前の画面で選択した二次元バーコードで利用者証明用電子証明書を認証する場合、又は IC カードリーダライタで利用者証明用電子証明書を認証する場合のいずれかで「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

（３）マイナンバーカード認証

マイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）にてマイナンバーカード認証します。

詳細な流れは「オンライン診療等時の資格確認」の「（５）マイナンバーカード認証」をご参照ください。

（４）同意取消し完了

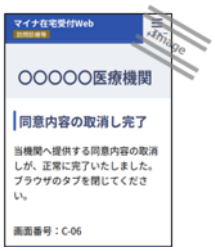

同意取消しが正常に完了した場合、同意取消し完了画面が表示されます。終了後、職員又は患者はブラウザのタブを閉じていただいて問題ありません。

資格確認結果の取扱い・留意事項

【資格確認結果を踏まえた取扱い】
✓オンライン資格確認にて取得できる情報は**医療保険者等が登録した正確な情報**のため、**表示された内容のままレセプト請求していただくことが可能**です。なお、資格証類の情報も活用し、各医療機関等のご判断により、券面情報に基づいて資格情報の修正を行ってレセプト請求を行っていただいても差し支えありません。
✓各医療保険制度や公費負担医療制度の資格証類における項目と、オンライン資格確認で提供する項目の差異や留意事項を以下にまとめています。

基本情報及び資格情報

	オンライン資格確認データ項目	内容
基本情報※ ※過去の日付で資格確認した場合であっても、現時点での氏名や住所等の情報を提供します。		
1	氏名	**【照会結果に係る留意事項】** ○「●」が含まれる ・医療保険者等がオンライン資格確認等システムで扱える文字の範囲外の文字で登録をしている場合、「●」で表示されます。 ・個別設定マスタで文字コード識別が「1（Shift_JIS）」に設定されている医療機関等（第１水準、第２水準漢字を使用）では、第３水準以降の文字の一部について、第１水準、第２水準漢字に変換して提供します。ただし、変換できないものは「●」で表示されます。 ・**表示された「●」の内容のまま、レセプト請求していただくことが可能です。**
2	氏名カナ	**【照会結果に係る留意事項】** ○ 空欄になっている ・医療保険者等に可能な限りデータ登録を依頼している項目ではありますが、任意項目であるため、該当情報が空白となる場合があります。 ○資格確認書における記載項目との違い ・「氏名カナ」の小文字が大文字になっている（例：ｷｮｳｺがｷｮｳｺとなっている）場合については、現在保険者にて修正対応中です。
3	氏名 (その他) 氏名カナ (その他)	**【項目説明】** ・通称等の理由で、本名とは別の氏名を資格確認書の表面に記載している場合、本項目では対象者本人の本名が設定されます。
4	性別１	**【項目説明】** ・資格確認書の表面記載の性別となります。
5	性別２	**【項目説明】** ・資格確認書の裏面記載の戸籍上の性別となります。 ・対象者本人から、資格確認書の表面に性別を記載されることを希望しない届出があった場合に設定されます。
6	生年月日	**【照会結果に係る留意事項】** ○「1900-01-01」と表示されている ・医療扶助の場合において、生活保護受給者の生年月日が不明な場合は、「1900-01-01」が設定されます。
7	住所 郵便番号	**【照会結果に係る留意事項】** ○ 空欄になっている ・医療保険者等に可能な限りデータ登録を依頼している項目ではありますが、任意項目であるため、該当情報が空白となる場合があります。 ○「住所」に「●」が含まれる ・医療保険者等がオンライン資格確認等システムで扱える文字の範囲外の文字で登録をしている場合、「●」で表示されます。 ・個別設定マスタで文字コード識別が「1（Shift_JIS）」に設定されている医療機関等（第１水準、第２水準漢字を使用）では、第３水準以降の文字の一部について、第１水準、第２水準漢字に変換して提供します。ただし、変換できないものは「●」で表示されます。
資格情報		
8	区分	**【項目説明】** ・区分を示す項目となります。 **【補足事項】** ※令和6年12月2日より、一般、特別療養費支給対象者、自衛官、医療扶助のいずれかを表示します。 ■区分の変更 区分の変更に関して令和6年12月2日における変更前後について以下のように記載しております。 「【令和6年12月1日以前】変更前の区分」⇒「【令和6年12月2日以降】変更後の区分」 01：被保険者証（一般）⇒ 一般 02：被保険者証（退職）⇒ 【欠番】 03：短期被保険者証（一般）⇒ 【欠番】 04：短期被保険者証（退職）⇒ 【欠番】 05：被保険者資格証明書⇒ 特別療養費支給対象者 06：特例退職被保険者証⇒ 【欠番】 07：自衛官診療証⇒ 自衛官 A1：医療扶助 ※変更なし
9	記号 番号 枝番	**【照会結果に係る留意事項】** ・医療扶助の場合、被保険者番号は受給者番号に相当します。 ○ 記号が空欄になっている ・医療扶助の場合、空欄となります。 ○ 枝番が空欄になっている ・後期高齢者医療制度、医療扶助の場合、空欄となります。
10	本人・家族の別	**【項目説明】** ・被保険者本人（国保の場合は世帯主）か家族かを表す項目となります。 **【照会結果に係る留意事項】** ○ 空欄になっている ・後期高齢者医療制度、医療扶助の場合、加入するのは本人のみであることから空欄となります。

11	被保険者氏名	**【項目説明】** ・「本人・家族の別」が「本人」の場合、加入者の氏名が表示されます。 ・「本人・家族の別」が「家族」の場合、加入者を扶養している被保険者（国保の場合は世帯主）の氏名が表示されます。 **【照会結果に係る留意事項】** ○ 空欄になっている ・医療扶助の場合、空欄となります。
12	有効開始年月日	**【項目説明】** ○ 各保険資格における以下の項目に該当しますが、保険資格によってはオンライン資格確認と日付が異なる場合があります。 ・被用者保険：資格取得年月日（認定年月日） ・国民健康保険（市町村国保）：適用開始年月日 ・国民健康保険（国保組合）：資格取得年月日（認定年月日） ・後期高齢者医療制度：資格取得年月日、発効期日 ・船員保険：資格取得年月日（認定年月日） **【照会結果に係る留意事項】** ○ 空欄になっている ・医療扶助の場合、空欄となります。 **【補足事項】** ○資格確認書とオンライン資格確認で日付が異なる場合は、以下の理由が考えられます。 ・市町村国保の場合、資格確認書の適用開始年月日は国民健康保険への加入日ですが、有効開始年月日は年次の更新日としている場合があります。 ・市町村国保以外においては、有効開始年月日を更新日や事業所変更日としている場合があります。
13	有効終了年月日	**【項目説明】** ・オンライン資格確認では原則として空欄で返却されますが、保険者によっては更新日や75歳到達日前日を入れている場合があります。
14	交付年月日	**【照会結果に係る留意事項】** ○ 記号が空欄になっている ・医療扶助の場合、空欄となります。 **【補足事項】** ○被保険者証の交付年月日が連携される項目でしたが、令和6年12月2日より、有効開始年月日と同じ値が連携されます。 ※資格確認書に記載されている交付日とは異なる項目となります。
15	保険者番号	**【項目説明】** ・医療扶助の場合は、公費負担者番号に該当します。
16	保険者名称	**【項目説明】** ・医療扶助の場合は、自治体・福祉事務所名に該当します。 **【照会結果に係る留意事項】** ○ その他関連項目の提供について ・各種証類に記載されている「保険者所在地」「保険者連絡先」については提供されません。
17	一部負担金割合	**【照会結果に係る留意事項】** ○ 空欄になっている ・「一部負担金割合」は後期高齢医療の場合のみ割合を設定し、それ以外の制度では空白を設定します。

オンライン資格確認システム固有項目

-	資格取得年月日	**【項目説明】** ・加入者資格の取得日となります。 ・医療扶助の場合は、原則、生活保護が開始又は再開した年月日を設定します。
-	資格喪失年月日	**【項目説明】** ・加入者資格の喪失日となります。 ・医療扶助の場合は、原則、生活保護を停止又は廃止した年月日を設定します。
-	未就学区分	**【項目説明】** ・義務教育就学前の患者への２割負担の適用が漏れないように、生年月日を基に年齢を算出し、対象者の場合には未就学であることをお知らせします。
-	資格喪失事由	**【項目説明】** ・資格を喪失した理由として、死亡、生活保護受給開始、医療保険等の資格取得、その他のいずれかが設定されます。 ・75歳到達日を設定している場合など、喪失していない段階でも、設定されることがあります。
-	照会番号	**【項目説明】** ・医療機関等からオンライン資格確認の資格情報に対して任意で登録する番号となります。 ・「照会番号」を登録することでオンライン資格確認の際に、登録した「照会番号」を付加して資格確認結果を医療機関に提供します。 **【補足事項】** ○ 登録に伴う利便性について ・「照会番号」は一度登録すれば、患者の保険者が変わっていても、同一人であればオンライン資格確認システムにおいて同じ「照会番号」で管理されるため、スムーズに患者の特定ができます。 ・診察券番号・カルテ番号等の医療機関等で患者を一意に特定する番号を登録して、オンライン資格確認結果を医療機関等システムにひも付け、取り込んでいただく際に利用することを想定しています。

令和6年12月2日より、資格確認書が交付されます。以下に示す資格確認書サンプルを参照の上、本資料をご確認ください。
資格確認書はカード型、はがき型（高齢受給者証と同様のサイズ）、Ａ４型の３種類があります。
※カード型又ははがき型を基本とし、Ａ４型は、マイナンバーカードの紛失時等、短期の有効期限で発行する場合の活用を想定しています。

資格確認書（カード型）サンプル（表面）

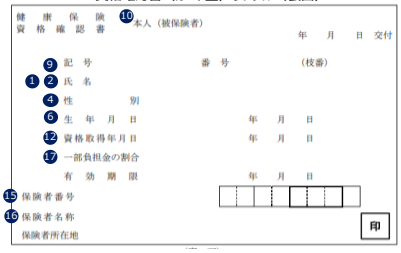

資格確認書（カード型）サンプル（裏面）

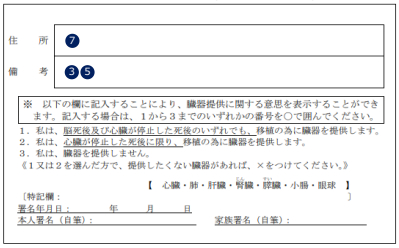

資格確認書（はがき型、A4型）サンプル（表面）

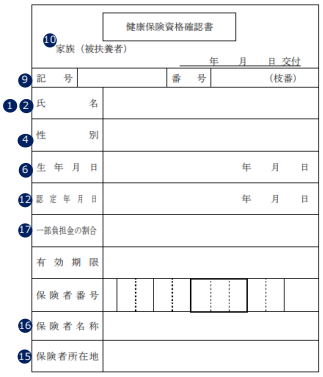

資格確認書（はがき型、A4型）サンプル（裏面）

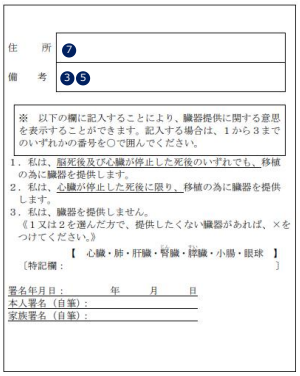

高齢受給者証

オンライン資格確認データ項目		内容
高齢受給者証情報		
18	高齢受給者証有効開始年月日	**【項目説明】** ・健康保険高齢受給者証や船員保険高齢受給者証における「発効年月日」、国民健康保険高齢受給者証や後期高齢者医療被保険者証における「発効期日」に該当します。
19	高齢受給者証有効終了年月日	**【項目説明】** ・各種高齢受給者証における「有効期限」に該当します。
20	高齢受給者証交付年月日	**【補足事項】** ○高齢受給者証の交付年月日が連携される項目でしたが、令和6年12月2日より、高齢受給者証有効開始年月日と同じ値が連携されます。
21	高齢受給者証一部負担金割合	-

高齢受給者証サンプル

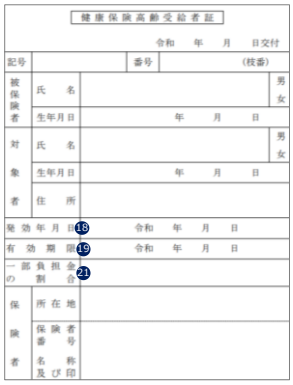

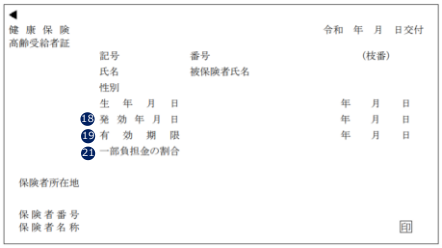

限度額適用認定関連情報

オンライン資格確認データ項目		内容
限度額適用認定関連情報		
22	限度額適用認定証区分	-
23	限度額適用認定証有効開始年月日	**【項目説明】** ・健康保険限度額適用認定証や船員保険限度額適用認定証における「発効年月日」、国民健康保険限度額適用認定証や後期高齢者医療限度額適用認定証における「発効期日」に該当します。
24	限度額適用認定証有効終了年月日	**【項目説明】** ・オンライン資格確認では原則空欄で返却されますが、保険者によっては次の限度額適用認定証の更新日を入れている場合があります。
25	限度額適用認定証交付年月日	**【補足事項】** ○限度額適用認定証の交付年月日が連携される項目でしたが、令和6年12月2日より、限度額適用認定証有効開始年月日と同じ値が連携されます。
26	限度額適用認定証適用区分	-
27	限度額適用認定証長期入院該当年月日	-

限度額適用認定証サンプル

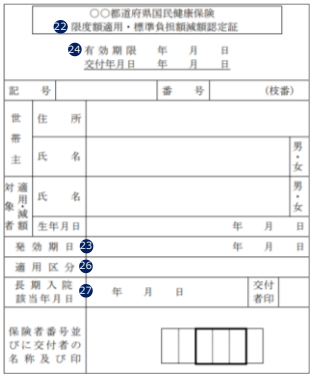

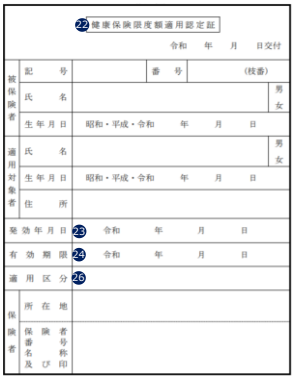

特定疾病療養受療証

オンライン資格確認データ項目		内容
特定疾病療養受療証情報		
28	特定疾病療養受療証有効開始年月日	**【項目説明】** ・各種特定疾病療養受療証における「発効期日」に該当します。
29	特定疾病療養受療証有効終了年月日	**【項目説明】** ・オンライン資格確認では原則として空欄で返却されますが、保険者によっては次の特定疾病療養受領証の更新日を入れている場合があります。
30	特定疾病療養受療証交付年月日	**【補足事項】** ○特定疾病療養受療証の交付年月日が連携される項目でしたが、令和6年12月2日より、特定疾病療養受療証有効開始年月日と同じ値が連携されます。
31	特定疾病療養受療証認定疾病区分	**【項目説明】** ・各種特定疾病療養受療証における「認定疾病名」に該当します。
32	特定疾病療養受療証自己負担限度額	-

特定疾病療養受療証サンプル

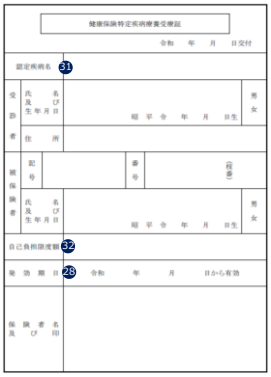

医療券・調剤券

オンライン資格確認データ項目		内容
医療券・調剤券情報		
-	医療券・調剤券別	【項目説明】 ・医療券・調剤券別が設定されます。
-	医療券・調剤券有効開始年月日	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す診療年月において、有効開始となる日付が設定されます。 ※医療券・調剤券は毎月切り替わります。
-	医療券・調剤券有効終了年月日	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す診療年月において、有効終了となる日付が設定されます。 ※医療券・調剤券は毎月切り替わります。
-	交付番号	【項目説明】 ・交付番号が設定されます。
-	診療年月	【項目説明】 ・生活保護受給者が診療を受ける年月が設定されます。
-	指定医療機関コード	【項目説明】 ・生活保護受給者を委託する指定医療機関コードが設定されます。
-	指定医療機関確認フラグ	【項目説明】 ・病院・診療所の医療機関コードと医療券・調剤券の指定医療機関コードが不一致の場合に、「不一致」と設定されます。 ※不一致の例 ・承継等により医療機関コードが変更となるケースにおいて、旧医療機関コードで要求があった場合、新しい医療機関コードの医療券・調剤券も返却するケース ・医科歯科併設医療機関において、医科の医療機関コードで要求があった場合、歯科の医療機関コードの医療券も返却するケース
-	指定医療機関名	【項目説明】 ・生活保護受給者を委託する指定医療機関名が設定されます。
-	処方箋発行元医療機関コード	【項目説明】 ・処方箋発行元医療機関コードが設定されます。
-	処方箋発行元医療機関名	【項目説明】 ・処方箋発行元医療機関名が設定されます。
-	傷病名1	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す傷病名が設定されます。
-	傷病名2	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す傷病名が設定されます。
-	傷病名3	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す傷病名が設定されます。
-	診療別	【項目説明】 ・診療別が設定されます。
-	本人支払額（自己負担額）	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す本人支払額（自己負担額）が設定されます。
-	地区担当員名	【項目説明】 ・医療券・調剤券の内容点検を行った地区担当員名が設定されます。
-	取扱担当者名	【項目説明】 ・医療券・調剤券の交付事務における取扱責任者名（医療事務担当者名）が設定されます。
-	単独・併用別	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す診療年月における単独・併用別が設定されます。
-	社会保険状況	【項目説明】 ・社会保険の該当有無が設定されます。
-	社会保険状況の整合性フラグ	【項目説明】 ・マイナンバーカードによる資格確認で、医療券・調剤券情報の社会保険状況は「あり」になっているにも関わらず有効な医療保険の資格データが存在しない場合や、医療券・調剤券情報の社会保険状況が「なし」になっているにも関わらず有効な医療保険の資格データが存在する場合に、不整合が起きている旨を通知します。
-	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の該当状況	【項目説明】 ・生活保護受給者の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の該当有無が設定されます。
-	後期高齢者医療の該当状況	【項目説明】 ・生活保護受給者の後期高齢者医療の該当有無が設定されます。
-	都道府県費の該当状況	【項目説明】 ・生活保護受給者の都道府県費の該当有無が設定されます。

	-	備考1	**【項目説明】** ・以下のいずれかに該当する場合に、傷病名又は公費医療の名称が設定されます。 ①「傷病名1」「傷病名2」「傷病名3」以外に、医療券・調剤券に記す傷病名がある場合 ②障害者自立支援法等の公費負担医療が適用される生活保護受給者である場合
	-	備考2	**【項目説明】** ・以下のいずれかに該当する場合に、傷病名又は公費医療の名称が設定されます。 ①「傷病名1」「傷病名2」「傷病名3」以外に、医療券・調剤券に記す傷病名がある場合 ②障害者自立支援法等の公費負担医療が適用される生活保護受給者である場合
	-	備考3	**【項目説明】** ・以下のいずれかに該当する場合に、傷病名又は公費医療の名称が設定されます。 ①「傷病名1」「傷病名2」「傷病名3」以外に、医療券・調剤券に記す傷病名がある場合 ②障害者自立支援法等の公費負担医療が適用される生活保護受給者である場合

病院・診療所が受領する電子レセプトに関する連絡内容

審査支払機関が実施する電子レセプトでの資格確認※結果に応じて、レセプトの送付先が変更となる場合があり、病院・診療所が審査支払機関から連絡を受ける場合があります。

※　電子レセプトでの資格確認では、レセプトに記録された算定日等を「受診日」として扱います。

資格登録状況ごとの病院・診療所への連絡内容

#	審査支払機関の対応			病院・診療所が受領する連絡内容
	想定ケース		具体的な対応内容	
1	受診日時点で有効な資格が１件	受診日時点での保険者がレセプトに記録された資格と一致している場合	レセプトに記録された保険者へ送付	-
2		受診日時点での保険者がレセプトに記録された資格と異なる場合	資格が有効である保険者へ送付※1	レセプトを別の保険者へ振り替えた旨を受領
3	受診日時点で有効な資格が複数存在する場合		レセプトに記録された資格が有効である場合、レセプトに記録された保険者へ送付	-
4	受診日時点で有効な資格が存在しなく、資格が１件も登録されていない場合※2		レセプトに記録された保険者へ送付	-

※1　公費併用レセプト及び高額療養費該当等レセプトは振替対象外とします。

※2　次の事例が該当します。

- 新資格証類により病院・診療所を受診したが、レセプトの提出時点においても資格の登録が遅れている者
- マイナンバーの提出拒否者等

第３章　電子処方箋管理サービス（電子処方箋管理サービス対応病院・診療所向け）

概要

医師等は、電子処方箋管理サービスへ処方箋情報、院内処方等情報を登録します。処方箋の発行や院内処方等情報（特に外来患者への院内処方）の登録に当たっては、重複投薬等チェックを行い、処方箋内容や院内処方等情報に重複投薬や併用禁忌がないか確認します。

なお、業務上で問題が発生した場合には「第９章　困った時には」をご確認ください。

院外処方箋の発行・調剤結果の取得

患者が希望した処方箋の発行形態によって、対応手順が異なります。

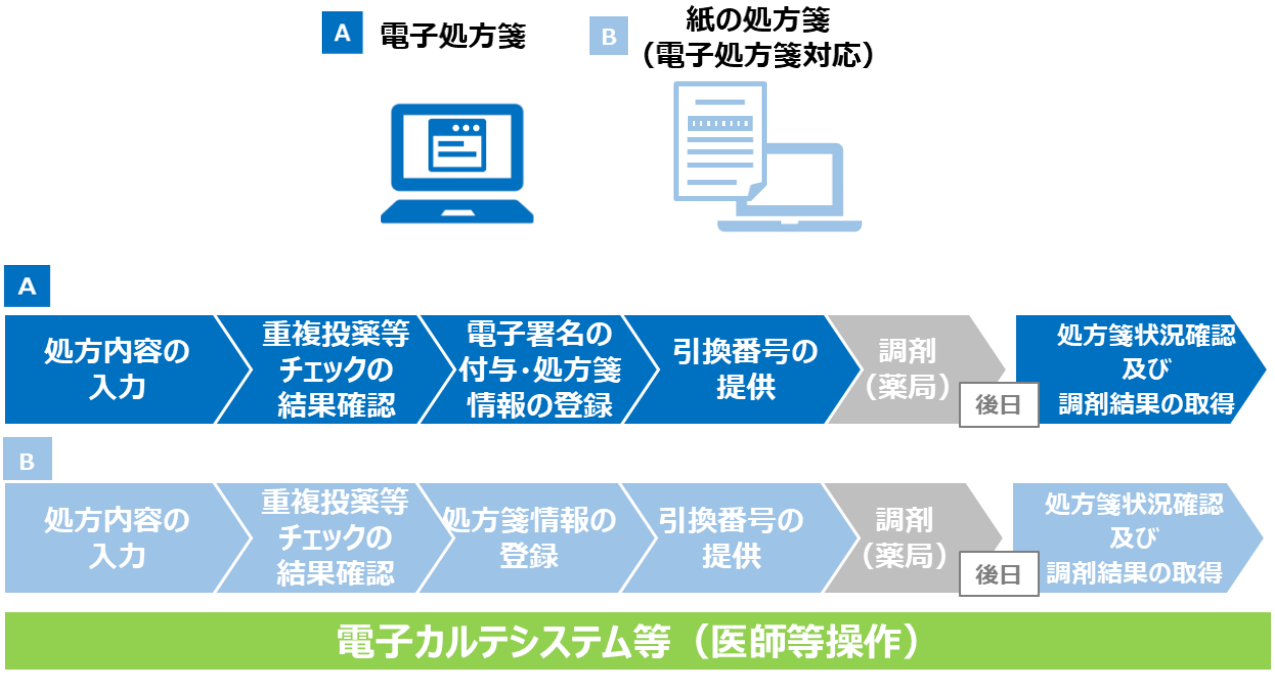

（１）処方内容の入力

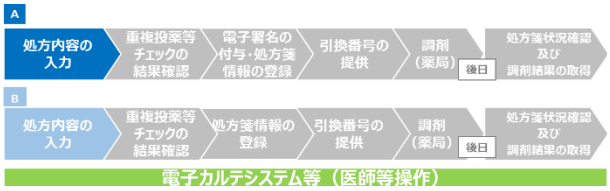

電子処方箋/紙の処方箋共通

処方箋を発行する前に、電子カルテシステム等へ患者の処方内容を入力し、重複投薬等チェックを行います。

（２）重複投薬等チェックの結果確認

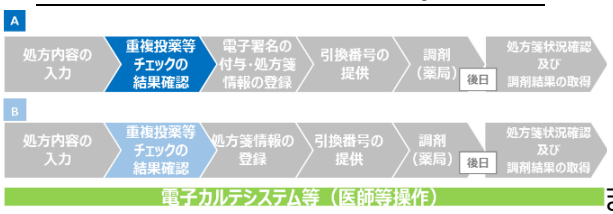

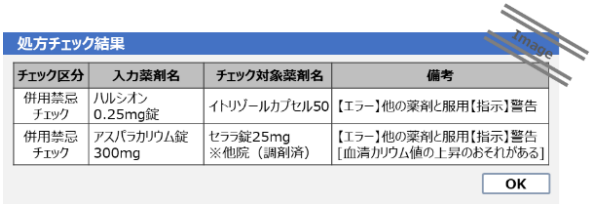

電子処方箋/紙の処方箋共通

表示された重複投薬等チェックの結果を確認します。重複や併用禁忌ありの結果の場合、処方内容を変更するか、問題ないと判断した旨のチェックを入れます。必要に応じて理由を補足します。

重複投薬等チェックの結果の主な表示項目

閲覧同意の取得		参照可否	区分説明	表示項目
マイナンバーカード	口頭同意			
不要		閲覧可能	**今回の**重複投薬等チェックに関する情報	重複投薬等チェックで重複／併用禁忌となる薬剤が検知された場合、今回処方しようとする薬剤について、主に以下の情報が表示されます。 • どの薬剤が重複／併用禁忌に該当するか。（医薬品名称、成分名称） • 該当の薬剤は重複投薬となるか、併用禁忌となるか。 これらの情報は、患者の薬剤情報閲覧同意の有無にかかわらず表示されます。
○	－	閲覧可能	**過去の**処方／調剤内容に関する情報	重複投薬等チェックで重複／併用禁忌となる薬剤が検知された場合、過去に処方/調剤された薬剤のうち、該当する薬剤について主に以下の情報が表示されます。 • いつ処方／調剤されたか。（処方箋交付日／調剤実施日／医療機関内での処方・調剤・投薬年月日） • どこで処方／調剤されたか。（医療機関／薬局名称） • どの薬剤が、重複投薬／併用禁忌にあたるか。（医薬品名称） これらの情報は、患者の薬剤情報閲覧同意（口頭同意含む）がない場合、**非表示**となります。
×	○	閲覧可能		
×	×	閲覧不可		

重複投薬等チェックとは

患者に過去 100 日以内に処方・調剤された薬剤の成分情報と、新たに処方・調剤される薬剤の成分情報を突合し、同一投与経路、同一成分の重複又は併用禁忌がないかを確認する機能です。チェック結果は、処方に当たっての参考情報として活用してください。

患者が処方日当日に服用中である薬剤を特定するに当たり、服用期間を以下の方法で判定します。

- 用法等を基に服用期間が判定可能な医薬品（内服薬など）は、該当する服用期間を利用する。
- 服用期間が判定不可能な医薬品（外用薬や頓服薬など）は、一律 14 日間を仮の服用期間とみなす。
- リフィル処方箋では服用期間が 100 日を超える場合でも重複投薬等チェックの対象とする。
- 外来患者や退院日の患者に対して医療機関内で投薬を行う場合は、一律 1 日を仮の服用期間とみなす。

重複投薬等チェックは、保険適用の医薬品のみが対象となります。

併用禁忌は、医薬品の添付文書上で「併用禁忌」と定義されている情報を対象にチェックを実施します。

入院患者に対する院内処方等情報については、入院期間中に服用まで完了していることから、他の医療機関等における重複投薬等チェックの対象データとして含まれることはありません。

リフィル処方箋とは

一定期間内に反復利用できる処方箋のことであり、電子処方箋を導入していなくても紙の処方箋により発行することができます。

ただし、本マニュアルにおけるリフィル処方箋とは、リフィル処方箋における電子処方箋管理サービスでの対応を指しています。

注意事項 **重複投薬等チェックの結果の表示項目が制限されるケース**

患者が薬剤情報の閲覧に同意したかどうかによって、重複投薬等チェックで表示される項目が異なります。患者が薬剤情報の閲覧に同意していない場合、今回処方しようとする薬剤のうちどの薬剤が重複又は併用禁忌と判断されたかは表示されますが、過去の処方・調剤された情報（医療機関名や処方日、薬剤名、日数、用法など）は表示されません。

必要に応じて口頭等で同意を得る、過去の処方等の内容を患者に確認するなどの対応をしてください。

ポイント **口頭同意**

資格確認書等による受診や顔認証付きカードリーダー等において患者が不同意を選択した場合でも、重複投薬・併用禁忌の対象となる過去の処方・調剤内容を確認してもよいか診察時に口頭等で同意を取得することで、過去の処方・調剤内容を確認することが可能です。口頭等で同意を得た場合は、その旨を必ず電子カルテシステム等へ記録してください。なお、口頭同意では薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報は、閲覧できず、実際に重複投薬や併用禁忌と判断された過去の薬剤に関する一部の情報を閲覧可能です。

また、患者が処方・調剤情報の閲覧に同意していないにも関わらず、同意済みの操作をすることで過去の処方/調剤に関する情報が表示されてしまう可能性があるため、必ず患者から同意を得た上で操作してください。

（３）処方箋情報の登録

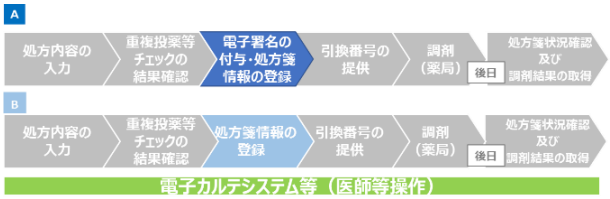

A 電子処方箋の場合

処方箋情報に医師等の電子署名を付与した上で、処方箋情報を登録します。

B 紙の処方箋の場合

電子カルテシステム等で、処方箋情報を登録します。

注意事項 **電子処方箋管理サービスへ処方箋情報の登録を行わないケース**

以下に該当する場合は、電子処方箋管理サービスへの処方箋情報の登録ができないため、引換番号の付かない紙の処方箋を発行してください。

① 医師の判断による分割調剤の場合
② オンライン資格確認で有効な資格を確認できない患者に処方箋を発行する場合
③ 医療保険適用外の医薬品を処方する場合
④ 医療保険又は医療扶助適用外の診療時に処方箋を発行する場合
⑤ 解消に時間を要するエラーなどにより、電子処方箋管理サービスに登録できない場合

ポイント **処方箋の取消/変更を行いたい場合**

電子処方箋管理サービスに登録した処方箋情報の取消/変更を行える期間は、薬局が処方箋の受付を行うまでです。リフィル処方箋の場合も同じであり、1 回目の調剤時に処方箋受付を行った後は取消できません。電子処方箋管理サービスに登録した処方箋情報の取消/変更を行った際は、その旨を患者に伝達するようにしてください。

なお、疑義照会を踏まえて処方する薬剤が変更された場合、医療機関側では電子処方箋管理サービスのデータを変更する必要はありません。電子カルテシステム等上で事後的に変更内容を記載する場合は、処方箋情報を再発行しないようにしてください。

注意事項 **処方箋情報登録時などの枝番の取扱いについて**

電子処方箋管理サービスでは処方箋を個人単位で管理するため、重複投薬等チェックや処方箋情報登録の際に枝番が必要となります。オンライン資格確認などにより枝番を確認してください。

なお、後期高齢者医療制度・医療扶助の患者の場合は、枝番なしで重複投薬等チェック及び処方箋情報の登録が可能です。

電子署名の付与

電子署名を付与する際は、自施設において利用可能な署名方法をご確認ください。

電子署名の方法	概要
ローカル署名	HPKI カード内の電子証明書を用いる方式
リモート署名	クラウド上の電子証明書（HPKI セカンド電子証明書）を用いる方式

※運用等の詳細は、以下の資料を参照してください。

「電子処方箋における電子署名について」

https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001242673.pdf

（４）引換番号の提供

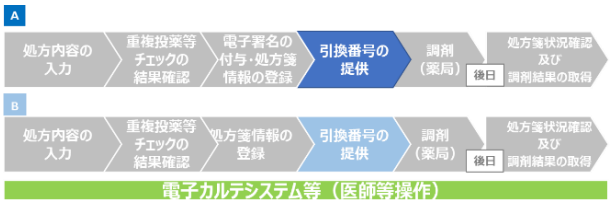

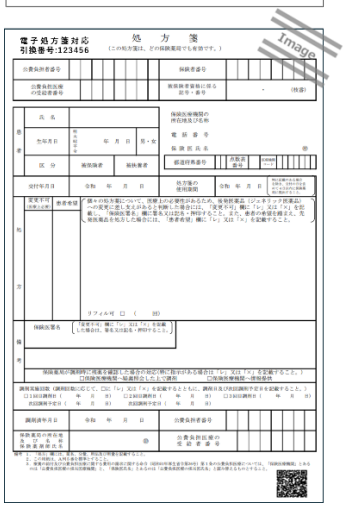

A 電子処方箋の場合

電子カルテシステム等から、引換番号及び処方箋参考情報が印字されたPDFファイルを取得し、印刷したものを処方内容（控え）として患者に提供します。

※ 処方内容（控え）は、処方箋登録時に作成され、24 時間以内であれば再取得可能です。

※ 電子カルテシステム等に処方内容（控え）を保持している場合、電子カルテシステム等の仕様に応じて再取得可能な期間が異なることがあります。

※ 患者がマイナポータルで処方内容を閲覧することができるなどの理由により、患者が処方内容（控え）を不要とする場合は交付しなくても構いません。

B 紙の処方箋の場合

引換番号付き処方箋を印刷し、患者へ提供します。

引換番号とは

病院・診療所が電子処方箋管理サービスに処方箋情報のファイルを登録した場合に、患者が薬局に処方内容を伝えるために使用する番号です。患者は、マイナンバーカードによる受付のほかに資格情報と引換番号を薬局に伝えることで、薬局は処方箋情報を確認することができます。

処方内容（控え）とは

電子処方箋を選択し、紙の処方箋が発行されない状況においても患者が処方内容を確認できるよう、処方箋の情報が印刷された紙です。引換番号も印字されています。**処方箋の原本ではないので、注意してください。**

（５）（薬局における調剤後）調剤結果の取得

電子処方箋／紙の処方箋 共通

電子処方箋管理サービスに登録された自医療機関の処方に対する調剤結果を取得します。調剤結果に加え、薬剤師からの伝達事項が含まれている場合があります。

※ 電子カルテシステム等によっては、日次で自動的に調剤結果を取得する仕様の場合があります。

※ 手術情報、診療/薬剤情報（処方・調剤情報含む）、特定健診情報の患者の閲覧同意の有無とは関係なく、本機能は使用可能です。

※ 調剤結果の取得可能期間は、調剤日から 100 日間です。

処方箋を受け付けている薬局の確認

自医療機関が発行した電子処方箋がどの薬局で受付けられているかを知りたいときは、電子カルテシステム等から電子処方箋管理サービスに問い合わせることで確認することができます。

A 患者が電子処方箋を希望した場合の対応手順フロー

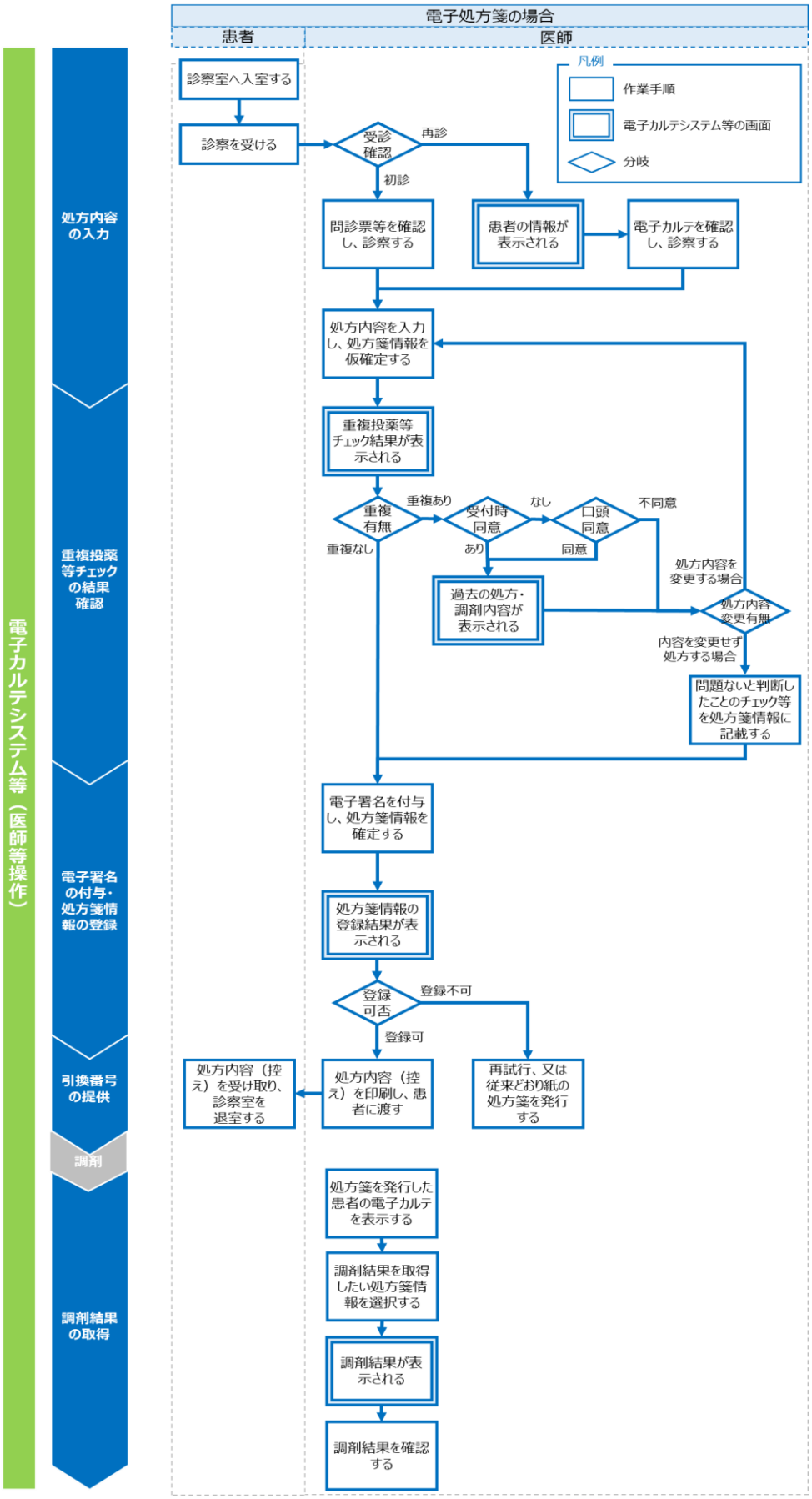

患者が紙の処方箋を希望した場合の対応手順フロー

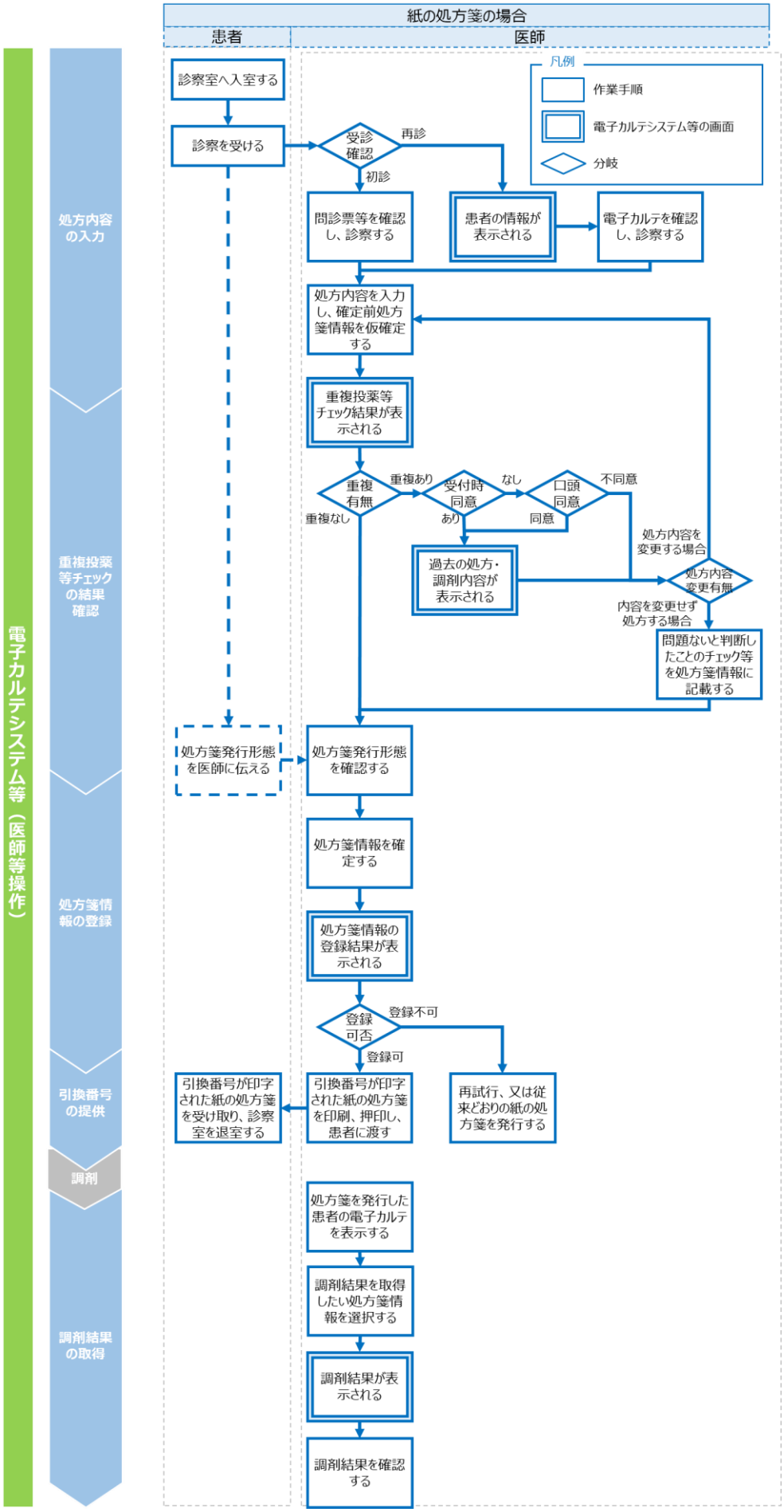

入院患者に対し院内処方（薬剤交付・投薬）を実施し、院内処方等情報を登録する場合

入院患者に対する院内処方等情報（退院時処方に係る院内処方等情報を含む。）を登録します。また、入院患者の持参薬の確認に、薬剤情報閲覧機能を活用することも可能です。薬剤情報閲覧機能については「第４章　薬剤情報等、特定健診等情報、臨床情報の閲覧」をご確認ください。

※　院内処方等情報として電子処方箋管理サービスに登録された情報を参照して、医療機関内の薬剤師が調剤する運用や医療機関内の看護師が投薬する運用は想定されません。医療機関ごとに定められた従来の運用に沿って、処方・調剤・投薬等を実施し、院内処方等情報を登録してください。

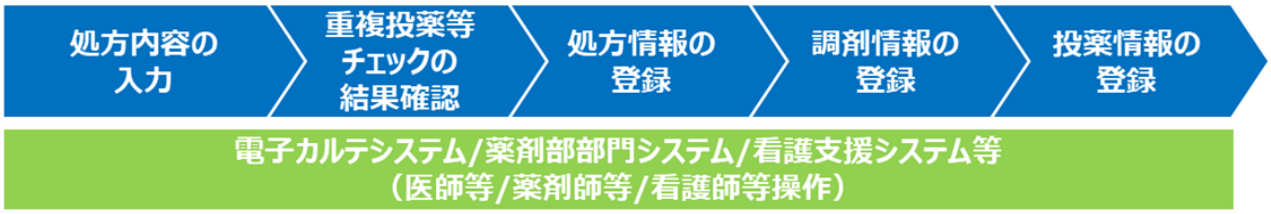

（１）処方内容の入力

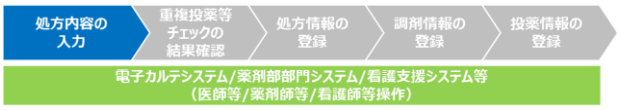

処方を確定する前に、電子カルテシステム等へ患者の処方内容を入力します。入院中は患者が服用する薬剤を把握できていることから、電子処方箋管理サービスを用いての重複投薬等チェックは任意です。

※　上記のタイミング以外にも、調剤する前など任意のタイミングで重複投薬等チェックを行うことが可能です。重複投薬等チェックの実装有無については、担当ベンダにご確認ください。

⚠ 注意事項　**重複投薬等チェックの事前処理のタイミング**

診察当日より前の任意のタイミングで重複投薬等チェックの事前処理を要求することが可能ですが、直近の処方・調剤情報の内容が反映された状態でチェックを行うことが重要であるため、診察前のタイミングで実施することを推奨します。

（２）重複投薬等チェックの結果確認

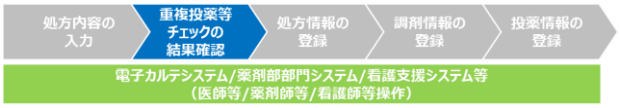

重複投薬等チェックを行った場合、表示された重複投薬等チェックの結果を確認します。重複や併用禁忌ありの結果の場合、処方内容を変更するか検討してください。

（３）処方情報の登録

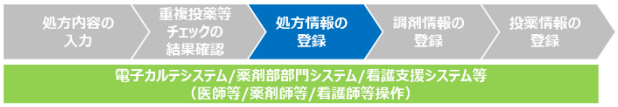

（４）調剤情報の登録

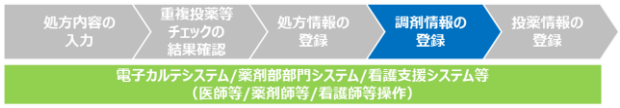

（５）投薬情報の登録

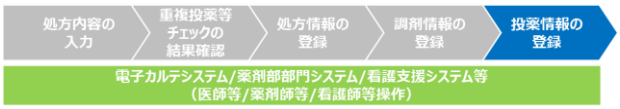

電子カルテシステム等から、処方情報/調剤情報/投薬情報のうち原則いずれか １ つを電子処方箋管理サービスに登録します。

※ 電子署名の付与は任意（原則不要）です。

※ 院内処方等情報の登録においては、患者の服用実績に近い情報を電子処方箋管理サービスに登録する方針としています。（３）処方情報の登録・（４）調剤情報の登録・（５）投薬情報の登録のうち、どの情報が、どのタイミング（都度や会計時、退院時等）で電子処方箋管理サービスに登録されるかは、医療機関の運用やシステムの構成により異なるため、担当ベンダにご確認ください。

ポイント **退院する患者に対する院内処方等情報を登録する場合**

退院日に医療機関内で処方・調剤・投薬を行い電子処方箋管理サービスに登録された薬剤の情報は、他の医療機関等での重複投薬等チェックの対象となります。 また、退院日よりも前に、退院する患者に対する院内処方等情報を登録することも可能です。

なお、入院患者に対してであっても、退院時等に院外処方箋を発行する場合は、本マニュアル第３章の「院外処方箋の発行・調剤結果の取得」をご参照ください。

ポイント **処方等年月日の取り扱いについて**

医療機関内で処方・調剤・投薬を実施した日（処方等年月日という。）は以下のとおり記録してください。処方・調剤・投薬当日以外でも院内処方等情報を登録/変更/取消することができますが、処方等年月日については、変更、取消が発生した場合も修正は不要です。

- 処方情報を登録する場合：処方/注射オーダーを登録した日※
- 調剤情報を登録する場合：処方/注射オーダーに基づき、調剤を行った日
- 投薬情報を登録する場合：投薬を実施した日

※ 退院する患者に対する院内処方等情報を登録する場合は、処方等年月日として退院日の入力が可能

⚠注意事項 **院内処方等情報の運用について**

院内処方等情報を電子処方箋管理サービスに登録することで、重複投薬等チェックに活用できるほか、オンライン資格確認システムを通じた薬剤情報の閲覧や、患者によるマイナポータル等でのリアルタイムな閲覧が可能となります。

一方、院内処方の場合は院外処方と異なり、院内における特定の薬に関する情報がマイナポータル等に表示されることで、診療や疾病の予後に関して患者に不安を与え、治療の継続を困難にするおそれが、少数ながら想定されます。（例：がんの告知を行っていない状況における抗がん剤の投薬情報）

そのため、患者にリアルタイムで情報を伝達・閲覧させることが適切でないと考えられる場合には、各医療機関での患者説明に関する運用やシステム対応状況を踏まえ、以下を参考に適切な運用をお願いします。

1. 入院中に**都度**、院内処方等情報を登録するシステム・運用である場合
   （例）
   - 配慮が必要な医薬品が処方された患者についてのみ、説明終了後・退院時・会計時にまとめて登録を行う。
   - 配慮が必要な医薬品以外の院内処方等情報を先に登録し、説明後に配慮が必要な医薬品の登録を行う
2. （配慮が必要な患者かどうかによらず）退院時・会計時に**まとめて**登録するシステム・運用である場合
   - 退院時・会計時までに病名や治療内容の説明を行われると考えられるため、そのまま退院時・会計時にまとめて院内処方等情報の登録を行う

なお、院内処方の場合でもレセプト請求後には、患者はマイナポータル等を通じて、配慮が必要な薬剤名を含む薬剤情報を閲覧可能です。したがって、上記対応は、レセプト請求までの間に電子処方箋管理サービス由来の情報がリアルタイムで閲覧可能となることに関するものとお考えください。

参照

以下の項目については、「院外処方箋の発行」の場合と同様のため、「院外処方箋の発行・調剤結果の取得」の該当箇所を参照してください。なお、「処方箋/処方箋情報」とあるのは、「院内処方等情報」と読み替えてください。

- 重複投薬等チェックの主な表示項目
- 重複投薬等チェックとは
- 注意事項 重複投薬等チェックの結果の表示項目が制限されるケース
- ポイント 口頭同意

- 注意事項 電子処方箋管理サービスへ処方箋情報の登録を行わないケース
- 注意事項 処方箋情報登録時などの枝番の取扱いについて

外来患者に対し院内処方（薬剤交付・投薬）を実施し、院内処方等情報を登録する場合

外来患者に対する院内処方等情報を登録します。

※ 院内処方等情報として電子処方箋管理サービスに登録された情報を参照して、医療機関内の薬剤師が調剤する運用や医療機関内の看護師が投薬する運用は想定されません。病院・診療所ごとに定められた従来の運用に沿って、処方・調剤・投薬等を実施し、院内処方等情報を登録してください。

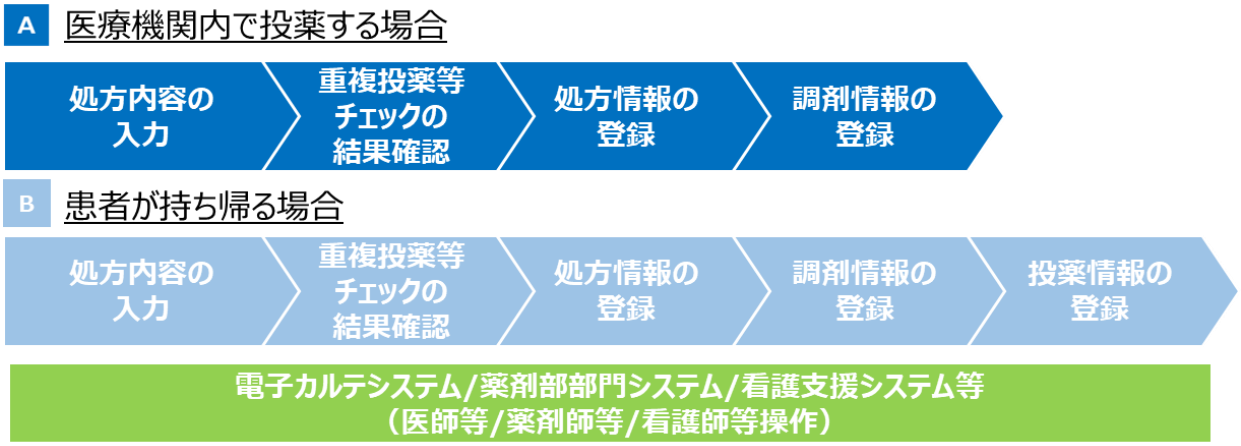

（１）処方内容の入力

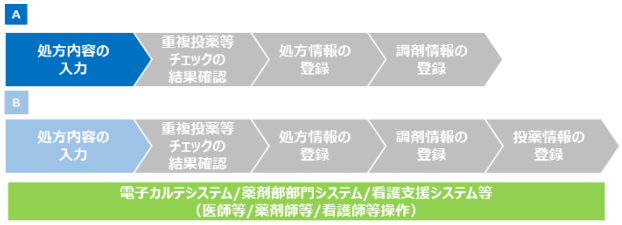

A B 医療機関内で投薬する場合・患者が持ち帰る場合共通

処方を確定する前に、電子カルテシステム等へ患者の処方内容を入力し、重複投薬等チェックを行います。

※ 上記のタイミング以外にも、調剤する前など任意のタイミングで重複投薬等チェックを行うことが可能です。

（２）重複投薬等チェックの結果確認

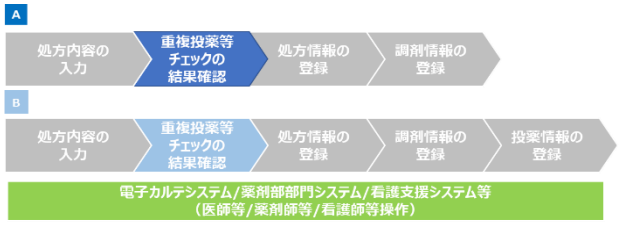

A B 医療機関内で投薬する場合・患者が持ち帰る場合共通

表示された重複投薬等チェックの結果を確認します。重複や併用禁忌ありの結果の場合、処方内容を変更するか検討してください。

（３）処方情報の登録

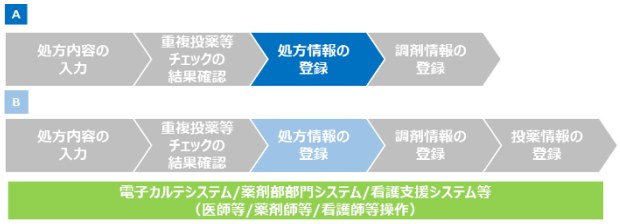

（４）調剤情報の登録

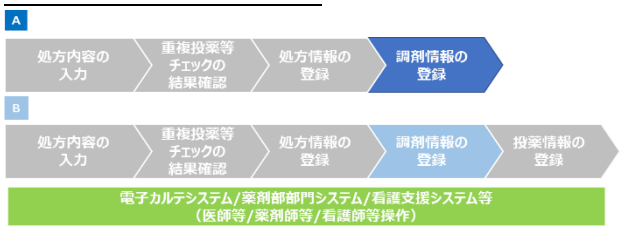

（５）投薬情報の登録

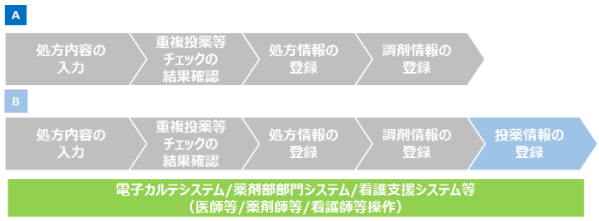

A 医療機関内で投薬する場合

電子カルテシステム等から、処方情報/調剤情報/投薬情報のうち原則いずれか 1 つを電子処方箋管理サービスに登録します。※

B 患者が持ち帰る場合

電子カルテシステム等から、処方情報/調剤情報のうち原則いずれか 1 つを電子処方箋管理サービスに登録します。※

※ 電子署名の付与は任意（原則不要）です。

※ 院内処方等情報の登録においては、患者の服用実績に近い情報を電子処方箋管理サービスに登録する方針としています。（３）処方情報の登録・（４）調剤情報の登録・（５）投薬情報の登録のうち、どの情報が、どのタイミング（都度や会計時、退院時等）で電子処方箋管理サービスに登録されるかは、医療機関の運用やシステムの構成により異なるため、担当ベンダにご確認ください。

⚠注意事項 **院内処方等情報の運用について**

院内処方等情報を電子処方箋管理サービスに登録することで、重複投薬等チェックに活用できるほか、オンライン資格確認システムを通じた薬剤情報の閲覧や、患者によるマイナポータル等でのリアルタイムな閲覧が可能となります。

一方、院内処方の場合は院外処方と異なり、院内における特定の薬に関する情報がマイナポータル等に表示されることで、診療や疾病の予後に関して患者に不安を与え、治療の継続を困難にするおそれが、少数ながら想定されます。（例：がんの告知を行っていない状況における抗がん剤の投薬情報）

そのため、患者にリアルタイムで情報を伝達・閲覧させることが適切でないと考えられる場合には、各医療機関での患者説明に関する運用やシステム対応状況を踏まえ、適切な運用をお願いします。（例：病名や治療内容を説明した上で、院内処方等情報の登録を行う）

なお、院内処方の場合でもレセプト請求後には、患者はマイナポータル等を通じて、配慮が必要な薬剤名を含む薬剤情報を閲覧可能です。したがって、上記対応は、レセプト請求までの間に電子処方箋管理サービス由来の情報がリアルタイムで閲覧可能となることに関するものとお考えください。

参照

以下の項目については、「院外処方箋の発行」の場合と同様のため、「院外処方箋の発行・調剤結果の取得」の該当箇所を参照してください。なお、「処方箋/処方箋情報」とあるのは、「院内処方等情報」と読み替えてください。

- 重複投薬等チェックの主な表示項目
- 重複投薬等チェックとは
- 注意事項 重複投薬等チェックの結果の表示項目が制限されるケース
- ポイント 口頭同意
- 注意事項 電子処方箋管理サービスへ処方箋情報の登録を行わないケース
- 注意事項 処方箋情報登録時などの枝番の取扱いについて

第４章　薬剤情報等、特定健診等情報、臨床情報の閲覧

概要

医師等は、手術情報、薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報（本章においては、「薬剤情報等」とする）、特定健診情報、健康診断結果報告書（本章においては、「特定健診等情報」とする）、臨床情報の閲覧を許可されたアカウントを利用し閲覧業務を行います。

なお、業務上で問題が発生した場合には「第９章　困った時には」をご確認ください。

手順

（１）薬剤情報等、特定健診等情報、臨床情報の情報検索

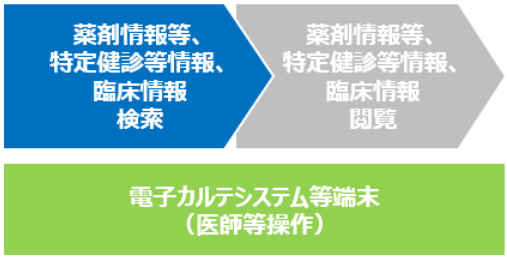

患者が受付時に薬剤情報等、特定健診等情報、臨床情報の閲覧に同意している場合、閲覧が可能です。

対象患者の情報を確認し、薬剤情報等、臨床情報については診療期間を指定した上で電子カルテシステム等の端末から検索します。

特定健診等情報については、照会可能な全ての情報を取得するため期間の指定はありません。

※　処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

※　臨床情報と健康診断結果報告書は、電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

薬剤情報等、特定健診等情報、臨床情報の照会可能期間

業態	同意取得方法	照会可能期間
医療機関等の通常の窓口	顔認証付きカードリーダー IC カードリーダー(資格閲覧端末接続)	同意情報登録後 24 時間
医療機関等の通常の窓口とは異なる動線	マイナ在宅受付 Web	同意情報登録後から診療日の翌日 23 時 59 分まで
	マイナ資格確認アプリ	同意情報登録日の翌日 23 時 59 分まで
訪問診療等	マイナ在宅受付 Web マイナ資格確認アプリ	継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間※ （毎月訪問診療等（医療保険）が行われていること レセプト請求の審査結果から確認できる間） ※患者による同意取消しがなされない限り
往診	マイナ在宅受付 Web マイナ資格確認アプリ	同意情報登録後 24 時間
オンライン診療等	マイナ在宅受付 Web	同意情報登録後から診療日の翌日 23 時 59 分まで※ ※予約（同意）取消しがなされない限り

（２）薬剤情報等、特定健診等情報、臨床情報の閲覧

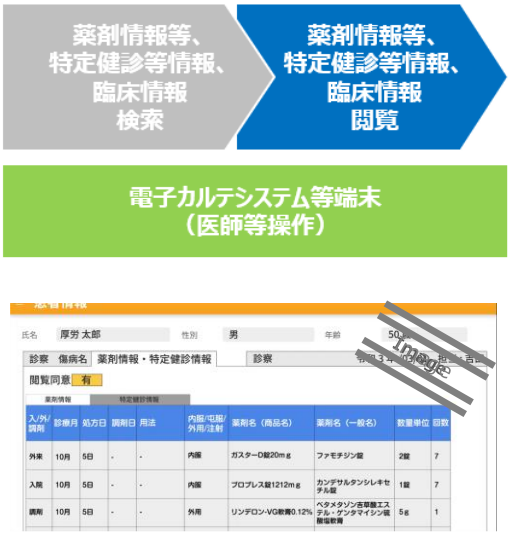

薬剤情報等、特定健診等情報、臨床情報を閲覧します※1,2。

※1 閲覧可能な薬剤情報等、特定健診等情報、臨床情報の全項目については、本マニュアル別紙の参考資料「薬剤情報項目一覧」、「薬剤情報・診療情報項目一覧」、「処方・調剤情報項目一覧」、「特定健診情報項目一覧」「健康診断結果報告書項目一覧」及び「臨床情報項目一覧」をご参照ください。

※2 ファイル形式が XML の場合、電子カルテシステム等側の開発により、デザイン、表示項目等が編集されている場合があります。

電子カルテシステム等の端末から当該患者の

ポイント **閲覧上の留意点**

閲覧照会は医師等や薬剤師その他機関の長によって閲覧権限を付与されたアカウントからのみ可能であり、その他の職員のアカウントから閲覧することはできません。

また、一度電子カルテシステムサーバー等に登録された薬剤情報等、特定健診等情報、臨床情報は、診療日・服薬指導日以降も常時閲覧が可能です。

注意事項 **特定健診情報が閲覧できないケース**

特定健診情報の保険者による登録は任意となっており、患者によって特定健診情報が表示されない場合があります。医療保険者等が最新の特定健診情報を登録する時期につきましては、厚生労働省 HP 掲載の各保険者の特定健診情報登録予定をご参照ください。

（特定健診情報が登録されていない例）

○ 健診を受診していない場合

○ 医療保険者等の登録が完了していない場合

薬剤情報とは

病院・診療所や薬局から審査支払機関に提出された令和 3 年 9 月分以降のレセプトから抽出した、診療（調剤）の医薬品データです。毎月 5～10 日までに受け付けた医薬品データは一括して 11 日の朝までに登録されます。11～12 日に受け付けたレセプトはそれぞれ翌朝までに登録されます。閲覧・保存期間は 5 年間です。

診療情報とは

病院・診療所から令和 4 年 6 月以降に提出されたレセプトから抽出した診療行為データです。（令和３年９月以降に行われた診療行為に限ります。）毎月 5～10 日までに受け付けた診療行為データは一括して 11 日の朝までに登録されます。11～12 日に受け付けたレセプトはそれぞれ翌朝までに登録されます。閲覧・保存期間は 5 年間です。

処方・調剤情報とは

電子処方箋管理サービスを利用している病院・診療所・薬局が、電子処方箋管理サービスに登録した情報（発行された処方箋における処方情報、発行された処方箋に基づき薬局が調剤した薬剤の情報及び院内処方等情報※）から、病院・診療所・薬局及び患者からの参照等を目的として抽出された医薬品データです。薬剤情報とは異なり、医師等、薬剤師が電子処方箋管理サービスに情報を登録した都度データとして反映されます。なお、閲覧・保存期間は処方箋交付日・調剤日・医療機関内で処方・調剤・投薬した日から 100 日です。なお、電子処方箋管理サービスを利用している病院・診療所・薬局のみが閲覧可能となります。

※院内処方等情報は、処方情報の項目の中に表示されます。

特定健診情報とは

医療保険者が、40 歳以上 74 歳以下の被保険者及び被扶養者に対する特定健診（高血圧や脂質異常症、糖尿病その他の内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病に関する健康診査）、75 歳以上の後期高齢者に対する健診、市町村（特別区を含む）が健康増進法に基づき実施した健診、並びに事業者が労働安全衛生法に基づき 40 歳未満の被保険者及び被扶養者に対し実施した健診に関する情報の総称です。

連携可能な医療保険者等が順次、情報を提供・登録します。登録完了時期は健診受診年度の翌年度 11 月 1 日までとなります※。なお、閲覧・保存期間は 5 年間です。

※健康増進法に基づき実施した健診の登録時期は、月次又は年次となります。

健康診断結果報告書とは

以下の健診の総称です。なお、閲覧・保存期間は登録／更新した日から 5 年間です。

・特定健康診査（特定健診）
・後期高齢者医療健康診査（後期高齢者健診）
・事業者健診（一般定期健康診断等）
・学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づく職員健診
・保険者が実施する特定健診等以外の健診
・保険者以外が行う特定健診等に相当する健診

また、電子カルテ情報共有サービスを利用している病院・診療所のみが閲覧可能です。

臨床情報とは

電子カルテ情報共有サービスを利用している病院・診療所が、電子カルテ情報共有サービスに登録した情報（傷病名、感染症、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等、検査）です。なお、閲覧・保存期間は、傷病名、感染症、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等（食品・飲料、環境等）は電子カルテ情報共有サービスに登録／更新した日から５年間（ただし、長期保存設定が付いているときは５年を超えて保存）、検査は電子カルテ情報共有サービスに登録／更新した日から直近３回分（4回目以降の過去データについては登録から 1 年分）です。また、電子カルテ情報共有サービスを利用している病院・診療所のみが閲覧可能です。

薬剤情報等、特定健診等情報、臨床情報の閲覧手順フロー

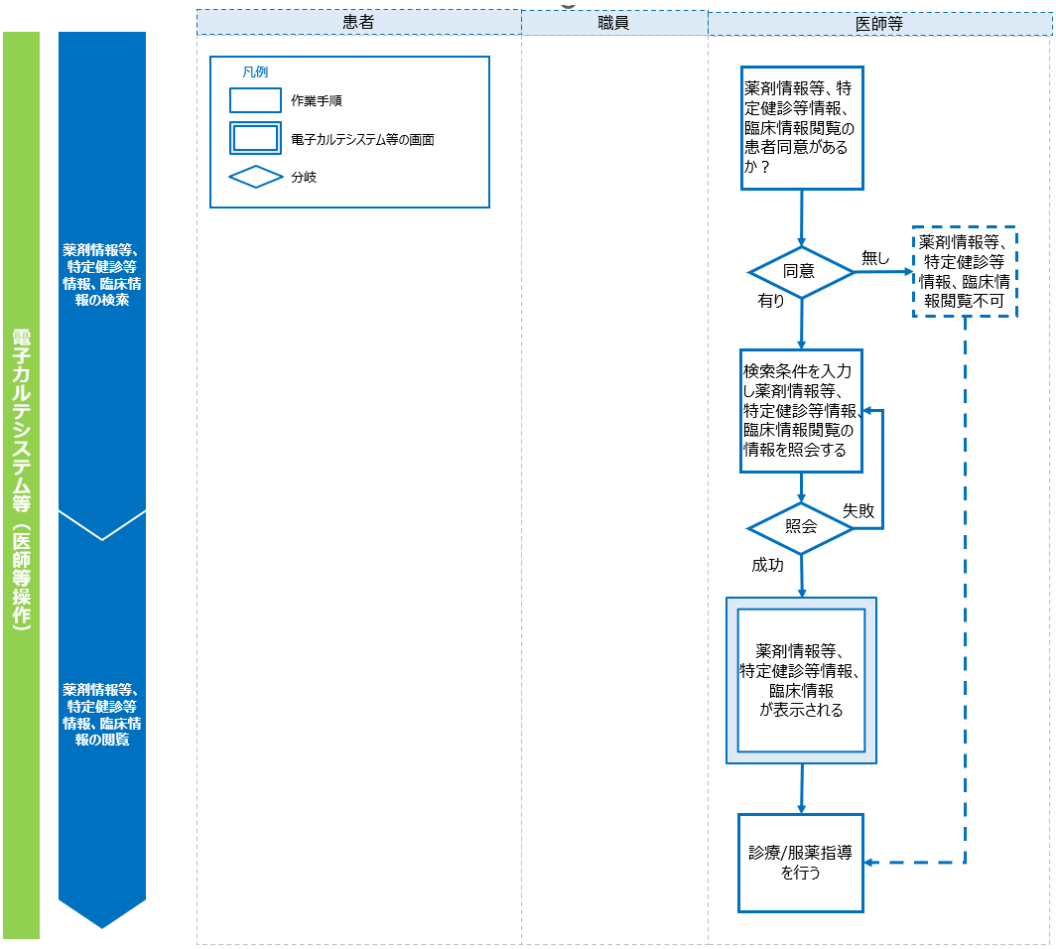

補足　閲覧用端末又は資格確認端末で薬剤情報等、特定健診等情報、臨床情報を閲覧することとしている場合、受付時に閲覧に同意している患者がリストに表示されるため、薬剤情報等、特定健診等情報、臨床情報の閲覧が必要な患者を選択してください。また、閲覧用端末又は資格確認端末を使用する場合は、PDF 形式でのみ薬剤情報等、特定健診等情報、臨床情報の閲覧が可能です。

補足　薬局が処方箋を回収した場合の処方・調剤情報の閲覧について

疑義照会等を踏まえ薬剤師が調剤すべきでないと判断し処方箋回収機能を使用した処方箋については、回収済みの旨を含む処方情報のみが閲覧が可能です。

リフィル処方箋の場合においては、２（３）回目の受付時に、薬局が調剤せず処方箋回収機能を使用した場合には、当該処方箋については、回収済みの旨を含む処方情報と、回収前に登録された調剤情報（リフィル処方箋に基づく１（１及び２）回目の調剤情報）の閲覧が可能です。

第５章　診療情報提供書の登録・閲覧（電子カルテ情報共有サービス対応病院・診療所向け）

概要

病院・診療所の医師、看護師、薬剤師及び病院・診療所で電子カルテ情報共有サービスの利用を許可された方（以下「医療従事者等」という。）は、電子カルテ情報共有サービスへ診療情報提供書を登録します。必要に応じて、退院時サマリーやキー画像、各種検査レポート等を添付して登録することも可能です。また、紹介先の病院・診療所の医療従事者等は、電子カルテ情報共有サービスから診療情報提供書を取得し、閲覧します。

業務上で問題が発生した場合には「第９章 困った時には」をご確認ください。

※ 保険医療機関（歯科）は対象外です。ただし、医科歯科併設医療機関（医科）は対象となります。

手順

A 診療情報提供書を登録する場合

B 診療情報提供書を閲覧する場合

A 診療情報提供書を登録する場合

（１）紹介先の利用状況確認

電子カルテ情報共有サービスを利用して診療情報提供書を送信するには、紹介先の病院・診療所が電子カルテ情報共有サービスを利用している必要があります。

紹介先の病院・診療所の利用状況を確認するには、以下の２つの方法があります。

①電子カルテ情報共有サービスの検索機能を利用する方法

都道府県コードを指定した上で、医療機関コード・医療機関名※・医療機関名（カナ）※・電話番号・郵便番号・所在地※の検索キーを組み合わせることにより紹介先の病院・診療所を検索可能です。

※ あいまい検索に対応しています。

②システムベンダが独自に実装した機能を利用する方法。

システムベンダによって検索機能の仕様が異なるため、詳細についてはお使いの電子カルテシステム等の仕様をご確認ください。

確認の結果、紹介先の病院・診療所が電子カルテ情報共有サービスを利用している場合は後続の手順に従ってください。利用していない場合は、紙の診療情報提供書を発行してください。

また、紹介先の病院・診療所が決まっておらず、宛先を入力できない場合も、紙の診療情報提供書を発行してください。

（２）同意の取得

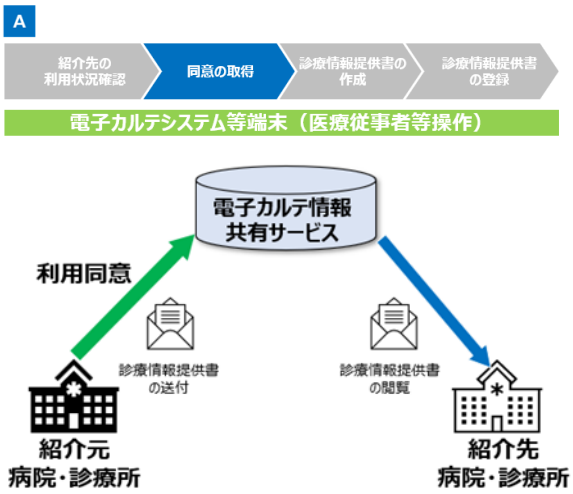

医療従事者等は、患者から以下の同意を取得してください。

＜利用同意＞
電子カルテ情報共有サービスを利用して、紹介先の病院・診療所に診療情報提供書を送付してよいか

確認の結果、患者から利用同意が得られた場合は、診療情報提供書の作成及び登録を行ってください。利用同意が得られなかった場合は、紙の診療情報提供書を発行してください。

（３）診療情報提供書の作成

診療情報提供書には、傷病名・主訴、現病歴、臨床経過、投薬指示等の情報を入力してください。

また、必要に応じて、診療情報提供書に退院時サマリーやキー画像、各種検査レポート等を添付します。

ポイント **添付可能な情報**

診療情報提供書には、以下の情報を添付情報として付与できます。

- 退院時サマリー（電子カルテシステム等で作成した文書）
- キー画像（PNG・JPEG・TIFF ファイル）
- 各種検査レポート（PDF ファイル）

なお、画像検査の DICOM データ等は付与できません。診療情報提供書とは別に CD-ROM 等での郵送又は患者に直接手渡し、患者に紹介先の病院・診療所への来院時に持参してもらう等でご対応ください。

ポイント **退院時サマリーの添付について**

退院時サマリーは、患者の退院後に紹介先医療機関へ診療情報提供書の添付文書として送付することが可能です。

これにより、退院後のフォローアップや在宅療養支援、地域包括ケアにおける診療情報の継続的な共有が容易になり、適切な情報継承が実現します。

なお、退院時サマリー機能の実装は任意であり、導入状況については電子カルテシステム等のベンダに確認してください。

注意事項 **総ファイルサイズ・ファイル数の制限**

電子カルテ情報共有サービスに登録できる診療情報提供書及び添付情報のファイルサイズやファイル数には上限がありますのでご注意ください。添付情報は、ファイルサイズとファイル数の両方が上限を超えないようにする必要があります。

対象	上限	
	ファイルサイズ（合計）	ファイル数
診療情報提供書（退院時サマリーを含む）	6MB	–
添付情報	10MB	20 ファイル

※ 実際に取り扱えるファイルサイズとファイル数はお使いの電子カルテシステムの仕様により異なりますので、詳細はお使いの電子カルテシステムのシステムベンダにお問い合わせください。

（４）診療情報提供書の登録

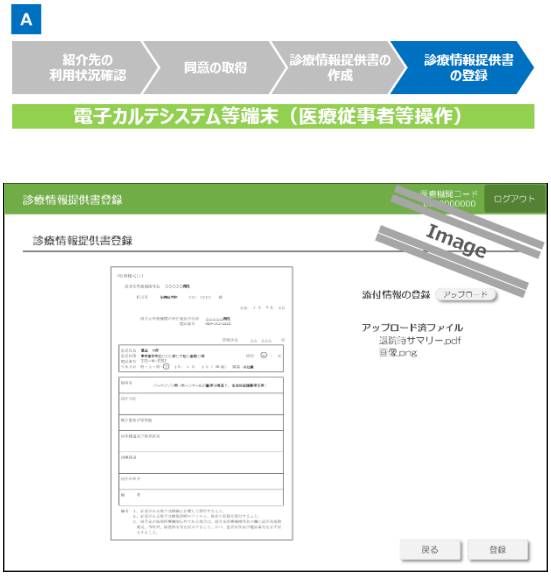

医療従事者等が診療情報提供書を電子カルテ情報共有サービスに登録する際、多職種の職員が連携しながら診療情報提供書の準備・作成・発行を行う運用が想定されますが、必ず医師の判断を経た上で登録を行ってください。

登録する際には、必要に応じて電子署名を付与します※。

※ 診療情報提供書における電子署名の付与は任意となります。実施は施設ごとにご判断をお願いします。電子署名の付与方法は、「第３章 電子処方箋管理サービス（電子処方箋管理サービス対応病院・診療所向け）」の「電子署名の付与」と同様です。

⚠ 注意事項 **診療情報提供書登録時の留意事項**

電子カルテ情報共有サービスに診療情報提供書を登録する際は、登録後に表示される登録成功のメッセージを確認してから次の手順に移るようお願いします。登録情報に不備がある等の理由で登録できずエラーメッセージが電子カルテシステム等から返却された場合は、エラー内容に従って修正対応を行い、再度登録してください。エラーの解消が難しい場合や時間がかかる場合は、紙の診療情報提供書を発行してください。紙の診療情報提供書に切り替えた場合は、患者への連絡も忘れずに行うようお願いします。

エラーメッセージはお使いの電子カルテシステム等によって異なるため、詳細はお使いの電子カルテシステム等のシステムベンダにお問い合わせください。

※ 病院・診療所でエラーの修正対応を行えない場合や患者帰宅後にエラーに気付いた場合の対応は、本マニュアル「第９章 困った時には」の「電子カルテ情報共有サービス よくある質問」をご参照ください。

ポイント **登録後に取消/変更を行いたい場合**

誤った情報を登録してしまった場合や修正を加えたい場合には、電子カルテ情報共有サービス上の診療情報提供書の取消/変更が可能です。操作方法はお使いの電子カルテシステム等のシステムベンダにご確認の上、実装された仕様にしたがって取消/変更してください。

なお、**取消/変更ができるのは紹介先の病院・診療所が「未取得」の診療情報提供書のみ**となります。

紹介先の病院・診療所が「取得済」である場合、電子カルテ情報共有サービス上の診療情報提供書は取消/変更できません。「取得済」の診療情報提供書を取消したい場合は、電話等により紹介先の病院・診療所に連絡し、紹介先の病院・診療所の電子カルテシステム等に保存された該当文書の削除を依頼してください。

◆診療情報提供書の登録・取得フロー

電子カルテ情報共有サービスへの登録後、紹介先の病院・診療所の取得状況や取消状況によって、文書情報ステータスが異なります。取消/変更ができるのは、文書情報ステータスが「未取得」の診療情報提供書のみです。

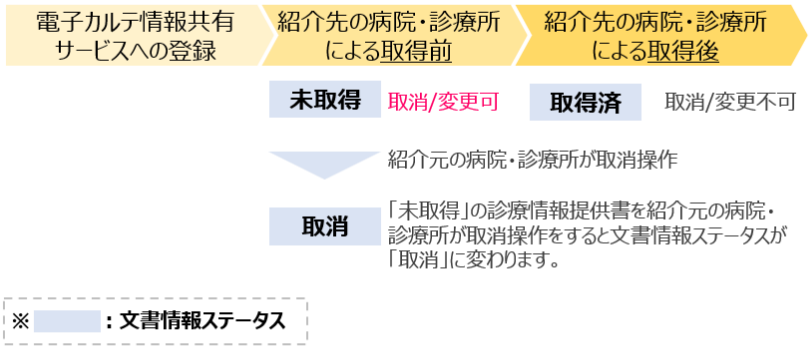

文書情報ステータス	概要
未取得	・ 紹介先の病院・診療所が診療情報提供書を取得するまでの間
取得済	・ 紹介先の病院・診療所が診療情報提供書を取得した後
取消	・ 紹介先の病院・診療所が診療情報提供書を取得する前に（文書情報ステータスが「未取得」の間）、紹介元の病院・診療所が取消操作を行った場合

A 診療情報提供書等を登録する場合の手順フロー

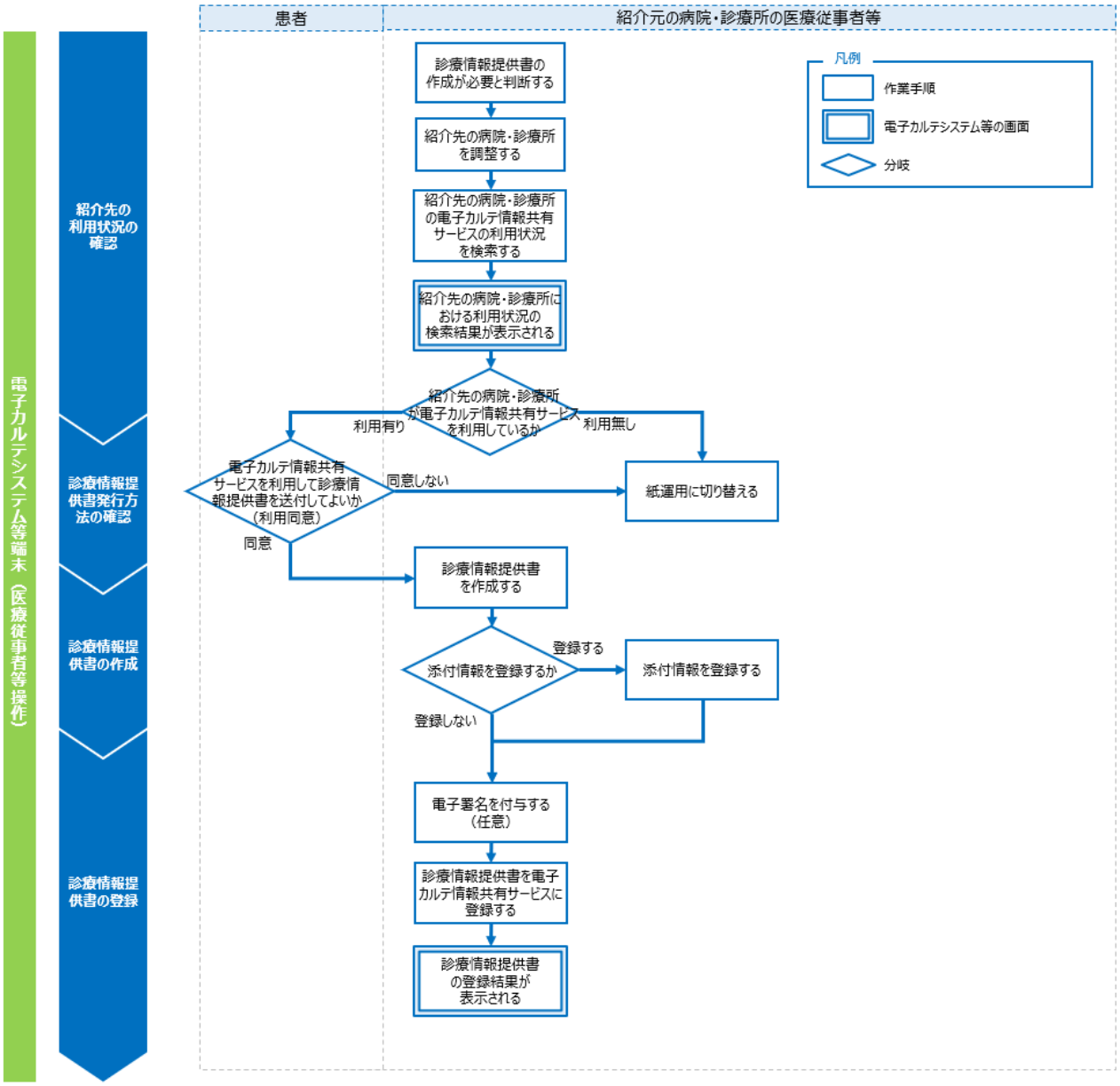

B 診療情報提供書を閲覧する場合

（１）受信文書一覧の取得

医療従事者等は、自医療機関が宛先となっている診療情報提供書を閲覧するに当たって、電子カルテ情報共有サービスから自医療機関宛の受信文書一覧を取得します。受信文書一覧には、未取得の診療情報提供書のみが表示されます。

受信文書一覧は、お使いの電子カルテシステム等によって自動的に更新される場合や手動での更新が必要な場合もあります。お使いの電子カルテシステム等での仕様をご確認ください。

（２）診療情報提供書の取得・閲覧

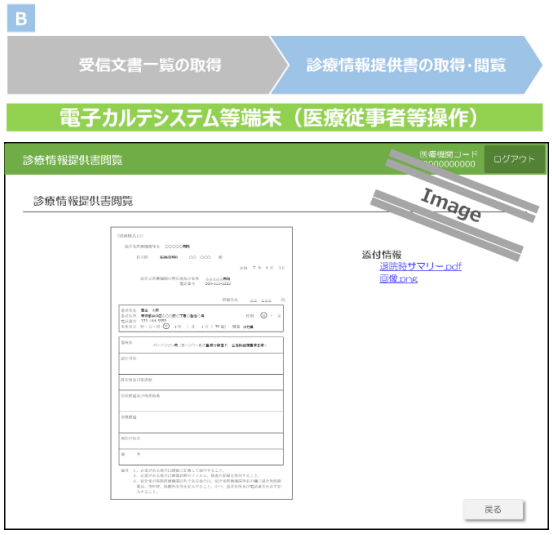

医療従事者等は、自医療機関宛ての受信文書一覧のうち取得・閲覧したい診療情報提供書を電子カルテ情報共有サービスからお使いの電子カルテシステム等にダウンロードします。

注意事項 **診療情報提供書の取得可能期間**

診療情報提供書及び添付情報は、下記の期間を過ぎると、診療情報提供書及び添付文書は電子カルテ情報共有サービスから削除され、取得できなくなります。

紹介先の病院・診療所が未取得の場合：登録日から 180 日間
紹介先の病院・診療所が取得済の場合：取得日から 7 日間

診療情報提供書の取得日から 7 日超過後に再取得が必要となる場合は、紹介元の病院・診療所に連絡して再登録を依頼してください。

ポイント **返書の取扱いについて**

返書（診療情報提供書に対するお礼や報告を目的とし、診療情報提供料の算定対象外となる文書）は、診療情報を伴わない返事のみのケースもあることから、電子カルテ情報共有サービスを利用しての送付はできません。

診療情報提供書を閲覧する場合の手順フロー

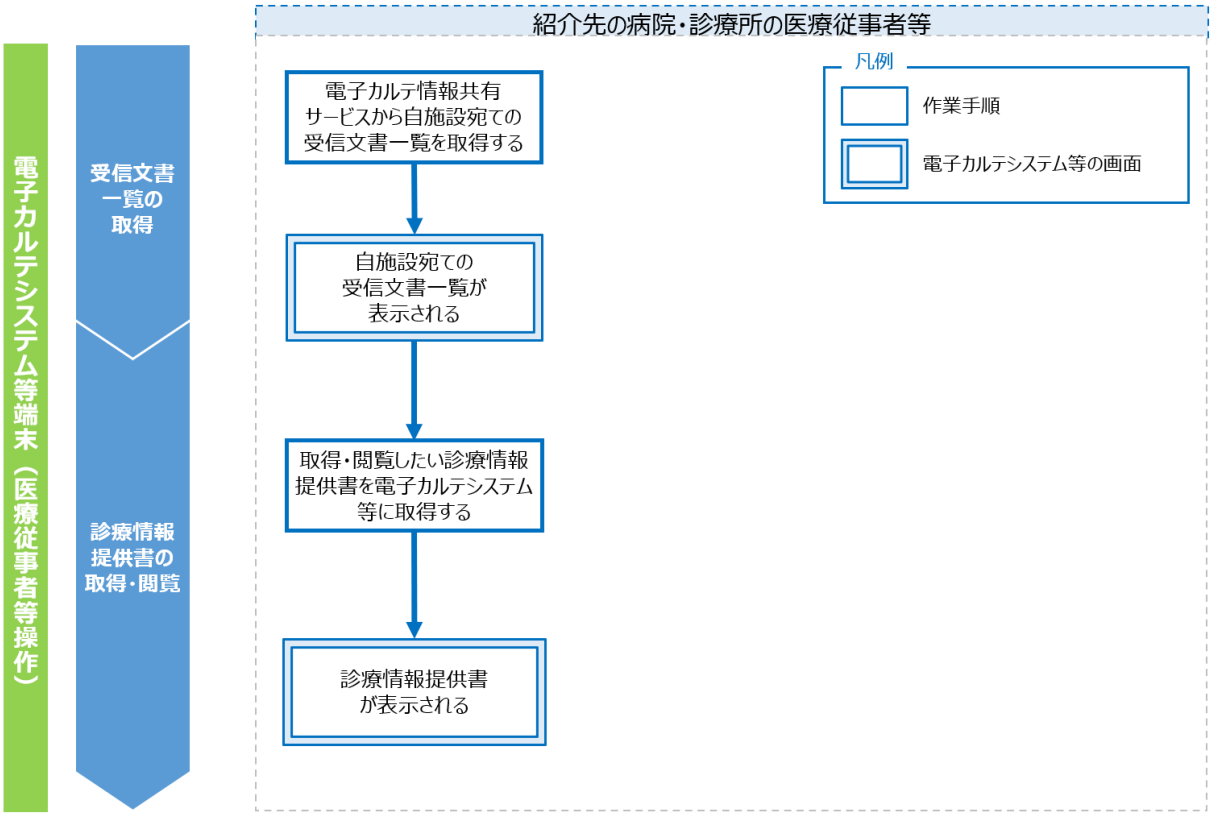

第６章　健康診断結果報告書の登録（電子カルテ情報共有サービス対応病院・診療所向け）

概要

電子カルテ情報共有サービスに各種健康診断結果報告書を登録することで、病院・診療所の医療従事者等や受診者本人、医療保険者等が当該文書を閲覧することができます。

業務上で問題が発生した場合には、「第９章　困った時には」をご確認ください。

※健康診断結果報告書の登録については、保険医療機関（歯科）は対象外です。ただし、医科歯科併設医療機関（医科）は対象となります。

⚠ 留意点　**健診結果報告書の医療保険者・事業者への提出**

電子カルテ情報共有サービスに健診結果報告書を登録した場合でも、**医療保険者や事業者への健診結果報告書の提出は従来どおり必要です。**

ポイント **電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診種別の詳細**

電子カルテ情報共有サービスで取り扱う各健診種別の詳細は以下のとおりです。

No.	電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診種別	各健診種別の詳細説明	
1	特定健康診査（特定健診）	概要 対象・条件	：高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）に基づき、医療保険者（健康保険組合、市町村国保等）が実施主体となって行う健康診査。 ：40歳以上74歳の被保険者・被扶養者を対象とします。
2	後期高齢者医療健康診査（後期高齢者健診）	概要 対象・条件	：高確法に基づき、後期高齢者医療広域連合が実施主体となって行う健康診査。 ：75歳以上の被保険者を対象とします。
3	事業者健診（一般定期健康診断等）	概要 対象範囲	：労働安全衛生法に基づき、事業者が実施主体となって行う健康診断。 ：一般定期健康診断、雇入れ時の健康診断、特定業務従事者の健康診断などが含まれます。 また、パートタイマー等に対し、事業者が法令に基づかず独自に実施する健康診断についても、本サービス上では事業者健診として取り扱うことが可能です。
4	学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づく職員健診	概要 取扱方針	：学校の設置者が実施主体となり、学校職員を対象として実施する健康診断。 ：本サービスでは「事業者健診の一形態」として取り扱います。健診システム上で受診者が学校職員であると明確に判別できる場合は「学校職員健診」として登録し、判別できない場合は「事業者健診」で登録しても差し支えありません。
5	保険者が実施する特定健診等以外の健診	概要 具体例	：医療保険者が高確法に基づく特定健診・後期高齢者健診とは別に、独自に実施するその他の健康診断です。 ：● 全国健康保険協会（協会けんぽ）が実施する「生活習慣病予防健診」 ● 企業健保組合等が加入者向けに実施する「健保連人間ドック」 ● 保険者が保健事業（若年層向け健診等）として実施する健康診断
6	保険者以外が行う特定健診等に相当する健診	概要 具体例/運用ルール	：特定健診や後期高齢者健診と同等の検査項目構成を持つ健診のうち、医療機関が独自に提供・実施するものです。 ：● 医療機関が自費（自由診療）メニューとして提供する人間ドックや健診 ● 医療機関が一般診療の一環として実施した、特定健診と同等項目の検査 ● 健診を実施した医療機関において、上記のいずれの健診種別にも明確に分類・区別できない場合も本種別を選択して登録します。

ポイント **特定健診等情報について**

電子カルテ情報共有サービスを導入した病院・診療所では、①医療保険者等が登録する「特定健診情報」と②病院・診療所が登録する「健診結果報告書」を閲覧できます。健診結果報告書は病院・診療所での登録後、速やかに共有されるため、より迅速に健診結果を確認できるようになります。

手順

健康診断結果報告書を登録する場合

（１）同意の取得

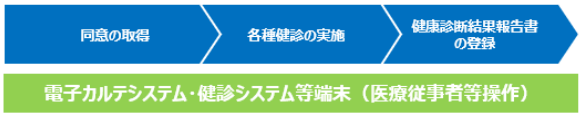

健康診断結果報告書を電子カルテ情報共有サービスに登録する場合は、受診者から医療保険者等への情報提供に関する同意を取得してください。

同意は、口頭または健診に関する各種同意書等の書面による方法を想定しています。

受診者が同意しない場合は、健康診断結果報告書を電子カルテ情報共有サービスに登録しないでください。

ポイント **受診者から取得すべき同意内容の例**

保健事業への活用のために、電子カルテ情報共有サービスを利用して、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構を通してあなたが健診実施日に加入している保険者へ本健診結果を提供することに同意しますか。

（２）各種健診の実施

各種健診を実施します。

（３）健康診断結果報告書の登録

医療従事者等が受診者の健康診断結果報告書を作成し、電子カルテシステム・健診システム等で健康診断結果報告書を登録します。

なお、電子カルテ情報共有サービスで健康診断結果報告書を共有するメリットの一つとして、迅速な健診情報の連携が挙げられます。全国の病院・診療所及び患者本人がこのメリットを享受するために、健診実施後は結果が揃い次第、速やかにご登録ください。

ポイント **健診種別の選択**

健診種別の選択方法のフローとマトリクスを参考として示します。電子カルテ情報共有サービスに登録する際は、受診者ごとに適切な健診種別を選択してください。なお、健診種別を明確に区別できない場合は「保険者以外が行う特定健診等に相当する健診」として登録してください。

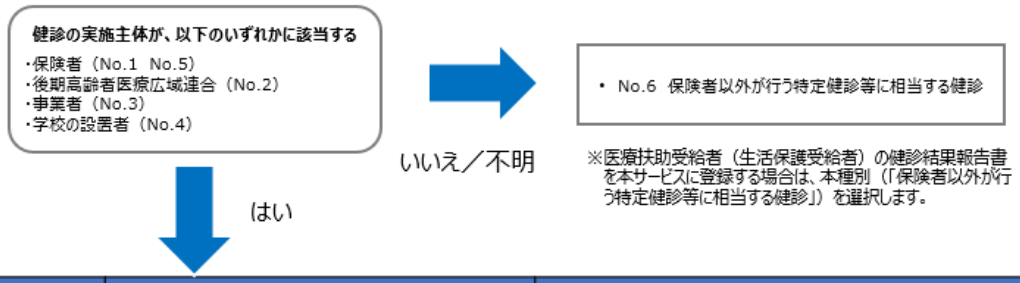

実施主体（受診者）	保険者・後期高齢者医療広域連合（医療保険の被保険者・被扶養者）	事業者（労働者）	うち 学校の設置者（学校職員）
～39歳	・No.5 保険者が実施する特定健診等以外の健診	・No.3 事業者健診（一般定期健康診断等）	・No.4 学校保健安全法、及び労働安全衛生法に基づく職員健診 ※学校職員健診の取扱い 受診時点の情報から学校職員であることが判別できない場合には、事業者健診として登録して差し支えありません。
40～74歳	・No.1 特定健康診査（特定健診） ・No.5 保険者が実施する特定健診等以外の健診		
75歳～	・No.2 後期高齢者医療健康診査（後期高齢者健診）		

⚠ 留意点 **健診項目の登録**

No. 3 事業者健診(一般定期健康診断等)、No.4 学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づく職員健診、No.5 保険者が実施する特定健診等以外の健診、No. 6 保険者以外が行う特定健診等に相当する健診において、電子カルテ情報共有サービスへ登録するためには、最低限、「体重」「収縮期血圧」「拡張期血圧」「尿糖」「尿蛋白」「医師の診断（判定）」の健診項目の結果が揃っている必要があります。これらの項目が確認できない場合は、電子カルテ情報共有サービスに登録は行えませんのでご留意ください。

種別	健診項目
診察	既往歴、業務歴※1、自覚症状、他覚症状
身体測定	身長、体重、腹囲、BMI
血圧	収縮期血圧、拡張期血圧
肝機能検査	AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GT（γ-GTP）
血中脂質検査	空腹時中性脂肪、随時中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、Non-HDLコレステロール
血糖検査	空腹時血糖、HbA1c、随時血糖
尿検査	尿糖、尿蛋白
血液学検査(貧血検査)	ヘマトクリット値、血色素量（ヘモグロビン値）、赤血球数
その他	採血時間※2、心電図、眼底検査、血清クレアチニン（eGFR）、視力※1、聴力※1、胸部エックス線検査※1、喀痰検査※1
医師の判断	医師の診断（判定）、メタボリックシンドローム判定、保健指導レベル
質問票	標準的な質問票、後期高齢者の質問票

※1 従来、オンライン資格確認等システムで取得できていた健診結果項目に加え、電子カルテ情報共有サービスでは新たに「業務歴」「視力」「聴力」「胸部エックス線検査」「喀痰検査」の５項目が追加されています。

※２採血時間は、医療機関等システム、マイナポータルには共有されません。

ポイント **登録状況の履歴照会**

医療従事者等が過去に登録した健康診断結果報告書を確認したい場合は、電子カルテ情報共有サービスに照会することで、登録情報の履歴を確認することができます。

ポイント **登録後に取消/変更を行いたい場合**

誤った情報を登録してしまった場合や修正を加えたい場合には、電子カルテ情報共有サービスに登録した健康診断結果報告書の取消/変更を行うことができます。

この場合、医療保険者や事業者に提出した健康診断結果報告書の取消/変更も行ってください。その際は、医療保険者や事業者に連絡をしてその旨を伝えてください。

両方の情報が取消/変更されると、閲覧される情報に取消/変更が反映されます。健康診断結果報告書の取消/変更を行える期間は、保存期間と同様に登録/更新日から５年間です。

操作方法はお使いの電子カルテシステム等のシステムベンダにご確認ください。

健康診断結果報告書の登録手順フロー

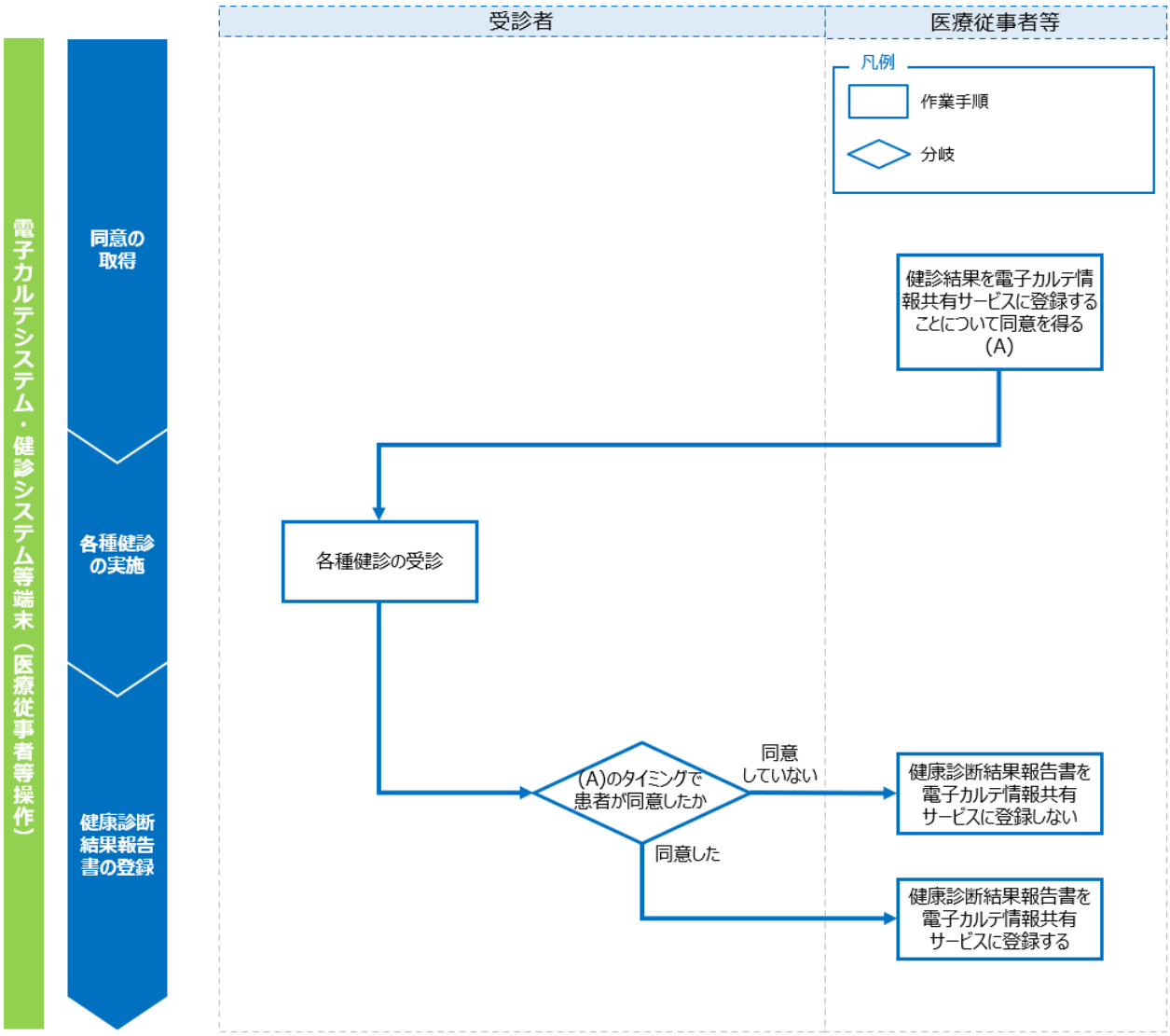

第７章　臨床情報の登録（電子カルテ情報共有サービス対応病院・診療所向け）

概要

病院・診療所の医療従事者等は、自医療機関に来院した患者の臨床情報を電子カルテ情報共有サービスに登録します。臨床情報の概要については以下の表をご参照ください。

業務上で問題が発生した場合には「第９章　困った時には」をご確認ください。

※　臨床情報の登録については、保険医療機関（歯科）は対象外です。ただし、医科歯科併設医療機関（医科）は対象となります。

情報名	概要	閲覧可能期間
傷病名	診断をつけた傷病名	電子カルテ情報共有サービス登録日／更新日から５年間 （長期保存設定が付いているときは５年を超えて閲覧可能）
感染症	５項目の検体検査結果 ・梅毒STS ・梅毒TP抗体 ・HBs　・HCV　・HIV	
薬剤アレルギー等	薬剤アレルギー等	
その他アレルギー等	薬剤以外のアレルギー等 （食品・飲料・環境等）	
検査	救急・生活習慣病に関わる43項目の検体検査結果	電子カルテ情報共有サービス登録日から１年間もしくは直近３回分※ ※直近３回分は登録／更新日からの期間にかかわらず閲覧可能。４回目以降については登録／更新日から1年間。なお、PDFについては直近３回分を表示。

手順

a. 傷病名の登録

b. 感染症の登録

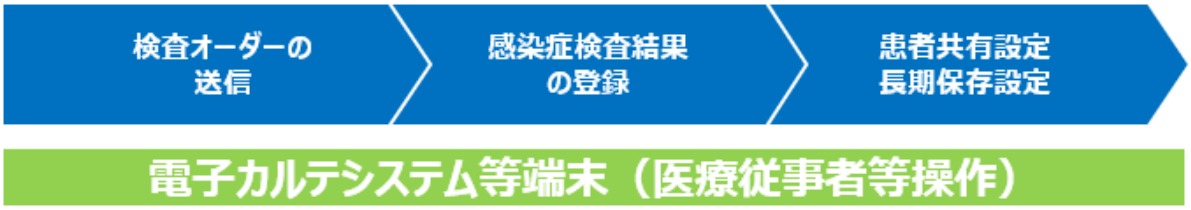

c. 薬剤アレルギー等・その他アレルギー等の登録

d. 検査の登録

a. 傷病名の登録

（１）傷病名の入力

医療従事者等は、診察結果や検査結果から判断した患者の傷病名を電子カルテシステム等に入力します。

（２）未告知設定、長期保存設定

医療従事者等は、「未告知設定」「長期保存設定」を付けることができます。「未告知設定」「長期保存設定」の付け方については「ポイント長期保存設定、未告知設定、患者共有設定の付け方」をご参照ください。

（３）傷病名の登録

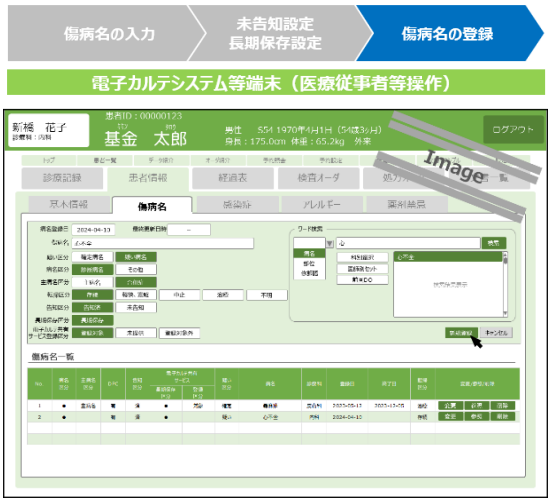

傷病名を登録します。

お使いの電子カルテシステム等によっては、自動的に登録される場合や、手動で登録する場合など、登録の方法は異なります。

お使いの電子カルテシステム等の仕様をご確認ください。

＜傷病名の登録の対応手順フロー＞

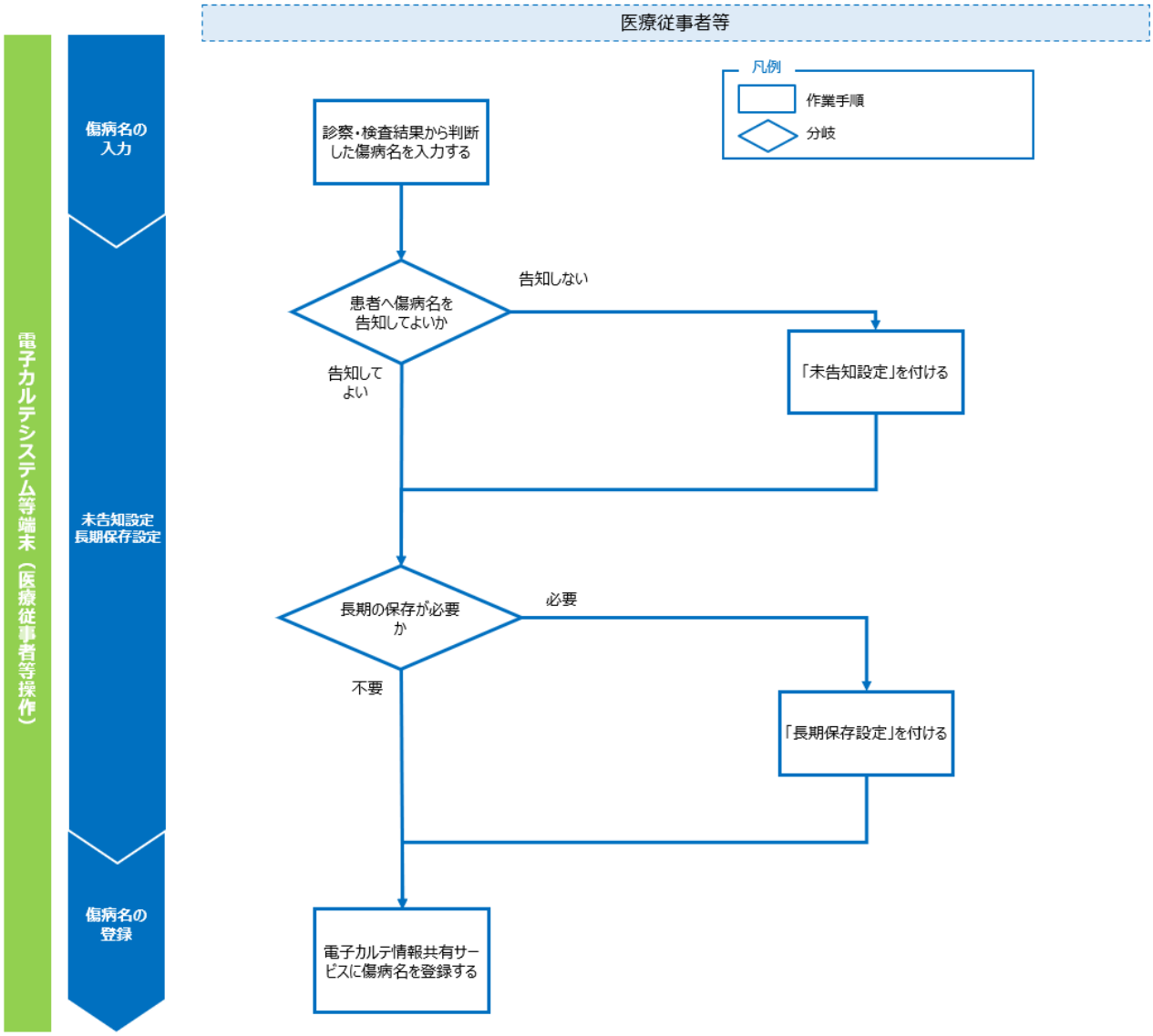

b. 感染症の登録

（１）感染症検査結果の登録

電子カルテシステム等上で感染症検査結果が登録されたら、電子カルテ情報共有サービスにも登録されます。

お使いの電子カルテシステム等によっては、自動的に登録される場合や、手動で登録する場合など、登録の方法は異なります。

お使いの電子カルテシステム等の仕様をご確認ください。

（２）患者共有設定、長期保存設定

医師は、患者に感染症検査結果を説明し、感染症検査結果を患者がマイナポータルを通じて知ることになっても誤解なく伝わる状況となったら、「患者共有設定」を付けてください。また、必要に応じて「長期保存設定」を付けてください。

なお、「患者共有設定」「長期保存設定」の付け方については「ポイント　長期保存設定、未告知設定、患者共有設定の付け方」をご参照ください。

＜感染症の登録の対応手順フロー＞

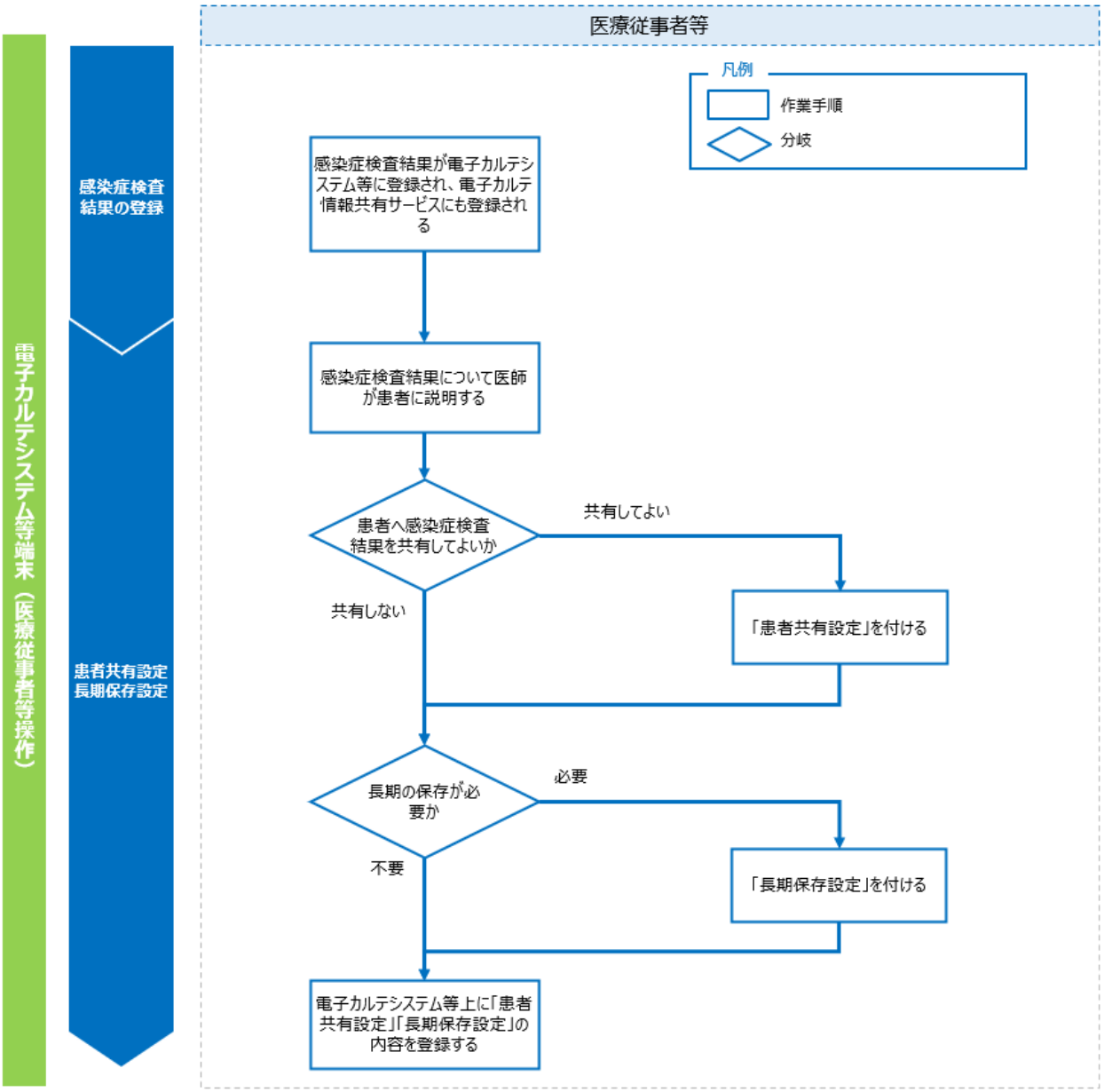

c. 薬剤アレルギー等・その他アレルギー等の登録

（１）薬剤アレルギー等・その他アレルギー等の入力

医療従事者等は、患者の薬剤アレルギー等・その他アレルギー等の情報を電子カルテシステム等に入力します。

（２）長期保存設定

必要に応じて「長期保存設定」を付けることができます。なお、「長期保存設定」の付け方については「ポイント　長期保存設定、未告知設定、患者共有設定の付け方」をご参照ください。

（３）薬剤アレルギー等・その他アレルギー等の登録

医療従事者等は、電子カルテ情報共有サービスに薬剤アレルギー等・その他アレルギー等を登録します。

ただし、電子カルテ情報共有サービスへの登録対象は「重篤なアレルギー等」とし、アナフィラキシー症状(疑いを含む)を生じたアレルギー等情報を登録します。

また、劇症肝炎などの重篤な症状に関して、他医療機関等に共有すべきと医師等が判断した場合にも登録します。

お使いの電子カルテシステム等によっては、自動的に登録される場合や、手動で登録する場合など、登録の方法は異なります。

お使いの電子カルテシステム等の仕様をご確認ください。

＜薬剤アレルギー等・その他アレルギー等の登録の対応手順フロー＞

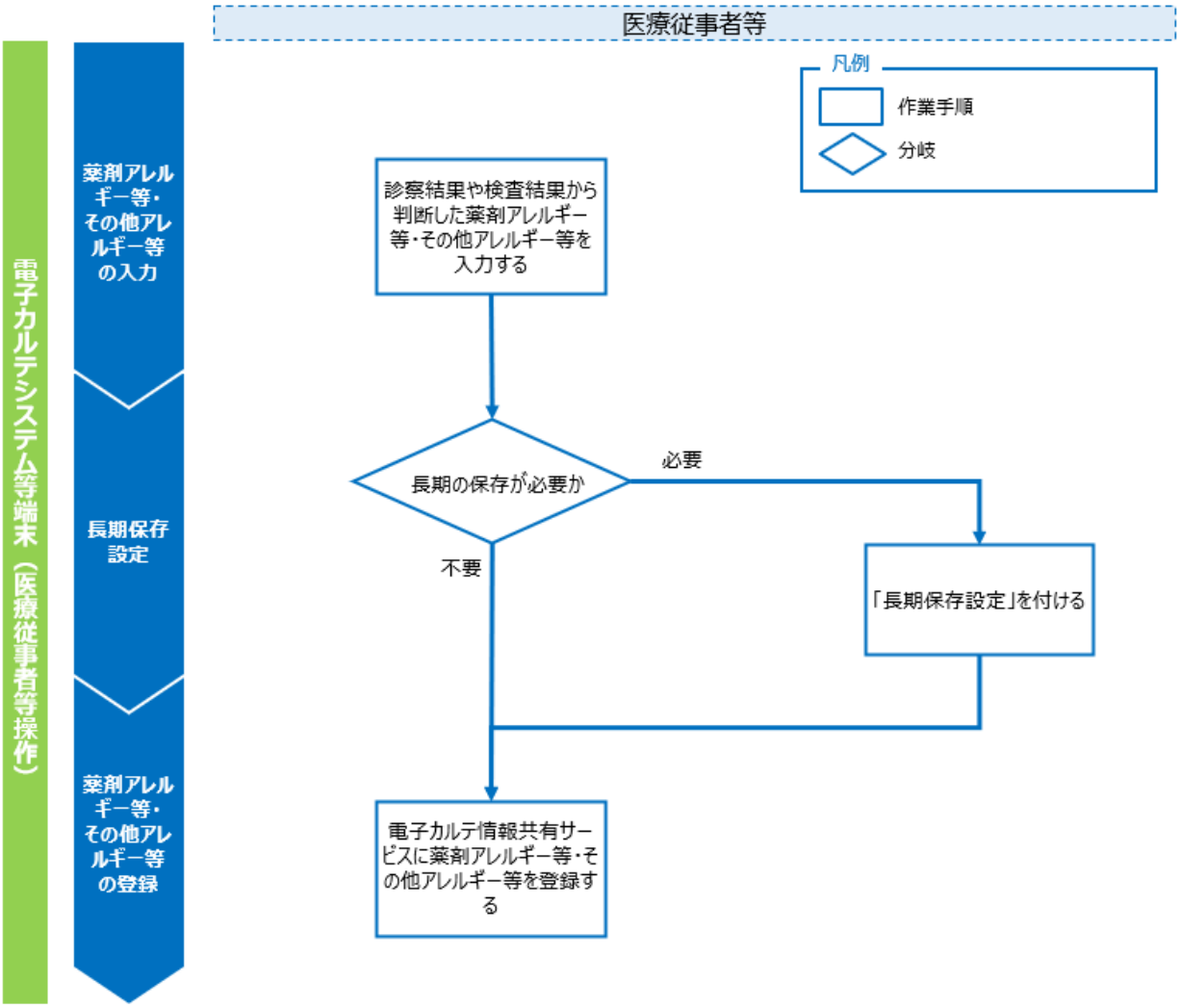

d. 検査の登録

（１）検査結果の登録

電子カルテシステム等上で検査結果が登録されたら、電子カルテ情報共有サービスにも登録されます。

お使いの電子カルテシステム等によっては、自動的に登録される場合や、手動で登録する場合など、登録の方法は異なります。
お使いの電子カルテシステム等の仕様をご確認ください。

＜検査の登録の対応手順フロー＞

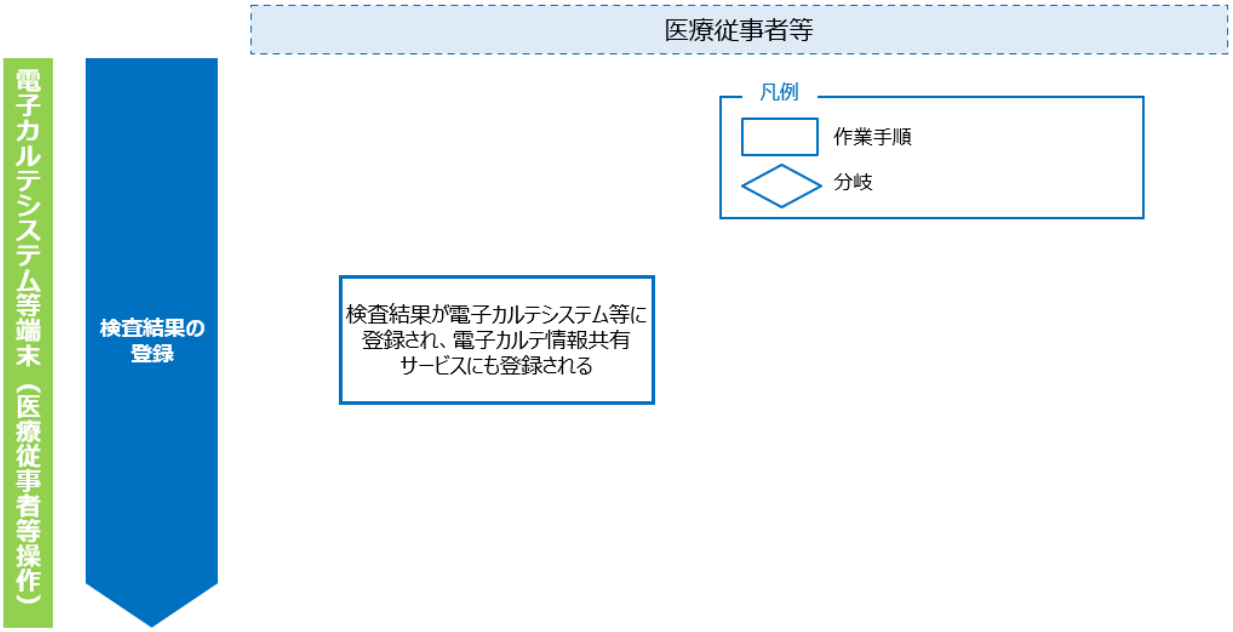

ポイント **感染症５項目と検査 43 項目について**

感染症５項目は、梅毒、HBV、HCV、HIV に関する以下の検査結果を対象としています。

検査 43 項目は、「救急での医療機関受診時に、これまでの健康・医療情報を適切に把握する必要がある項目」と「生活習慣病について医療機関が参照したり、患者が自己管理をするために有用な項目」を対象としています。

感染症５項目

検査項目
01_梅毒STS
02_梅毒TP抗体
03_HBs
04_HCV
05_HIV

検査 43 項目

検査項目	救急時有用項目	生活習慣病関連項目	検査項目	救急時有用項目	生活習慣病関連項目
01_総蛋白(TP)	○	○	25_総ﾋﾞﾘﾙﾋﾞﾝ(T-Bil)	○	
02_ｱﾙﾌﾞﾐﾝ	○	○	26_直接ﾋﾞﾘﾙﾋﾞﾝ(D-Bil)	○	
03_ｸﾚｱﾁﾝｷﾅｰｾﾞ(CK)	○		27_血算-白血球数	○	
04_AST(GOT)	○	○	28_血算-赤血球数	○	
05_ALT(GPT)	○	○	29_血算-ﾍﾓｸﾞﾛﾋﾞﾝ	○	○
06_LD(LDH)	○		30_血算-血小板数	○	
07_ｱﾙｶﾘﾌｫｽﾌｧﾀｰｾﾞ(ALP)	○		31_活性化部分ﾄﾛﾝﾎﾞﾌﾟﾗｽﾁﾝ時間(APTT)	○	
08_γ-GTP(GGT)	○	○			
09_ｺﾘﾝｴｽﾃﾗｰｾ(ChE)	○		32_ﾌﾟﾛﾄﾛﾝﾋﾞﾝ時間	○	
10_ｱﾐﾗｰｾﾞ(AMY)	○		33_ﾀﾞｲﾏｰ(DD)	○	
11_ｸﾚｱﾁﾆﾝ(Cre)	○	○	34_尿蛋白		○
12_ｼｽﾀﾁﾝC(Cys-C)		○	35_尿糖		○
13_尿酸(UA)		○	36_尿潜血		○
14_尿素窒素(BUN)	○	○	37_尿中蛋白/ｸﾚｱﾁﾆﾝ比(P/C比)		○
15_ｸﾞﾙｺｰｽ(血糖)	○	○			
16_HbA1c(NGSP)	○	○	38_尿中ｱﾙﾌﾞﾐﾝ/ｸﾚｱﾁﾆﾝ比(A/C比)		○
17_中性脂肪(TG)		○			
18_総ｺﾚｽﾃﾛｰﾙ(T-CHO)		○	39_脳性Na利尿ﾍﾟﾌﾟﾁﾄﾞ(BNP)	○	
19_HDL-ｺﾚｽﾃﾛｰﾙ(HDL-C)		○			
20_LDL-ｺﾚｽﾃﾛｰﾙ(LDL-C)		○	40_ﾋﾄ脳性ﾅﾄﾘｳﾑ利尿ﾍﾟﾌﾟﾁﾄﾞ前駆体N端ﾌﾗｸﾞﾒﾝﾄ(NT-proBNP)	○	
21_ﾅﾄﾘｳﾑ(Na)	○				
22_ｶﾘｳﾑ(K)	○	○	41_C反応性蛋白(CRP)	○	
23_ｸﾛｰﾙ(Cl)	○		42_血液型-ABO	○	
24_ｶﾙｼｳﾑ(Ca)	○		43_血液型-Rh	○	

注意事項 **検査の登録タイミングおよび注意事項について**

検査の登録タイミングは医療従事者等の判断に委ねますが、次回診療日（夜間も可）までにご登録ください。なお、期限を過ぎて登録してもエラーとはなりません。また、入院患者の場合は、退院日当日中（夜間登録も可）に登録してください。ただし、入院中に実施した検査のうち、退院日までに結果が確定しないものについては、検査結果を電子カルテに登録した、または検査システム等から電子カルテに連携されたタイミングで登録してください。

＜傷病名、感染症、薬剤アレルギー等・その他アレルギー等・検査の登録時のポイント＞

ポイント **長期保存設定、未告知設定、患者共有設定の付け方**

必要に応じて、電子カルテシステム等に下記の設定を付けてください。

名称	情報	対象	結果
長期保存設定	傷病名 感染症 薬剤アレルギー等 その他アレルギー等	**長期の保存が必要であると判断した**情報に対して設定を付ける。 （**むやみに長期保存設定を付けないよう**、医療機関内で適切な運用ルールを定めてください。）	**通常の保存期間（５年間）を超えて**、電子カルテ情報共有サービス上に情報が長期間保存される。
未告知設定	傷病名	**患者に告知していない**傷病名に対して設定を付ける。	電子カルテ情報共有サービス上には登録されるが、**他医療機関等のみに共有され（未告知である旨も共有される）、マイナポータルには表示されない**。
患者共有設定	感染症	**患者への共有が可能であると判断した**感染症に対して設定を付ける。	電子カルテ情報共有サービス上に登録されると同時に、他医療機関等および患者本人に情報が共有される。 なお、患者共有設定がされていない場合は、**他医療機関等のみに共有され、マイナポータルには表示されない**。

ポイント **登録状況の履歴照会**

医療従事者等が過去に電子カルテ情報共有サービスに登録した臨床情報を確認したい場合は、電子カルテ情報共有サービスに照会することで、登録情報の履歴を確認することができます。操作方法はお使いの電子カルテシステム等のシステムベンダにご確認ください。

第８章　患者サマリーの登録（電子カルテ情報共有サービス対応病院・診療所向け）

概要

患者サマリーは、医師が登録した傷病名や療養上のアドバイスに加え、処方情報、臨床情報をマイナポータルを通じて患者に情報提供することができます。閲覧・保存期間は 180 日間です。

業務上で問題が発生した場合には「第９章　困った時には」をご確認ください。

※　保険医療機関（歯科）は対象外です。ただし、医科歯科併設医療機関（医科）は対象となります。

ポイント　**患者サマリーの項目**

項目一覧	項目内容詳細	患者サマリーへの入力方法
医療機関名	患者サマリーを登録した病院・診療所の基本情報	病院・診療所において手入力または自動入力
診療科名		
医師氏名		
外来/入院区分		
指導日		
傷病名	患者サマリーとして登録した傷病名（療養上の計画・アドバイスを記述する上で関連する傷病名を対象とする）	
療養上の計画・アドバイス	患者サマリーとして登録した療養上の計画・アドバイス	
検査情報	指導した病院・診療所が電子カルテ情報共有サービスに登録した検査43項目（自医療機関での指導日から起算して直近過去30日分）	電子カルテ情報共有サービスより自動入力
処方情報※	指導した病院・診療所が電子処方箋管理サービスに登録した院外処方箋情報（自医療機関での指導日から起算して直近過去30日分）	電子処方箋管理サービスより自動入力
薬剤アレルギー等	電子カルテ情報共有サービスに保存されている薬剤アレルギー等、その他アレルギー等（他医療機関が登録した情報を含む）	電子カルテ情報共有サービスより自動入力
その他アレルギー等		
感染症情報	電子カルテ情報共有サービスに保存されている「患者共有設定」が付いている感染症５項目（他医療機関が登録した情報を含む）	

※電子処方箋管理サービスを利用していない場合は、患者サマリーに処方情報が表示されません。

なお、電子処方箋管理サービスを利用していない場合でも、患者サマリーの作成は可能です。

ポイント **マイナポータル掲載イメージ**

患者サマリーはマイナポータルに掲載され、診療時に受けた医師からのアドバイス等を患者本人が迅速に電子的に確認することができます。

※画面は今後変更される可能性があります。

手順

（1）患者サマリーの作成

医療従事者等は、患者サマリーの作成にあたって「医療機関名」、「診療科名」、「医師氏名」、「外来/入院区分」、「指導日」、「傷病名」及び「療養上の計画・アドバイス」を電子カルテシステム等に入力します※。

なお、傷病名及び療養上の計画・アドバイスが登録されていない場合は、患者サマリーは生成されず、マイナポータルには何も表示されません。

※ お使いの電子カルテシステム等によっては、「医療機関名」、「診療科名」、「医師氏名」、「外来/入院区分」及び「指導日」の情報について、手入力しなくても電子カルテシステム等に登録済みの内容から抽出され、患者サマリーの作成画面に自動入力される場合があります。お使いの電子カルテシステム等の仕様をご確認ください。

⚠ 注意事項 **患者サマリー作成時の留意事項**

療養上の計画・アドバイスの記載内容について、改行を含むことは可能ですが、文字装飾（太字、下線、文字色、フォントサイズ変更等）やハイパーリンクの埋め込み等はできず、文字数は最大 9,999 字までとなります。

また、患者サマリーに PDF ファイルや画像ファイルを添付することはできません。

（2）患者サマリーの登録

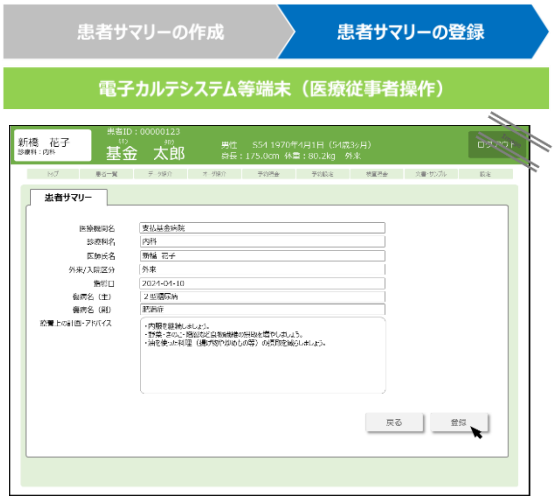

登録する際には、必要に応じて電子署名を付与します※。

※　電子署名の付与については、任意での運用となり、実施の有無は施設ごとにご判断をお願いします。電子署名の付与方法は、「第 3 章 電子処方箋管理サービス（電子処方箋管理サービス対応病院・診療所向け）」の「電子署名の付与」と同様です。

ポイント **登録状況の履歴照会**

医療従事者等が過去に登録した患者サマリーを確認したい場合は、電子カルテ情報共有サービスに照会することで、登録情報の履歴を確認することができます。

ポイント **登録後に取消/変更を行いたい場合**

誤った情報を登録してしまった場合や修正を加えたい場合には、電子カルテ情報共有サービス上の患者サマリーの取消/変更を行うことができます。患者サマリーの取消/変更を行える期間は、保存期間と同様に登録/更新日から 180 日間です。

操作方法はお使いの電子カルテシステム等のシステムベンダにご確認ください。

ポイント **承継先での患者サマリー登録**

医療機関の承継後に承継先で患者サマリーを登録した場合、承継元で登録した処方情報や検査情報は抽出されず空欄で表示されます。

患者サマリーを登録する場合の手順フロー

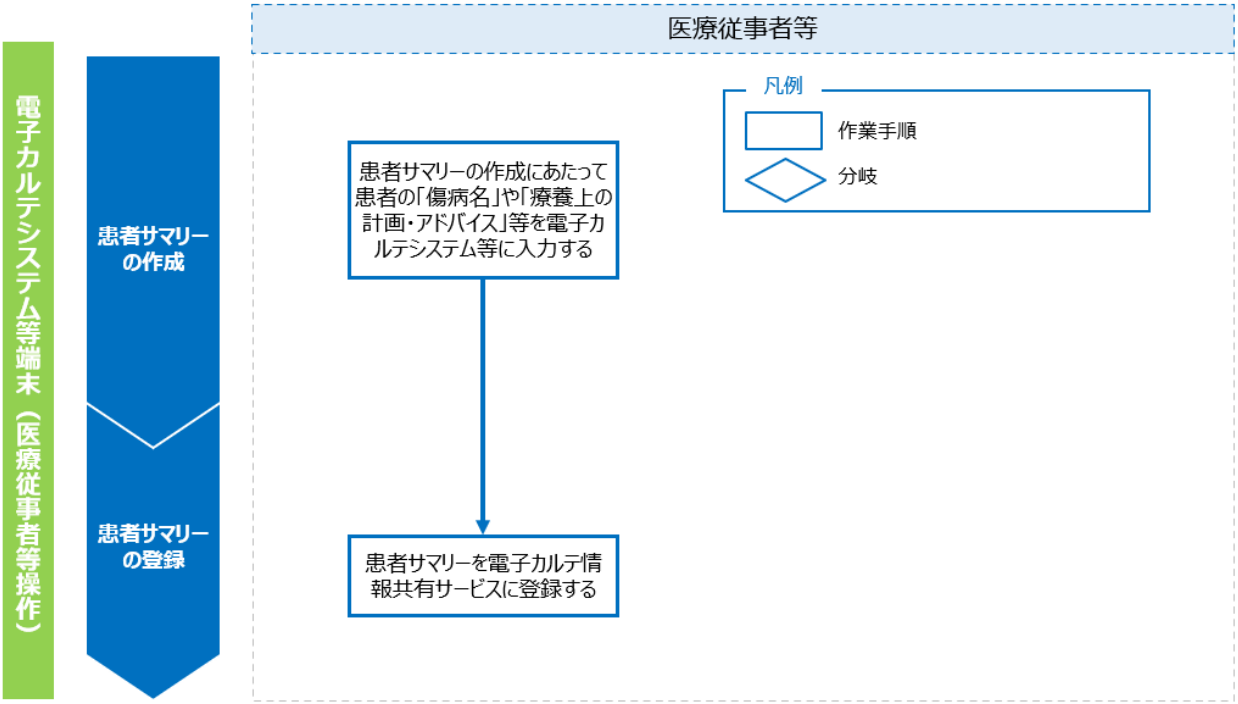

ポイント **登録状況の履歴照会**

医療従事者等が過去に登録した患者サマリーを確認したい場合は、電子カルテ情報共有サービスに照会することで、登録情報の履歴を確認することができます。

ポイント **登録後に取消/変更を行いたい場合**

誤った情報を登録してしまった場合や修正を加えたい場合には、電子カルテ情報共有サービス上の患者サマリーの取消/変更を行うことができます。患者サマリーの取消/変更を行える期間は、保存期間と同様に登録/更新日から 180 日間です。

操作方法はお使いの電子カルテシステム等のシステムベンダにご確認ください。

第９章 困った時には

概要

対応方法に困った時に寄せられる、よくある質問と回答を記載します。

○ オンライン資格確認等システムについて：246~267 ページ
○ 電子処方箋管理サービスについて：268~276 ページ
○ 電子カルテ情報共有サービスについて：277~285 ページ
○ その他（セキュリティインシデントの発生が疑われる場合）について：286~287 ページ

端末等にエラーメッセージが表示される場合には、「トラブルシューティング編」をご確認ください。

システムの操作方法が分からない場合には、「操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）」・「操作マニュアル（医療情報閲覧編）」・「マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル（訪問診療等編）」・「マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル（オンライン診療等編）」・「医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認ください。

問題が解決しない場合には本マニュアル「第１０章 お問い合わせ」を参照し、各問い合わせ先に確認又は対応方法を相談してください。

オンライン資格確認等システム よくある質問

質問/回答集

問題が起きたタイミングを下の図でご確認ください。記載されている番号は、質問/回答の表と対応していますので、質問/回答の検索にご活用ください。

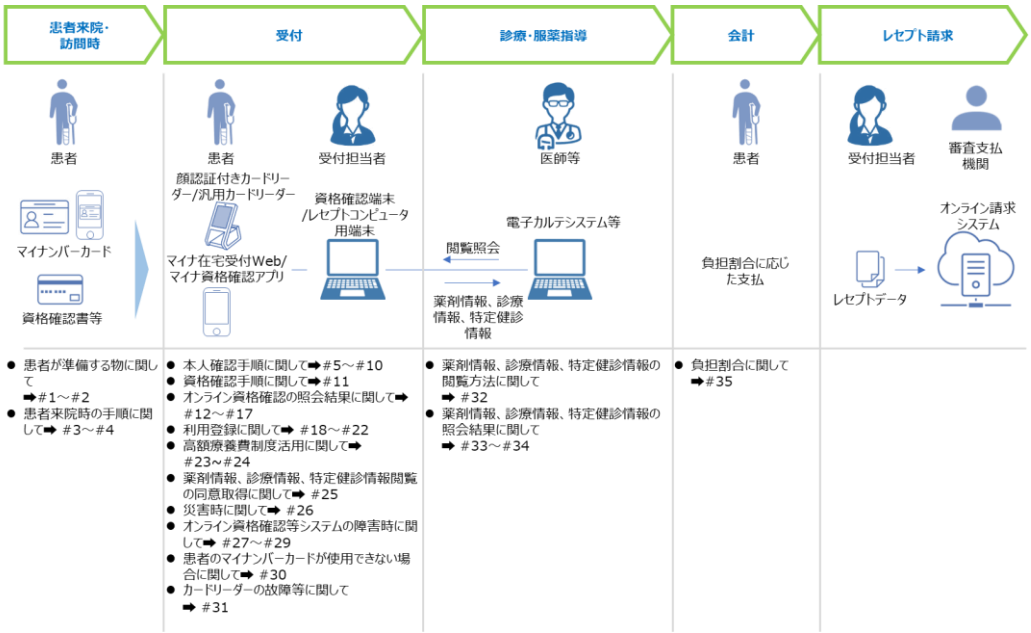

（１）患者来院・訪問時

#	質問	回答
	患者が準備する物に関して	
1	患者がマイナンバーカードを保有していない。	●資格確認書等・医療券を所持している場合、オンライン資格確認を行ってください。 ●【医療扶助対象】紙の医療券を所持していない場合、現行の運用に基づき、医療機関等から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。
2	自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類もオンライン資格確認できるか。	生活保護受給者に交付される医療券等によるオンライン資格確認が可能です。 対応している資格証類については本マニュアル「第２章オンライン資格確認」の「資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧」をご参照ください。
	患者来院時の手順に関して	
3	再来の患者に対しても都度の資格確認が必須か。	●原則として、マイナンバーカード又は資格確認書等の提示を求め、都度のオンライン資格確認を行ってください。 ●なお、病院・診療所のレセプトコンピュータ用端末に患者の被保険者番号※が既に登録されており、予約した患者の資格情報の有効性を事前に照会したい場合に、複数の患者の被保険者番号で一括して照会することができます。 一括照会については本マニュアル「第２章オンライン資格確認」の「患者が来院する前の資格確認」をご参照ください。 ※医療扶助においては、公費負担者番号・受給者番号で照会します。
4	患者本人がマイナンバーカードをカードリーダーにかざすことが難しい場合、介助者や職員がかざしてもよいか。	患者本人が自身でマイナンバーカードをカードリーダーに置くことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のマイナンバーカードをカードリーダーに置く等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

（２）受付

#	質問	回答
	本人確認手順に関して	
	顔認証※ ※実物のマイナンバーカードを用いた本人確認	
5	患者が顔に大けがを負っているなど、顔認証が使えない。	暗証番号認証又は職員の目視による本人確認を行い、資格確認を行ってください。
6	照合番号（B）がロックされた。	暗証番号認証又は職員の目視による本人確認を行い、資格確認を行ってください。 病院・診療所ではロック解除等の対応ができないため、住民票がある市区町村の窓口で券面事項確認アプリケーションの解除手続等が必要となります。 詳しくは下記のリンクをご参照いただき、「別紙 1_医療機関等において顔認証付きカードリーダーを用いた際にロックがかかった実物のマイナンバーカードに対するご対応について」を印刷し、市区町村窓口に印刷物を提示することで解除手続等がスムーズに行えることを患者にお伝えください。 「実物のマイナンバーカードの照合番号（B）ロックとなった方への医療機関等受付窓口でのご対応について」 https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010902

		暗証番号認証		
7			患者本人が暗証番号を入力できない場合、介助者や職員による入力は可能か。	暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。例外として、乳幼児又は成年被後見人については法定代理人が代わって暗証番号を入力することが可能です。 マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。 なお実物のマイナンバーカードを用いる際、患者本人による暗証番号の入力が難しい場合は、顔認証又は職員の目視による本人確認により、資格確認を行うことも可能です。
8			患者が暗証番号の入力を３回連続で失敗し、患者のマイナンバーカードがロックされた。	＜実物のマイナンバーカードの場合＞ ●来院の場合、顔認証又は職員の目視による本人確認を行い、資格確認を行ってください。 ●マイナ在宅受付 Web を使用する場合は、顔認証や目視による本人確認を実施できないため、マイナ資格確認アプリ（訪問診療等・往診のみ）を用いた目視による本人確認を行うか、下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。 ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ・マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）と実物のマイナンバーカードを併せて提示 ※資格確認書を所持している場合は資格確認書を提示 ※顔写真なしマイナンバーカードにおいても同様に上記の方法のうち患者および法定代理人に確認可能な方法で資格確認を行ってください。 ●病院・診療所ではロック解除の対応ができないため、住民票がある市区町村の窓口で手続

				を行っていただくよう、患者にご案内ください。 ※スマートフォンアプリとコンビニのキオスク端末を利用して、暗証番号を初期化することでロックを解除することも可能です。 ＜スマートフォンのマイナンバーカードの場合＞ ●患者が生体認証等を登録している場合は、マイナポータルにログインできることを確認し、資格情報画面から資格確認を行ってください。 ※スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号については、マイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）のマイページから、ロック解除及び初期化が可能です。 ●患者が実物のマイナンバーカードを所持している場合、実物のマイナンバーカードで資格確認を行ってください。
9			代理人が暗証番号を知らない。	＜実物のマイナンバーカードの場合＞ ●来院で患者ご本人が同行している場合、顔認証又は職員の目視による本人確認を行い、資格確認を行ってください。 ●マイナ在宅受付 Web を使用する場合は、顔認証や目視による本人確認を実施できないため、マイナ資格確認アプリ（訪問診療等・往診のみ）を用いた目視による本人確認を行うか、下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。 ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ・マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）と実物のマイナンバーカードを併せて提示 ※資格確認書を所持している場合は資格確認書を提示 ※顔写真なしマイナンバーカードにおいても同様、上記の方法のうち患者および法定代理人に確認可能な方法で資格確認を行ってください。

				＜スマートフォンのマイナンバーカードの場合＞ ●患者が生体認証等を登録している場合は、マイナポータルにログインできることを確認し、資格情報画面から資格確認を行ってください。 ●患者が実物のマイナンバーカードを所持している場合、実物のマイナンバーカードで資格確認を行ってください。
10			暗証番号認証を行う際、明らかに本人であることに疑いがある。	必要に応じて、患者に本人確認書類の提示を求めることができます。 【本人確認書類（例）】 実物のマイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成 24 年４月１日以降交付のもの）、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書、官公庁が顔写真を貼付した書類（身体障害者手帳等）など
	資格確認手順に関して			
11			レセプトコンピュータが枝番の入力に対応していない。	枝番がなくても、保険者番号、被保険者資格に係る記号・番号、生年月日を用いた照会が可能です。患者が双子等複数の資格該当者が該当した場合は複数の照会結果が返却されます。
	オンライン資格確認の照会結果に関して			
12			マイナンバーカードでの資格確認の結果、資格を喪失しているなど有効な資格が存在しない。	●退職等で月末に資格を喪失した患者がその翌月の初めに来院した場合などに中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに最新の資格情報が連携されていない場合があります。 （このほか、患者がＤＶや虐待等の被害を受けており、保険者に情報不開示の申請をしている場合、資格情報の全てもしくは一部が非表示となるケースがあります。） ①下記の方法にて患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。 ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ※資格確認書を所持している場合は、資格確認書を提示 ※オンライン資格確認データと実物のマイナンバーカードの券面情報/資格証類(資格情報のお知ら

			せ、資格確認書を所持している場合には資格確認書)のデータが異なる場合はオンライン資格確認データを優先するというルールの例外適用となります。 ②①による資格確認を行うことができない場合、患者に、実物のマイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら）を記入いただき、医療機関等の窓口負担として、患者が申し立てた自己負担分（３割分等）の支払を求めてください。なお、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。 こうした場合の診療報酬等の請求は、患者からの聞き取り等により現在の資格情報を確認できた場合には当該資格に基づき、これが困難である場合であって当該医療機関等の受診歴等から過去の資格情報を特定できた場合は、当該過去の資格情報に基づき請求してください。いずれもわからない場合には、被保険者資格申立書の提出があった患者について、保険者番号や記号・番号が不詳のままでも、請求を行っていただくことが可能です。 ●【医療扶助対象】紙の医療券を所持していない場合、現行の運用に基づき、医療機関等から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。
13		医療扶助の患者について、オンライン資格確認の結果、複数の医療券情報が表示されることはあるのか。	医療扶助の場合において、複数の医療券情報が登録されている場合、自機関にひも付く全ての医療券情報を表示します。

14		照会結果について患者から異議申立てがあった。	患者に下記の方法で資格確認を行ってください。 ①下記の方法にて患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。 ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ※資格確認書を所持している場合は、資格確認書を提示 ※オンライン資格確認データと実物のマイナンバーカードの券面情報/資格証類(資格情報のお知らせ、資格確認書を所持している場合には資格確認書)のデータが異なる場合はオンライン資格確認データを優先するというルールの例外適用となります。 ②①による資格確認を行うことができない場合、患者に、実物のマイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら）を記入いただき、医療機関等の窓口負担として、患者が申し立てた自己負担分（３割分等）の支払を求めてください。なお、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。 ●別の方と考えられる資格情報が表示されている場合は、オンライン資格確認等コールセンターへご連絡をお願いいたします。 ●【医療扶助対象】紙の医療券を所持していない場合、現行の運用に基づき、医療機関等から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。
15		照会結果の氏名が、レセプトコンピュータに登録済み又は診療申込書に記載の患者情報と異なる。	患者にどちらの氏名が正しいか確認し、レセプトコンピュータに患者情報を登録してください。また、当該事象をオンライン資格確認等コールセンターに連絡してください。

			なお、以下の理由により、同一人物にもかかわらず、相違点ありと表示されてしまうことがあります。 その場合はカナ氏名等の黒丸以外の項目の目視確認をお願いいたします。黒丸以外の部分を目視確認した結果、一致していれば問題ございません。 １． 氏名（姓）は婚姻等により変更の可能性があります。 ２． 医療保険者等がオンライン資格確認等システムで扱える文字の範囲外の文字で登録をしている場合、「●」で表示されます。 ３． 個別設定マスタで文字コード識別が「１（Shift_JIS）」に設定されている医療機関等（第１水準、第２水準漢字を使用）では、第３水準以降の文字の一部について、第１水準、第２水準漢字に変換して提供します。ただし、変換できないものは「●」で表示されます。 ※上記においては、オンライン資格確認データと実物のマイナンバーカード（実物のカード）の券面情報/資格証類(資格情報のお知らせ、資格確認書を所持している場合には資格確認書)のデータが異なる場合は、オンライン資格確認データを優先するというルールの例外適用となります。
16		医療扶助を利用する患者が来院した際、オンライン資格結果として「社会保険状況に不整合があります。患者に現在の加入資格を確認して下さい。」と表示された。	患者が属する福祉事務所又は医療保険者等に、社会保険状況の整合性をご確認ください。

17		オンライン資格確認用端末/レセプトコンピュータ用端末で資格確認できるものの、表示された内容と資格証類の券面情報に差異がある。	オンライン資格確認用端末/レセプトコンピュータ用端末に表示された内容のままのレセプト請求をしてください（例外の場合（#12、#14、#15）を除く。）。資格証類(資格情報のお知らせ、資格確認書を所持している場合には資格確認書)等の情報も活用し、各医療機関のご判断により、券面情報に基づいて資格情報を修正し、レセプト請求を行っていただいても差し支えありません。
18		オンライン資格確認で「特別療養費支給対象者」と表示された。	窓口で医療に要した費用の全額（10 割）を徴収してください。 この場合は、審査支払機関（国保連合会等）には、上部余白に「特別療養費」と朱書きしたレセプトをご提出ください。 患者本人が保険者へ申請しますので、患者様へ領収書をお渡しの上、「領収書を持って自治体等のご加入の国保窓口へ申請してください」とご案内ください。
	利用登録に関して		
19		患者がマイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）を行っていない、又は、利用登録が解除されている。	＜実物のマイナンバーカードの場合＞ ●顔認証付きカードリーダーを用いて、健康保険証利用の申込み（利用登録）が可能です。健康保険証利用の申込み（利用登録）については本マニュアル「第２章 オンライン資格確認」の43 ページをご参照ください。 ●マイナ在宅受付 Web を使用した訪問診療等、往診、オンライン診療等では同意登録を行う前に、あらかじめ実物のマイナンバーカードの健康保険証利用登録が完了している必要があります。未実施の場合は同意準備画面にあるマイナポータルのリンクから登録申込が可能です。 ●マイナ資格確認アプリを使用した訪問診療等、往診では実物のマイナンバーカード認証時に健康保険証利用登録が完了していない場合、マイナ

			資格確認アプリを用いて利用登録が可能です。マイナ資格確認アプリを用いた健康保険証利用の申込み（利用登録）については本マニュアル「第２章 オンライン資格確認」の 99,135 ページをご参照ください。 ＜スマートフォンのマイナンバーカードの場合＞ 患者のスマートフォンからマイナポータルへアクセスし、スマートフォンのマイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が可能です。
20		汎用カードリーダーで健康保険証利用の申込み（利用登録）は可能か。	汎用カードリーダーを用いた健康保険証利用の申込み（利用登録）はできません。本マニュアル「第２章 オンライン資格確認」の「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が未実施の場合」をご参照の上、顔認証付きカードリーダーを用いて実施してください。
21		「マイナンバーカードの保険証利用登録ができませんでした。」とメッセージが表示される。	保険者が資格情報を登録していない、患者が保険資格を有していないなどの事由により、オンライン資格確認等システム上に資格情報が存在しないケースと推測されます。 こうした場合の資格確認等については、以下の通りに行ってください。 ①資格確認書等・医療券を所持している場合、オンライン資格確認を行ってください。 ②①による資格確認を行うことができない場合、患者に、実物のマイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら）を記入いただいてください。なお、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。 なお、顔認証付きカードリーダーを用いてスマート

			フォンのマイナンバーカード健康保険証利用の申込み（利用登録）はできません。 患者のスマートフォンからマイナポータルへアクセスし、スマートフォンのマイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が可能です。
22		「マイナンバーカードの保険証利用登録を受け付けました。処理しておりますので、お時間をおいて、再度マイナンバーカードを置いてください。」と表示される。	お手数ですが、2～3 分程度時間をおいてから、再度実物のマイナンバーカードの利用登録を実施していただくようご案内ください。なお、その間に別の患者に顔認証付きカードリーダーをご利用いただいても問題ありません。 なお、顔認証付きカードリーダーを用いてスマートフォンのマイナンバーカード健康保険証利用の申込み（利用登録）はできません。 患者のスマートフォンからマイナポータルへアクセスし、スマートフォンのマイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が可能です。
23		マイナ資格確認アプリ上に、「マイナンバーカードの保険証利用登録を受け付けました。処理しておりますので、お時間をおいて、再度資格確認を行ってください。」と表示される。	お手数ですが、少し時間をおいてから、マイナ資格確認アプリで再度同意登録を実施していただくようご案内ください。 なお、マイナ資格確認アプリを用いてスマートフォンのマイナンバーカード健康保険証利用の申込み（利用登録）はできません。 患者のスマートフォンからマイナポータルへアクセスし、スマートフォンのマイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が可能です。
	高額療養費制度活用に関して		
24		資格確認書等を用いて資格確認を行った際に、高額療養費制度情報閲覧の同意をどのように取得すればよいか。	限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び標準負担額減額認定証の情報については、窓口職員等による口頭等での同意確認で取得可能です。 なお、特定疾病療養受療証の情報については、要配慮個人情報に該当することから、厳格な本人確認と同意確認を要するとし、資格確認書等では取得不可としています。マイナンバーカードによりオンライン資格確認を実施した場合にのみ取得可能です。
2		「高齢受給者証負担割	世帯の構成に変更が生じた場合などにより齟齬が

5		合」と「限度額適用認定証適用区分」の組合せに齟齬が生じている。	生じている可能性があるため、保険者にご確認ください。
	薬剤情報、診療情報、特定健診情報閲覧の同意取得に関して		
26		資格確認書等を用いて資格確認を行った際に、薬剤情報、診療情報、特定健診情報の同意を取得し閲覧したい。	薬剤情報、診療情報、特定健診情報は、マイナンバーカードを使用して資格確認を行った場合に閲覧できます。 これらの情報の閲覧に係る同意取得については本マニュアル「第２章 オンライン資格確認」の「A. 患者がマイナンバーカードを持参した場合（４）同意の確認」をご参照ください。
	災害時に関して		
27		大規模災害発生時には、薬剤情報、診療情報、特定健診情報閲覧のための同意をどのように取得すればよいか。	患者から口頭で同意を取得できます。患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、同意の取得は不要です。また、資格確認端末のセットアップ時に医療情報閲覧用のショートカットを置いていなかった場合でも、資格確認端末の資格確認用アプリケーションによって薬剤情報、診療情報、特定健診情報の提供を求めることができます。 詳細は「操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」をご参照ください。
	オンライン資格確認等システムの障害時に関して		
28		医療機関のシステム障害等に伴い資格確認ができない。 ＜事例＞ □停電 □施設の通信障害 □広範囲のネットワーク障害	●通信障害等により、その場でオンライン資格確認ができない場合、 ①下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。 ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ・患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合は、当該マイナポータルの画面（マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）も可）と実物のマイナンバーカードを併せて提示 ・患者がスマートフォンのみ持参した場合は、その場でマイナポータルにログインし、資格情報画面を

			提示※ ※資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示 ②①による資格確認を行うことができない場合、患者に、実物のマイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら）を記入いただいてください。なお、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。 ※オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能」（資格情報照会（システム障害時））を立ち上げ、患者の氏名、生年月日、性別、住所又は保険者名で照会することにより、停電の復旧等によりオンライン資格確認等システムにアクセス可能になった後、資格確認を行うこともできます。 ●【医療扶助対象】紙の医療券を所持していない場合、現行の運用に基づき、医療機関等から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。
29		システム障害等に伴いマイナ在宅受付 Web やマイナ資格確認アプリで資格確認ができない。 □病院・診療所から持参したモバイル端末等の故障・ネットワーク障害 □マイナ在宅受付 Web のシステム障害・エラー □マイナ資格確認アプリのシステム障害・エラー	●病院・診療所から持参したモバイル端末等の故障、ネットワーク障害が発生した場合、患者のモバイル端末等によりマイナ在宅受付 Web にアクセスしてもらい、資格確認を行うことが可能です。 ●マイナ在宅受付 Web やマイナ資格確認アプリのシステム障害、エラーにより、オンライン資格確認ができない場合、下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。 ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ・患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報

			の画面を提示できる場合は、当該マイナポータルの画面（マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）も可）と実物のマイナンバーカードを併せて提示 ・通常とは異なる動線で患者がスマートフォンのみ持参した場合は、その場でマイナポータルにログインし、資格情報画面を提示 ※資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示
30		「緊急時医療情報・資格確認機能」（資格情報照会（システム障害時））を立ち上げたい場合、どうすれば良いか。	①コールセンターにご連絡いただき、医療機関コード、医療機関・薬局名、担当者名をお伝えいただき、「緊急時医療情報・資格確認機能」利用希望の旨、お伝えください。 ②電話確認、利用報告書送付依頼を行いますので、コールセンターから保険医療機関届に記載されている電話番号の担当者へお電話いたします。また、利用報告書をメールにおいて送付いたします。 ③医療情報基盤・診療報酬審査支払機構において「緊急時医療情報・資格確認機能」利用設定を行い、担当者から医療機関・薬局へ電話で連絡いたします。 ④後日、「緊急時医療情報・資格確認機能」に関する利用報告書をコールセンターから届いたメールアドレスに提出してください。その際、タイトルを「システム障害時機能の利用報告」としてください。 （※） ・「緊急時医療情報・資格確認機能」開放まで（1~3）およそ 30 分程度かかります。 ・医療機関・薬局のシステム障害等に伴う「緊急時医療情報・資格確認機能」開放利用に係る問い合わせ先は以下になります。 オンライン資格確認等コールセンター： 電話番号：0800-080-4583（通話無料） 営業時間：平日 8:00～18:00、土曜 8:00～16:00（日曜、祝日及び年末年始 12

			月 29 日～1 月 3 日は除く。）
	患者のマイナンバーカードが使用できない場合に関して		
3 1		マイナンバーカードが読み取れないため、資格確認ができない。 ＜事例＞ □ＩＣチップ破損□利用者証明用電子証明書の有効期限切れ（猶予期間を過ぎている場合）	＜実物のマイナンバーカードの場合＞ 実物のマイナンバーカードが読み取れないことで、その場で資格確認ができない場合、 ①下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。 ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ・マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）と実物のマイナンバーカードを併せて提示 ※資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示 ②①による資格確認を行うことができない場合、患者に、実物のマイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら）を記入いただいてください。なお、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。 ＜スマートフォンのマイナンバーカードの場合＞ ●スマートフォンのマイナンバーカードの場合は猶予期間を設けていないため、スマホ用利用者証明用電子証明書の有効期間満了日以降、スマートフォンのマイナンバーカードでのオンライン資格確認はできなくなります。 ●患者が実物のマイナンバーカードを所持している場合、実物のマイナンバーカードで資格確認を行ってください。
	カードリーダーの故障等に関して		

3 2		顔認証付きカードリーダーが作動せず、マイナンバーカードの読み取りができない。	●顔認証付きカードリーダーが正しく接続されているか、設置場所が適切か等を確認ください（「トラブルシューティング編」も併せてご確認ください。）。 ●機器が故障している場合、ご使用の顔認証付きカードリーダーベンダへご連絡ください。 顔認証付きカードリーダーの故障等により、その場でオンライン資格確認ができない場合、 ①下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。 ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ・患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして被保険者資格情報の画面を提示できる場合は、当該マイナポータルの画面（マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）も可）と実物のマイナンバーカードを併せて提示 ・患者がスマートフォンのみ持参した場合は、その場でマイナポータルにログインし、資格情報画面を提示 ※資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示 ②①による資格確認を行うことができない場合、患者に、実物のマイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら）を記入いただいてください。なお、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。 ※オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能」（資格情報照会（システム障害時））を立ち上げ、患者の氏名、生年月

			日、性別、住所又は保険者名で照会することにより、停電の復旧等によりオンライン資格確認等システムにアクセス可能になった後、資格確認を行うこともできます。 ●【医療扶助対象】紙の医療券を所持していない場合、現行の運用に基づき、医療機関等から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。

（3）診療・服薬指導

#	質問	回答
	薬剤情報、診療情報、特定健診情報の閲覧方法に関して	
33	薬剤情報（処方・調剤情報含む）、診療情報、特定健診情報閲覧の同意を取得したにもかかわらず閲覧できない。	特定健診情報の保険者による登録は、健診受診年度の翌年 11 月１日までに全保険者が完了する予定ですが、登録時期は保険者ごとに異なるため、患者によっては表示されない場合があります。 また、使用しているアカウントをご確認ください。薬剤情報、診療情報、特定健診情報の閲覧については医師等や薬剤師その他機関の長によって閲覧権限を付与されたアカウントからのみ閲覧が可能であり、その他の職員のアカウントから閲覧することはできません。 詳細は「操作マニュアル（管理者編）」をご参照ください。
	薬剤情報、診療情報、特定健診情報の照会結果に関して	
34	令和2年度分など過去の薬剤情報、診療情報、特定健診情報の閲覧は可能か。	薬剤情報は、令和３年９月分以降のレセプトに登録された情報を閲覧できます。 診療情報は、病院・診療所から令和４年６月以降に提出されたレセプトから抽出した診療行為（令和３年９月以降に行われた診療行為に限る。）を閲覧できます。 特定健診情報は令和２年度分以降に医療保険者等から提供・登録された情報を閲覧できます。 薬剤情報、診療情報、特定健診情報の閲覧については本マニュアル「第4章 薬剤情報等、特定健診等情報、臨床情報の閲覧」の手順「（２）薬剤情報等、特定健診等情報、臨床情報の情報閲覧」をご参照ください。
35	表示された特定健診情報が誤っている。	診療/服薬指導の中で患者が修正を希望する場合は、現保険者等へ問い合わせを行うよう促してください。

（３）会計

#	質問	回答
	負担割合に関して	
36	患者の資格確認ができない場合の負担割合はどうすればよいか。	①下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。 ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ・患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合は、当該マイナポータルの画面（マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）も可）と実物のマイナンバーカードを併せて提示 ・患者がスマートフォンのみ持参した場合は、その場でマイナポータルにログインし、資格情報画面を提示 ※資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示 ②①による資格確認を行うことができない場合、患者に、実物の マイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら）を記入いただき、医療機関等の窓口負担として、患者が申し立てた自己負担分（３割分等）の支払を求めてください。なお、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。 こうした場合の診療報酬等の請求は、患者からの聞き取り等により現在の資格情報を確認できた場合には当該資格に基づき、これが困難である場合であって当該医療機関等の受診歴等から過去の資格情報を特定できた場合は、当該過去の資格情報に基づき請求してください。いずれもわからない場合には、被保険者資格申立書の提出があった患者について、保険者番

#	質問	回答
		号や記号・番号が不詳のままでも、請求を行っていただくことが可能です。この場合、患者が加入している保険者を最終的に特定できなかった場合においても、医療機関等において医療費をご負担いただくことはありません。

コラム：資格確認の流れと、資格確認が出来ない場合の対応方法について

以下にマイナンバーカードにより資格確認が出来なかった場合の対応方法の手順について示します。

① マイナンバーカードを持っていない方の場合

資格確認書等の提示により、資格確認を行ってください。

② 何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合

【患者が提示可能な場合】

以下のいずれかによる資格確認を行ってください。

- 資格情報のお知らせと実物のマイナンバーカードを併せて提示してください。
- 患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合は、当該マイナポータルの画面（マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）も可）と実物のマイナンバーカードを併せて提示してください。
- 患者がスマートフォンのみ持参した場合は、今一度スマートフォンをカードリーダーに正しくかざすことができているか等を確認してください。そうした対応を行った上でも、何らかの事情でスマートフォンの読み取りに失敗した場合には、その場でマイナポータルにログインし、資格情報画面を提示してください。

※ 資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示

※ 患者に 10 割負担を求めることなく、3 割等の一定の負担割合を求めた上でマイナポータル画面で確認できた保険資格でレセプト請求を行うことが可能です。

※ マイナ保険証として利用可能なスマートフォンによるオンライン資格確認の環境を整備していない場合を含みます。

【再診の場合】

過去の受診で必要情報を把握していれば、患者への口頭確認を実施してください。

【初診の場合】

実物のマイナンバーカードの券面を確認した上で、実物のマイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら））を記入いただき、患者が申し立てた自己負担分の支払を求めてください。

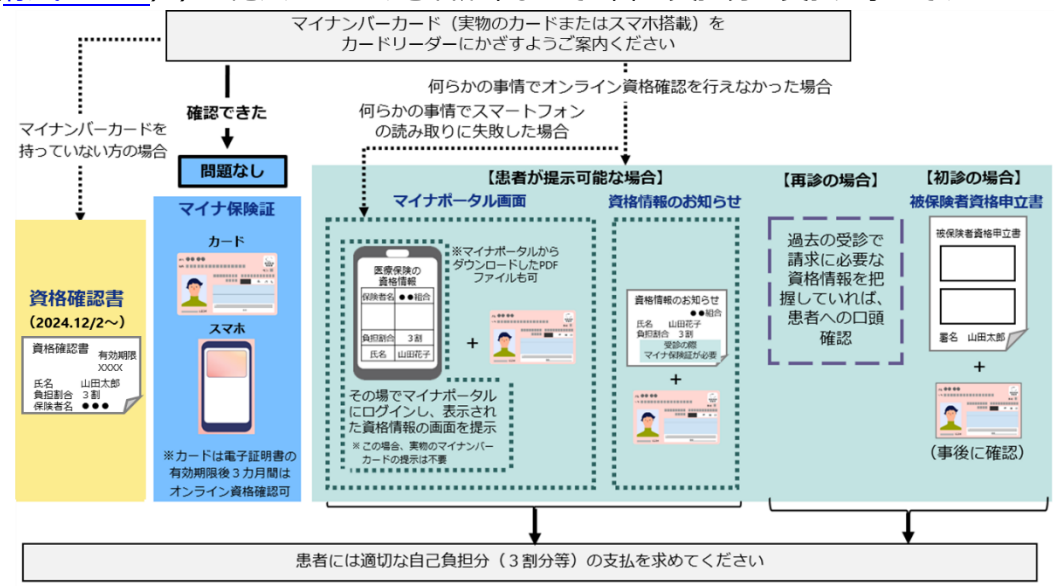

電子処方箋管理サービス よくある質問

参照する文書について

運用マニュアル「第 3 章 電子処方箋管理サービス（電子処方箋管理サービス対応病院・診療所向け）」、「第 4 章 薬剤情報等、特定健診等情報、臨床情報の閲覧」では、業務の流れや業務上の注意事項を示しています。システムや端末等の操作で不明点がある場合、注意事項を確認したい場合は、以下の文書をご確認ください。また、異常は発生していないものの、表示された画面の意味を知りたい場合や仕様（電子処方箋管理サービスでできること）について確認したい場合も、運用マニュアル「第 3 章 電子処方箋管理サービス（電子処方箋管理サービス対応病院・診療所向け）」、「第 4 章 薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報の閲覧」や、以下の文書をご確認ください。

システムや端末等の操作で不明点がある場合に参照する文書

不明点のあるシステム/端末	参照する文書
電子カルテシステム等	電子カルテシステム等操作マニュアル ※病院・診療所ごとに契約している病院・診療所システムベンダ（病院・診療所システムの導入作業を行ったベンダ）が提供
レセプトコンピュータ用端末等	レセプトコンピュータ用端末等操作マニュアル ※病院・診療所ごとに契約している病院・診療所システムベンダ（病院・診療所システムの導入作業を行ったベンダ）が提供
オンライン資格確認等システム（Web アプリケーションによる薬剤情報等の閲覧）	操作マニュアル（管理者編）、 操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）、 操作マニュアル（医療情報閲覧編）、 操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編） ※医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載
顔認証付きカードリーダー	顔認証付きカードリーダー操作マニュアル ※利用している顔認証付きカードリーダーを製造しているベンダが提供
マイナ在宅受付 Web	マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル ※医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載
マイナ資格確認アプリ	医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方 ※医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載

問題が発生している場合は、以下をご確認ください。

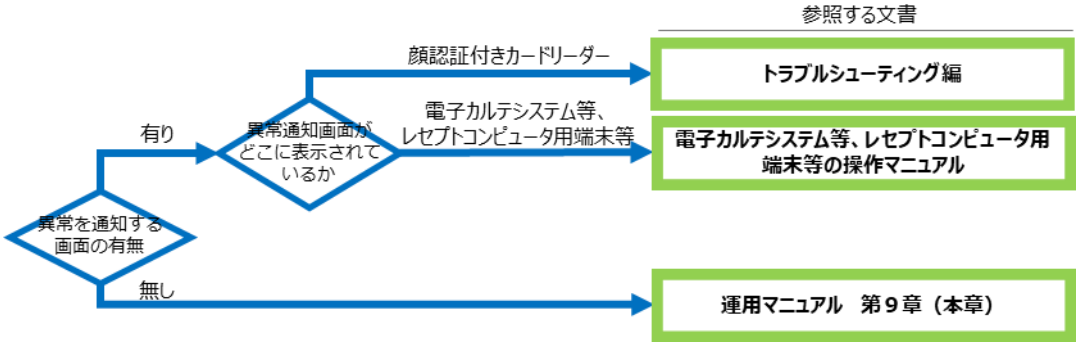

問題が解決しない場合には本マニュアル「第１０章 お問い合わせ」を参照し、各問い合わせ先に確認又は対応方法を相談してください。

質問/回答集

問題が起きたタイミングを下の図でご確認ください。記載されている番号は、質問/回答の表と対応していますので、質問/回答の検索にご活用ください。

- 院外処方箋を発行する場合

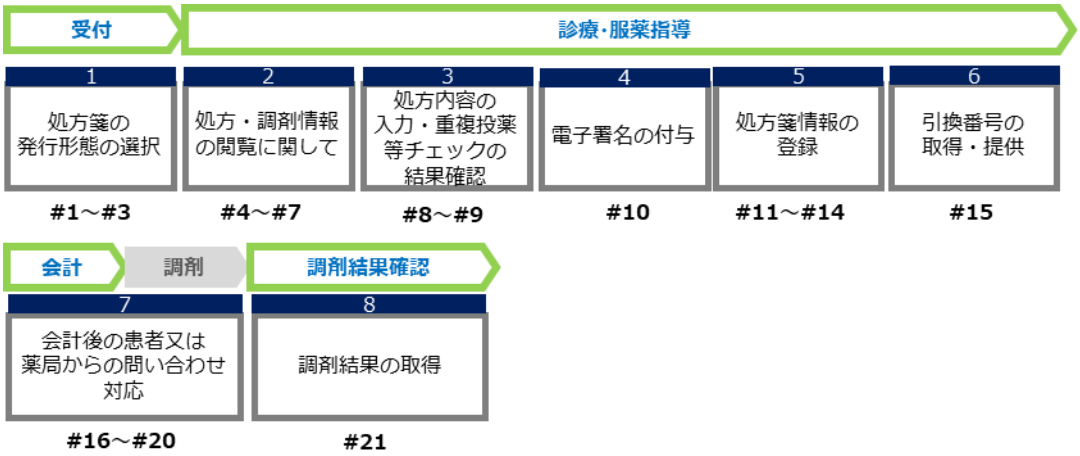

- 院内処方の場合

処方・調剤情報の閲覧に関して ：#4～#7

院内処方等情報の登録 ：#22

#	質問	回答
1	処方箋の発行形態の選択	
	顔認証付きカードリーダーの故障等により、**患者が処方箋の発行形態を選択できない。**	資格確認書等による受付時と同様、患者から口頭や問診票等で処方箋の発行形態を確認し、レセプトコンピュータ用端末へ登録してください。 ※ 病院・診療所の運用に応じて、レセプトコンピュータ用端末へ登録せず、既存の帳票等で医

#	質問	回答
		師等へ伝達し、医師等が電子カルテシステム等に入力する方法でも問題ありません。
2	電子処方箋管理サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害等で、**処方箋の発行形態の登録ができない。**	従来どおり紙処方箋を発行してください。この場合、電子処方箋管理サービスには、処方箋情報を登録しないようにしてください。
3	患者が、受付時に選択した**処方箋の発行形態に関して、変更**を申し出た。	電子カルテシステム等において、処方箋の発行形態の変更を行ってください。
	処方・調剤情報の閲覧に関して	
4	**資格確認書/処方箋等を用いて資格確認を行った際に、処方・調剤情報の同意を取得**し閲覧したい。	資格確認書/処方箋等で資格確認を行った場合は、同意取得ができないため、処方・調剤情報の閲覧はできません。 処方・調剤情報は、マイナンバーカードを使用して資格確認を行った場合に閲覧できます。 ※ 処方・調剤情報の同意取得については本マニュアル「第２章 オンライン資格確認」の以下の箇所をご参照ください。 ・ 医療機関等の通常の窓口における資格確認 A患者がマイナンバーカードを持参した場合 （4）同意の確認 ・ 医療機関等の通常の窓口とは異なる動線における資格確認 (3)同意内容の選択 ・ 訪問診療等・往診時の資格確認 Aマイナ在宅受付Webの場合 (3)同意内容の選択 ・ 訪問診療等・往診時の資格確認 Bマイナ資格確認アプリの場合 (3)同意内容の選択 ・ オンライン診療等時の資格確認 (2)同意内容の選択
5	処方・調剤情報の**同意を取得したにもかかわらず閲覧できない。**	使用しているアカウントをご確認ください。処方・調剤情報の閲覧については、医師等や薬剤師その他機関の長によって閲覧権限を付与されたアカウントからのみ閲覧が可能であり、その他の職員のアカウントから閲覧することはできません。
6	令和４年度分など**過去の処方・調剤情報の閲覧は可能か。**	処方・調剤情報は、令和 5 年 1 月の電子処方箋管理サービス稼働後の情報を閲覧できます。なお、患者が電子処方箋を利用したことがある場合に限ら

#	質問	回答
		れます。
7	**大規模災害発生時には、処方・調剤情報閲覧のための同意**をどのように取得すればよいか。	大規模災害発生時には、マイナンバーカードを使用せずに、患者から口頭で同意を取得できます。ただし、患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、同意の取得は不要です。 このような場合における処方・調剤情報の閲覧については、「災害時医療情報閲覧」機能を使用してください。 ※ 通常時の処方・調剤情報の閲覧において、電子カルテシステム等を使用しており、資格確認端末又は閲覧用端末に医療情報閲覧用のショートカットがない場合でも、資格確認端末の資格確認用アプリケーションから「災害時医療情報閲覧」機能の利用が可能です。 ※ 詳細は「操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」をご参照ください。
	処方内容の入力・重複投薬等チェックの結果確認	
8	電子処方箋管理サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害等に伴い、**重複投薬等チェックの結果を取得できない。**	短時間で復旧しなかった場合、後続の処方箋情報の登録は行わず、従来どおり紙の処方箋を発行してください。
9	「医保もしくは公費の資格情報が誤って記録されています。」と表示され、重複投薬等チェックの結果を取得できない。	医療保険の資格情報と公費の資格情報が同一人物であることをオンライン資格確認等システムにおいてご確認ください。 **電子カルテシステム等に登録された資格情報が誤っていた場合** オンライン資格確認結果に基づき電子カルテシステム等の資格情報を修正の上、再度重複投薬等チェックを実施してください。 **患者とは別人の資格情報が返却された・資格情報が登録されていない場合** ➢ **紙の医療券を持っている場合** 医療券に基づいて紙の処方箋を発行してください。

#	質問	回答
		➢ **紙の医療券を持っていない場合** 現行の運用に基づき、医療機関等から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。
	電子署名の付与	
10	IC カードリーダーの故障等により、医師資格証が読み込めず、**電子処方箋に対し電子署名を付与できない。**	電子処方箋を発行する場合、電子署名の付与は必須です。そのため、以下のどちらかの対応を行ってください。 ● 電子署名ができる状態になった際に電子署名を行いシステムへ送信する。 ● 処方箋情報の登録は行わず、従来どおり紙の処方箋発行に切り替える。 ※ 紙の処方箋を原本として発行し、電子処方箋管理サービスには処方箋情報のみを登録する場合は、電子署名は不要です。
	処方箋情報の登録	
11	登録 処方箋情報を登録したが、**処方箋 ID、引換番号等を取得できず**、正常に登録が完了しない。	**電子処方箋管理サービスに処方箋登録を行ったが、システムエラー等により処方箋 ID を含む処方箋登録結果を受信できない場合** 電子処方箋管理サービスに処方箋登録を行ったが、システムエラー等により処方箋 ID※1 を含む処方箋登録結果を受信できない場合には、もう一度、同じ内容の処方箋情報を登録しなおしてください。 処方箋登録結果の受信（引換番号が確認できる状態）ができましたら電子処方箋管理サービスへの処方箋情報は正常に登録されています。 しかしながら、上記のリカバリ処理の結果、電子処方箋管理サービス上に同じ処方箋情報が 2 件登録している可能性がございます。 電子処方箋管理サービスに登録されている処方箋情報及びその引換番号を確認する機能※2 を用いて、電子処方箋管理サービスに登録されている処方箋情報をご確認ください。 手元で確認できる引換番号ではない方の処方箋情報は不正データとなりますので削除してください。 ※1 電子処方箋管理サービス上で処方箋を一意に

#	質問		回答
			特定するための ID ※2 電子処方箋管理サービスに登録されている処方箋情報及びその引換番号を確認する機能は現在与えられている外部 IF 仕様で実現可能 **上記に該当しない場合** 従来どおり紙の処方箋を発行し、患者に対しては、同じ内容の電子処方箋の調剤は受けずに、紙の処方箋を薬局に提出するよう伝えてください。 ※ 紙の処方箋の備考欄に、薬局への伝達事項として、電子処方箋ではなく紙の処方箋を基に調剤を行うよう記載するといった対応を追加で行っていただいても問題ありません。
12		取消 電子処方箋管理サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害等に伴い、**処方箋の取消ができない。**	**取消の上、別の処方箋情報を登録しようとしていた場合** 短時間で復旧しない場合、従来どおり紙の処方箋を発行し、復旧後に電子処方箋管理サービスに対して登録を行った処方箋情報の取消を行ってください。患者に対しては、電子処方箋に基づいた調剤は受けずに、紙の処方箋を薬局に提出するよう伝えてください。 ※ 紙の処方箋の備考欄に、薬局への伝達事項として、電子処方箋ではなく紙の処方箋を基に調剤を行うよう記載するといった対応を追加で行っていただいても問題ありません。 **取消のみ行い、患者に対し処方箋を発行しない場合** 復旧後、電子処方箋管理サービスに対して登録を行った処方箋情報の取消を行ってください。
13		処方箋の変更 電子処方箋管理サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害等に伴い、**処方箋情報の変更が**	短時間で復旧しない場合、正しい処方内容で、従来どおり紙の処方箋を発行し、復旧後に電子処方箋管理サービスに対して登録を行った処方箋情報の取消を行ってください。患者に対しては、電子処方箋

#	質問	回答
	できない。	に基づいた調剤は受けずに、紙の処方箋を薬局に提出するよう伝えてください。 ※ 紙の処方箋の備考欄に、薬局への伝達事項として、電子処方箋ではなく紙の処方箋を基に調剤を行うよう記載するといった対応を追加で行っていただいても問題ありません。
14	**医療保険と公費負担医療を併用した診療を行った**場合、対象の処方箋情報を電子処方箋管理サービスに登録することは可能か。	医療保険と公費負担医療を併用した診療の場合でも処方箋情報を電子処方箋管理サービスに登録することができます。 ただし、一部登録できない医療保険がございますので本マニュアル「第２章 オンライン資格確認」の「電子処方箋の対象医療保険者等」を参照してください。
	引換番号の取得・提供	
15	電子処方箋管理サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害等に伴い、**処方内容（控え）を取得・印刷することができない。**	従来どおり紙の処方箋を発行し、復旧後、電子処方箋管理サービスに対して登録を行った処方箋情報の取消を行ってください。患者に対しては、同じ内容の電子処方箋の調剤は受けずに、紙の処方箋を薬局に提出するよう伝えてください。 ※ 紙の処方箋の備考欄に、薬局への伝達事項として、電子処方箋ではなく紙の処方箋を基に調剤を行うよう記載するといった対応を追加で行っていただいても問題ありません。
	会計後の患者又は薬局からの問い合わせ対応	
16	電子処方箋を発行した患者から、処方内容（控え）を紛失し、**引換番号が分からなくなった**と連絡があった。	マイナンバーカードにより薬局で資格確認をすれば、引換番号がなくても電子処方箋の提出が可能である旨をご案内ください。 マイナンバーカードをお持ちでない患者等については、病院・診療所ごとに定められた運用に沿って本人確認を行った後、引換番号を伝達してください。
17	電子処方箋を発行した患者から、処方内容（控え）を紛失し、**処方内容（控え）を再度発行してもらえないか**連絡があった。	処方内容（控え）の再発行の目的を患者にご確認ください。 **引換番号が分からなくなったために再発行を希望している場合** ＃16 に記載の対応を行ってください。

#	質問	回答
		処方内容（控え）そのものの再発行を希望している場合 病院・診療所ごとに定められた運用に沿って本人確認を行った後、再発行した処方内容（控え）を提供してください。なお、処方内容（控え）は、処方箋登録から 24 時間以内であれば再取得可能です。
18	電子処方箋を発行したにもかかわらず、患者から従来どおり**紙の処方箋の発行依頼**があった。	以下の可能性が考えられますので、紙の処方箋を発行する目的を確認の上、ご対応をお願いします。従来どおり紙の処方箋を発行する場合は、発行済みの電子処方箋の取消を行ってください。 ● 患者が電子処方箋非対応の薬局に来局し、薬局から従来どおり紙の処方箋を発行するよう依頼された場合 ● 薬局側で電子処方箋を受け付ける際に障害が発生し、患者の電子処方箋を取得できなかった場合
19	電子処方箋を発行したにもかかわらず、**薬局から処方内容の照会及び紙の処方箋の郵送を求められた。**	以下の可能性が考えられますので、薬局に目的を確認の上、ご対応をお願いします。従来どおり紙の処方箋を発行する場合は、発行済みの電子処方箋の処方箋情報の取消を行ってください。 ● 薬局側で電子処方箋を受け付ける際に障害が発生し、電子処方箋を取得できなかった場合
20	薬局から処方箋の状況確認を依頼されたが何をすればよいのか。	処方箋状況及び調剤結果リスト取得機能を用いて該当の処方箋の状況をご確認ください。 <薬局において調剤中である旨のメッセージが表示された場合> 表示された薬局が別の薬局の場合、当該薬局への連絡を病院・診療所又は依頼した薬局が行い、調剤を行っていない旨を確認した上で受付の取消処理を依頼してください。 <当該処方箋は処方箋取消されている旨のメッセージが表示された場合> 誤って処方箋の取消処理を行っていた場合、取消処理によって削除した処方箋の復元機能（UNDO

#	質問	回答
		機能）を使用して処方箋を復元してください。
21	調剤結果の取得	
	過去に発行した処方箋に対する**調剤結果を取得できない。**	薬局で登録されてから 100 日を経過した調剤結果については取得対象外です。 調剤結果の取得が可能な期間の場合は、時間をおいて取得を再度行ってください。
22	院内処方等情報の登録	
	長期間入院している患者に対する院内処方等情報の登録も必須か。	長期入院の患者で、リアルタイムに院内処方等情報を登録できず退院時等にまとめて登録する場合は、レセプト由来の薬剤情報でカバーできない直近 100 日分を、処方/調剤/投薬を行った日ごとに登録してください。

電子カルテ情報共有サービス よくある質問

参照する文書について

運用マニュアルの「第５章 診療情報提供書の登録・閲覧（電子カルテ情報共有サービス対応病院・診療所向け）」、「第６章 健康診断結果報告書の登録・閲覧（電子カルテ情報共有サービス対応病院・診療所向け）」、「第７章 臨床情報の登録・閲覧（電子カルテ情報共有サービス対応病院・診療所向け）」、「第８章 患者サマリーの登録（電子カルテ情報共有サービス対応病院・診療所向け）」では、業務の流れや業務上の注意事項を示しています。システムや端末等の操作で不明点がある場合、注意事項を確認したい場合は、以下の文書をご確認ください。また、異常は発生していないものの、表示された画面の意味を知りたい場合や仕様（電子カルテ情報共有サービスでできること）について確認したい場合も、運用マニュアルの該当箇所に加え、以下の文書をご確認ください。

システムや端末等の操作で不明点がある場合に参照する文書

不明点のあるシステム/端末	参照する文書
電子カルテシステム等	電子カルテシステム等操作マニュアル ※ 病院・診療所ごとに契約している病院・診療所システムベンダ（病院・診療所システムの導入作業を行ったベンダ）が提供
オンライン資格確認等システム（Web アプリケーションによる健康診断結果報告書、臨床情報の閲覧）	オンライン資格確認等システム操作マニュアル（管理者編）、オンライン資格確認等システム操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）、オンライン資格確認等システム操作マニュアル（医療情報閲覧編）、オンライン資格確認等システム操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編） ※ 医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載
顔認証付きカードリーダー	顔認証付きカードリーダー操作マニュアル ※ 利用している顔認証付きカードリーダーを製造しているベンダが提供

問題が発生している場合は、以下をご確認ください。

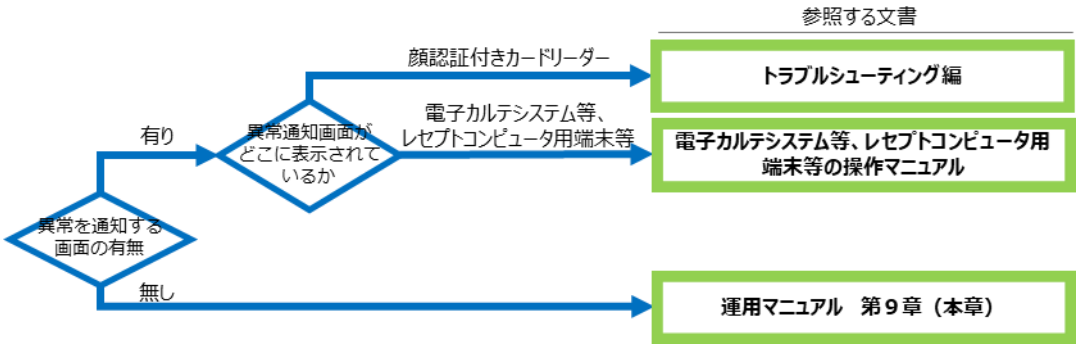

問題が解決しない場合には本マニュアル「第１０章 お問い合わせ」を参照し、各問い合わ

せ先に確認又は対応方法を相談してください。

質問/回答集

問題が起きたタイミングを以下の図でご確認ください。記載されている番号は、質問/回答の表と対応していますので、質問/回答の検索にご活用ください。

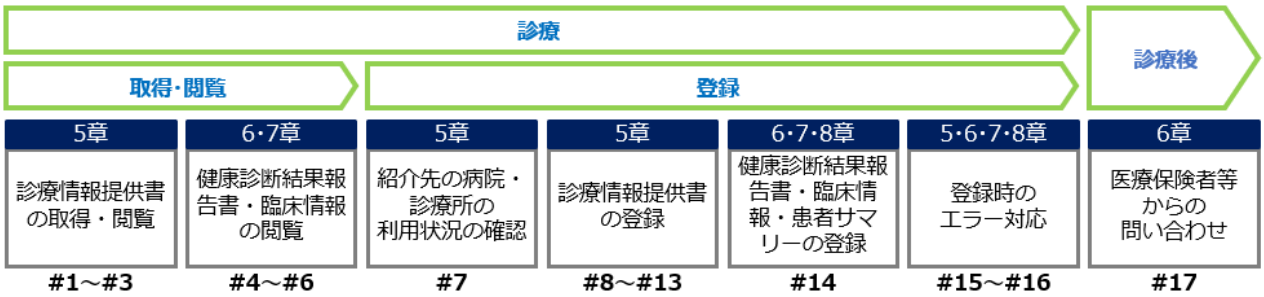

（１）診療（取得・閲覧）

#	質問	回答
	診療情報提供書の取得・閲覧	
1	電子カルテ情報共有サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害等に伴い、診療情報提供書の取得ができない。	障害報告・復旧依頼をするため、お使いの電子カルテシステム等のシステムベンダへご連絡をお願いします。また、紹介元の病院・診療所へ連絡し、FAX等で診療情報提供書の送付を依頼してください。 なお、電子カルテ情報共有サービスの障害であった場合は、医療機関等向け総合ポータルサイトに障害状況に関する案内が掲載されますので併せてご確認ください。
2	診療情報提供書の取得可能期限※が超過したが、再度取得したい場合はどのように対応すればよいか。 ※ 診療情報提供書の取得可能期限については、本マニュアル第 5 章 218 ページの「B. 診療情報提供書を閲覧する場合（2）診療情報提供書の取得・閲覧」をご参照ください。	電話等により紹介元の病院・診療所に連絡し、診療情報提供書を電子カルテ情報共有サービスに再度登録してもらうよう依頼してください。
3	病院・診療所において、システム障害等のやむを得ない理由で電子カルテ情報共有サービスを利用した診	電子カルテ情報共有サービスを利用した診療情報提供書の取得を停止するには、オンライン資格確認端末の環境設定情報更新画面で電子カルテ

#	質問	回答
	療情報提供書の取得を停止したい場合は、どのように対応すればよいか。	情報共有サービスの設定を「利用しない」に変更し、その後オンライン資格確認端末を再起動してください。 診療情報提供書の取得を再開する際は、電子カルテ情報共有サービスの設定を「利用する」に変更し、その後オンライン資格確認端末を再起動してください。 詳しい操作方法は、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル」をご参照ください。
4	電子カルテ情報共有サービスで送られてきているはずの診療情報提供書が取得できない。	紹介元の病院・医療機関に再送信をご依頼ください。送信ができない場合は、郵送や FAX など紙媒体での送付をご依頼ください。
	健康診断結果報告書・臨床情報の閲覧	
5	資格確認書等を用いて資格確認を行った際に健康診断結果報告書及び臨床情報の同意を取得し、閲覧したい。	資格確認書等で資格確認を行った場合は、同意取得ができないため、健康診断結果報告書及び臨床情報の閲覧はできません※。 健康診断結果報告書及び臨床情報は、マイナンバーカードを使用して資格確認を行った場合にのみ閲覧できます。 ※　健康診断結果報告書及び臨床情報の同意取得については、本マニュアル第２章 46 ページの「Ａ．（４）同意の確認」をご参照ください。
6	健康診断結果報告書及び臨床情報の同意を取得したにもかかわらず閲覧できない。	使用しているアカウントをご確認ください。健康診断結果報告書及び臨床情報の閲覧を許可された医師等のアカウントからのみ閲覧が可能であり、その他の職員のアカウントから閲覧することはできません※。 ※　アカウントの種類や各アカウントの付与方法については、「操作マニュアル（管理者編）」をご参照ください。
7	大規模災害発生時には、健康診断結果報告書及び臨床情報閲覧のための同意をどのように取得すればよいか。	大規模災害発生時、厚生労働省が指定した地域の病院・診療所は、 医療機関等向け総合ポータルサイトのお知らせやメール等で「災害時医療情報閲覧」機能の利用開始通知を受け取ります。こ

#	質問	回答
		の通知を受け取った場合、「災害時医療情報閲覧」機能を利用して、マイナンバーカード無しで患者の同意情報を登録することや、患者から同意を取得することが困難な場合に同意無しで健康診断結果報告書及び臨床情報を取得・閲覧することができるようになります。 このような場合における健康診断結果報告書及び臨床情報の閲覧については、「災害時医療情報閲覧」機能を使用してください※。 ※ 通常時の健康診断結果報告書及び臨床情報の閲覧において電子カルテシステム等を使用しており、資格確認端末又は閲覧用端末に医療情報閲覧用のショートカットが無い場合でも、資格確認端末の資格確認用アプリケーションから「災害時医療情報閲覧」機能の利用が可能です。

（２）診療（登録）

#	質問	回答
	紹介先の病院・診療所の利用状況の確認	
8	電子カルテ情報共有サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害等に伴い、紹介先の病院・診療所における電子カルテ情報共有サービスの利用状況を確認できない。	障害報告・復旧依頼をするため、お使いの電子カルテシステム等のシステムベンダへご連絡のうえ、紙の診療情報提供書を発行してください。 なお、電子カルテ情報共有サービスの障害であった場合は、医療機関等向け総合ポータルサイトに障害状況に関する案内が掲載されますので併せてご確認ください。
	診療情報提供書の登録	
9	電子カルテ情報共有サービスを利用して診療情報提供書の送付を行いたいが、添付ファイル数や容量が多く、電子カルテ情報共有サービス又は電子カルテシステム等の制限を超過する場合はどのように対応すればよいか。	電子カルテ情報共有サービスへの登録データが第５章 213 ページの「A.診療情報提供書を登録する場合（３）診療情報提供書の作成・ポイント 添付可能な情報」の制限を超える場合には、以下のような対応をご検討ください。 ● 診療情報提供書・添付情報ともに、紙又はCD-ROM 等で発行し、郵送又は患者に紹介先の病院・診療所に持参していただく。

#	質問	回答
		● 診療情報提供書と制限内の添付情報は電子カルテ情報共有サービスに登録し、制限を超えるデータは郵送又は患者に紹介先の病院・診療所に持参していただく。
10	電子カルテ情報共有サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害等に伴い、診療情報提供書の登録が完了しない。	障害報告・復旧依頼をするため、お使いの電子カルテシステム等のシステムベンダへご連絡をお願いします。また、紙の診療情報提供書を発行してください。 なお、電子カルテ情報共有サービスの障害であった場合は、医療機関等向け総合ポータルサイトに障害状況に関する案内が掲載されますので併せてご確認ください。
11	電子カルテ情報共有サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害等に伴い、診療情報提供書の変更ができない。	**紹介先の病院・診療所による診療情報提供書取得前の場合** 短期間で復旧しない場合、紙の診療情報提供書を発行し、復旧後に電子カルテ情報共有サービスに対して登録を行った診療情報提供書の削除を行ってください。 **紹介先の病院・診療所による診療情報提供書取得後の場合** 短期間で復旧しない場合、紙の診療情報提供書を発行してください。また、電話等により紹介先の病院・診療所に連絡し、該当文書の削除を依頼してください。 なお、電子カルテ情報共有サービスの障害であった場合は、医療機関等向け総合ポータルサイトに障害状況に関する案内が掲載されますので併せてご確認ください。
12	電子カルテ情報共有サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害等に伴い、診療情報提供書の取消ができない。	**紹介先の病院・診療所による診療情報提供書取得前の場合** 復旧後、電子カルテ情報共有サービスに対して登録を行った診療情報提供書の取消を行ってください。 **紹介先の病院・診療所による診療情報提供書取得後の場合** 電話等により紹介先の病院・診療所に連絡し、該

#	質問	回答
		当文書の削除を依頼してください。 なお、電子カルテ情報共有サービスの障害であった場合は、医療機関等向け総合ポータルサイトに障害状況に関する案内が掲載されますので併せてご確認ください。
13	電子カルテ情報共有サービスを利用して診療情報提供書を送付したが、患者の転居等により紹介先の病院・診療所を変更する必要があり、変更後の紹介先が電子カルテ情報共有サービスを利用していない場合は、どのように対応すればよいか。	**紹介先の病院・診療所による診療情報提供書取得前の場合** 電子カルテ情報共有サービス上で登録した診療情報提供書の取消を行ってください。また、紙の診療情報提供書を発行し、変更後の紹介先の病院・診療所に送付してください。 **紹介先の病院・診療所による診療情報提供書取得後の場合** 電話等により紹介先の病院・診療所に連絡し、該当文書の削除を依頼してください。また、紙の診療情報提供書を発行し、変更後の紹介先の病院・診療所に送付してください。
14	患者から電子カルテ情報共有サービスを利用して診療情報提供書を紹介先の病院・診療所に送付することの同意を取得したが、後日同意を撤回したいとの依頼を受けた場合はどのように対応すればよいか。	**紹介先の病院・診療所による診療情報提供書取得前の場合** 電子カルテ情報共有サービスに対して登録を行った診療情報提供書の取消を行ってください。 **紹介先の病院・診療所による診療情報提供書取得後の場合** 電話等により紹介先の病院・診療所に連絡し、該当文書の削除を依頼してください。
15	健康診断結果報告書・臨床情報・患者サマリーの登録	
	電子カルテ情報共有サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害等に伴い、健康診断結果報告書、臨床情報及び患者サマリーの登録・変更・取消ができない。	復旧後、健康診断結果報告書、臨床情報及び患者サマリーの登録状況の履歴を確認し、処理が実行されていない場合は、電子カルテ情報共有サービスに対して健康診断結果報告書、臨床情報及び患者サマリーの登録・変更・取消を行ってください。
16	登録・閲覧時のエラー対応※	
	診療情報提供書、健康診断結果	**エラー内容を確認した結果、病院・診療所側で**

#	質問	回答
	報告書、臨床情報及び患者サマリーの登録・閲覧時にエラーが返却され、登録・閲覧できない。	**対応が可能な場合** 医療従事者等はエラー内容に従って修正対応を行い、再度登録・閲覧を行ってください。 **エラー内容を確認した結果、病院・診療所側での対応が不可能な場合** 電子カルテシステム等のシステムベンダへご連絡ください。 なお、患者がＤＶや虐待等の被害を受けており、住民基本台帳事務に基づく支援措置等により、保険者に対して情報不開示の申請が行われている場合は、診療情報提供書、健康診断結果報告書、臨床情報及び患者サマリーの登録・閲覧時にエラーが返却され、登録・閲覧できません。 診療情報提供書の登録時にエラーが表示された際は、紙の診療情報提供書を発行してください。また、紙の診療情報提供書に切り替えたことを患者に対して忘れずに連絡してください。
17	電子カルテ情報共有サービスを利用して診療情報提供書を送付したが、患者の帰宅後にエラーとなっていることに気づいた場合は、どのように対応すればよいか。	**エラー内容を確認した結果、病院・診療所で対応が可能な場合** 医療従事者等はエラー内容に従って修正対応を行い、再度登録を行ってください。 **エラー内容を確認した結果、病院・診療所での対応が不可能な場合** 電子カルテシステム等のシステムベンダへご連絡いただき、エラー解消後、再度診療情報提供書の登録を行ってください。また、エラーの解消が難しい場合や時間が掛かる場合、紙の診療情報提供書を発行してください。紙の診療情報提供書に切り替えた場合は、患者への連絡も忘れずに行ってください。
18	医療保険者等からの問い合わせ	
	医療保険者等から、健康診断結果報告書に関する問い合わせを受けたが、どのように対応したらよい	医療保険者等が電子カルテ情報共有サービス経由で取得した健康診断結果報告書について疑義が生じた場合、医療保険者等から当該文書を登

#	質問	回答
	か。	録した病院・診療所（健診実施機関）へ問い合わせを行うことがあります。問い合わせを受けた際は、問い合わせ内容に従って対応してください。 ＜問い合わせ事由（例）＞ ・医療保険者等が電子カルテ情報共有サービス（新規フロー）経由で取得した健康診断結果報告書の記載内容に誤りがある場合 ・「医療保険者等が電子カルテ情報共有サービス（新規フロー）経由で取得した健康診断結果報告書」と、「医療保険者等が健康保険法等に基づき病院・診療所（健診実施機関）（既存フロー）経由で取得した健康診断結果報告書」の記載内容に差異がある場合 ※ 健康診断結果報告書の提出フローの詳細は、本マニュアル第６章 228 ページの「健康診断結果報告書の提出フロー」をご参照ください。

※ 登録情報に不備がある場合、エラーメッセージが返却され、電子カルテ情報共有サービスに情報を登録できません。エラーメッセージに従って、登録情報を修正してください。エラーメッセージの内容はお使いの電子カルテシステム等によって異なりますので、詳細はシステムベンダにお問い合わせください。

その他 よくある質問

#	質問	回答
	セキュリティインシデントの発生が疑われる場合	
1	自医療機関において**医療情報の漏えい等のセキュリティインシデント発生の疑い**があるが、どのように対応すればよいか。	各病院・診療所に対するサイバー攻撃等によって医療情報システムに障害が発生し、医療情報の漏えい等のセキュリティインシデントが疑われる場合は、以下の連絡先に速やかに報告してください。 **医政局医療情報担当参事官室** 電話番号：03-6812-7837 メールアドレス：igishitsu@mhlw.go.jp また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、併せて必要な所管官庁への連絡等を行ってください。 本人同意を得て閲覧した医療情報や処方箋情報を電子カルテシステム等に保存することはできますが、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を踏まえ、適切な情報管理を行っていただくことが必要です。その上で、オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスの利用にあたって、病院・診療所が保有するシステムにおいて医療情報等（本人同意を経て閲覧した医療情報や処方箋情報など）を保存・管理している間に発生したセキュリティインシデントについては、病院・診療所の責任範囲となります。 また、病院・診療所からオンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスにデータを送信して到達するまでの間に生じたセキュリティインシデントについても、電気通信事業者等が病院・診療所との契約に基づき責任を負う通信経路で生じた場合等は、病院・診療所の責任範囲となる場合があります。 なお、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスを維持・運営する医療情報基盤・診療報酬審査支払機構と、サービス利用者となる病院・診療所の責任分

#	質問	回答
		界については、「電子処方箋管理サービス利用規約」及び「電子カルテ情報共有サービス利用規約」において詳細に定められておりますので、ご参照ください。

第１０章 お問い合わせ

オンライン資格確認や薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報閲覧、健康診断結果報告書、臨床情報閲覧、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスに係る不明点について、「第９章 困った時には」を読んでも解決しない場合、病院・診療所ごとに契約している病院・診療所システムベンダへお問い合わせいただくか、又は医療機関等向け総合ポータルサイト※をご活用ください。

不明点の解消に向けては、以下の４つの解決方法（FAQ・チャットボット・お問い合わせフォーム・電話）を用意しています。

※医療機関等向け総合ポータルサイト

URL:https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index

二次元コード

① FAQ

24 時間対応

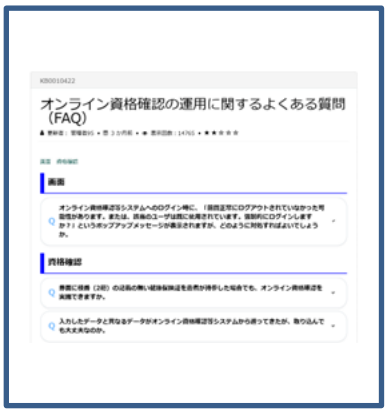

【概要】FAQ は、オンライン資格確認や薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報、健康診断結果報告書、臨床情報閲覧、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスに関する、よくある質問とその対応方法を記載しています※。

※ FAQ ページのイメージ画はオンライン資格確認等システムの FAQ ページを参考に掲載しています。

【操作手順】医療機関等向け総合ポータルサイトから FAQ のページへアクセスしてください。カテゴリーごとに対応方法が記載されています。また、キーワードを入力することで関連情報を検索できます。

② チャットボット

24 時間対応

【概要】チャットボット シカク君は、オンライン資格確認や薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報、健康診断結果報告書、臨床情報閲覧、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスについて 24 時間 365 日相談できるお問い合わせ窓口です。自動応答により、知りたい情報を即時に取得することができます※。

※ 電子カルテ情報共有サービスに関するチャットボットは、本番運用開始に向けて順次対応予定です。

【操作手順】医療機関等向け総合ポータルサイトを開くと、画面右下

に表示されます。シカク君の案内に従って情報を選択することで、知りたい情報が表示されます。

③ お問い合わせフォーム

【概要】問い合わせフォームは、オンライン資格確認や薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報、健康診断結果報告書、臨床情報閲覧、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスについて担当者へメールで相談できるお問い合わせ窓口です。24 時間 365 日問い合わせ可能ですが、担当者の回答に日数を要する場合があります。

【操作手順】医療機関等向け総合ポータルサイトからお問い合わせフォームのページにアクセスしてください。返信用の連絡先とお問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者が回答いたします。

④ 電話

【概要】オンライン資格確認等コールセンターでは専任のスタッフが電話で直接対応します。コールセンターの混雑時や営業時間外はチャットボットやお問い合わせフォームをご活用ください。

【お問い合わせ先】
電話番号：0800-080-4583（通話無料）
営業時間：平日 8:00～18:00、土曜 8:00～16:00（日曜、祝日及び年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日は除く。）

モバイル端末等の安全管理に関するチェックリスト

- モバイル端末等を用いてオンライン資格確認のサービスを利用する場合、そのモバイル端末等は、施設等が業務用のみに用いる端末であることが望ましいです。
- 施設においては、以下のチェックリストを活用しながら、モバイル端末等を安全に管理するようお願いします。
- なお、職員個人の所有する又は個人の管理下にある端末の業務利用（Bring Your Own Device; BYOD）も想定されます。BYOD を実施する場合も、以下のチェックリストを活用して、施設が管理する情報機器等と同等の対策を講じるようお願いします。

チェック実施日：_____年____月____日

担当者：_____

チェック欄	対策内容
端末上の対策	
□	OS やソフトウェアは、自動アップデート機能等により常に最新の状態に保ちましょう。また、提供元が確認できないソフトウェアをインストールしないようにしましょう。
□	ウイルス対策ソフトウェアを導入して定期的なウイルススキャンを行い、悪意のあるソフトウェアを検出・除去するようにしましょう。また、ウイルス対策ソフトウェアを常に最新版に更新しましょう。
□	端末に対して、推定されにくいパスワードやロック等を設定した上で、定期的に変更等するなどの対策を行いましょう。
管理上の対策	
□	資格確認業務に用いる情報機器等について台帳で管理を行い、端末が、施設により許可された職員に使用され、上記の「端末上の対策」が講じられていることを定期的に確認しましょう。
□	個人情報等の漏洩を防ぐため、端末等の安全管理について、職員に対して周知・教育訓練等を定期的に実施しましょう。

参考：「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン　第 7.0 版（令和 8 年 6 月）」